

# 令和4年第4回志布志市議会定例会会議録

## 目 次

第1号（12月2日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （令和4年度志布志市一般会計補正予算（第10号））	21
11. 日程第5 議案第61号 志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	22
12. 日程第6 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	27
13. 日程第7 議案第63号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	32
14. 日程第8 議案第64号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市会計 年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	34
15. 日程第9 議案第65号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	38
16. 日程第10 議案第66号 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について	41
17. 日程第11 議案第67号 志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	44
18. 日程第12 議案第68号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	46
19. 日程第13 議案第69号 志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定につ いて	47
20. 日程第14 議案第70号 志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定につ いて	48
21. 日程第15 議案第71号 志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の	

		制定について	49
22. 日程第16	議案第72号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について	50
23. 日程第17	議案第73号	志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	52
24. 日程第18	議案第74号	財産の取得について	53
25. 日程第19	議案第75号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について	55
26. 日程第20	議案第76号	志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について	66
27. 日程第21	議案第77号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について	67
28. 日程第22	議案第78号	志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の 指定について	68
29. 日程第23	議案第79号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）	68
30. 日程第24	議案第82号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）	71
31. 日程第25	同意第3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	72
32.	散 会		73

## 第2号（12月5日）

1.	議事日程	74
2.	出席議員氏名	75
3.	欠席議員氏名	75
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	75
5.	議会事務局職員出席者	75
6.	開 議	76
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	76
8.	日程第2 一般質問	76
	小野 広嗣	76
	野村 広志	96
	稲付 洋平	111
	持留 忠義	120
	隈元 香穂子	127
9.	延 会	142

## 第3号（12月6日）

1.	議事日程	143
2.	出席議員氏名	144
3.	欠席議員氏名	144

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	144
5. 議会事務局職員出席者	144
6. 開 議	145
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	145
8. 日程第2 一般質問	145
南 利尋	145
小辻 一海	164
小園 義行	184
9. 延 会	202

#### 第4号（12月7日）

1. 議事日程	203
2. 出席議員氏名	204
3. 欠席議員氏名	204
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	204
5. 議会事務局職員出席者	204
6. 開 議	205
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	205
8. 日程第2 一般質問	205
鶴迫 京子	205
栢山 晋司	222
9. 散 会	235

#### 第5号（12月16日）

1. 議事日程	236
2. 出席議員氏名	238
3. 欠席議員氏名	238
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	238
5. 議会事務局職員出席者	238
6. 開 議	239
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	239
8. 日程第2 議案第61号 志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	239
9. 日程第3 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	240

10.	日程第 4	議案第65号	志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について……	241
11.	日程第 5	議案第66号	志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について……	242
12.	日程第 6	議案第67号	志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について…	244
13.	日程第 7	議案第68号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について ……………	245
14.	日程第 8	議案第69号	志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定につ いて ……………	246
15.	日程第 9	議案第70号	志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定につ いて ……………	246
16.	日程第10	議案第71号	志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の 制定について ……………	246
17.	日程第11	議案第72号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について ……………	248
18.	日程第12	議案第74号	財産の取得について ……………	249
19.	日程第13	議案第75号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について ……………	251
20.	日程第14	議案第76号	志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について……	252
21.	日程第15	議案第77号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について……	254
22.	日程第16	議案第78号	志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の 指定について ……………	255
23.	日程第17	議案第79号	令和 4 年度志布志市一般会計補正予算（第11号） ……………	256
24.	日程第18	議案第82号	令和 4 年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第 4 号） ……	259
25.	日程第19	議案第80号	令和 4 年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第 2 号） …	260
26.	日程第20	議案第81号	令和 4 年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） ……………	261
27.	日程第21	議案第83号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について ……………	262
28.	日程第22	議案第84号	令和 4 年度志布志市一般会計補正予算（第12号） ……………	263
29.	日程第23	陳情第 1 号	「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議 論などを求める陳情書 ……………	266
30.	日程第24	閉会中の継続審査申出について （総務常任委員長） ……………		268
31.	日程第25	閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長） ……………		269
32.	閉 会			269

令和4年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
12月2日	金	本会議	開会・会期の決定
3日	土	休 会	
4日	日	休 会	
5日	月	本会議	一般質問
6日	火	本会議	一般質問
7日	水	本会議 委員会	一般質問 予算常任委員会（現地調査）
8日	木	委員会	常任委員会
9日	金	委員会	予算常任委員会
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	休 会	
13日	火	休 会	
14日	水	休 会	
15日	木	休 会	
16日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第61号	志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第62号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第63号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第64号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号	志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号	志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について
議案第67号	志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
議案第68号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について
議案第70号	志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
議案第71号	志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
議案第72号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第73号	志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号	財産の取得について
議案第75号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第76号	志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について
議案第77号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
議案第78号	志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定について
議案第79号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）
議案第80号	令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第81号	令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第82号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
議案第83号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第12号）
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度志布志市一般会計補正予算（第10号））
陳情第1号	「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書
同意第3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の活用について	(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を積極的に活用し、年々、激甚化・頻発化する自然災害や感染症等から、施設を利用している高齢者等を守るための取組を後押しする考えはないか。	市長
	2 高額療養費の支給申請手続の簡素化について	(1) 国民健康保険法施行規則の一部が改正されたことにより、国民健康保険の高額療養費の支給申請について、市町村の判断により手続を簡素化することが可能となっている。対象となる市民の負担軽減・市民サービス向上の観点からも、高額療養費の支給申請手続の簡素化に取り組むべきではないか。	市長
	3 出産・子育て応援交付金について	(1) 政府が11月8日に閣議決定した2022年度補正予算案に、すべての出産家庭に計10万円を支給して妊産婦の伴走型支援につなげる「出産・子育て応援交付金」事業が盛り込まれたが、現時点における本市の認識と今後の対応について問う。	市長
	4 こども家庭庁を見据えた施策について	(1) 本年6月、「こども家庭庁設置法案」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立し、明年4月にこども家庭庁が設置をされる。今後、子供に関する包括的な支援体制の強化、構築が期待されるが、国の動向を踏まえ、本市ではこども政策を今後どのように推進していくのか。	市長 教育長
	5 発達性読み書き障害（ディスレクシア）について	(1) 発達性読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害のひとつのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振に陥り、二次的な学校不適應などが生じる疾患である。ディスレクシアに関する認識について問う。	教育長



質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 野村広志	1 物価変動等の対処に関する考え方について	<p>(1) 日本を含む世界各国でインフレが加速して物価が高騰し、市民生活を直撃している。特に介護保険サービスや障害福祉サービス等を提供する事業者は、発生する経費について、ほとんどのモノの価格が上昇しており大変苦慮しているようである。そこで、県が発表した新たな支援策について詳細を示せ。</p> <p>(2) 本市が発注する工事請負契約について、通常予見不可能な物価変動等によって、契約単価の変更を措置する場合の考え方について示せ。</p> <p>(3) 昨今の物価高騰を受けて、本市の各種団体補助金や交付金補助金等の在り方について、どのような考え方を持っているのか示せ。</p>	市長   市長  市長 教育長
	2 戦争遺産の考え方について	(1) 戦争遺産に対する考え方や向き合い方を整理し、後世に語り継ぐべき遺産として、どのように位置づけて考えていくのか示せ。	市長 教育長
3 稲付洋平	1 人口減少について	<p>(1) 人口減少に対する方向性ならびに対策について以下を問う。</p> <p>① 人口減少の原因分析について。</p> <p>② 志布志市U・Iターン者支援事業の利用状況は。</p> <p>③ 今後、人口が増える見通しはあるのか。</p> <p>④ 本市のPR力を向上させるべきではないか。</p>	市長
	2 耕作放棄地について	<p>(1) 耕作放棄地が増加する原因、対策について以下を問う。</p> <p>① 耕作放棄地は増加傾向である。原因分析しているのか。</p> <p>② 今後の対策案として具体的な計画はないか。</p>	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 稲付洋平	3 保育施設・放課後児童クラブ利用申込について	(1) 認可保育施設、放課後児童クラブの利用申込について以下を問う。 ① 申請は期間中の土日を除く8時30分から17時15分となっているが、受付時間を延長できないか。 ② インターネットを利用した申請は可能か。	市 長
	4 商工業小規模事業承継支援対策事業補助金について	(1) 本事業について以下を問う。 ① 支援の状況について ② 市内、市外の補助金差額を無くすべきではないか。 ③ 事業承継したい方をPRしていく考えはないか。	市 長
4 永田 梓	1 生物多様性について	(1) 生物多様性の保全と持続可能な利用について市民の意識向上等を図ることを目的として、先日、九州初となる生物多様性センターがオープンしたが、現状と今後の在り方について問う。 ① 令和4年8月のオープン計画がなぜ遅れたのか。また、今後の事業展開をどのようにイメージしているのか問う。 ② 各地域にビオトープ（生物生息空間）を設置し、環境教育の場として活用する考えはないか問う。 ③ 独自に生物多様性に関する調査・研究を行っている民間団体・個人に対して、調査・研究助成金を交付する考えはないか問う。	市 長 教 育 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 永田 梓	2 道の駅松山について	(1) 道の駅松山の活性化を地元住民は強く望んでいるが、現状と今後の在り方について問う。 ① シェアキッチンとして、施設の一部を開放する考えはないか問う。 ② 多目的広場にオートキャンプ場を整備する考えはないか。また、ふれあい広場に遊具を整備する考えはないか問う。	市長
5 持留 忠義	1 畜産振興について	(1) 肉用牛の価格が短期間で下落し、生産者の経営環境悪化や意欲低下などによる生産基盤の弱体化が懸念される中で、経営改善に取り組む生産者を支援するため、国において優良肉用子牛生産推進緊急対策事業が実施されているが、現場の生産者の疲弊は長期にわたっていることから、奨励金単価の見直しなど本市として声を上げることはできないか。 (2) 配合飼料の高騰が続いているが、本市としての見解と、今後の具体的な対応策を問う。	市長 市長
	2 茶業振興について	(1) 茶の年間平均価格が十数年にわたって低迷しており、経営状況は厳しさを増している。価格補填に取り組む考えはないか。 (2) 原油価格の高騰に対する支援・助成はできないか。	市長 市長
	3 サツマイモ基腐病等への対策について	(1) サツマイモ基腐病の蔓延や発生を予防するため病害虫対策が行われたが、その効果を問う。 (2) サツマイモ基腐病が2018年に発生が報告されて以降、さつまいもの生産に大きな打撃を与えているが、これまで被害を受けた生産者数や面積を把握しているか。	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 持留忠義	3 サツマイモ基腐病等への対策について	(3) サツマイモ基腐病の影響とともに肥料価格の高騰が続いている。支援・助成を行う考えはないか。	市長
6 隈元香穂子	1 市内商工業者への今後の支援策について	(1) 廃業する事業所が増えているが、物価高騰し、補助金に続く支援策の検討はされているか。 (2) 商工会、観光協会などの団体に属さない事業者に対しても情報の共有はできているか	市長 市長
	2 産婦人科・小児科のオンライン診療相談及び産婦人科誘致について	(1) 産婦人科オンライン診療・相談の必要性について問う。 (2) 産婦人科医院跡の再活用について検討する考えはないか。 (3) 小児科オンライン相談の必要性について問う。	市長 市長 市長
	3 市民目線の市政の在り方について	(1) 市の事務事業を市民に伝達するまでの過程において、当事者を含む関係各位を交えた意見交換の場を設けることの必要性を問う。	市長
7 南 利 尋	1 新しいまちづくりについて	(1) 新たな拠点づくりを実現するために、官民一体となった具体的なグランドデザインを策定すべきではないか問う。	市長
	2 地域振興について	(1) 本市の特性を生かした新たなグリーンツーリズムの拠点として、旧出水中跡の利活用を図るべきではないか問う。	市長
	3 観光振興について	(1) 本市を訪れる観光客に対して、点在する観光スポットを紹介し、経済活動を促すためにも、経済活動拠点となる物産館を整備すべきではないか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7南 利尋	3 観光振興について	(2) ダグリ岬周辺整備事業が国際の森周辺まで拡張された。国際の森周辺の地形の特性を生かし、世界的に人気のあるジップスライダーや、アスレチック等を整備すべきではないか問う。	市長
	4 スポーツ振興について	(1) 本市から九州大会、全国大会に出場する選手に対して、新たな助成事業を行なうべきではないか問う。	市長 教育長
8小辻一海	1 環境行政について	(1) 生物多様性の保全と持続的な利用確保に市民が理解して取り組む必要があると考えるが、進むべき方向性と今後の取組について問う。	市長 教育長
		(2) 生物多様センターの設置場所や人員体制など事業運営について問う。	市長
		(3) 生物多様性の保全と持続的な利用についての考察や、子供たちへの具体的な教育について問う。	市長 教育長
		(4) メリケントキンソウ撲滅事業に対する検証・評価と今後の取組について問う。	市長 教育長
		(5) 市内各地において、多くの外来生物が確認されているが、駆除や生態系の保護、農林畜産物への被害を防ぐための対策が必要と考える。外来生物の現状と対策について問う。	市長
		(6) 高齢者、子育て世代、市内企業、市外から移住された方々からごみ分別の簡素化や焼却施設整備等の多くの意見を聞くが、今後の取組について問う。	市長
9小園義行	1 学校給食について	(1) 現在半額補助となっている給食費の全額無償化について今後の考え方を問う。	市長 教育長
		(2) 学校給食調理及び配送業務の民間委託について問う。	市長 教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
9小園義行	1 学校給食について	(3) 1997年文科省の審議会答申で単独校調理場方式への移行について答申が出されている現状と併せてどのように考えるか。	市長 教育長
	2 国保について	(1) 来年度の県への納付金額は示されたのか。	市長
		(2) 県国保財政安定化基金は令和3年度末でいくらかになるのか。	市長
		(3) 市町村国保の納付金の上昇を抑制するために基金としていくらか活用できるのか。	市長
3 インボイスについて	(4) 基金の運用方針を10月に開かれた国保運営連携会議財政部会で協議されたと聞くが、どのような方針になったのか。	市長	
	(5) 県の基金の運用の考え方は「県の1人あたり国保事業費納付金額の対前年度伸び率が10%を超過した場合に使える」としているが10%の引き下げを要求すべきではないか。	市長	
4 道路行政について	(1) シルバー人材センターの運営についてその後の対応について問う。	市長	
10鶴迫京子	1 防災・減災について	(1) 市道の維持管理について考え方を問う。	市長
		(2) 国・県との連携について問う。	市長
10鶴迫京子	1 防災・減災について	(1) 地震・津波・台風などの自然災害から命を守るため防災・減災対策について、どのように取り組んでいるのか本市の状況を問う。	市長
		① 海岸線一帯の津波・台風対策について	
		② 津波避難困難区域解消に向けての取り組みについて	
		③ 志布志市総合防災マップを周知・活用し、市民の自主的な防災意識の向上を図るための取組について	

質問者	件名	要旨	質問の相手方
10鶴迫京子	1 防災・減災について	<p>④ 災害対策本部機能の充実・強化、各種災害等に迅速に対応できる体制整備をどのように図るのか。また、庁内体制はどうか。</p> <p>⑤ 備蓄対策をどのように推進していくのか。</p> <p>⑥ 届出避難所の現状と今後の活用について</p> <p>⑦ 地域防災リーダー育成への取組は。また、自主防災組織の育成・充実を図るための取組は。</p>	市長
11栞山晋司	1 学校と保護者の負担軽減について	<p>(1) 文部科学省の「全国の学校における働き方改革事例集」にも記載があるように、学校職員と保護者の双方向の負担軽減を図る取組を行う必要があると考えるが、以下の点について問う。</p> <p>① 統合型校務支援システムを活用した、保護者との連絡手段のデジタル化について</p> <p>② 出欠連絡だけでなく、アンケートにも活用できるアプリ導入の考えはないか。</p>	市長 教育長
	2 ヒアリングフレイルについて	<p>(1) 若年層におけるヒアリングフレイルについての考えを問う。</p>	市長 教育長
	3 創業支援について	<p>(1) 商店街や地元企業の活性化のみならず、人の流れを生み出す新たなプロジェクトや、市外に進学した若年者等の将来的な地元回帰への後押しとなる観点から、創業支援施策の現状を問う。</p>	市長

## 令和4年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和4年12月2日（金曜日）午前10時09分

場所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度志布志市一般会計補正予算（第10号）)
- 日程第5 議案第61号 志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第63号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第64号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第65号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第66号 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第12 議案第68号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第69号 志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第14 議案第70号 志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第71号 志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第72号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第73号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第74号 財産の取得について
- 日程第19 議案第75号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第76号 志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第77号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第78号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定につ



いて

日程第23 議案第79号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

日程第24 議案第82号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

日程第25 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時09分 開会 開議

○議長（平野栄作君） ただいまから、令和4年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

—————○—————

### 日程第2 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から12月16日までの15日間に決定しました。

—————○—————

### 日程第3 報告

○議長（平野栄作君） 日程第3、報告を申し上げます。  
地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から、第31期事業報告書及び決算報告書、第32期事業計画書及び収支予算書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思っております

次に、令和4年度総務大臣感謝状贈呈式において、本市議会から1名表彰を受けておりますので、報告いたします。

議員在職35年以上、福重彰史君。以上であります。

ここで、福重議員の御功績について御紹介申し上げます。

福重彰史議員は、昭和62年4月、松山町議会議員に当選以来、35年間の長きにわたり、松山町及び志布志市議会議員として在職され、地方自治の振興発展に尽力されております。

この間、松山町議会経済建設常任委員として、農業者の経済的かつ社会的地位向上等に貢献するため、農作業の受託事業や新規就農希望者に対する研修事業等に取り組む、財団法人松山町農業公社の設立に尽力されたほか、昭和59年度から計画的に進められてきた曾於東部畑地かんがい事業においては、整備の進行とともに受益面積や事業量、事業費に変更の必要性が生じたことから、積極的な見直しに奔走され、計画の変更にも尽力されております。

また、平成15年2月には、松山町議会議長に就任され、地方分権の推進、少子高齢化の進行、財政需要の増大など、町行政を取り巻く情勢の変化に対応するため、曾於郡松山町、志布志町、有明町の3か町による合併協議会の設置及び合併協議の取りまとめに尽力され、平成18年1月、

当該3か町の対等合併による志布志市設置に貢献された御功績等が高く評価され、このたび、本市議会議員として初の総務大臣感謝状を受賞された次第であります。

それでは、伝達のため、しばらく休憩いたします。

○  
午前10時13分 休憩

午前10時16分 再開  
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

ここで、受賞されました福重議員から、一言御挨拶をいただきたいと思います。福重彰史君、御登壇ください。

○20番（福重彰史君） それでは、一言お礼を申し上げます。

ただいま永年の感謝状をいただきまして、大変身に余る光栄であり、また身の引き締まる思いでございます。松山町議からの通算ということで、これもひとえに合併前の松山町民の皆様、そして合併後の志布志市民の皆様、さらには歴代の議会や執行部の皆様の御理解と御協力、また御指導、御鞭撻のおかげでございまして、心から厚く御礼を申し上げます。

顧みますれば、長い議会や議員活動の中におきましては多くの思い出がございます。中でも、松山町議として初当選した2年目に、当時国のリゾート法に則った事業が全国各地で行われており、松山町におきましてもゴルフ場の誘致建設に向けての動きが活発になり、町を二分するような賛否両論がある中で、住民運動を展開して白紙撤回に持ち込んだことを鮮明に覚えております。また、平成の大合併におきましては、私も合併協議会の一員としまして、当初4か町で協議を行っていましたが、突如、大崎町が離脱をいたしまして、その後3か町で合併へ向けての大激論が展開をされまして、新生志布志市が誕生いたしましたことが思い出されます。

このように思い起こせば、枚挙にいとまがないところでございます。今、志布志市は、交通アクセスの整備が着々と進捗しております。今後、南九州の交通の要衝となり、港湾を中心とした市街地そして背後に広がる農業地帯が南の玄関口として、また食料基地として未来へ大きく発展する可能性を潜めております。私も今回のこのことを励みに、微力ではありますが、未来へ躍動する志布志市の発展のために尽くしてまいりますこととお誓い申し上げまして、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

[拍手]

○議長（平野栄作君） 以上で、受賞者の挨拶を終わります。

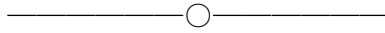
○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第4、承認第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度志布志市一般会計補正予算（第10号））

○議長（平野栄作君） 日程第4、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードの交付申請件数の増加に伴い、緊急に令和4年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和4年11月16日に、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,398万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ282億6,520万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫委託金の総務費国庫委託金は、個人番号カード交付事務費を410万5,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金金の基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金を2,988万円増額するものであります。

予算書は7ページ、付議案件説明資料は1ページ及び2ページであります。

歳出の総務費の戸籍住民基本台帳費は、マイナポイント対象の申請期限の延長や、マイナ志推進事業の相乗効果により、申請件数が増加しているため、マイナンバーカード推進事業を410万5,000円、マイナ志推進事業を2,988万円、それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） どれぐらい今マイナンバーカードの交付申請があったのですか。

○市民環境課長（留中政文君） 11月20日現在の率でございます。交付率が57.52%でございます。申請率につきましては、同じく11月20日現在でございますが、72.85%でございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

○

日程第5 議案第61号 志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第61号、志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） 議案第61号、志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

本案は、全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑高度化する行政課題への的確に対応していくため、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承するため、令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度等が導入されるため、本市職員の定年等に関し、志布志市職員の定年等に関する条例を改正するものでございます。

付議案件説明資料3ページを御覧ください。

1の定年引上げ制度について説明いたします。

(1)の段階的な定年引上げにつきましては、現行60歳としている定年年齢を、早見表のとおり、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度以後、一律65歳とするものでございます。

(2)の役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)の①につきましては、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職として勤務できる上限の年齢を原則60歳とするものでございます。イメージ図のとおり、60歳到達後最初の令和5年4月1日以降は、課長・局長・監の管理職については主幹となります。なお、課長補佐及び主幹兼係長も主幹となります。主幹は主幹のまま、係長・主任主査は主任主査となります。②につきましては、高度の知識や勤務の特殊性、業務の遂行上重大な障害となる特別な場合、管理監督職の職員が、役職定年により他の職に変わること、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、引き続き管理監督職のまま勤務させることができるよう、役職定年には特例の規定を設けております。

4ページをお開きください。

(3)の再任用制度のうち、①の定年前再任用短時間勤務制につきましては、60歳以後の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後定年年齢前に退職した職員を、短時間勤務の職で再任用することができる制度を新たに設定いたします。②の暫定再任用制度につきましては、定年の段階的な引上げ期間中、定年退職した職員の65歳までの雇用を確保するため、暫定的に現行の再任用と同様の運用をいたします。

(4)の給与につきましては、定年引上げに伴い、61歳となる年度以後の職員の給与水準を、当分の間、60歳到達時の給料月額7割水準といたします。また、61歳となる年度以後の職員の昇給は行わないこととしています。

(5)の退職手当につきましては、定年引上げに伴い、61歳となる年度以後に給料月額が減額(7割水準)となっても、退職手当の基本額は、減額前の給料月額を基礎に計算する「ピーク時特例」を適用します。本市は、退職手当事務を鹿児島県市町村総合事務組合で行っているため、組合が条例を改正することとなります。

それでは、条例改正の説明を申し上げます。

付議案件説明資料6ページの新旧対照表をお開きください。

改正により条項が増加するため、章立てを行い、目次を新設しております。

まず第1章、総則の第1条は、地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項番号を改めます。

第2章の定年制度の第3条は、60歳の定年年齢を65歳に引き上げるものです。

第4条第1項ただし書は、管理監督職に従事している職員を定年に達した後も引き続いて管理監督職に従事させる場合、第9条第1項又は第2項の管理監督職勤務上限年齢による管理監督職への任用の制限の特例の規程により異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限ると規定するものでございます。

7ページをお開きください。

第4条第1項第1号は、「退職により」を「退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に改めるものです。

第4条第1項第2号は、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」

に改めるものです。

第4条第1項第3号は、字句の整理を行うものです。

第4条第2項は、定年を延長する際の起算日を規定するものです。また、管理監督職勤務上限年齢による管理監督職への任用の制限の特例の規程により異動期間を延長した場合の起算日については、異動期間の末日と規定するものであります。

第4条第3項は、「引き続いて」を「引き続き」に改めるものです。

第4条第4項は、第4条第1項及び第2項の特例により延長した定年について、事由がなくなった場合に繰り上げることができるよう規定するものです。

第3章は、管理監督職勤務上限年齢制について新たに規定いたします。

第6条は、地方公務員法第28条の2第1項に、条例で定めるとされている管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について規定しております。

第1号は、市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局の課長、局長、監を規定しております。

第2号は、水道課長を規定しております。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢いわゆる役職定年の年齢を60歳と規定しております。

8ページをお開きください。

第8条は、管理監督職勤務上限年齢に達した職員を他の職へ降任する際、任命権者が遵守すべき事項を規定しております。

第8条第1号は、役職定年で降任しようとするときは、適性を有すると認められる職に降任することを規定しております。

第8条第2号は、役職定年で降任しようとするときは、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をすることを規定しております。

第8条第3号は、役職定年で降任しようとするとき、当該職員より上位の職員も降任する場合は、上位の職員と同じか下位の職制上の段階に降任することを規定しております。

第9条第1項は、役職定年後も管理監督職として勤務させることができる特例について規定しています。

第9条第1項第1号は、高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずる場合を規定しております。

第9条第1項第2号は、勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずる場合を規定しております。

第9条第1項第3号は、当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずる場合を規定しております。



9ページをお開きください。

第9条第2項は、役職定年後も管理監督職として勤務させることができる特例は、1年を超えない範囲内で延長できることを規定しております。また、特例により役職定年後も管理監督職として勤務させることができる期間は3年以内と規定しております。

第10条は、役職定年後も管理監督職として勤務させる場合は、当該職員の同意を得なければならないことを規定しております。

第11条は、役職定年後も管理監督職として勤務させた場合に、延長させる理由がなくなった場合は降任させることを規定しております。

第12条は、年齢60年に達した日以後、定年前までに退職した職員を短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務職員について規定しております。

第13条は、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

10ページをお開きください。

制定附則の改正について説明いたします。

附則第2項は、令和5年度以降、段階的に定年を延長することを規定しております。

附則第3項は、年齢が60歳に達する年度の前の年度に、60歳以後の任用、給与その他の必要な情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認することを規定しております。

本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第9条の規定は、交付の日から施行するものでございます。

以上で、議案第61号、志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わります。御審議方よろしく賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（西江園 明君） 今の説明資料の4ページ上段の再任用制度について伺いますけど、この②を見ますと、「65歳までの雇用を確保するため、暫定的に現行の再任用と同様の運用とします」と書いてありますが、これは現在も5年間という任用の制度となっているのかが1点。

次に、（4）給与の①、給与水準ですけど、「当分の間、60歳到達時」となっておりますけど、行政の言葉で「当分の間」という表現というのは、どういう理解をしたらいいのですか。その2点をお伺いします。

○総務課長（小山錠二君） 1点目の（3）再任用制度、②の暫定再任用制度でございますが、戻っていただきまして3ページの中ほどの表にあります、昭和37年度生まれの方は60歳で定年をするわけですので、その方については暫定再任用ということで5年間勤務になります。現在、再任用制度がございます。その再任用制度が廃止されることによって、引き続きこの暫定再任用という形で雇用するものでございます。

（4）の「当分の間」につきましては、国家公務員につきましては、60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、本来は給与水準を維持することが望ましいということから、引き続き給与制度について検討を行うことを前提に、俸給月額7割措置については、当分の間の措

置と位置づけられております。併せて、国家公務員法の改正法附則に設けられた検討事項におきましては、60歳前後の給与水準が連続的なものになるよう定年の段階的引上げが完了するまでに、人事院における検討を踏まえ、政府が所要の措置を講じることとされております。国家公務員による検討の状況を注視しながら必要な見直しを実施していくということでもありますので、その間の「当分の間」ということとさせていただきます。

○13番（西江園 明君） 2点目は分かりました。1点目の今のその説明で、現行の任用制度は廃止になってこの暫定云々ということですけど、今後は暫定的に現行の再任用と同様の運用になるということですけど、現在は何年かということを知っているんですけど。

○総務課長（小山錠二君） 現在も65歳まで再任用という形でございます。

○19番（小園義行君） この説明資料の3ページですけど、この管理監督職というのは、60歳を迎えてその後勤める人たちは、全て管理監督職という職員と理解していいのですか。

○総務課長（小山錠二君） 60歳以後につきましては、基本的には役職を定年をするということになりますので、課長職におきましては主幹となります。特例におきまして、役職定年を延長することができるということで、特例で規定をしておりますので、その場合については、1年単位の3年以内までの役職の延長ができると規定をされております。

○19番（小園義行君） 分かりやすくしないと、管理監督職という職員というのは、60歳までは普通の職員ですよ、課長だったり係長だったりね。60歳になってちょっと延びますね、その後の実際昭和39年生まれ、62歳で定年としますよね、ここからの後をこの管理監督職というふうに理解したらいいんですよ。そのことをちょっと分かりにくいからですよ。

○総務課長（小山錠二君） 3ページの中ほどの表の昭和39年度生まれを例にいたしますと、令和6年度の60歳に達したときに、役職定年となるところであります。その後につきましては、役職定年を迎えまして主幹という形になりますので、管理監督職ではなくなるということになります。62歳が本来の主幹という形での定年になりますので、その後が暫定再任用と、残り3年を今の再任用という形になるところであります。

○19番（小園義行君） 管理職と言ったら、例えば課長とかいろんな形でありますね、ここの「管理監督職の職員が」となっているものだから、例えば昭和39年生まれのこの方で、今の制度だと60歳で定年ですよ。そのときに課長補佐だったり主幹だったりした人は、そのままその課長でいくということではないですよ。そこで、そういった定年を迎えた後、仮に62歳までとすると2年間ありますね、そういった人たちを全て総して、管理監督職というふうに理解をしないんですかね。それだと何かすっきりするんですけど。そうではないんですね、よく分からないんですけど。

○総務課長（小山錠二君） 60歳までが管理監督職となりますので、先ほどの表でいきます昭和39年度生まれでいけば、60歳までが管理監督職となります。今の課長級の方々はですね。その後、60歳以降につきましては、管理監督職から主幹のほうに降任をします。その2年間については主幹として降任となります。その後62歳で定年ということになりますので、それ以降が暫定再任用

という形で残り3年間で65歳まで務めることとなります。

○議長（平野栄作君） 特に認めます。

○19番（小園義行君） そこはよく分かりました。

あとこの退職手当ですけど、これは基本は現行60歳で定年になったときに退職手当が支給されるということじゃなくて、実際に今回条例が可決された後の62歳で定年したときに、退職手当は支給するというそういうことですよ。

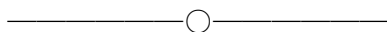
○総務課長（小山錠二君） そのとおりでございます。先ほどの昭和39年度生まれの例でいきますと、62歳で定年退職を迎える方については、そこで退職手当を支給するということとなりますが、冒頭説明であったように、60歳で退職するときの基本給月額を算定基礎として計算をして、その時点で支払うこととなります。ただし、60歳で定年を選ぶという方もいらっしゃるれば、60歳時点で役職定年を選ぶという職の多様性ということであれば、60歳でも可能です。その時点でやはり60歳退職時の俸給月額の基礎となる算定となっているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第6 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第62号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第62号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

本案は、全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑高度化する行政課題への確に対応していくため、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承するため、令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理職として勤務す

る上限年齢を定める役職定年制度等が導入されるため、本市職員の定年等に関し、関係条例を改正するものでございます。

付議案件説明資料4ページを御覧ください。

2の条例の概要に、主な条例改正の内容を記載しております。

下の表の第1条関係では、「志布志市職員の分限の手続及び効果に関する条例」につきまして、給料月額7割措置を条例による降給事由として位置づける規定の整備をいたします。

第2条関係では、「志布志市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」につきまして、減給において減ずる額の基礎となる給料月額を発令の日に受けるものとする等の規定の整備をいたします。

第3条関係では、「志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」につきまして、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をいたします。

付議案件説明資料5ページになります。

第4条関係では、「志布志市職員の育児休業等に関する条例」につきまして、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備をいたします。

第5条関係では、「志布志市一般職の職員の給与に関する条例」につきまして、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び原則として特定日以後の給料月額を7割水準とする規定の整備をいたします。

第6条関係では、「志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」につきまして、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備いたします。

第7条関係では、「志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」につきまして、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をいたします。

第8条関係では、「志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」につきまして、地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項番号を改めるものであります。

第9条関係では、「志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」につきまして、再任用制度の廃止に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備をいたします。

第10条関係では、現行の再任用制度を廃止いたします。

それでは、議案に基づき説明いたします。

付議案件説明資料の11ページ、新旧対照表をお開きください。

第1条関係、「志布志市職員の分限の手続及び効果に関する条例」の第1条につきましては、今回改正で附則に降給に関する事項を定めるため「降給」を追加して、規定を改正するものでございます。

附則第3項につきましては、地方公務員法第27条第2項におきまして、「この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降給されない」と規定されているため、役

職定年による給料7割の措置を条例による降給事由として位置づける規定でございます。

附則第4項につきましては、役職定年による給料7割措置の適用を受ける職員に、給料月額が変動することを通知することの規定であります。

第2条関係、「志布志市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」につきましては、減給の発令後、役職定年により7割措置となった場合などに、発令時点の給料月額5分の1の額が、7割措置後の給料月額5分の1を超える場合は、7割措置後の5分の1を減ずることを規定しております。

12ページになります。

第3条関係、「志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」につきましては、地方公務員法の改正に伴う適用条項の改正及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

13ページになります。

第4条関係、「志布志市職員の育児休業等に関する条例」につきまして、第2条は育児休業、第14条は育児短時間勤務について、することができない職員に、志布志市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により、役職定年を延長された管理職を追加するものであります。

第23条は、地方公務員法の改正に伴う適用条項の改正及び「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものであります。

14ページになります。

第24条は、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものであります。

第5条関係は、「志布志市一般職の職員の給与に関する条例」につきまして、第6条第4項は字句の整理をするものです。

第6条第6項につきましては、60歳に達した日後最初の4月1日以後においては、昇給させないことを規定するものであります。

第6条第10項につきましては、地方公務員法の改正に伴い削除するものです。

第7条第1項につきましては、「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改めるものであります。

15ページになります。

第7条第2項につきましては、地方公務員法の改正に伴う適用条項の改正並びに再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

第7条第3項につきましては、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改めるものであります。

第13条第1項第2号につきましては、「以下『自動車等』という。」を「以下この条において『自動車等』という。」に改めるものであります。

第13条第2項第1号については、規定を摘要する項及び号を追加し、16ページになります。

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、併せて字句の整理を行うものであります。

第13条第2項第3号は「その者」を「当該職員」に改めるものであります。

第16条第1項は、「場合は」を「場合には」に改めるものであります。

第16条第2項については、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

第16条第4項については、「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、17ページになります。「場合は」を「場合には」に字句の整理を行うものであります。

第16条第5項につきましては、「場合は」を「場合には」に改めるものであります。

第23条第2項は、「その者」を「当該職員」に改めるものです。

第23条第3項は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第26条第1項は、「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改めるものであります。

第26条第2項第1号及び第2号は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

18ページになります。

第26条第3項から5項は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第28条の表題と第28条は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、条例改正に伴う引用条項を改正するものであります。

附則第6項は、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料7割措置について、100分の70を乗じた額と規定するものであります

附則第7項は、給料7割措置を適用しない職を規定しております。

第1号は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員、第2号は、志布志市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により役職定年を延長された職員、第3号は、志布志市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により定年を延長された職員を規定しています。

附則第8項は、役職定年により降任し、給料7割措置となった場合に、異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない場合に、当分の間、差額に相当する額を給料として支給することを規定しております。

19ページになります。

附則第9項は、第8項の規定による差額と7割措置後の給料額の合計が、当該職員の属する職務の級の最高の号給を超える場合は、第8項中の「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職

員の受ける給料月額」とすることを規定しております。

附則第10項は、役職定年による降任をせず給料7割措置の適用を受けている職員で、役職定年で降給して調整された給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給することを規定しております。

附則第11項は、附則第8項又は9項の規定による給料を支給される職員以外の給料7割の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給することを規定しております。

附則第12項は、給料7割措置等に関する事項を規則へ委任すること規定しております。

附則第13項は、育児短時間勤務職員等に対する給料7割措置について、7割措置を算定した額に算出率をかけた額とすることを規定しております。

20ページになります。

別表第1は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

21ページになります。

第6条関係、「志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」について、第19条の見出しの「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、地方公務員法の改正に伴う適用条項を改正するものです。

第7条関係、「志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の第2条は、地方公務員法の改正に伴う適用条項を改正するものです。

第23条は、見出しの「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、地方公務員法の改正に伴う適用条項を改正するものです。

第8条関係、「志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」は、地方公務員法の改正に伴う適用条項を改正するものです。

22ページになります。

第9条関係、「志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」は、第2条第2項第1号については、地方公務員法の改正により再任用職員に関する規定が削除されたことに伴い、削除するものです。

第2条第2項第2号については、定年前再任用短時間勤務職員を派遣できるよう規定するものであります。

第2条第2項第5号については、役職定年を延長された管理職を派遣できない職員に規定するものです。

第10条関係、「志布志市職員の再任用に関する条例の廃止」につきましても、定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、従来の再任用制度が令和4年度末で廃止されるため、条例を廃止するものです。

本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第62号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第7、議案第63号及び日程第8、議案第64号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号及び議案第64号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

#### 日程第7 議案第63号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第63号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和4年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長に対しまして、同年12月に支給する期末手当の額を増額する措置を講じるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） 議案第63号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本案は、人事院の令和4年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長



の期末手当の額の改定を行う必要があることから提案するものでございます。

今回の人事院勧告は、令和4年4月時点での民間給与が国家公務員を上回る結果になったことに受けて、月例給、期末・勤勉手当等の引上げが行われたものでございます。

付議案件説明資料の23ページをお開きください。

勧告の主な改定内容としましては、国家公務員給与と民間給与との較差を埋めるため、一般職の月例給を平均0.23%引上げ、期末・勤勉手当を現行の4.30月分から4.40月分とし、年間0.1月分引き上げるものとなっております。

これを受けまして、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも、勧告どおりの内容で提案可決されており、内閣総理大臣等の特別職についても、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律で、期末手当を現行の3.25月から3.30月として、年間0.05月分引き上げることが提案可決されたところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえまして、今回、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を提案するものでございます。

それでは、議案に基づき説明申し上げます。

付議案件説明資料の24ページをお開きください。

第1条関係、特別職、第2条関係、議会議員の令和4年12月支給の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げ、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるものでございます。

議案書になります。

本条例は、公布の日から施行するものでありますが、附則第2項では、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、今回の改正後の規定は令和4年12月1日から適用することを定めております。

附則第3項では、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払分として取り扱うことを定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） 報酬等審議会におきまして、何か御意見等が出されているのか、内容的なものをお聞かせください。

○総務課長（小山錠二君） 議員報酬等の審議会におきましては、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとされております。

今回の改正につきましては、報酬及び給料の月額改定ではなくて、期末手当の支給率の改正のみとなっておりますので、審議会の開催は見送ったところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第63号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決することに決定しました。



**日程第8 議案第64号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第64号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和4年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行うとともに、会計年度の途中で給料表の改定が行われた場合の会計年度任用職員の給料への準用については、当該改定が行われた会計年度の翌年度の4月1日とする等の措置を講じるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） 議案第64号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して説明申し上げます。

第1条は、「志布志市一般職の職員の給与に関する条例」につきまして、人事院の令和4年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行う必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の25ページをお開きください。

先ほども説明いたしましたが、1の一般職の職員の概要は、（1）人事院勧告の概要のとおり、（2）国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも、同様の内容で提案・可

決されており、これを受け本市におきましても、(3)今回、給料表、勤勉手当の額の改定等を提案するものでございます。

26ページから27ページになります。

(ア)職員、(イ)管理監督職、(ウ)再任用職、(エ)再任用職で管理監督職の勤勉手当を改正する表でございます。

2の会計年度任用職員の概要につきましては、再任用職員の例によるとされ、翌年度から変更することを規定しております。

それでは、議案に基づき説明を申し上げます。

付議案件説明資料の28ページをお開きください。

第1条関係、「一般職の職員の給与」第26条では、令和4年12月支給の勤勉手当の支給月額を0.1月分引き上げ、「100分の95」を「100分の105」に改めるものであります。なお、6月、12月の支給月数は現在100分の95ですので、今回の改正では、6月分の支給規定と区別するため、6月支給についての条文を追加しております。また、同項の規定に基づく規則で定める職にある職員とは管理職手当を支給されている職員で、その職員については「100分の115」から「100分の125」に引き上げるものであります。

次に、再任用職員は0.05月分引き上げることとなることから、「100分の45」から「100分の50」に改め、再任用職員で管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員は「100分の55」から「100分の60」に改めるものであります。

次に、別表、行政職給料表を御覧ください。

民間給与水準を踏まえ、平均0.23%引き上げるものです。初任給につきましては、大卒3,000円、高卒4,000円の引上げとなっております。対象となる若年層の職員は114名であります。一人当たり月額平均1,900円程度となっております。

第2条関係、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償」につきましては、会計年度任用職員の給料・報酬は、一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表を準用しております。また、会計年度任用職員の期末手当は、再任用職員の例によるとされておりますが、会計年度任用職員の報酬等の勤務条件が、年度の途中で、任用当初に提示されたものから変更されることがないようにするため、人事院勧告等による一般職の職員の給与の改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等の引上げ又は引下げを行う場合は、翌年度から変更するものとする規定を整備するものでございます。

議案書の最後のページになります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。附則第1条第2項では、「志布志市一般職の職員の給与に関する条例」の改正について、令和4年4月1日から遡及適用することを定めております。

附則第2条では、12月分の勤勉手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の勤勉手当について、今回改正後の勤勉手当の内払分として取り扱うことを定めて

おります。

附則第3条では、規則への委任を定めております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（西江園 明君） 27ページの2番ですね、会計年度任用職員の給与について、結局今まで議論してきました職員については、12月1日から即適用するということですよ。ただし、会計年度任用職員については、今回こういう形で支給率を0.05月分上げるけれども、適用は来年度4月1日からということですよ。こういうふうに、私から見れば差別というふうに受け取るのですが、これは上位法か何かあってこういうふうにしたのですか、それとも志布志市独自ののですか、その確認をお願いします。

○総務課長（小山錠二君） 令和4年度の人事院勧告におきまして、再任用職員についての給料の上げはありませんでしたが、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げるよう勧告されております。また会計年度任用職員の給料は、一般職の給料を準用しておりますので上げとなります。

引上げにつきましては、令和4年度からとなります。勤勉手当については、会計年度任用職員については支給がございませんので、今回の改正にはございませんが、会計年度任用職員の任用につきましては、会計年度ごとの任用であるということ踏まえまして、報酬や手当の改正の実施につきましては、年度単位で実施するということになります。これは、上げるときも下げるときも同様ということで、その形で運用しているところでございます。

○13番（西江園 明君） では次にその絡みで、これを条文で見た場合に32、33ページですよ、第4条とか下のほうの第14条、今説明があったように、これは旧ではなかったけど、今回こういうふうに条例を新設したという、この説明資料の表の見方はそういうふうに、新たに設けた条文であるというふうに理解していいのですか。まずそれが1点。

○総務課長（小山錠二君） 今回、これまで会計年度任用職員制度が運用された以後、今回給料の改定については3年ぶりというようなこともございますので、昨年度の期末手当の減額ということもございましたが、そのことも踏まえまして、今回この条例を追加して提案しているところでありますので、これに基づきまして、先ほど申しました会計年度ごとの任用ということ踏まえまして、年度単位で実施するというこの条文を追加したところでございます。

○13番（西江園 明君） 新設しなくてもいいような気もしたけど、ではちょっと伺いますけど、来年度4月から適用されるわけですけども、今回一般職とか特別職を含めて、我々もですけど、改定で率が下がったことがあって、今回ちょっと一部元に戻るといような形ですけども、会計年度任用職員は4月から適用されますと、では来年度例えば6月頃、また世の中の動向の中で、もし一般職を含めて特別職も引下げといような勧告が国から出た場合に、今回の条例では4月1日から適用するとなっていますけど、もし来年、年度途中でそういうふうに引下げとなった場合にはどうなるんですか。

○総務課長（小山錠二君） そのことにつきましても、会計年度の任用でございまして、その

年に下がった分については、翌年度の4月1日からの適用ということになりますので、会計年度任用職員につきましては、翌年度の4月1日からの適用ということになります。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今、西江園議員からもあったように、次の年からということですね。これは基本的には、任用が始まったときにきちんと契約をする、それに基づいてと、「変えられないよ、1年間は」ということがあるから、そういうことですよ。そこでその第6条ですよ、本市はフルタイムの会計年度任用職員というのはゼロですけど、実際にこのフルタイムの会計年度任用職員の方も規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。いわゆる市長が決定できるという条例ですよ。ここで、今西江園議員もおっしゃっていたように、一般職はそういうふうになるけれども、基本的にこのフルタイム職員には該当するということで、でも実際我がまちはフルタイム職員がゼロという状況ですのでね、ここをやはりどう考えるのかということでしょう。だから基本的には、これは規則を変えてやるということもできるわけですよ。そこについては、どんな議論がされたんですか。

○総務課長（小山錠二君） 第6条のフルタイムの会計年度任用職員ということで、条例で定めたとおりでございますけれども、フルタイムにつきましては、これまで議論があった中ではありますけれども、現在も各課ヒアリング等を行っております。各課それぞれ業務の質、内容によって、真に必要な職として求められるということの中で、フルタイムの会計年度任用職員が必要かということのヒアリングを行っている中では、現在、フルタイムの任用はないところであります。昨年度も12月定例会の一般質問の中であったんですけれども、真に今後の組織機構再編も含めまして、そういう職の在り方、そういう職の必要性が出てくるのであれば、その形ではフルタイムの任用ということも今後組織全体として考えていかなければならないということは考えているところであります。現在のところ、会計年度任用職員につきましては、短時間ということでの任用をしているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第64号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

## 日程第9 議案第65号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第65号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、行政組織の再編に伴い、課の新設及び各課に置かれる係に合わせて事務分掌の見直しの措置を講じるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） 議案第65号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の条例改正は、令和5年4月実施に向けた令和4年度の組織再編計画に基づくものであります。当該計画は、行財政改革委員会に諮問し、同委員会におきまして調査・審議し、その結果を了承するとの答申を受けたものでございます。

それでは、付議案件説明資料の34ページをお開きください。

今回の改正では、企画政策課の業務につきまして、主要施策の推進や政策立案体制の強化を目的とした「総合政策課」と、地域コミュニティを中心とした地域づくりや共生社会の実現に向けた取組を推進する「コミュニティ推進課」を新設し、総合政策課に「政策推進係」、「地域政策係」、「広報係」、「デジタル推進係」を、コミュニティ推進課には「地域コミュニティ係」と「ダイバーシティ推進係」を設置するものでございます。

これは、コロナ禍における社会変化をはじめとする昨今の情勢に迅速に対応する必要があることから、政策立案及び調整の役割を担う体制を構築すること、また、令和5年度中に市内全地区での設立を目指している地域コミュニティ協議会をはじめとした地域活動への支援体制の強化を図る必要があると判断した結果となっております。

これらを踏まえ、条例改正の主な内容につきまして説明申し上げます。

付議案件説明資料の35ページをお開きください。

まず、志布志市課設置条例第1条中の「企画政策課」を削除し、「総合政策課」及び「コミュニティ推進課」を新設するものであります。

次に、第2条中の「企画政策課」の項を「総合政策課」とし、第4号「男女共同参画に関する事」及び第5号「地域ブランドに関する事」を削除し、新たに第4号として「デジタル化に関する事」を加えます。男女共同参画に関する事につきましては、コミュニティ推進課の事務へ移行し、地域ブランドに関する事につきましては、実情を踏まえて削除しております。

また、コミュニティ推進課の項を新設し、第1号「地域コミュニティに関する事」及び第2

号「ダイバーシティに関すること」を加えます。

次の36ページをお開きください。

港湾商工課の項中第1号の「及び国際交流」を削除いたします。国際交流の事務につきましてはコミュニティ推進課で所管することとし、事務分掌規則におきまして国際交流に関する事務を規定いたします。

最後に、総合政策課を設置することに伴い、志布志市まちづくり委員会条例の第7条中の「企画政策課」を「総合政策課」に改めるものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（平野栄作君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** 今回こういう形で企画政策課を総合政策課として、志布志市の例えば農政に関することもこういったところできちんと論議できるとか、福祉課に関することもここで総合政策として新しい政策を出すときには、そこできちんと言論ができるかというふうに思うわけですね。総合政策課ですのでね、そういった考え方に基づいていいかと思ひます。でも、所管としてはこういうことですよと書いてあるから、本来全ての政策を出すにあたって、共有するという意味ではどこかが中心になって、そういう農政に関しても福祉に関してもそういったものが「議論される場が必要だな」とずっと思ひていましたけど、そういう意味じゃなくて、ここに書いてあるとおりですかね。福祉課の問題もそこで議論して、後は福祉課で具体的にやっていくと、そういうふうにするわけですけど、この総合政策課として全体、志布志市の全てについてという、そういう理解でいいのか、議論がどんなふうにするかというところ。

それと併せてですね、僕なんか大変横文字に弱いわけですけど、このコミュニティ推進課は、何とか理解ができますけど、ダイバーシティ推進係、これは日本語にできなかったものかどうか、そこについては、僕ももうすぐ後期高齢者になろうとしていて、70歳過ぎた年寄りとしてはね、非常に難しい、これ。どういふ議論があつてこのダイバーシティだったんですか。

**○市長（下平晴行君）** 総合政策というのはおっしゃるとおりでございます。いわゆる企画部門は総合政策として調整するんだと。これをより充実していこうという考え方でございます。

それから2点目のダイバーシティというのがありますが、これはおっしゃるとおりです。ダイバーシティとは何だろうと、市民が思ふことで良い理解をしてくれるんじゃないかということでの設定でございます。よろしくお願ひいたします。

**○19番（小園義行君）** 総合政策課にしたという意味は、今私がちょっと質疑で言ひましたそういう方向だということでも理解できました。このダイバーシティは何だという、その考へていただくことが大事なんだということですけど、やはり分かりやすくしたほうが、私は正直言つていいと思ひんですけど、これは総務常任委員会でもいろいろ議論されるでしょうけど、基本的にもっと分かりやすいものにしたほうが、分かっていますけど分かりやすいものにして、ここは高齢化率

も高いまちですのでね、そういったものは少し工夫が必要だったのではないのかなと思うんですけど、今、市長がおっしゃった、そこがきちんと発揮されればいいですけどね。

**○企画政策課長（西 洋一君）** 今回の組織、課の設置に伴いまして、ダイバーシティ推進係という名称に最終的に至った経緯といたしますか、このダイバーシティについては、直訳すれば「多様性」というような意味になります。あとはまた「相違点」という意味になっておりまして、形容語としては、「個人や集団の間に存在する様々な違い」というような解釈になるところです。

今回ダイバーシティ推進係が担う業務といたしましては、男女共同参画それから女性活躍推進、女性支援相談、性の多様性、人権、ワーク・ライフ・バランス、多文化共生、国際交流というような形で今想定しておりますが、ダイバーシティの対象といたしましては、年齢、性別、国籍、学歴、職歴、人種、民族、宗教、性的指向、性自認、価値観、身体機能と発達、ライフスタイルといった観点で、多様な人材を認め合い、社会で生かす戦略という形で認識されておりますので、現在、ダイバーシティ推進係が担う業務において、一つの係名として表示するとすれば「多様性」という言葉もありますが、「ダイバーシティ」という総称で、先ほど市長もありましたように、市民の方にも周知・理解を今後図っていくという意味も含めた形での係の名称とさせていただいたところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 新たに来年4月より総合政策課という形で立ち上げられるということで、今、全協でも少しお示しをいただきましたので、その方向性はよく理解をするところでもありますし、庁内横断的な政策に関して司令塔になるような、そういったところがないといけないなどというふうには思っているわけですが、実際この総合政策課ということでいくと、現場は持たないわけですよ。いわゆる様々な事業実施はそれぞれの課が行っていくと、そしてそれぞれの課が行っている補助事業も含めて、様々な事業に関してその見直し、推進等も含めてここでやっていくということプラス、財務課もありますよね。事業をチェックするという観点ではね。そういったところとの連携、そしてそれをやっていくことによって市長の肝入りでグループ制も少しずつ導入されていくのですが、そういったことを推進する中で、現場課と総合政策課あるいは財務課との関係性が言葉は悪いんですけども、上下関係みたいになっていくというのはあまり良くないなというふうに思うんですけども、そういった心配はいらぬということではよろしいですか。

**○市長（下平晴行君）** これはもう全くないというふうに思います。やはり先ほど言いましたように、全体の調整、そして施策をまとめているところが軸にならないと、上下関係というのはなくてですね、かえって相談しやすいような体制づくりをしたほうがいいのではないかという考え方で、こういう総合政策課というのを設けたところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** ぜひですね、そういう方向で進んでいくのが一番望ましいというふうに思うわけですが、どうしても協議・議論をしていく上で、例えば現場課の声よりもいわゆるこの企画政策の推進のほうが声が大きくなって行って、潰されていったというようなことがあって、せっかくいい方向へ進めようという考え方でしようけれども、庁内に不協和音が生まれて



いってマイナス要因が出てくるとモチベーションも下がっていきますので、そういったことがないように市長、副市長もいっしょって管理・監督をされていくんだろうと思いますけれども、そこは走りながらいろいろと見直すこともあろうかと思いたすけれども、その点だけはぜひ注意を払っておいていただきたいなというふうに思っています。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、現場の声がどう反映されていくのか、これが一番大事なことだというふうに思っています。例えば、現場の声を財務・企画で止めてしまうと、これは前に進まないわけでありますので、そのことを一旦聞いて、そして私も含め、副市長も含めてですね、やはりその議論する場が総合政策としての役割を果たしていけばいいのかなというふうに思っています。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第10 議案第66号 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第66号、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、全ての人が性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮して自分らしく、幸せに生きることができ社会的実現に寄与するための施策の基本となる事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（西 洋一君） 議案第66号、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について、補足して説明申し上げます。

議案書の目次にございますとおり、条例につきましては、前文と第1章から第5章までの25条の条文で構成されており、前文は男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の形成に関する現状と課題、取組の必要性を述べております。

付議案件説明資料は37ページをお開きください。

条例制定の提案につきましては、これまで男女共同参画に関して様々な取組を行ってまいりましたが、性別にかかわらずそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、個性及び能力を十分に発

揮し、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会を実現すること、また行政はもとより、市民、事業者、市内で活動するあらゆる行動主体のジェンダー平等に対する責務を明確にし、それぞれの取組によって、本市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていくための基盤とするものでございます。

それでは、条例の本文の内容について御説明いたします。

第1章、総則、第1条は条例の目的、第2条は、この条例において用いる語句の定義について、第3条は、ひとがともに輝くまちづくりを推進する上での七つの基本理念を定めるものでございます。

付議案件説明資料の38ページをお開きください。

第4条から第6条には男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の形成のためには、行政だけでなく、市民、事業者の理解や協力が必要であることから、それぞれの責務について定めるものでございます。

第2章、ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止等の第7条は、社会のあらゆる分野において、性別等に起因する差別や人権侵害等の禁止について、第8条は、公衆に表示する情報における表現への配慮について、また性の在り方の公表について定めるものでございます。特に、第8条第2項は、性の在り方に関する公表の自由は個人の権利であり、本人の意に反した暴露を禁止することを規定しており、県内の自治体で制定されている同様の条例と比較して、男女に限らず多様な性を尊重する社会づくりを推進するという本市の姿勢を明確にするものでございます。

第3章、ひとがともに輝く社会の推進に関する基本的施策の第9条から第14条までは、男女共同参画等を推進するための基本プランの策定についての取組や、施策の推進に必要な取組について定めるものでございます。第15条は、DV対策基本プランの策定について、第16条は、女性活躍推進計画の策定について、第17条は、施策の実施状況についての公表について、第18条は、男女共同参画等の推進に影響を及ぼすものとして、市民等からの申出があった場合の対応について定めるものでございます。

第4章、志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の第19条から第24条までは、施策の総合的かつ計画的な推進に資するために審議会を設置すること、及び審議会の組織運営等について定めるものでございます。

第5章、雑則は、第25条で条例に定めるもののほか、条例施行に関して必要な事項の決定を市長に委任することを定めるものです。

附則につきましては、第1項で施行日を、第2項から第4項は、現在策定済みである各計画を、この条例に規定する基本のプラン及び計画とみなすことを定めるものでございます。

また附則第5項は、ひとがともに輝くまちづくり審議会委員の報酬及び費用弁償の額を定めるため、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回この条例をつくるということですよ、提案されています。基本的に教育委員会とはどんな議論がされて、これ教育までね、学校教育、社会教育、ここに「ひとがともに輝く社会の形成に果たす教育の重要性」というふうにうたっていますけど、教育委員会とどういった議論がされて、こういう提案になったのかお願いします。

そしてもう一つ、女性活躍推進計画というここで、これまで志布志市もそういう男女共同参画社会の実現に向かっていろいろ努力されてきましたね。その中で、市がそういった計画を策定・変更するときは、まちづくり審議会の意見を聞かなければならないという、何かその審議会のほうが何か上で、市がつくるときにはその意見が最優先という、そういった形にちょっとこれを受け取れるわけですけど、市が策定する、行政が策定するそこに対して、このまちづくり審議会の意見を聞かなければならないというね、これについてはどういう関係性になるんだろうというのがちょっとありますけど、そこについてお願いします。

○企画政策課長（西 洋一君） 1点目の教育委員会との議論につきましては、今回のこの条例制定にあたりましては、外部の委員会であったり、あとは庁内の会議等で協議させていただいたところがございます。その中で、条例の制定前までは、これまでは男女共同に係る推進計画ということで男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン、それから女性活躍推進計画、DV対策基本プラン、これに基づいて男女共同参画に関する取組を行ってきたところがございます。当然、その中にも教育委員会に関わる社会教育、学校教育に関する取組もこの中に網羅しまして、取り組んできているところがございますので、今回あえて個別に教育委員会と協議ということではないのですが、全体の庁内会議の中で教育委員会も含めた条例全体の協議、それから今後策定するまちづくりプランについての協議を、その中でまた検討させていただいたところがございます。

それから、まちづくり審議会との関連性ですが、これにつきましては第19条に規定しておりますが、基本的に今申し上げた推進基本プランであったり、DV対策プラン、それから女性活躍推進計画等々の規定に関する協議もこれまで別の組織で行ってまいりましたが、今回条例に基づく審議会を設置しまして、この中でこの部分については協議をしていくというところがございます。そのほかには、ここの条文にありますように、市民からの申出それから第18条等にありますように、市民等の申出に対する条項の中で、疑義が生じた取組については、このまちづくり審議会の中で協議をして決定をするというような内容の審議会というところで御理解いただければよろしいかと思えます。

○19番（小園義行君） これは本当に、覚悟を持って志布志市がやるよということでの提案ですよ。だからその中で、それぞれに行政、市民、そういう事業者にまでいろんなそういうものを求めているわけですけど、今、私が本当に心配するのは、「市が女性活躍推進計画を策定又は変更するにあたっては、ともに輝くまちづくり審議会の意見を聞かなければならない」と、これは非常に難しく、今国会でやっていますね、旧統一教会の件があります。ああいったもので、この男女共同参画に反対だという人が、その中に仮におられたとしたときに、さっきありましたね、

市が本当にそういうまちづくりをダイバーシティ、ちゃんとやっていくんだというね、そういう多様性のもとに。そういうことさえも非常に、そこの審議会の意見を聞くということと、志布志市がこの条例に基づいてまちづくりを進めていくというのはどっちが優先かといったら、行政が本当にこの条例に基づいてそういった多様性をしっかり認めていくまちづくりをやるというときに、それを聞かなければいけないというのは、何かそこが意図的に仮にいろんなことがあったとしたら、市は進められないということになるわけですね。そういう関係性を少し心配するものですから、この「意見を聞かなければならない」という、ここはすごくどうなんだろうという、市がやろうということについて条例はこれはどうなるか分からないけれども、しっかりと市が責任を持ってやるという、そこにもう一つハードルを設けて、「その審議会が駄目だと言ったらやらないんですか」となってしまうんですよ。だから、そこについては、この「審議会の意見を聞かなければならない」ですよ、これは義務ですからね。だからそこはどうなんだろうという思いがちょっとあって、この条例を議案としてもらったときに見たところでしたけど、そこについては本当に難しくなってしまうのではないかというような気がします。そこで、あなたたちがこういった審議会の意見を聞かなければならないとした、義務とした、そのことの意味ですよ。これは少し僕は当局としては難しいことになっていくのではないかという思いがありますけど、そこまでどんな議論でこういう条例の提案になったのでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） 審議会の位置づけというところでいきますと、先ほども申しましたように、基本プランであったり、DV防止計画、女性活躍推進計画については、これまで外部の委員会でありました男女共同参画推進懇話会、こちらのほうで意見を伺いながら計画を策定していたという経緯もございます。今回条例を制定するにあたって、審議会を設置して同じような形で計画を作るときには意見をいただきながらというところで、意見を聞かなければならないというところで、最終的な決定権というところは明記しておりませんが、この中で意見を聞いて、あと市の責務という形でこの条例に規定する基本理念に則って、社会の形成に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならないという市の責務もございますので、あくまでもその審議会に諮って意見を求めると、その意見を基に施策を決定していくというようなスタンスで進めていきたいというふうには考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第11 議案第67号 志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第11、議案第67号、志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針その他基本的な事項を定め、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与するため、基本理念、市の責務等を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第67号、志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、補足して説明申し上げます。

まず、第1条「目的」は、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針その他基本的な事項を定め、市の責務等を明らかにすることにより、振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とすることを規定しているところでございます。

第2条「定義」は、第1号、中小企業・小規模企業から、第6号、市民まで各号に掲げる用語の意義を規定しています。

第3条「基本理念」は、第1号、中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進すること。第2号、市、中小企業者等、金融機関等、大企業者及び市民が、相互に連携することを基本理念として推進しなければならないことを規定しています。

第4条「市の責務」、第5条「中小企業者及び小規模企業者の責務」は、基本理念に則り、振興施策の推進をすることを規定しています。

第6条「関係団体の役割」、第7条「金融機関等の役割」、第8条「大企業者の役割」は、基本理念に則り、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めることを規定しています。

第9条「市民の理解及び協力」は、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めることを規定しています。

第10条「基本方針」は、第1号、経営に関する相談対応及び助言の充実を図ることから、第8号、多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進を図ることを規定しています。

第11条は「小規模企業者への配慮」、第12条は「中小企業者等の意見の反映」を規定しています。

第15条「中小企業・小規模企業推進会議」から第19条「会議」までは、推進会議の運営や会議の内容について規定しております。

なお、第16条「組織」では、委員として1号、関係団体の代表者、2号、学識経験者、3号、行政機関の職員、4号、前3号に掲げる者のほか、その他市長が必要と認める者の中から委員10人以内で組織するものであります。

附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行し、志布志市商工業振興対策協議会条例は廃止いたします。

以上が補足説明でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後1時に再開いたします。

—————○—————

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

—————○—————

## 日程第12 議案第68号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第68号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、市民の利便性の向上を図り、もって社会全体のデジタル化を推進するため、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第68号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料39ページをお開きください。

第8条は、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証を提示することで、印鑑登録証明書の交付を受けることを規定しておりますが、今回の改正によって、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等で印鑑証明書を受けることができるようになるため、窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける場合も、登録証の代わりに個人番号カードを提示することによって、交付を受けることができるよう、ただし書で規定するものです。

第9条及び第17条は字句の修正を行い、第18条として、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることができるように新設し、以下条を繰り下げるものです。

第19条は字句の修正です。

附則で、施行期日を令和5年2月1日とすることを規定しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第68号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第13 議案第69号 志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第69号、志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、農業集落排水事業に地方公営企業法を適用することに伴い、下水道管理特別会計及び志布志市農業集落排水事業積立基金を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第69号、志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料41ページをお開きください。

農業集落排水事業に地方公営企業法を適用することに伴い、第1条第4号に規定する「下水道管理特別会計 下水道管理事業」を削り、以下、号を繰り上げ、第2条に規定する条文を改めるものです。

条例をお開きください。

第2条に、志布志市農業集落排水事業積立基金条例を廃止することを定め、附則で、施行期日を令和5年4月1日とすること、及び改正前の志布志市特別会計条例の規定による、下水道管理特別会計の取扱いに関する経過措置を規定しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第14 議案第70号 志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第70号、志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、農業集落における生活排水及び事業排水による水質汚濁を防止するため、地方公営企業法第4条の規定に基づき、農業集落排水事業を設置するとともに、その経営の基本となる事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第70号、志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、農業集落における生活排水及び事業排水による水質汚濁を防止するため、地方公営企業法第4条の規定に基づき、農業集落排水事業の設置、法の財務規定等の適用、経営の基本などを定めるものであります。地方公営企業法を適用する意義としては、複式簿記により資産を含んだ形で経営状況を的確に把握し、中長期的な視点で経営方針を適切に決定することができる事が挙げられます。

条例の内容について御説明いたします。

第1条は、農業集落排水事業の設置について、第2条は、法の財務規定等の適用時期について規定しております。

第3条は、経営の基本として、農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域等について規定しております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について、第5条に、議会の同意を要する賠償責任の免除について規定しております。

第6条は、会計事務の処理で、会計管理者が行う事務について定めております。

開けていただきまして、第7条に、議会の議決を要する負担付の寄附の受領等について規定しております。

第8条に、業務状況説明書類の作成について規定しております。

附則で、施行期日を令和5年4月1日とすることを規定しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第70号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第15 議案第71号 志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第71号、志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、農業集落排水事業に地方公営企業法を適用することに伴い、同法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、同事業における剰余金の処分等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第71号、志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

剰余金の処分については、地方公営企業法第32条の規定により、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならないとされておりますが、剰余金の処分は、毎事業年度発生するため、議会の議決ではなく、条例の定めるところにより行うほうが事務処理の効率化を図ることができるため、今回提案するものであります。

条例の内容について御説明いたします。

第1条は、条例の趣旨について規定しております。

第2条は、利益の処分の方法及び積立金の取崩しについて定めておりますが、第1項で、毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を下らない金額を減債積立金に積み立て、残余の額を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることを規定しております。第2項に、積立金の種類を規定しております。

第3条は、資本剰余金について規定しております。

附則で、施行期日を令和5年4月1日とすることを規定しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



**日程第16 議案第72号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第72号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、指定金融機関及び収納代理金融機関の負担軽減並びに納付者の利便性の向上を図るため、督促手数料を廃止することに伴い、関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） 議案第72号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

この議案につきましては、市税や保険料、使用料等に関し、納期限を過ぎた後、督促状を発送した際の督促手数料を徴収する規定の廃止に関するもので、改正内容が同じであることから関係条例を一括して一部改正を行うものでございます。

付議案件説明資料の42ページをお開きください。

1、督促状及び督促手数料の根拠法令の（1）は、督促状に関する規定を記載しておりますが、地方税法、地方自治法において督促状を発することは義務付けられております。（2）は、督促手数料についてですが、上位法では、条例の定めるところによって、手数料を徴収することができるとなっております。督促手数料を徴収するかしないかの判断は市の裁量に委ねられており、中ほどの表で科目ごとの督促手数料徴収根拠を整理しておりますが、この条例の規定に基づき、督促状1通につき手数料100円を徴収しております。

2の廃止の理由及び背景でございますが、（1）金融機関の負担軽減について、現在の取扱いとしまして、督促状を発した後に本税額のみが記載された当初納付書で納付する場合は、金融機関の窓口で100円を追記して加算徴収してもらう必要があるところでございます。この取扱いに関し、金融機関側からは、総務省QRコード規格・活用検討会において、加算徴収廃止の要望があったということでございます。地方税統一QRコード納付につきましては、紙の納付書にQRコードを印字することで、納付情報を紙のやり取りからデータ送信に切り替えることで処理の効率化を図るものでございます。令和5年の4月から開始予定となっております。本市においては、軽自動車税種別割、固定資産税が対象となっております。

（2）納付者の利便性向上についてですが、現在、コンビニエンスストア、スマートフォンによる収納においては、納付書のバーコード表示を読み取り、印刷された額面どおりの収納を行い

ますが、督促状発送後に督促手数料が発生するため、コンビニエンスストア等での使用期限については納期限までと設定しているところがございます。督促手数料を廃止することで、当初納付書の使用期限を延長することができますので、納付者の利便性の向上が図られるとともに、重複納付防止の効果があるところがございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、付議案件説明資料の43ページをお開きください。

第1条関係は、志布志市税条例の改正、第2条関係は、志布志市農業集落排水処理施設条例の改正、第3条関係は、志布志市介護保険条例の改正でございますが、督促手数料に関する規定の削除、それに伴う条ずれの整理を行っております。

45ページをお開きください。

第4条関係は、志布志市治山事業等分担金徴収条例の改正でございます。督促手数料に関する規定の削除、それに伴う条ずれの整理を行っております。

46ページをお開きください。

第5条関係は、志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の改正でございます。督促手数料に関する規定の削除、それに伴う条ずれの整理を行っております。

47ページをお開きください。

第6条関係は、志布志市後期高齢者医療に関する条例の改正でございます。督促手数料に関する規定の削除、それに伴う条ずれの整理を行っております。

本条例の施行日は、令和5年4月1日としておりますが、経過措置としまして、施行前に発送した督促状に係る督促手数料については、従前の例によるとしております。

補足説明は以上でございます。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） この42ページに書いてありますね、「督促手数料を徴収することができる」と、これは全ての債権が該当するという理解でいいのですか。

○税務課長（濱田 茂君） 今回の条例改正につきましては、市の債権対策委員会のほうで税以外の債権についても協議をいたしまして、督促手数料については全て廃止するという事で協議しておりますので、ここに掲げております督促手数料は今回の改正で廃止をするところがございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

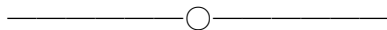
日程第17、議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省

略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



#### 日程第17 議案第73号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第73号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

本案は、公共下水道事業をその運営状況等に鑑み廃止することに伴い、公共下水道事業特別会計を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第73号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

志布志町公共下水道は、平成10年に生活環境の変化により、公共用水域の改善を図るために都市計画決定を行い、同年に事業認可を取得し、実施設計業務委託を行いました。財政上の理由により、平成12年から事業を休止しております。

このことから、令和元年度に鹿児島県事業評価監視委員会へ、市の汚水処理方針について、今後は合併処理浄化槽による推進を図る方針であることを説明し、事業の中止が妥当との判断をいただいたところでございます。

これに伴い、国や県と事業廃止に向けて協議を進め、今年度内に事業廃止の手続きが終わることから、今回条例を改正し、公共下水道事業特別会計を廃止するものでございます。

付議案件説明資料48ページをお開きください。

第1条の公共下水道特別会計を削除するものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第73号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま議決されました議案第73号については、先に提案されました議案第69号が、これから委員会審査に付されますので、改正条文の改正前、改正後の字句等を整理する必要があります。そこでお諮りします。

議決の結果、生じた字句等の整理については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号については、議長において字句等の整理を行うことといたします。

—————○—————

#### 日程第18 議案第74号 財産の取得について

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第74号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、財産の取得につきまして説明を申し上げます。

本案は、観光拠点用地を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第74号、財産の取得について補足して説明申し上げます。

付議案件資料の49ページをお開きください。

1、取得する土地の所在地、種別及び数量は、志布志市志布志町夏井字牟田194番6、原野、355.00㎡から、志布志市志布志町夏井字堀内564番3、山林、167.00㎡の11筆、4,813.89㎡を、志布志市土地開発公社から1,569万4,532円で取得するものでございます。

付議案件資料の50ページをお開きください。

志布志市では、6の（1）旧ゴルフ場建設計画地の一部とダグリ岬周辺景観整備事業として、6の（2）旧夏井荘跡地、6の（3）旧海水浴場休憩所跡地を取得しており、7の既存市有地そして今回提案の用地を含めて、ダグリ岬一体のエリアの魅力向上を図っていくものであります。

なお、既に取得している土地と今回取得する土地の一体性が同一であると判断し、取得価格合計が2,000万円以上、面積合計が5,000㎡以上であることから、議会の議決に付すべき財産の取得

でございます。

現在当該地の測量設計を予定しておりまして、民間事業者に事業提案を公募する計画であります。

以上が補足説明でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回こういう土地を取得されるわけですね。さきの議会でここの買収の計画はあって、現地調査もしましたね。もう一回、平成16年8月18日に旧志布志町時代からこの土地はずっと確保していたわけですね、今回全てのこの土地を、市の所有として観光拠点としての活用だということですね。ここにどういった将来に向けての具体的な計画なり、そういったものが考えられているのか、少しお示してください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず、9月議会で16筆ほど予算計上をしたところでしたが、まだ一部5筆ほど残っている、取得ができていないところがございます。しかしながら、それも踏まえて全体的な構想としましては、観光振興計画を策定しておりまして、ここら辺一帯をやはり人が集ってレクリエーションをしたり、憩いの場のようなものにしたいという思いがございます。ということで、今ありますベイサイド構想につきましても、国民宿舎、遊園地それから国際の森、この辺に人がよそから市内から来てもらって、にぎわいを創出したいという思いがあります。具体的な計画ということでございますけれども、今の時点でまず考えていることなのですけれども、議員の皆さんからも指摘があるんですが、まずは草木をきれいに払ったりとか、景観整備、そういうことにまずは手を入れていくと、そして当然市の管理ということになりますので、そういうことをやっていくと。基本的には9月のときには「PFIでないのか」などいろいろな意見がありましたけれども、まずは民間活力を生かすということで、民間で何か造られるのであれば造っていただいて、それを活用して人が集まって、そして宿舎に泊まってもらったり、遊園地で遊んでもらうということに誘導していきたいという思いがありますので、そういうことを民間に提案を求めていって、決まりましたときにはまた議会の皆様にも説明していければというふうに思っているところでございます。

○19番（小園義行君） 今回金額もそれぞれ出ていますけど、約20年近く塩漬けの土地だったわけですね。基本的にこの議案が3,000万円で提案がされて、私は反対をいたしました。なぜならその計画が明確に実行できるという担保するものがなかったから反対をしたところでしたけど、今回今課長からそれぞれ説明がありましたね。今回これをそういう形で生かすとしたときに、山手側のこの6の（1）と同じときに取得している虫食いの土地は、どういうふうに生かしていこうというお考えなのか、そこについては議論がされて、今回の観光拠点施設の土地として今回買収しようとしたんですか。今回これを取得し、全体として虫食いのところの土地についての生かし方としてはどういうふうに考えられての提案ですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今、ゴルフ場計画のときの土地というのは、国際の森の下辺りもかなり広い面積があって、それを旧町時代に買戻しといたしますか、その当時の業者がもうでき

ないということで、志布志町が全部引き受けた経緯があるというふうに伺っております。まずはかなりの面積ですので、このことについては課内でもベイサイド構想の中でもいろいろ議論しておりますけれども、まずは私どもが国道よりこの下の部分を何とか人が集うような場所にして、環境を整備して行って、人をここに呼べるようにしたいと思います。それができたときには、次にも出てきますけれども、当然、国際の森を使った例えばサイクリングとかウォーキングとか、いろいろな計画もありますから、そういうことを総合的にやりながら、次は進めていくということ、その山手側のほうもまた議論をしながら、次の段階で考えていきたいというふうには思っているところでございます。

○19番（小園義行君） 具体的なそういう議論はあまりされていないという理解ですね、国道から上のほうのこの虫食いのところですよ。やはりそのときの提案理由は、オートキャンプ場をここに造るということで、その当時、その虫食いの土地とここで約3,000万円です。だから明確なビジョンがない中で財産を取得し、約20年も塩漬けの土地になるようなことでは、もったいないお金がそのまま眠っているという、そういうやり方はまずいと。だから今回明確に課長のほうから答弁がありましたけど、そういった計画に沿って、きちんと実際に実行されない限り、議会は間違った議決をしたのかねということになってしまうわけですよ。だから、そういったものはちゃんと担保できるようなものに委員会で議論されると思います。ぜひね、その虫食いの土地を今後どうするのかということも含めて、今回ここをこういう形で整備し、やっていくということであれば、議会に議決を求める以上は、そういったきちんとした担保できるものがないと、「間違った議決をしたのかね」という思いになってしまうので、ぜひそこについては、今の答弁を聞いて僕らは議論があまりされていないと思うんですけど、明確にそこについては、どういうことなのかということも含めてですね、しっかりと提案をしていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今、これらのこの場所の開発については、課長が申し上げたとおりでございますが、その虫食い状態の場所については、やはりこの位置を観光として生かしていくことで、虫食い状態の土地も生かされるということを考えておりますので、今おっしゃったように、この土地の生かし方をしっかりと考えて取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第19 議案第75号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第75号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第75号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料51ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、国民宿舎ボルベリアダグリと展望台でございます。

指定管理者に行わせる業務の範囲は、公園施設の利用に関する業務、公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務、公園施設の運営に関する業務です。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和25年3月31日までの20年でございます。

指定管理候補者の概要は、三重県四日市市西新地203番地、阿部商事有限会社、代表取締役阿部重治で、昭和58年11月12日設立でございます。事業概要は、ホテル事業、太陽光発電事業、不動産賃貸業等となります。

募集の概要についてですが、募集要項等配布期間は、令和4年7月4日月曜日から同年9月12日月曜日までで、募集説明会を令和4年8月18日木曜日に開催し、5団体の参加でした。申請書受付期間は、令和4年8月29日月曜日から同年9月12日月曜日までで、応募団体数は2団体でありました。

52ページをお開きください。

選定経過の概要については、指定管理者選定委員会委員計8名で、令和4年10月14日金曜日に書類審査、令和4年10月17日月曜日に面接審査、採点及び報告書作成を実施し、採点結果・選定結果につきましては、阿部商事有限会社が1,600点満点中1,328点で、2団体中最高点を獲得し、評点も83%で総点の70%に達しており、当該施設の指定管理者として適正であると判断しました。

選定委員会の講評では、阿部商事有限会社は、ターゲット層を見極めた具体的なプラン、イベントの構想があり、施設改修等の先行投資などにも期待が持てる。なお、委員会においては、ダグリ岬周辺、ひいては志布志市一帯の観光振興にも寄与するよう努力されたいとの意見が付されました。

付議案件説明資料53ページをお開きください。

申請概要調書でございます。

1、経営方針等に関する事項では、指定を受けようとする理由として、スポーツ合宿のできる施設を大隅半島において4施設経営しており、ダグリ公園のホテル運営が行えれば、観光からスポーツ合宿まで幅広く運営していくことが可能であること。国民宿舎ボルベリアダグリは、観光の宿泊施設として大きく貢献できる施設であると考えており、志布志港もフェリーさんふらわあが毎日就航し、海の玄関口として多くの人の移動が見込まれており、指定管理者となれば、実績



と経験でしっかりとした運営ができると考えているということが記載されております。

施設の現状に対する考え方ですけれども、温泉施設は素晴らしいが、老朽化している部分や現在のニーズに合わせた施設づくりが必要であるという認識で、施設の将来展望として、2階にティーラウンジ又はカクテルラウンジの設置、そして玄関イメージの変更、浴槽から海が見えるようロケーションの整備、宿泊者の遊べる場所の整備等を考えております。

54ページをお開きください。

2、組織及び人員に関する事項では、職員の配置計画としましては、支配人1名、副支配人1名、温泉施設人員4名、物産販売員3名、ホテル人員4名、レストラン人員6名の社員9名、パートタイマー10名の配置計画で、現在、株式会社グリーンハウスで雇用している社員で希望者される方は全員引き続き雇用をしたいというような意向でございます。

3、施設運営に関する事項では、事業計画より施設の利用促進は、夕日のロケーションを生かした施設運営と温泉への集客を前面に売り出す。大隅半島や志布志市の名産品の販売に特化し、お土産の販売を中心に行う。自主事業としましては、ハイキングイベントの開催、婚活イベント開催を計画されます。提案事業は、国際の森展望台を活用したハイキングコースを整備し、ハイキングのイベントやサイクリストを誘致できるよう、志布志湾から大隅半島を利用した海沿いのサイクルコースを整備し、自転車競技の開催を計画されております。維持管理は、近隣でホテル事業を行っていることで、リネン業者や仕入れ業者、設備管理業者のルートを作りやすく、スケールメリットでコストを抑えるように交渉をできるとの計画でございます。

55ページをお開きください。

サービス向上のための方策としては、接客やサービス充実のためにスタッフに研修を実施し、施設情報・接客技術・各種法令の理解等の基本的な教育を徹底し、グループ全体のノウハウを共有し、宿泊客に対するサービスや観光案内の充実を図るとのことです。

4、その他の事項では、地域との連携ということでセントロ大隅、セントロ鹿屋等県内において「スポーツで人を元気に・まちを元気に」のキャッチフレーズの下、事業拡大を行っており、地域における雇用機会の拡大はもとより、セントロ志布志が志布志市街地において立地していることで、市街地の「にぎわいのある市街地形成」「市街地の活力・求心力の向上」の実現に貢献しているということでございます。

5、収支計画書等の中の収支計画書ですが、56ページをお開きください。

利益配分額ですが、収支がマイナスの場合には配分対象額はゼロ円としますけれども、収支がプラスの場合には、利益から法人税等を差し引いた金額の半分を分配率とするということで、提案で、当初はリニューアルを含めた修繕等環境整備に収益を充てて、集客を図りたいという考えをお持ちです。

投資計画書では、改修内容案として2階にティーラウンジ又はカクテルラウンジの設置、和室の大広間を洋風の部屋に変更、玄関イメージの変更、浴槽から海が見えるようロケーションの整備、国際の森展望台を活用したハイキングコースの整備やサイクリストを誘致できるようコース

の整備、イベント開催を行うなど検討されております。

貸借対照表・損益計算書につきましては、3期分の決算報告から、各期純利益及び繰越利益剰余金ともに黒字であることなどから、おおむね良好であります。そしてまた、提出された3期分の決算報告による財政状況から、投資計画の実施能力を有するというところでございます。

以上が、補足説明であります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（隈元香穂子さん） 幾つか質疑させていただきます。

国民宿舎ボルベリアダグリにつきましては、令和2年、令和3年と合わせて指定管理料約1億1,000万円、同じく公営企業収入分の2年分4,000万円、合計で約1億5,000万円を市の予算から持ち出してきたところですが、また今回指定管理制度を続行されるに至ったことについて、市長の思いをお示してください。

また「十年一昔」と言いますが、今回20年の長い期間の契約に、見守っていく立場としては不安を感じております。20年の期間で決定したことには、大きなメリットがあったのだろうと推測するところですが、メリット、デメリットをお示してください。

指定管理者選定委員会には、副市長と市職員2名、学識経験者2名、あと市長が必要と認める者3名の合計8名が在籍されています。この事業の性質上、人選にも慎重であるべきだと思ったのですが、この中に旅行・観光に関して詳しい方、営業・セールスを含む旅館業全般に詳しい方はいらっしゃったのでしょうか。

次に、当該阿部商事有限会社は指定管理者の選定で、評価も70%に達しており適正であると判断されています。この阿部商事有限会社というのは、アスパル大崎を運営している会社ですが、講評の中に、この会社は「施設改修等の先行投資などにも期待が持てる」、また「温泉施設について老朽化している部分やニーズに合わせた施設づくりが必要」と書いてあります。先行投資は当然指定管理者側の自己投資だと思いますが、その回収については、実際アスパル大崎が当該指定管理者になってから1年半経過しても、温泉の営業がなかなか再開されなかったと聞いています。完成にあたって不安定な状況に陥ったり、利用者すなわち市民との間にトラブルが起きるなどの心配はないでしょうか。また、そういった場合、立場上市の対応はどのようにしていかれるのかお尋ねします。

これまでの何件かの指定管理者と交わされた契約書の中で見つかった不備の部分、例えば契約途中の撤退時の違約金に係る件、今回多額の指定管理料を市が負担することになったリスクの分担に係る件など、契約に関してはくれぐれも市民に負担のないよう、完成したものになっているのでしょうか。お願いします。

○市長（下平晴行君） 1点目でございます。なぜ20年間したかということでありまして。

[4番（隈元香穂子さん） 何言か呼ぶ]

○市長（下平晴行君） これは従来のやり方というのは、指定管理料制を敷いていたところでありまして、その中で納付金を6,500万円、4,500万円、2,000万円と定めていたという、基本的に

指定管理者制度の在り方というのは、やはり指定管理を受けたところは収益があれば、ちゃんと市に納付する。もし経営上負担が生じた場合は、市はそれをしっかりと補填するという指定管理者制度の基本的な考え方があるわけでありまして。これがなぜ指定管理期間を20年にしたかということも含めて、いわゆる基本協定というのがあるわけですね、基本協定があって、単年度協定を設定します。その中で本来であれば、指定管理者制度の趣旨・目的は何かと申しますと、民間のノウハウをどう活用して、効率的に市民ニーズに合った運営ができるかということと、もう一つは予算の削減なんです。予算の削減をしていこうというこの2点が大きな要因であります。この20年とすることによって、将来像が見えるということと、いわゆる納付金をしっかりと定めない取組をしたということは、先ほど言ったような指定管理者制度の在り方、これを原点に戻って取組をするということでの取組でもあります。これは一つはですね、単年度計画の中にやはり協定違反した場合は、こっちから辞めさせるということもできるように協定に入れておりますので、その条件をしっかりと網羅して、指定管理者制度の取組、指定管理者との協定契約をしておりますので、そのことによって、これはいわゆる修繕等々も出てくるわけでありましてけれども、それも含めば将来像も見える形での指定管理として取組をしたということでもあります。

**○副市長（溝口 猛君）** 指定管理選定委員会のメンバーについてでございますが、これは設置要綱に基づきまして、先ほど隈元議員の御質問にもございましたが、市のほうから3名、それから学識経験者から2名、お一人の方は司法書士で法制に詳しいと、そしてもうお一方が税理士ということで企業の経営能力の分析に精通している方ということ。そして市長が適当と認める者ということで、公の施設、市民が利用する施設ということで、各地域に配慮してそれぞれお一人ずつ委員になってもらっているところでございます。職業・役職につきましては、校区公民館長をされている方、それから企業の経営者、そしてもうお一方が体育協会の役員をされている方でございます。選定委員の構成につきましては、先ほど「旅行・観光に詳しい方は委員に入っていないのか」という御質問でございますが、特定の施設のためではなくて指定施設全体の選定を行うということで、そういう旅行・観光に詳しい方は今回入っていなかったということでございます。

**○港湾商工課長（假屋真治君）** まず初めに1点目で、現在の株式会社グリーンハウスとの関係で指定管理料を払っていることと納付金を免除したということでございますけれども、このことにつきましては、まず最初に、この施設というのが市の施設であって、それを管理の方法としては、直営でやるパターンとそれから現在、地方自治法が改正されまして指定管理者制度のどちらかということになっているところでございます。その中で、私どもは指定管理者制度を選んでおりまして、その中で基本協定と単年度協定を結んでいる中で、基本的な考えとしては何とか両方で継続をしていきたいという中でやっております。そういう協議をした中で、当然かかった分のリスク分担というのは基本協定それから年度協定にありますので、それに基づいて支払いをするということでございます。ということで、これは新聞記事にはなりますけれども、この前、吹上砂丘荘の記事も載ってございましたけれども、これについても当然直営でされているかもしれませ

んが、直営の場合にしても、コロナ禍前には一般会計の繰入れは少なかったけれども、当然コロナ禍後はかなりの持ち出しが出ているという実態があります。それを私どもは指定管理者制度の中で、お互いに協力しながらやっていきますので、そういうことについては、管理の上で出ていくと理解しているところでございます。

それから20年ということで、メリット、デメリットというのがあるのですが、私ども今のこの状況で指定管理者制度を運用するにあたっていろいろなやり方、例えば直営でできないのか、それから有償・無償譲渡できないのかとか、いろんなことを議論してまいりました。それから年数についても議論している中で、あとはサウンディング調査ということでいろんなホテル関係者から聞き取りをしている中で、指定管理料を払ってもらって運営する施設も増えてきているというようなことも聞いたり、なかなか厳しいですよと、それと5年ぐらいではなかなか結果が出ないというようなこともあったりしているところでした。それを整理すると、指定管理を受ける立場からすると、「3年、5年ではなかなか赤字からのスタートだし、その中で収支の安定を図っていくのは非常に厳しいですよ」と、「なかなか投資ができない」という意見も伺いました。それから市としては、3年、5年とどんどん変わっていった場合に、市役所との関連性というのがちょっと希薄になりまして、なかなかうまくいかなかったという事例もありました。いい会社であれば、できれば長めに契約を続けていきたいというのもあったところでした。それから、今度は採用をされている従業員の立場からすると、3年ぐらいでまた企業が変わるのか、雇用主が変わるのかと非常に心配なので、ここについてはやはり長いスパンのほうが従業員のためにはいいと思いました。それをすることによって、接客マナーの育成とかいろいろとできるということですので、今回長期ということで考えているようなところで、結論に至っているところでございます。

それから先ほどありました、以前1年で撤退したということの違約条項はどうなっているのかと、今回リスク分担でやっているけれどもどうなるのかということでございますけれども、まずは、撤退をしないように、私どもとしては一緒に協力をしながらやってくんだということがございますので、そこ辺は基本協定の中で、毎年、年度事業計画書を出していただきます。それから毎月定期報告も出してもらいます。そして、事業報告を出していただいて、決算書を出していただいて、今度は今回からアンケートを取って評価会もやろうというふうに考えていて、それを改善していくんだということで前回とは違う方法を取っているところです。それから、どうしても撤退しないといけなくなったというときには、当然困難な場合は改善命令をして、こちらが改善命令をしてもしない場合には、指定の取消し、そして悪質な場合や故意の場合には、当然損害賠償を求めるということについて基本協定、年度協定で結んでいくことになっているところでございます。

それから温泉の件については、やはりあそこは、夕日と温泉で非常にいい場所だというのは認識されているので、それとサウナとかをきれいにしたいという思いがあらわれるようでございます。ですので、それについては修繕という形で金額によりますけれども、投資的経費なのかいろいろ

ありますが、ぜひその辺をやっていききたいというようなことで取り組みたいという意向であるということをお伺いしております。

以上です。

**○4番（隈元香穂子さん）** 今市長がおっしゃいました、駄目だったときは市が補填するというやり方ですけど、私が思っている指定管理者制度というのは、ノウハウを持った民間が公営の施設の委託を受けてその経営をしていくという認識だったのですが、これは協定の結び方次第ではないんですか。協定に、まずその駄目だったら全部こっちがやるみたいなことをうたってしまうては、もうこの指定管理者制度の意味がないと思うんですよ。なので、今そこをちょっと教えていただきたいのですけれども。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** 今までの指定管理の状況は、平成20年から見ていくと指定管理料が6,500万円から始まって、4,500万円、2,000万円ですとずっときていました。ですので、それを分かって受けられているわけですので、当然今まで納められております。納めていただいている中で、納めた結果の収支でいくと、今までは皆さんが払うと赤字だったという収支決算書が出ているような状況でございます。当然これまでも、そういうリスク分担表というのがございまして、例えば台風によって、完全に休業を余儀なくされたりとか、それから志布志市のほうが「休館にしてくれ」と言った場合は、当然自分の思いで休館するわけではないですので、そういうところはリスク分担しなくてはいけないというふうに、一般的なリスク分担表なのですが、そういうふうにやっておりました。今回一番言われるのが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、これがやはりリスク分担ですよということで、私どもは支援しているのですけれども、そのことについて次からは不可抗力という部分については、暴風それから地震の発生でもう営業できないというときのことで、それから新型コロナウイルス感染症などの新たに発生した感染症のときは、また個別に負担割合等も協議するんだという条項を、今度は設けるようにしているような状況でございます。ですから、このボルベリアダグリという国民宿舎をいかに一緒にやっていくかということの下に協定を結んでいって、お互いが協力をしていくという考え方でございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 今のリスクの分担の部分は、大分改善されたということで理解します。あと結局心配しているのは、こういったふうに皆さんの税金からこうやって補填していって、「ダグリばかり」みたいなふうに市民の皆さんが思うというのを危惧しているわけです。ですので、最初に市長がおっしゃったみたいに、「これからもできない部分は市がみますよ」というような方法でやるとしたら、企業はもう経営努力を怠るのではないかなという心配もありますし、そこだけしっかりしてもらえれば市民の税金はしっかり市民のために、もちろん市の財産ですからある程度はあると思いますけれども、この協定の中をしっかりと精査してもらってあるということでしたら、こちらでも理解するところです。

**○市長（下平晴行君）** 私が言っているのはですね、今議員がおっしゃるのは、これは指定管理者だから市が補填、支援をしているわけです。だから通常の営業している事業者と違うのは御理解いただければというふうに思うのですが、先ほど私が言ったのは、単年度協定を結んでいて、

その中でリスクが生じた場合とか見えるわけですね。そのときにはしっかりと指定管理者と協議とか話をしておいて対応していくわけでありますので、頭から収入が減ったから、それなら市が補填しますよという、そんな単純な考え方ではございませんので、それは単年度協定の中にしっかりと入れて、市と条項の中に守られていなかった場合は、契約破棄、協定破棄ということもできるわけですので、そこはしっかりとした対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（小野広嗣君） 総務常任委員会の所管ですので、細かい質疑は委員会でさせていただきたいと思っております。一点ほど、この議案に至るまで、いわゆる募集をかけて説明会に5団体が見えて、最終的に応募された団体が2団体だったということは、すごく僕は残念で仕方がないんですね。やはり市の観光財産であるこのダグリをどう生かすかということは、すごく市を挙げての大きな課題だとは思っているのですが、これまでの歴史を見てなかなかうまくいかない、そういった中で今回20年間ということも含めて度々全協でも説明をいただいて、その趣旨は理解をいたしているところですが、この応募に至るまで、やはり市として「これだけの観光施設を受けとてくださるところはないですか」というような腰が引けているのではなくて、逆に、こっちが自信を持って呼び寄せるぐらいの取組はできなかったのかなというふうに思うんですよ。でないと、これまでの経緯から今もやり取りがありましたけど、何かあったときにはこちら側が折れてしまうみたいなことになっていけない、そういったことを繰り返してきているものだから、「今度こそは」という思いが議員の立場としてもあるんですね。そこらについてはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長が説明しましたとおり、今回の支援をしてきたというのはコロナ禍の影響です。これがなかった場合は、おそらくこの支援の額というのはそこまでなかったというふうに思っておりますので、取組体制としては、どのような考え方で来たのかというのは、課長のほうで答弁します。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 令和2年からコロナ禍ということで、もう休館して撤退するのか、それとも一緒になって頑張っ、やはり市民のために開けていくのかという議論は、令和2年からしてまいりました。令和2年5月に、一回休館をして、そのときにすぐ電話がありました。「温泉を何で閉めるんだ」というお叱りがありまして、その後開けました。やはり「ああ、そうか、ここは宿泊もだけれども、温泉ということで市民が本当に集う場所なんだな」という思いがありました。ですから休館してもやはり維持費がかかりますので、何とか開けるべきだということで今回はリスク分担ということで、額は大きいですが、そこをすることによって雇用も生まれながら、あの施設を運営してきたという経緯があります。その中で、私どもは昨年度も10月、11月ぐらいから、本当にどうやったいいんだろうかということで、及び腰というのはあれですけれども、銀行関係者、それからホテルを実際に経営されている方とか、いろいろなこういうものを誘致するのに長けた方に私どもがアウト、私どもはここを一体として観光の拠点とするんですよ」という説明をしながら、「どうやったらできますかね」ということをヒアリングをしてみたいです。その結果、実際には募集説明会に5団体来られたんですけども、いろいろ

聞きますと今のこの厳しい時期に受けるというのは、なかなか勇気がいるということ、それとあとはやはりほかの指定管理施設と違うのは、あそこはダグリ岬の先端にあって、環境整備をする範囲も相当広うございます。それと施設も古くなっているのである程度投資もしなければいけないということで覚悟が必要だということもあって、今回は2団体が応募された。でも、こういう中で本当だと5団体がそのまま手を挙げてくださればよかったのですが2団体、「本当に手を挙げてくださってよかったな」というふうには思っているところでございます。当然、審査の結果がこうですので、今議員の皆さんに御提案しておりますので、またいろいろ御意見があると思いますが、そこ辺はまた精査しながら頑張っていきたいというふうには思っているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** ダグリに関しては市長も関わってこられているところですので、思い入れも十分おありだろうから、提案の理由等も理解するんですけども、やはりこれだけの観光施設に対して、応募が2団体であれば、選考委員の方々の選択の幅というのもどうしても狭くなってくる、どちらかを選ぶだけの選択になるんですね。そういうことでないほうがいいよなというのがあります。そしてやはりダグリを支えていただくための基礎体力がある企業でないと、当然こういう時代状況ですので難しい、そこをあえて2団体が手を挙げていただいたということは、当局からすれば有り難いということなんでしょうけど、「もう少し選択の幅が広がったらな」と思いますけれども、そういう中を今回こうやって上がってきていますので、総務常任委員会でもしっかり議論はさせていただきながら、ここのダグリに関してはどこかで長いスパンで方向性が見えて、あとはそこを目指して頑張ろうよという方向性になればいいなと思っておりますので、そういった意味で議論をしていきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 今おっしゃったことなのですが、いわゆるリゾート化、観光拠点としていきたいという考え方をこの公募した後に、ここで言っているか分かりませんが、名前は言いませんけど、やはり大物企業さんがリゾート化したいという声も上がってきておりますので、かえってその公募はなかったけれども、今後は幅広くそういう企業さんたちも出て来られるのではないかなと。そして先ほど小園議員がおっしゃったように、虫食い状態のあの土地の活用も含めて、今後そのことも含めてあの一帯を観光拠点としていくことで、また違う形でのリゾート化と申しますか、あそこは先ほどから言いますように、海岸もあるし温泉も遊園地もありますので、それを生かしたそういう観光拠点としてできるのではないかなというふうに期待もしているし、やはりそういう形になるように取組をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（平野栄作君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 今回この指定管理の関係ですけど、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて、ここにあるように採点結果、選定の基準、三つありますね。条例にも三つそのとおりあります。それでいくとですね、少し心配があるわけです。今、市長の答弁を聞いていまして、観光主体でやると、それは選考基準の1番、「事業計画書による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること」、これが一番の僕は肝だと

思っているんですよ。観光主体でいったら、住民の平等利用なんていうのは難しくありませんか。その証拠によくこれで通ったものだなと思うことは、施設の将来展望というところで、「国民宿舎ボルベリアダグリを『シーサイドホテル ボルベリアダグリ』に名称変更が可能ならば行い、観光客へのPRを拡大し、若い家族層、富裕層まで取り込みたい」、あくまで観光主体なんですよ。でもここのボルベリアダグリが難しかったのは、国民宿舎ボルベリアダグリなんですよ。この国民宿舎というのを社会の流れの中でいろいろですよ。でも国民宿舎ボルベリアダグリという立場からしたときに、その後も全部その下を見てください。地中海のイメージを想像できるイタリア料理専門レストランの設置、和室の大広間を洋風の部屋に変更して、VIPルームの設置。VIPルームですよ、国民宿舎にVIPルームが合いますかね。私はなかなか難しいという、だからこれまでも非常に難しい経営を強いられてきたと思っています。ここの条例にあるから言うんですよ。事業計画、住民の平等利用を確保することができるものであると、この視点からどうだったんだろうかという、この将来展望を含めてというところですね。そしてその2番目に、「公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること」これが2番目ですよ。これは800点のうち664点、マイナス140点ですよ。実際、この後の補正予算でも出てきますけど、指定管理のところにとくさんの税金が投入されています。指定管理をすることによってこの縮減が図られるかと、その視点からしたときどうだったんだろうかという思いですね。この2番目のところですよ。あとの下のほうは、もう法人の人材の問題でしょうから、私たちがとやかく言える立場にはない。でも実際私たち議会として言えるところとしたら、私はこの住民の平等利用、そして経費の縮減、これがどういうふうにその計画で図られているということでこうなったのか。もちろんこれは溝口副市長が委員長ですけど、そこらのことを少し私たちが理解できるような形で、こういう選定結果になったというのがあればお示しをしていただきたい。平等利用と経費の縮減、それが選定委員会の中で「これでいいよね」という議論になって、ここに落ち着いたというその結果ですね、少し分かればお示しをいただける判断の材料になります。

○副市長（溝口 猛君） まず議員御指摘の件ですが、住民の平等利用ということにつきましては、3項目ございまして、例えば53ページの③の「施設の設置目的を十分理解し、その目的を効果的に達成できるか」ということが1項目でございます。それから53ページの上のほうですが、具体的には、「関係法令・条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。また、住民の平等利用の確保策は十分か」という審査項目、それから、あと55ページの上段のほうですが、④の「利用者とのトラブル防止策及びその対処は適切にできるか」ということが、ここの3項目の審査項目でございます。この件につきましては、提案された内容を基に委員の方々の質疑がございまして、具体的には一人それぞれ持ち点が1項目につきまして10点配分で審査されるわけですが、応募団体からの提案の内容を具体的に受けまして、評点の結果がここでいけば204点、85%の結果が出たということでございます。直接的には公の施設ということで、提案者には普通の宿泊施設とは違って、ここは住民が使う施設だということの理解と申しますか、意見を出して



説明はしたところでございます。

それから、真ん中の項目の800点の中身でございますが、その管理経費の縮減が図られるかということでございます。この項目は、具体的に9項目ございまして、まず1項目目が54ページの3、施設運営に関する事項の①の「施設の利用促進、利用者増が見込めるか」、それからその下ですね、「イベントや自主事業の計画は良好か」、それから、「提案事業によりダグリ岬一带の活性化に寄与するか」、そして一番下の「サービス向上策は効果的な内容か」、それから、55ページの上のほうですが、③の「利用者の意見や要望等を把握し、対応する方法が的確に提案されているか」、それから下段のほうですが、③の「地域や関係団体との協働、関係団体との連携体制は築けるか」、それから一番下ですね、「収支計画が適正に作成されているか。また、実現可能なものか。利益配分額の提案が妥当なものか」、そして56ページの②の「投資計画書に基づく計画により、施設の魅力向上及び経費の削減が見込まれるか」、以上9項目で具体的に審査した結果、各委員の判断で664点、83%の得票率を獲得されたということでございます。経費削減につきましては、応募団体の今後の収支計画云々を見て、いろいろ経費削減策も提案されていたので、それを見て委員の方々でまた判断された結果ということになっております。

以上です。

**○19番（小園義行君）** 今副市長のほうからありましたように、提案がされているからそういうことでこういうことだと。ぜひですね、私たちが行っても「ちょっと場違いなところに来たね」というような、そういう施設に変わらないようにやっていただきたい。この目的の国民宿舎ボルベリアダグリ、これはもう長い歴史の下でそこにあるわけですので、そこについては指定管理者との間で安易にここが変わるようなことでは、「何か違うよね」という思いがちょっとあります。これは当時夏井地区の方々の思いとしてもね、これは絶対強いはずなんです。ぜひそこについてはしっかりしたものをして、私たちが行っても「ああ、良かったね」と思えるような、そういう指定管理者との関係で、「あつ、俺は来れないところだね」と、そういうことじゃないものにしていただきたいと、ぜひこの三つの観点からよく選定された上ででしょう、あとは委員会でもまた詳しい質疑応答があると思いますので、よく分かりました。そのことだけはぜひ、この名称については、市長にお聞きしておきますね。国民宿舎というそれを外すのかどうかね、そこについてだけちょっとお願いを、どんな考え方ですか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、夏井地域の方々の土地の提供等もありますし、なぜ譲渡をしないのかということも含めてですね、これはしっかりと国民宿舎ボルベリアダグリという位置づけで、このことについては対応してまいります。

**○議長（平野栄作君）** ほかに質疑はありませんか。

**○1番（永田 梓さん）** この調書の56ページにもありますように、②のところですね、ラウンジを作ったり、2階にVIPルームを作るなどそういうのが見られるのですが、こうなるとかなり大規模な工事が必要になってくると思われて、閉館しなければ工事ができないと思うんですけど、54ページ1番のところの説明で、現在で働いている方を再雇用するというふうにおっしゃ

っていましたけれど、この閉館する可能性がある期間というのが大分長い期間じゃないかなと思われるのですが、この閉館している間は雇用についてどのようになるのか議論されたのか教えてください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今、議員の質問の件につきましては、選定委員会でも出たところでした。そのお尋ねの件に関しては、基本的には改修をやるけれども、まずは「中を見せてもらいます」と、「部分改修は大がかりだけれどもその部分を仕切って、閉館はせずに部分を開けたまま同時にやっていきたい」ということで回答があったところでした。ですから、引き続いてそのままいくと。ただそのスペースのところは使えないので、例えば売店が休むとかいうことは考えられるんですけども、基本的には開館をした状態でやっていくということで回答を得るところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後2時22分 休憩

午後2時30分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

—————○—————

#### 日程第20 議案第76号 志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第76号、志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市多目的イベント広場の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第76号、志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の57ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、志布志市多目的イベント広場で、指定管理者に行わせる業務の範囲は、広場の利用の許可に関する業務、広場の施設及び設備の維持管理に関する業務、広場の運営に関する業務になります。指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

指定管理候補者の概要は、志布志市志布志町志布志二丁目28番11号、一般社団法人志布志市観光特産品協会、代表者名、会長島津陽亮で、平成24年4月2日の設立です。事業概要は、市内観光特産品事業者と連携しながら本市観光発展のため事業拡大に取り組むなど、本市観光特産品振興のため様々な事業を実施しています。

非公募による選定理由ですが、一般社団法人志布志市観光特産品協会は、市内観光特産品事業者をはじめ、観光施設及び宿泊事業者等で構成する団体である。その事務所はJR志布志駅舎内に設置されており隣接する本施設利用者へのスムーズな対応が可能であること。また、市民のふれあい交流の促進並びに市内外からのにぎわいを創出するため、施設の運用と管理について最も適当と判断される団体であることから、公募によらず選定いたしました。

58ページの申請概要調書でございます。

1、経営方針等に関する事項で、指定を受けようとする理由ですが、事務所はJR志布志駅舎内に設置され、利用手続きなどスムーズな窓口対応が可能となり利便性が向上する。また、以前から駅前周辺の観光及びにぎわいの創出に寄与するため「Shibusshiぽっぽマルシェ」の運営にも携わっており、今後も適切な施設の運営維持管理が可能であるとの理由であります。

施設の現状に対する考え方及び将来展望ですが、イベント広場は、志布志港やサンポートしぶしピア、JR志布志駅という市街地の中心部に立地しており、これまで実績のある「Shibusshiぽっぽマルシェ」が開催されるなど、にぎわいづくりの拠点として期待されている。組織及び人員についてですが、常駐の職員を1人配置し、管理責任者と会計責任者を置き、利用に支障を来すことがないように管理運営を行う。施設運営に関する事項については、年間の事業計画、受付業務及び芝管理業務、年3回市及び利用者との協議などをするということでございます。

以上が、補足説明であります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第76号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第21 議案第77号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第21、議案第77号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市健康ふれあいプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者となる団体を、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第77号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第22 議案第78号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第22、議案第78号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市農業管理センター及び農業研修施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者となる団体を、公益財団法人志布志市農業公社とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第78号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第23 議案第79号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

○議長（平野栄作君） 日程第23、議案第79号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、ふるさと納税推進事業、国民宿舎特別会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第79号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に30億5,611万6,000円を追加し、予算の総額を313億2,132万3,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、道路新設改良事業の変更に伴い、合併特例債を860万円減額、社会資本整備総合交付金事業等の変更に伴い、過疎対策事業債を450万円増額、災害復旧事業の増額に伴い、災害復旧事業債を補助事業で310万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金は、個人番号カード交付事務費を673万5,000円増額しております。

8ページをお開きください。

16款、県支出金は、農林水産業施設災害復旧事業を350万円増額しております。

10ページをお開きください。

18款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金を20億円増額しております。

11ページになりますが、19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として613万5,000円増額、2目、減債基金繰入金は、公共下水道事業に充当する経費として1,438万6,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税推進事業等に充当する経費として10億1,770万3,000円増額しております。

12ページをお開きください。

21款、諸収入、4項、雑入は、県地域振興公社営事業参加者負担金等を総額で851万円増額しております。

13ページの22款、市債は100万円減額し、総額で16億116万6,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、給与等につきましては、歳出の款及び項の全般に渡って、人事院勧告に伴う期末・勤勉手当支給率の改定、本年4月1日以降の人事異動の増減分及び退職に伴う減額調整等として総額

で3万4,000円減額しております。

また、原油価格高騰等により、不足が見込まれる費目について、需用費の光熱水費及び燃料費を増額しております。

予算書は24ページ、説明資料は3ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、台風第14号により被害が発生した井手間資源ごみ収集所物置の災害復旧を行う、井手間資源ごみ収集所物置設置委託事業を130万7,000円計上しております。

予算書は25ページ、説明資料は4ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業総務費は、新型コロナウイルス感染症等の影響から収支が悪化し、施設運営継続及び雇用の維持に要する経費が必要なことから、やっちくふるさと村維持管理事業を1,892万2,000円増額しております。

説明資料は5ページから6ページになりますが、6目、畜産業費は、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会の閉会に伴い出品謝礼事業を285万8,000円、受賞報償事業を300万円、予算書は26ページになりますが、運営負担金事業を306万円、それぞれ減額しております。

予算書は28ページ、説明資料は1ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、新型コロナウイルス感染症の影響から収支が悪化し、施設運営の継続が厳しく年度納付金の納付が困難になったことから、国民宿舎特別会計繰出金を2,000万円増額しております。

説明資料は1ページから2ページになりますが、3目、観光費は、ふるさと志基金寄附金見込額を20億円増額することに伴い、ふるさと納税推進事業を9億3,261万8,000円、寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業を3,191万3,000円、それぞれ増額しております。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響から収支が悪化し、施設運営継続及び雇用の維持に要する経費が必要なことから、蓬の郷（ふれあい交流センター）指定管理料を1,717万円計上しております。

予算書は31ページ、説明資料は7ページをお開きください。

8款、土木費、5項、都市計画費、1目、都市計画総務費は、公共下水道事業特別会計を廃止することに伴い、繰上償還に必要な償還金に不足が生じることから、公共下水道事業特別会計繰出金を1,438万6,000円増額しております。

予算書は35ページ、説明資料は8ページをお開きください。

10款、教育費、4項、社会教育費、7目、文化会館費は、燃油価格等の高騰により、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理料の不足が見込まれるため、文化施設指定管理委託事業を152万1,000円増額しております。

予算書は36ページをお開きください

5項、保健体育費、2目、体育施設費は、燃油価格等の高騰により、志布志運動公園の運動施設の指定管理料の不足が見込まれるため、体育施設指定管理委託事業を255万円増額しております

す。

予算書は37ページ、説明資料は7ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、台風第14号により崩壊した林道施設の災害復旧事業を行うため700万円増額しております。

以上が、補正予算（第11号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第79号は、予算常任委員会に付託いたします。



#### 日程第24 議案第82号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

○議長（平野栄作君） 日程第24、議案第82号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、国民宿舎ボルベリアダグリの年度納付金の減額に伴い、一般会計繰入金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

公営企業収入の事業収入は、国民宿舎ボルベリアダグリの年度納付金を2,000万円減額するものであります。

4ページをお開きください。

一般会計繰入金を2,000万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第82号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第25、同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第25 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第25、同意第3号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年3月1日をもって任期が満了する益田裕子氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

益田裕子氏の略歴につきましては、説明資料の73ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

12月3日、4日は休会とします。

12月5日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。



本日は、これで散会します。  
お疲れさまでした。

午後 2 時52分 散会

## 令和4年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和4年12月5日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

稲 付 洋 平

永 田 梓

持 留 忠 義

隈 元 香穂子

南 利 尋

小 辻 一 海

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

栢 山 晋 司

出席議員氏名（19名）

2番 栢山晋司	3番 稲付洋平
4番 隈元香穂子	5番 南利尋
6番 市ヶ谷孝	7番 青山浩二
8番 野村広志	9番 八代誠
10番 小辻一海	11番 持留忠義
12番 平野栄作	13番 西江園明
14番 丸山一	15番 玉垣大二郎
16番 鶴迫京子	17番 小野広嗣
18番 東宏二	19番 小園義行
20番 福重彰史	

欠席議員氏名（1名）

1番 永田梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長 折田孝幸	企画政策課長 西洋一
情報管理課長 岡崎康治	港湾商工課長 假屋眞治
税務課長 濱田茂	市民環境課長 留中政文
福祉課長 木村勝志	保健課長 川上桂一郎
農政畜産課長 大迫秀治	耕地林務水産課長 河野穂積
建設課長 鮎川勝彦	松山支所長 上原健太郎
有明支所長 北野保	水道課長 新崎昭彦
会計管理者 和佐浩教	農業委員会事務局長 中水忍
教育総務課長 萩迫和彦	学校教育課長 上木勝憲
生涯学習課長 江川一正	危機管理監 萩原政彦

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	次長 松永憲一
調査管理係長 大田和隆	議事係長 末原和幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。それでは、質問通告書に従い、順次質問をいたします。

初めに、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の活用について質問をいたします。

厚生労働省のこの補助金は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る換気設備の設置等について補助する事業であります。本市もこれまで活用実績はございますが、この交付金をさらに積極的に活用して、年々激甚化・頻発化する自然災害や感染症等から施設を利用している高齢者等を守るための取組を後押しすることは大変に重要であると思っておりますが、市長のお考えを伺いたいと思っております。

次に、高額療養費の支給申請手続きの簡素化について質問いたします。

市町村が行う国民健康保険の高額療養費の支給申請手続きの簡素化については、昨年3月に国民健康保険法施行規則の一部が改正され、市町村の判断により年齢要件を設けず、全ての被保険者を対象者に手続きの簡素化が可能となりました。対象となる市民の負担軽減・市民サービスの向上の観点からも、高額療養費の支給申請手続きの簡素化に本市も取り組むべきと考えますが、市長のお考えを伺いたいと思っております。

次に、出産・子育て応援交付金について質問いたします。

国においては、10月28日に新たな経済対策として、物価高克服経済再生実現のための総合経済対策を閣議決定いたしました。そのうち、支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るために、2022年度補正予算案に全ての出産家庭に計10万円支給して、妊産婦の伴走型支援につなげる出産・子育て応援交付金の事業が盛り込まれ、今月2日に可決をいたしております。

そこで、このことに関する現時点における本市の認識と今後の対応について伺っておきたいと思っております。

次に、こども家庭庁を見据えた施策について質問いたします。

本年6月、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が成立をし、明年4月にこども家庭庁が設置をされます。政府は、「こども政策をさらに強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、『こどもまんなか社会』の実現に向けて専一に取り組む」としておりますので、今後、子供に関する包括的な支援体制の強化・構築が期待をされますが、こういった国の動向を踏まえて、本市では子供施策を今後どのように推進していかれるのか伺っておきたいと思います。

次に、発達性読み書き障害（ディスレクシア）について質問をいたします。

発達性読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害の一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振に陥ったり、二次的な学校不適応などが生じる疾患であります。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことを指しております。ディスレクシアは、周りの方が理解し、適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされております。

そこで、このディスレクシアに関する教育長の認識について伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の活用につきましてお答えいたします。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、国が高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備等に対しまして、県や市町村を通じて事業所等に交付金を交付する内容となっております。

市としましては、交付金を積極的に活用し、高齢者施設等における防災・減災対策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、高額療養費の支給申請手続きの簡素化につきましてお答えします。

地方からの提案等に関する対応方針に基づき、平成29年に国民健康保険法施行規則が一部改正され、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給手続きの簡素化が市町村の判断により可能となりました。その後、令和3年3月に、全ての被保険者への支給手続きの簡素化が、国民健康保険法施行規則の一部改正により可能となっております。この通知を受け、県では国保運営連携会議事務効率化部会におきまして、令和3年10月に統一実施に向けた協議があったところでございます。

このような状況の中、周辺自治体では既に先進的に取り組んでいる事例もあり、本市でも被保険者の方の利便性の向上やコロナ禍における密対策の一環となるように、必要な事務手続きや市民への周知方法、関連システムの改修費用などについて検討し、来年度に向け実施する準備を進めているところでございます。

続きまして、出産・子育て応援交付金につきましてお答えいたします。

出産・子育て応援交付金につきましては、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、

孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である中、創設された事業であるというふうに認識しております。

この交付金を活用し、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することにより、妊婦届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、これまでの取組を拡大・充実させ、継続的に実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、こども家庭庁を見据えた施策につきましてお答えします。

令和5年4月に、こども家庭庁が設置されることにより、国におきましては、現在、各府省が連携・協力して実施している子供やその家庭に対する様々な施策の企画立案やその推進等が、こども家庭庁に一元化されることとなるため、より一層施策の推進が図られると感じております。

そのような中、本市における子供やその家庭に対する施策の実施推進につきましては、現在、福祉課、保健課そして教育委員会が中心となり、連携・協力して実施しておりますが、今後は本市におけるこども家庭庁となる体制を整備し、本市の子供やその家庭に対する施策の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

発達性読み書き障害（ディスレクシア）につきましては、教育長がお答えします。

**○教育長（福田裕生君）** 初めに、こども家庭庁を見据えた施策についてお答えいたします。

こども家庭庁設置法は、子供の自立と健やかな成長、子育てにおける家庭の役割、家庭の福祉の増進・保健向上への支援、子供の権利・利益の擁護等を総合的かつ効果的に実施していくことを趣旨とした法律であると認識しております。

また、こども家庭庁につきましては、未来の担い手となる子供とその家庭に関して、包括的に施策を講じることにより、関係部署や関係機関の事務を助ける子供政策全体のリーダー的な任務を負う組織であると認識しているところでございます。

その設置に伴い、本市では福祉課と保健課を中心に教育委員会等が連携を図りながら、国が示している子供や家庭に対する施策の企画立案・総合調整、生育、支援のこの三つの部門の推進を視野に入れて取り組んでいくことが重要であると考えております。

子供や若者が自分らしく成長できる、「誰一人取り残さない志布志市」を目指して、国の動向を注視しながら、市長部局と連携を密にして進めてまいりたいと考えております。

続きまして、発達性読み書き障害（ディスレクシア）についてお答えいたします。

ディスレクシアは、発達障害の一つとされ、発達性の読み書き障害です。知的障害からくる読み書きの発達の遅れとは区別されており、学校教育では基本的に通常の学級で対応しております。

本市におきましても、ディスレクシアと思われる児童・生徒がいることを認識しております。支援につきましては、特別支援教育支援員を配置し、その子供の状況に応じた具体的な配慮をしております。通常の学級で適切な支援や環境を整えていくことで、学習を積み重ね、成長できると考えております。教育委員会といたしましても、子供や保護者のニーズに応じて、それぞれの

個性に合わせた支援を丁寧に進めていけるよう、学校と緊密に連携を図っているところでございます。

今後におきましても、ディスレクシアと思われる児童・生徒の把握に努めながら、適切な対応・指導を進めてまいります。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長、教育長よりそれぞれ御答弁をいただきましたので、まず市長のほうへこの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用の在り方について、幾つか質問をしてみたいと思います。

冒頭市長のほうからも、しっかりとこのことを活用していきたいという前向きな答弁であったかなということは理解をいたしておりますが、これまでの在り方のチェックということも含めて質問したいと思いますが、この事業の補助率は、国が2分の1ですね、そして自治体が4分の1、事業者が4分の1となっているわけで、そういった中で防災対策の観点からも活用に向けてしっかり取り組んでいかなければならないわけですが、その前に本市の各施設の事業所に対して、こういったニーズをお持ちなのか、そういった調査をして、そしてその上で予算をしっかりとくり上げて県を通し、国に上げていくと、こういう流れになっていると思いますが、そこらのニーズ調査については、しっかりと取り組んでおられるのか、その点についてお示しをください。

**○市長（下平晴行君）** 県を通じて国からの事業の協議実施の通知があった際に、各事業所に案内を行っているところであります。現在のところ、全体的な施設等整備のニーズの調査までは実施していないところですが、今後は防災・減災に係る施設の整備状況や整備・更新のニーズを把握する調査を実施してみたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** これまで形式だった調査はされていないということでもありますけれども、今後しっかり取り組んでいきたいということで理解をいたしますが、様々な自治体の状況を見ていくと、意向調査票みたいなものをしっかりとくり上げて、細かに分類して、その上で施設側としっかり協議をしていっているんですね。その協議の結果、県・国に上げていくものですから、これがスムーズにいくケースが多いわけですよ。後段でもまた触れますけれども、本市でもこういった取組が少なされていれば、この事業がスタートして以降の却下とか様々あったと思いますけれども、そういったことがなかったんだろうになあというふうに思うものですから、こういった意向調査についてはですね、しっかりとくみ上げて取り組んでいていただきたいというふうに思います。

もう1点聞きたいのですけれども、この事業の補助を希望する場合には、先ほど市長も答弁されたように、市と施設側が協議をしっかりとし、そして協議されたものを県に上げる。そして県から国に上げていく。そして厚労省がその判断をしていくということになるのですが、この補助のメニューを見ていくと、かなり多岐にわたっているんですね。一つ一つはもうここではやりませんけれども、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金と大きく分けても4点、5点あって、その中に細やかな、市長もこういった資料はもうお持ちだとは思いますが、これを見ていくと、こういった細かい情報は施設側にしっかりと伝わっているのか、すごく気になるところな

のですが、そこらはこれまでどうだったのでしょうか。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

市としましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、県の通知を受けて、その内容というのを事業所のほうに提供をしております。その中で、その希望がある施設等からは直接お話をいただいて、このような事業の内容等を説明しているところなのですが、なかなか議員おっしゃるとおり、この対象の整備というのが多岐にわたっておりますので、なかなか事業所にその内容というのが伝わっていないのかなというふうには思います。今後そのような施設のそういう整備状況等も把握をしまして、的確なこの交付金の整備のメニューというのを説明をしてみたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、そうしていただきたいなというふうに思っていて、今回質問もしているわけですがけれども、各自治体の取組というのを様々見ていきますと、このことをいわゆる事業者にも周知していくために、いろいろと工夫をして取り組んでいますので、本市にも今課長が答弁していただいたような方向で、取組をしていただければと思うのですが、ただ、この事業開始後、提案をされてうまくいかなかったこともあろうかと思いますが、本年は、この事業は本市では予算化をされていませんね。我々のもとへ上がってきてないのですが、当然国の予算の関係上、上げていわゆる予算を使い尽くすということで、厚労省のほうで却下ということもあったのでしょうか、今回予算計上がなされなかったその理由があれば、お示しをいただければと思っております。

○保健課長（川上桂一郎君） 今年度も県のほうから通知を受けまして、事業所のほうに周知をいたしまして、2件の事業の要望がありました。県に申請を進達したところ、結果、不採択というようなことがありまして、やはりこれまでもこの事業の採択というのが平成22年度からになるのですが、志布志市では8件受けております。昨年度は県のほうに申請を上げまして、予算も提案したところだったのですが、県のほうから不採択ということを受けまして、予算のほうもまた減額というようなことで、今回この昨年、今年という状況を踏まえまして、やはりこの採択を受けるためにどのような取組というか、そういったところも分析して、今後は生かしていきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、課長が言われたような答弁を期待して、実は今回、質問をしているわけですね。なぜかという、予算の範囲もありますし、協議した内容を上げていく、今回も上げられたのに採択にならなかったということでもありますけれども、過去の取組から積み上げてきているわけですので、そうするとどこがネックになって却下になるのかと、予算額があまりにも申請額が大きすぎるのかとか、様々あると思うんですよね。そういった過去のことを捉えて、それを教訓にして、事業者と協議し、そしてアドバイスをしていく。こういったことをやって、やはり県・国に上げていくという流れをですね、しっかりつくり上げていってほしいなというふうに思いますので、これはそういった方向で取り組んでいただければと思います。

あと、9月定例会において、この場で福祉施設や福祉避難所等の防災対策について質問をいた



しております。今回のこの事業は、保健課所管ということでありますけれども、こういった事業があるということについて、この総務課、危機管理室との連携というのはしっかりこれまでできているのか、そこをちょっと確認をしたいのですね。なぜこう言うのかというと、9月議会で福祉避難所に必要な電源とか資材機器については、絶対にこれは必要だという国のガイドラインがあるんだということで市長とやり取りをさせていただいております。その上で市長も、「こういった事業のことも含めて、福祉施設としっかりと協議をしていきたい」という答弁もなされておりますので、この連携というのがすごく大事なかなと思っております。その点についてはどうなのでしょう。

**○市長（下平晴行君）** 現在のところ、保健課と総務課で連携しての事業への取組はできていないところがございます。国の採択方針が、国土強靱化計画に明記された施設や福祉避難所に指定された施設を優先する方針ですので、今後、保健課と総務課の連携をしっかりと図りながら、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長の答弁では、これまでは連携が取れていなかったということで、本当に縦割り行政の弊害といいますか、残念なことだなとは思いますが、今後のこととしては、今市長が答弁をさせていただきましたので、理解はいたしますが、9月定例会でたしか質問をしてから、台風も近づいておりましたけれども、近年まれに見る、長期にわたっての停電が本市でもありましたですね。多くの市民の方々が大変な御苦勞をあ停電によってなされたわけですけれども、近年そういったことが度々起こり得る状況になっているわけですので、この非常用自家発電とか給水設備、こういった事業をしっかりと取り組んでいけるように、国も事業展開を図ろうとしておりますね。これは一昨年12月に閣議決定をしました防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、今までもあったんですよ、平成22年度以降にこの事業はあったのですが、これを踏まえて新たに国は、改めてこの事業の交付金の実施要項というのを策定し直しているんですよ。その目的としているところは、少し繰り返しになるかもしれませんが、「災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることから、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めている」と新たに定め直しているんです。この事業はずっとここ十数年続いているわけですけれども、改めて定め直しています。ですから、先ほどから申し上げていますが、これは保健課に限らずですね、防災対策を担う総務課、危機管理室としては、こういった国の方向性をどう受け止めているのかと、そこを少し確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは議員がおっしゃるように、保健課と総務課の連携をしっかりと密にというか、そういう取組をして事業所の整備を図っていかなければいけないというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 連携についてはそうなんですけれども、市長が先ほどからおっしゃって

いただいたように、そういった連携をしっかりと取ってほしいというのはあるのですが、この策定し直したという国の新たな指針を受けて、防災を担当する総務課あるいは危機管理室としてはどういう捉え方をしているのかというのを聞きたいのです。

**○危機管理監（萩原政彦君）** お答えします。

議員おっしゃいますように、令和3年5月に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業が最終改正という形で見直しがなされております。このことを受けまして、私ども総務課、危機管理室の中でも、福祉・保健部局としっかりと連携していくためにはどのような方法が、やり方があるのか、近隣の自治体の情報も、少しなのですが動きを確認はしているところでした。

私ども総務課のほうでは、民間事業者の福祉事業所の施設整備の更新の考え方等いろいろあるでしょうし、どちらかと言いますと、保健課からの情報に委ねていたというところはあるかと思えます。今後は必要に応じて、保健課と一緒にになって事業者の意見を聞く機会を設けていく必要があると思っているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、危機管理監のほうから答弁があったことは、十分私も理解をいたすところであります。先ほど市長も答弁していただいたように、この連携の必要性というのはすごく大事であるということでもありますけれども、今回この事業を推進するにあたって、今後やはりこの防災対策を担っている総務課、危機管理室と、例えば保健課と一緒に各施設にこの事業内容の話をするのは、保健課のみで話するのと、防災の観点からしっかりと一緒になって話をするのとは、やはり伝わり方が違うんですね。だから、今後はそういった連携をしっかりと組みながら、一緒になってこの事業展開を図ってほしいなと思えますが、市長、重ねて答弁を求めておきたいと思えます。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、今質問がありましたとおり、総務課の危機管理室と保健課あるいは福祉課との連携をしっかりと取って、その体制づくりの取組をしてまいりたい。そしていち早く災害等が発生した場合の体制の在り方、これもかねてからしっかりと、お互いの連携をより深めて対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長、保健課長また危機管理監のほうからも、しっかりと前向きに取り組んでいくという答弁でしたので、これまで以上にこの事業が円滑に進むことを期待して、次の質問に移りたいと思えます。

高額療養費制度について質問をしておりますが、市長も申されたように、国は昨年国民健康保険施行規則の一部改正に先駆けて、2017年にも一部改正をして、70歳から74歳までの被保険者の申請について、市町村の判断で簡素化ができるとしたわけですね。ですから、この一部改正以降、本市ではこの高額療養費制度の申請について、その実態を少し知りたいなと思うものですから、その対象件数と申請件数、そういった中で未申請はどうだったのか。そこらが幾らか数字的にお示しできるものがあれば、伺いたいと思えます。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 高額療養費の支給実績という御質問ですが、令和元年度からになります。令和元年度におきましては、申請書送付者数3,035件に対しまして決定者数が2,320人

の76%の申請率でございます。それと、令和2年度におきましては、申請書送付者数が2,956件で、申請をされた方が2,559人の87%、令和3年度におきましては、申請書送付者数3,129件で、申請をされた方が2,745人の88%という状況でございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、課長のほうから答弁をいただきましたけれども、ここ直近3年間で76%から87%、そして88%ということで、未申請の数が少しずつは減っているということが分かりますね。当然この年度によって違ってくるといふ部分がありますね、病気であるとかけがであるとか様々でしょうからね。この未申請の件数というのは、当然これから引き算をすれば数としても大体出るんですけども、この未申請世帯の理由とかなぜなのかというのは、把握されているのかなと気になるころなんです。どちらかという、高齢者で単身世帯である方というのも結構いらっしゃるのではないかと。なぜかという、単身世帯で高齢者になっていくと、役所に行って手続きをするのがなかなか大変だということもありますね。一方では、限度額を少しだけ超えたとなったときに、その超えた額だけのために役所に毎月毎月申請に行くというのは面倒だという方もいらっしゃると思うんです。そういった状況というのを含めて、どう把握されているのかお示しをください。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 未申請の方におきましては、議員おっしゃるとおり、高齢の方であれば、やはり窓口での手続きが必要になりますので、市の窓口まで手続きに来られるというのがなかなか困難な方もいらっしゃるだろうと。それと限度額を超えて少額の方というのは、また申請をされないという傾向があるというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、ほとんど私が申し上げたようなことで、考え方はほとんど一緒なんだと、そういう捉え方はされているんだというふうにするわけですけど、できればですね、なかなか正確にはつかみづらいと思うんですよ。だけれども、対象者となる未申請の方の経済的負担というか、そういうことを把握することによって和らげることにもなるし、住民サービスの向上にもつながるわけですので、そういったことに対してはもう少し知恵を絞るといいますか、状況判断ができるように分析をしていただければと思います。今回なぜこの質問をしたのかと言えば、昨年3月市長も言われたように、国民健康保険施行規則の一部改正がされて、多くの先行自治体で早いところは昨年の4月から、もうこの制度を運用しているんですね。なぜ本市では、その取組ができなかったのか、あるいは実施を見合わせてきたのか、県の動きにしても昨年10月以降あったわけですね。なぜこれまで実施できなかったのか、見合わせてきたのか、そこらについての理由とこれを実施するためのメリット、デメリットの何かがあったとすれば、そこも併せてお示しをいただければと思います。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 実施をしていないということで、先ほど市長の答弁にもありましたように、まずこの改正というのは全国、令和3年3月に全ての被保険者という形です、国のほうからの一部改正がなされております。これにおきましては、県の国保運営連携会議の事務効率化部会というところで、この県内統一に向けての協議等も行っているということだったのですが、いまだその結論は出ていないということですが、議員おっしゃるとおり、もう先行して実施をさ

れている自治体等もございますので、本市としましては取組という形で協議を行っているところでございます。

メリットにおきましては、今回のこの高額療養費の手続きを当初に一度されれば、その後はもう自動的にその方の口座に高額療養費を振り込むというような形で、事務の簡素化がまず図られるということでございます。

デメリットとしましては、やはり国保税の滞納をされている方等の支給があった場合に、そのときには窓口でその納付のお願い等もできるわけなのですが、自動償還になった場合というのが、その窓口での滞納者との面談の機会を失ってしまうということ等があると考えられております。

**○17番（小野広嗣君）** 分かりました。先ほど数字的にもいただきましたけれども、未申請の数というのはだんだん減ってきている、これはいいことだなというふうに思うのですが、未申請というのは、数とすればそんなに多い数ではないですよ。デメリットも今、面談の機会が失われるということもありましたけれど、どちらかというところ、この先行自治体はそういったデメリットも含めてそれを乗り越えて実施をしているわけですので、本市でできないわけではないわけですよ。そこはしっかりですね、今協議中ということもありますし、できれば来年度実施という方向性になるんだろうと思いますけれども、今、事務の効率化と言われたのですが、市長、この自治体によってはこの高額療養費の支給事務の流れと、こういったものをしっかり作り上げているところがあるんです。高額療養費の対象者の把握というのがまず初めにありますね。そして、そこからこの丸で囲ってあるところですが、そこからが該当世帯への勧奨通知の作成・送付、ここではひと月ごとのデータですけれども、ここに170件あってそれに要する時間が10分だと。そして今度は、月ごとにその世帯主が来庁して申請するわけですね。これが申請書の記入、領収証の確認、175件に対して150件、だから25件が未申請ですよ。150件が見えて、それに対する時間が5分だとか、こういった段階を踏んで最終的に支給ということまで40分ぐらいかかるんだと。150件のうちいわゆる書類の不備等があるケースもあるわけですので、ここに関しては20分ぐらい時間を要するんだということ等があって、これをやはり解消していかないといけない、解消したときにはこうなるわけですよ、全く。今言ったこの四つぐらいの手順のところは全部抜けるんですね、そして振り込みになっていくという形になります。そうすると、今課長が言っていたように、申請に係る住民の負担が軽減される、そして行政側としては、この申請勧奨といいますか、そういった事務とか受付事務の効率化が図られるわけですよ。そして最終的に、住民サービスの不公平感が払拭されるという流れがあるわけですね。こういった流れをしっかりと作り上げて分析した上で取り組んでいるんです。こういった視点というのは、すごく大事なかと僕は思うのですが、市長はどう思われるでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、いわゆる被保険者の負担の軽減、これは一番大事なことではないかなというふうに思っております。それと併せて事務負担の軽減につながっていくんだということで、やはり行政側の業務の在り方、それから被保険者の申請手続きの簡素化、そこを考えると当然住民サービスの公平性につながっていくと思いますので、極力そういう

方向に向けて、協議・検討を継続していきたいと、進めてまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）**　そういう少し前向きな市長の答弁でありますので、理解をいたしますけれど、早いところは昨年4月にスタートをした。お隣の鹿屋市では昨年5月の申請受付から、一度申請すれば、次回以降の高額療養費は申請なしで自動振込で支給されるという流れをもうついているんですね。ですから、本市が来年4月にスタートするにしても、それでも2年ほど早いところよりは遅れていると、その分市民の利便性が失われていたんだということを、やはり考えてほしいんですね。そういう意味で質問をしておりますので、ぜひですね、この条例改正あるいは規約の改正等でもいいというふうになっていきますけれども、こういったことも含めて、一刻も早く、来年の4月あたりからスタートできるように取り組んでいただきたいと、再度答弁を求めておきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）**　システムの業者と改修の仕様や期間についてであります。具体的に時期の決定はしていないところですが、来年における保険証の更新及び負担区分見直しの時期に合わせ、令和5年8月診療分から実施をするよう、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）**　ぜひ、スピードアップして取り組んでいただければというふうに思います。またそのことを市民に周知していただくことになるわけですが、相当喜ばれる政策でありますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただければと思います。

では、次へ移りたいと思います。今月2日に国の補正予算が成立をいたしました。そういった中で、国は子育て支援として妊娠期から出産・子育てまで、今回質問しております一貫して困りごとの相談に乗る伴走型支援と経済的支援、この2本立てですよ、これで軽減を図るという目的として、出産・子育て応援交付金を設けております。市長にまず聞きたいのは、こういった施策に国がかじを切ったといいますか、打つに至った背景というものは様々捉え方がありますが、そこについての市長の認識をお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）**　これは私も、子育て支援については公約の中でしっかりと入れているわけですが、共稼ぎの問題等々もある中で、特に0歳から2歳のいわゆる育て方の在り方等々も含めて一番大事な時期に、御存じのとおり「三つ子の魂百まで」というようなこともあるという、そこを踏まえた中でいかに幼児期の育て方が大事かということも含めて、多分こういう事業が実施されるのではないかとというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）**　市長も市長の思いとして語っていただきましたけれども、重なるところもあるので重なる部分は外して、私のほうでも少しこの背景について申し上げさせていただきたいと思っております。

一つは、コロナ禍で、実は婚姻件数が2年間で約10万組減少しているんですね。そして、出生数も将来人口の推計よりも、実は何と7年程度早く減少しているんです。いわゆる少子化は危機的な状況になっているんですね。このため新たな経済対策で、今回の出産・子育て応援交付金を

はじめ、多分御存じだとは思いますが、これまでもあった施策であります出産一時金、これの増額も図ることになっております。だから全ての妊婦・子供・子育て世帯に対する支援を継続的にやっていこうという施策として盛り込まれたわけですね。今、市長が言っていた、これまで手薄だった0歳から2歳児への支援を継続的に実施することが、今回の施策は中心となっていますね。現行では3歳から5歳まで幼児教育・保育、ここに対しては経済的支援、無料化が図られていますね。ところが0歳から2歳児までは住民税非課税世帯のみが、施策としては展開されているんですね。逆に、幼稚園・保育園等を利用しない、いわゆる未就園児もいるわけで、総体的にこの0歳から2歳という低年齢児への支援が薄いと、弱いと言われているわけです。そういった中で、今回0歳から2歳までの寄り添い型の伴走型支援をしっかりとやっていこうという方向になったわけですね。有り難いことに、本市では本当に市長が一生懸命されているなど思っているんですけど、私も申し上げてきましたけれども、この0歳から2歳児に対する幼児教育・保育にあっても、住民税課税世帯に対しても上乘せ支援をしていただいている、大変にこれは評価をいたしておりますけれども、今回のこういった国の支援に合わせて、こういった時を捉えてですね、できれば今後これも全額免除にさせていただくとか、そういう方向性も考えていただいて、子育て支援を中心として市長の政策としても「安心して子育てのできるまち」というのを述べられておりますので、今回の国の支援に合わせて市独自の子育て世代への伴走型経済的支援、これをしっかりと積み上げていってほしいと思うのですが、そこらについてはいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、私も先ほど申しましたとおり、子育て支援については、いわゆる妊娠・出産・育児・教育というふうにつながっていくわけですが、それをしっかりと求めておられる親の考え方にどう寄り添っていけるのか、そこも踏まえて伴走型支援の取組をしてまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 妊婦さんであるとかお子さんであるとか、子育て家庭の方々が本市の施策を受けるにあたって、本当に今市長も言っていたように、伴走型の支援、寄り添っていただいているというのを実感できる施策の展開というのをぜひ進めていっていただきたいと思えます。今回、国がこういった応援をしていくと、こういった支援策を受けて、それを預かる行政としては、「じゃあこれをどうやって配ったらいいんだ」という方向に、すぐ考えてしまうわけなんですけれども、そういったときにやはり立ち止まっていたいただきたいのは、妊婦さんとしてはどういった支援を求めているのか、子供はどうなのか、子育て家庭はどう思っているのか。どういう施策を打てば、自分たちに寄り添ってくれているなという気持ちになれるのか。本当に本市の子育て家庭が求めている支援は何なのかという視点に立って、やはり事業を展開すべきであろうと。どうしても時間がないからですよ、今回、厚労省も「現金の配布を排除しない」とは、はっきり言っています。でもこれは一年限りではなくて、継続した事業ですので、そうした場合にはクーポンを配るとか、あるいは経済的、市内中の経済を回すためにどうすればいいのかとか、一時預かりだとか、そういった子育て支援に関する事業に使えないのかとか、様々な知恵はあると思うんですね。国のほうでも先進事例とか見ますと、例えば妊婦さんにはタクシー券を

配布しているところがあって、これはすごく好評なんです。そしてカタログギフト等があります。こういう恒久的にやっていく事業ですので、繰り返しになるんですけども、妊婦さん、子供さん、子育て家庭がどういった支援を求めているのかと、そういった視点に立って、事業化・制度化というものをしていってほしいなど、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは本当におっしゃるとおり、それぞれ家庭によって違うわけでありますので、その支援を求めていらっしゃるいわゆるお母さん、子育てをしている、妊婦になっているそれぞれの立場の方々が何を求めていらっしゃるのか、そこも寄り添ってしっかりそれも聞いて、対応していきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長がそういう思いがあるということをお聞きするだけで、質問をした甲斐があるかなという思いはあるんですけども、今回確かに時間がないんですよ、お分かりのように。経済的支援も併せてやっていくということで、実は国のほうも様々な全国の自治体を調査して、様々な施策ごとに累計化しているんですよ。そしてそれを全国の自治体に見てもらって、様々な計画を立てていただきたいというふうに言っていますが、担当のほうはこれは理解されていますか。

○保健課長（川上桂一郎君） 先進自治体の取組というのは、可能な限り拾っているところで、クーポン券とかベビー用品の支給をと、議員がおっしゃる交通費の助成とか、そういったいろいろな情報は拾っているところです。

○17番（小野広嗣君） 今、課長のほうから情報収集に努めているということですので、本年度はいわゆる現金支給ということになってくる可能性はあるんだろうと、僕も理解はするんですよ。ただ、次年度以降、これは継続的にずっとやっていく事業ですので、しっかりとした制度設計をして、どういう支援をすればいいのかというのを考えていただければいいと思いますし、今私が申し上げたこと、あと課長が述べていただいたこと、そういった先進事例をしっかりと参考にしながら取り組んでいただければというふうに思います。今回はどうしても、こういう時期に国が動いて、2日に補正予算が決まったわけですからね、これを受けてこれが動くわけですからね、そうなってくると、どうしても走りながら考えていくという事業に、今年度はどうしてもなってしまう。それはもう僕も十分分かってます。当局としても、追加議案として多分今定例会に出してきて、それを議会が議案審議して可決したとしてスタートですからね。時間的な余裕がありません。そうしてくると、人的体制も応援隊を組まなければいけないぐらい大変になるのかなという心配もするわけですね。これは2回に分けて支給ですけども、今年の4月以降もう既に出産されている方々に対しては、一括でぼんといくわけですからね。こういった事業展開をすぐしなければいけないという大変な作業が待っているなと思いますけれども、そこに対して人的体制をすごく心配しているのですが、国も支援はしっかりとやっていくと、予算付けもしっかりやっていくというふうには言っておりますけれども、その辺については市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） まず、伴走型支援を実施する上で最も必要とされるのは、おっしゃると

おり、人的体制の充実だというふうに思いますが、面談体制の充実を考えております。保健師や助産師のほかに、保育士の資格を持つもの、一般職員も一定の研修により可能とされておりますので、今後早急な検討をしてみたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 情報としてですけれども、この人材確保のための自治体の体制整備についてということで、国のほうでも子育て世代包括支援センター等でこういった事業を担うとすれば、そこに対して新たに人を雇うための人件費も盛り込んでいます。先ほどから市長が少し述べられましたけれども、システム構築等の導入経費についても、当然イニシャルコストがかかってきますので、国が10分の10でしっかりみるというふうになっていますので、そこらは多少心配はらないのかなというふうに思っております。そういった背景を受けて、ぜひともこの年度内の執行に間に合わせるために、今定例会で審議の結果これが可決したとするならば、速やかにこの事業が行われていくようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、これは要請をしておきたいと思えます。

次に入りたいと思えます。こども家庭庁についてであります。このこども家庭庁については、市長、教育長、このネーミングの段階から様々な議論を巻き起こしたと、そのことは御存じだと思うんですね。今回はそのネーミングについて、いろいろと僕はこの場で議論するつもりはありません。思想的な背景があったりとかいろいろと取り沙汰されましたね。そういう観点は抜きにして、なぜ今新たに、こども家庭庁を設置することになったのか、その背景については何なのかと、そこに対する御認識を教育長、市長、それぞれお聞きしたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 現在、子供に関連する社会問題として、少子化の進行、人口減少、児童虐待問題、不登校問題などが取り上げられております。またコロナ禍により、子供や若者を取り巻く状況は深刻になっていると考えられます。そのような様々な社会問題を解決するために、国が主導して子供に関する取組や政策を進めていく必要があります、専門的な司令塔となるこども家庭庁を創設し、子供のことに對して様々な省庁にまたがる政策等を主導する必要があるからではないかというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

妊娠や出産、母子健康の問題、児童虐待、ヤングケアラー、いじめ、不登校、自殺など、子供を取り巻く状況は深刻になっており、さらにコロナ禍が子供や家庭に厳しい影響を与えている状況も指摘されております。子供が自立し、健やかに成長できる社会の実現に向けて、子供の意見を聞きながら、それを尊重し、福祉の増進や保健の向上子育てに対する支援等の様々な施策をこども家庭庁が中心となって、包括的に取り組んでいくために設置されたと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長、教育長、それぞれ述べていただいたとおり、創設された背景というのはそういったことも実際あるんですね。この基本方針の「はじめに」という部分があって、そこを少し読んでみますとこうあるんですね。「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長



を社会全体で後押しをする。そうした『こどもまんなか』社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する」とあるんです。僕はこの基本方針を読んでいって、この「こどもまんなか」社会という表現というのは、とても大きな意味を持つキーワードだと思っております。子供の視点から子供の最善の利益を考えていくんだというところが、こども家庭庁全体の大きな特長だと言っていいんだらうと思いますが、その点について、もう一回言いますね。子供の視点から子供の最善の利益を考えていくというところが、こども家庭庁の全体の大きな特長ではないかと思えますけれども、その点について、市長、教育長それぞれの御認識を伺いたいと思えます。

**○市長（下平晴行君）** 今、質問がありましたとおり、「こどもまんなか」社会とは、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組・政策を社会の真ん中に据えるという意味であるというふうに認識をしております。

私も、この考え方と同様でありますので、子供の最善の利益のことを第一に考え、子供を誰一人取り残さず、子供一人ひとりが健やかに成長できることが大切だと考えおります。また、そのためには、各家庭における役割が大変重要であると考えておりますので、今後も市としましては、各家庭に対する子育て支援策の充実を図り、子供政策を推進してまいりたいというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 子供が自立した個人として、等しく健やかに成長できる社会の実現に向けて、子育てにおける保育園・幼稚園、学校や地域の役割の重要性を踏まえつつ、子供の年齢及び発達に応じて、まず当事者である子供自身の意見をしっかりと聞きながら、場合によっては、子供に参画の場を設けるなどして、当事者である子供にとって、最善の利益を優先して取り組んでいくことは非常に重要なことだと考えております。特に学校教育におきましては、私もかねがね、「学校は全ての子供たちのために」というようなことで、お願いをしてまいりましたけれども、これからもこの示された指針に基づきながら、本市の学校教育の在り方等についても、十分に考えてまいりたいと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今それぞれ市長、教育長から述べられた内容については、まさしくそのとおりだというふうに思いますし、そういった今述べていただいたことを解決するために、こども家庭庁が設置をされたというふうに私も認識をしているわけですが、一方で別の視点からこども家庭庁の設置というのを見ていきますと、このこども家庭庁が目指すものの一つとしては、現在、各府省庁の組織や権限が分かれているわけですね。それによって生じている弊害を解消し、是正する組織をつくらなければならないというのがあるわけです。平たく言えば、縦割り行政の弊害というのをなくそうというのが、このこども家庭庁の設置の目的の一つであるんですね。そういう視点からいったときには、それを受けていく地方自治体、本市の立場から見たら、本市の子供行政も教育委員会といわゆる市長部局、こちらに分かれていて縦割り行政になっているわけですね。こういった弊害をしっかりと打ち払っていかないと、今後の子供政策というのは進めていくことはできない、そういう時代要請でもあるんですね。そういったことを考えたときに、やはりこの教育分野も含めて福祉課、保健課様々あると思いますが、そういったところとの連携

の話も先ほどからされておりますけれども、ここの連携だけではなくて、その施策をそれぞれが所管する、これを統一した横断する組織というものがどうしても必要になってくる。先ほど少しだけ市長が言われたのではなかったかなと思うんですけど、本市にとってのこども家庭庁みたいなものをですね、司令塔となるような、そういったものというのも今後必要になってくるのかなと。時間はかかるかもしれませんが、国の動きを見ながらということもあるでしょうから。そこらについては、どのようにお考えでしょうか。これは市長、教育長それぞれお願いします。

○市長（下平晴行君） 子育てというのは乳幼児期だけのものではないわけでありまして、やはり学童期、思春期そして青年期を経て、子供が大人になるまで続くものであるというふうに思っております。そうした認識の下で、それぞれのステージに応じた対応をしっかりとやっていかなければいけないと、先ほど縦ということもありましたけれども、それを越えて横の連携をしっかりと取って、対応していくということではないかというふうに思っております。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましても、これまでのところ、例えば就学前教育に関する情報共有であるとか、児童虐待、ヤングケアラーなどの子供に関する問題につきましては、福祉課・保健課と連携を密にしているところでございます。

今後につきましては、この福祉課・保健課を中心として、情報の共有や合同の協議会など、いわゆる横串を指した推進の在り方ということ、十分に検討していく必要があるかと思っております。

○17番（小野広嗣君） 組織の在り方というのは、様々に検討をする余地があるんだろうと思います。いろんな考え方がありますね。ちょっと視点を変えて市長にお聞きしたいんですけど、少し先ほど述べていただいたので理解はされているんだと思うのですが、今回、こども家庭庁の「こども」という表記は、ひらがなになっているんですね。ですから、今回国が見ているこの「こども」というのをひらがなで表記した。そういうことと言えば、年齢で言えばどこまでを対象として国がこれを打ち出しているのか。これは市長のほうにお聞きしたいと思います。分かる範囲で結構です。

○市長（下平晴行君） 国が言っているのは、子供政策の新たな推進体制に関する基本方針では、「こどもを特定の年齢以下のものではなく、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程であるもの」とされております。また、子供が大人として円滑な社会生活を送るまでの成長の過程は、それまでの環境にも依存し、円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差がありますので、「こどもや若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、青年期といわれる18歳から30歳未満の若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまで伴走していく」と示されております。

子供の成長の過程は様々でありますので、私もこの考え方と同様に、青年期までの伴走ということで支援は必要であるというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 通告をいたしておりましたので、市長のほうにもそういった情報は届いていたと思いますけれども、こども家庭庁が指す子供というのは、基本方針では、具体的には

「こどもとは基本的に18歳までの者を念頭に置いている」としているんですね。一方で、同じ基本方針では、こどもだとか若者だとか青年期、子育てについても表記しているんです。だから、こども家庭庁が取り扱う範囲というのは、すごく広範囲になりますね。青年期に関しては、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満としている。市長が言われたように、今度は乳幼児期を見ると、学童期、思春期、青年期、そして子供が大人になるまでということです。だから、大人になるまでの者という扱いになりますので、原則18歳を基本として念頭には置いておきますけれども、結局最も広い扱いという観点で見たときには、乳幼児から30歳未満までを含むということになるんですね。そうすると、そのことをしっかりと念頭に押さえて、頭に入れていないと、子供家庭への政策というのはしっかりと練り上げていくことができないんです。この視点での子供家庭政策というのを今後はしっかりとやっていかなければいけない。その点について、市長の今後への思いで結構ですので、お示してください。

**○市長（下平晴行君）** 先ほども言いましたように、いわゆる乳幼児だけのものでなくて、いわゆる学童期、思春期それから青年期を経て、子供が大人になるまでの期間というふうな考え方でいきますと、いかに家庭教育が大事かということも含めて、しっかりとそのことを踏まえた、いわゆる行政の取組をしていかなければいけないなというふうに思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 今市長が言われたように、そういった方向で取組を進めていただきたいなというふうに思いますが、あとちょっと視点を変えさせていただきます。内閣官房こども家庭庁設立準備室というのが今あるんですよ。ここより「こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について」という文書が先月の11月14日に発出をされております。その内容について、市長でもあるいは担当部局でも結構ですが、どのように受け止めておられるのかお聞きしたいと思います。

**○福祉課長（木村勝志君）** この通知につきましては、確認をしたところでございます。国や地方公共団体がこども政策を策定、実施するにあたって、子供の意見を反映する措置を講じる義務があるという通知であると認識しております。本市におきましても子供に関する施策を推進するにあたり、この通知に基づきどのような施策内容に関して子供の意見を聞くのか、また、幅広い子供の意見を聞く必要がありますので、どのような手法で幅広い意見を聞くことができるかなどを調査・研究を行い、対応していきたいと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長、今お聞きになったと思いますが、国もこういったこども家庭庁へ向けて歩み出すにあたって、国会議員あるいは政策担当者、そういった方々とこの5月以降子供たちを呼んで、何回となく子供の意見を聞いています。今後施策にそういった子供の意見を反映させなければならぬなっていますので、これまでも子供の意見を聞く機会を市長もつくっていただいて、ぜひとも懇談的に話し込んでいただきたいなということを申し上げてきました。こういった国の動きもありますので、さらにそこを加速化させていただければなと思いますが、その点いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは一番大事な基本になることではないのかなというふうに思います

ので、子供の意見を聞く機会をしっかりと取って対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長、教育長に先進事例を御紹介をしたいと思っております。時間の関係もありますので、三つほど用意していますけれども一つだけにさせていただきたいと思っておりますが、既に子供関連施策を担当する部署の、いわゆる先ほど申しました横断的連携や窓口の一本化を行っている自治体が全国的にはあるんですね。その中で、例えば大阪府箕面市というところですが、ここは市長部局と教育委員会に分かれていた子供関連の施策を一元化するために、組織を改編して教育委員会に子供関連施策を一元化しているんです。逆もあるんですよ、逆も、ここはそうしていると。その効果としてこれまで断絶していた教育と福祉の世界が子供をキーに、子育て支援と母子保健の融合が進んでいるんですね。これまでは学力や体力などの子供の情報、今度は逆に生活保護や児童扶養手当などの子供の家庭に関する情報が、学校や行政で様々な部署に散在していたわけですね。これらの情報を集約して、子供個人に結び付けて、ここからが大事なのですが、情報を過去分から蓄積をして、その変化を追跡できる「子ども成長見守りシステム」というのを構築しているんです。こうした先進事例もありますので、参考にさせていただきながら、また国の動向を踏まえて子供施策を本市としては今後どのように推進していくのかと、情報連携の在り方はどうすればいいのか、こういったことも非常に参考になると思いましたので、途中飛ばしましたけれども、また調べていただければと思いますので、簡単にお示しをさせていただきました。

あと、これは教育長というよりは市長にお聞きしたいんですけど、総合教育会議を市長が招集をされるわけですけど、この市長部局と教育委員会との連携ということで、これまでもされているとは思いますが、この総合教育会議がさらに強化されていってほしいなと僕は思っているんですよ。これが年に1回か2回会議を開くと、形骸化してはいけないなというふうに思っているんです。このこども家庭庁の設置ということもありますので、こういった総合教育会議の場で、福祉と教育の在り方とは何ぞやと、そういったものを俎上に乗せて議論する機会をつくってほしいなと思っているのですが、市長、その辺についてはいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 総合教育会議であります。市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性の下、連携して、効果的に教育行政を推進していくために設置されているものでございます。教育行政と福祉行政は、子供に関することについて密接なつながりがありますので、教育委員会と市長部局のそれぞれが行っている事業や支援が必要な子供の情報を共有しながら、子供一人ひとりが健やかに成長できるように、継続して連携を図って、そして1回や2回というわけではなくて、そういう課題等についての総合教育会議でございまして、しっかりと引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長のほうでそういった答弁でありましたので、教育長もお聞きになったと思いますが、僕は本当にこれを形骸化させてはいけない、大事な会議だなというふうに思っているものですから、あえて述べさせていただきました。臨機応変に招集していただいて、議論をしていただきたいなというふうに思っております。

あと、こども家庭庁設置法案と同時に今回児童福祉法の改正も行われて、そういった中で、こども家庭センターの設置が自治体の努力義務とされていますね。これが2年後にはスタートとなります。そうすると、様々なプランをそこでも練らなければいけないというふうになっています。市長も施政方針で、「将来的な子育て支援センターと子育て世代包括支援センターの一体的な運営ということに対して検討をする」と言われているんですね。その検討状況と今回のこども家庭庁、そしてこのこども家庭センターの設置が努力義務になったということを見据えると、これまでの検討は検討としてやはり見直しを図っていかなければいけない視点も出てくると思いますが、そこらについて現状での御認識をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、今、子育て支援センターそれから子育て世代包括支援センター、これをやはり一体化させて、そしてその機能をさらに充実させるということで取組、運営をしていこうという考え方でございます。

○17番（小野広嗣君） この観点は、国の動きをしっかりと見据えていかなければ、なかなか動きがとれないという部分が現状ではありますのでね。そこは確認をしながらということになると思います。こういったこども家庭庁設置に伴う、こども家庭センターの設置、こういった国の動きというのは、これまで何度か市長とも、この一般質問の場とか様々な対話を重ねる中でお話をしました。例えば総合福祉センター、こういったものをやはり新たに箱ものを造るというよりは、そういうものをどこかに設置して対応していくという方向性と、僕はこの問題、課題に関しては一緒だろうと思っているのですが、そこについても少しお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは今内部で協議をしているところでありまして、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターが同じところに、あるいは福祉センターみたいなことはできないのか、そういうことを関係課等含めて全体でそういう議論をしているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今の点に関しては何回となく一般質問であるとか、あるいは個人的にも市長とお話をさせていただきましたので、鋭意検討を重ねていていただきたいというふうに思っております。

この項ではあと一点だけお聞きしたいのは、こういった国の事業が進んでいくと、先ほどの応援交付金関係の事業もそうですけれども、こども家庭センター設置も含めたこども家庭庁の動向というものを、その動きに応えていくためには、やはり人的体制の整備というのが喫緊の課題になるというふうに思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたこども家庭センターの設置につきましては、そこで働く人材の整備が大変重要だというふうに認識をしているところであります。人材を育てる方法については、様々な研修を受講する、先進的に進めている自治体を研修する、様々な資格を保有している人材を雇用するなどの方法があるというふうに考えられますので、今後これらのことについて調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長のほうで、そういった人的体制整備も進めていくということですので、しっかりとした取組を要請しておきたいと思いますが、今後は、やはりこども家庭庁

の国の動向を注視していただきながら、ある意味では情報収集もいち早くどんどんしていただきながら、体制整備を進めていただきたいと思うわけですね。あくまでも子供たちが切れ目のない支援を受けられる、そういった整備をやっていただきたい。市長部局と教育委員会とがしっかり連携を密にしながら、市長も教育長も見つめている方向は一緒だろうと思うんですね。そのことを求めておきたいと思います。

では、最後の質問に移りたいと思います。これは教育長のほうにお伺いをします。先ほど答弁もしていただいている、当然、学校現場ではこのことに関する認識はあろうかと思いますが、一般的にはこの認識があまりないものですから、あえて取り上げさせていただきました。このディスレクシアは、いわゆる小学校で大体国が出している数で言えば7%から8%いると、これを小学校の児童1クラスで見えていくと、平均的に2人か3人はいるのではないのかなと言われているんですね。これは先ほども申しましたけれども、周りの方がそのことを理解してサポートをすることで困難さを軽減することができるかとされています。そういった意味では、このディスレクシアへの適切なサポート体制というのはしっかりとできているのかなという思いがあって、今回質問をさせていただいているのですが、本市の小・中学校において、この件に関する疑いがある児童・生徒をどの程度把握されているのか、難しいとは思いますが、もしアバウトでも分かるのであればお示しをください。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましては、学校からの報告によりますと、ディスレクシアと思われる児童・生徒は、現時点においておよそ4%把握しているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 4%と把握をしていると、そうすると1人から2人はクラスにいるという計算になって、市の小・中学校全体でいうと、かなりの数にやはりなってくるんですね。そういった意味では、すごく注意を払っていかなければいけない、教育を預かる教育長、教育委員会としてもですね、学校現場もそうですけれども。今、大まかな把握状況はパーセントで述べていただきました。一方で、ディスレクシアの疑いのある児童・生徒を早期に発見できる、そのようなことに取り組む必要性というのが僕はあると思うんですよ。ただ待っているのではなくて、ただ見ているのではなくてですね。だから現在学校現場では、そのことに対してどのような取組というか、調査というかチェックをされているのか、少しお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

教育委員会では、教育相談員が定期的に各学校を訪問しております。その際、それぞれの学級の観察、それから児童・生徒そして場合によっては保護者との面談を通して、ディスレクシアも含めて配慮すべき状況がないかということ十分に把握を行っているところでございます。

また、福祉課と連携いたしまして、志布志市人権支援専門員事業を行っております。発達障害等に関する知識を有する専門員が学校を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言なども行っております。

議員御指摘のディスレクシアということへの認知度につきましては、私もまだ学校現場においては十分でない状況があるのではないかと考えておりますので、こういったことの啓発も含めて、

今後しっかりと対応してまいりたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 教育長から今答弁をいただきましたけれども、本市でもそれぞれ今述べていただいたように、全く無認識ではなくて、取組できるところはされてきたということですが、このディスレクシアは、ある意味で言えば家庭や地域、学校それぞれでサポートできることがあるわけですね。学校で言えば、黒板をノートに書き写す代わりに、例えばタブレットで写真を撮るとか、あるいはタブレット端末によって文章を入力するとか、そういったことによって障害の軽減にもなっていくわけですね。そしてまた宿題の提出をタブレット端末で提出するということもあるでしょうし、教科書についてもデジタル教科書の導入は少しずつ進んでおりますけれども、このルビ振り機能や音声機能等がありますね。こういった機能を活用することも効果的であるとされているんですね。本市でもこのタブレット端末の導入が浸透しつつあって、少しずつ活用はされているんですけども、こういった今回の質問を捉えて、こういった取組をもっと促進していただきたいなど、後押ししていただきたいという思いで質問させていただきます。その点どうでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 本市の学校におきましては、今御指摘がありましたように、例えばタブレット端末を十分に活用した状況を拾えているところでございます。デジタル教科書、デジタル教科書等での音声読み上げ機能を活用している学級もございます。

今後につきましても、子供の発達の状況とか困り感の状況に応じて、こういった形が一番望まれるのか、必要となるのかを十分に見取りながら対応してまいりたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、教育長のほうからそういった対応方をされるということですので、しっかりと取り組んでいただければと、見守りたいと思っておりますが、例えば学校現場でディスレクシアが発見されたときに、家庭にしっかりとつながなければいけませんね。ところが、家庭の側は「そんなことはないよ」ということで、それを受け入れられない場合もあるわけです。こういうことは、往々にしてあるんですね。障害というのを認めたくないという、障害という響きだけでも「ノー」という人たちもいらっしゃるでしょうから、そのためには、やはり学校の現場の先生だけではなくて、医学的な専門的見地の高いそういった機関との連携というのもしっかりと取っていかないと、なかなかうまくいかないのかなと思いますけれども、今後はそういった必要性というのは本当に求められていると思うんです。そこについてはいかがでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 現在におきましても、特別な専門的な知見を有しておられる先生方の理解と協力をいただいているところでございます。例えば、牧之原養護学校の関係者それから医者、療育施設の関係者、それから本年度からは特別支援教育推進アドバイザーとして、鹿児島大学の教授に本市のアドバイザーをお願いしておりますので、これからますます子供たちのそういった配慮につきましても、いろんな方々のお力を借りながら、保護者への面談も含めて充実をさせていきたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、教育長から答弁をいただいたとおりであろうと思います。僕もこの質問にあたって、いろんなことを今述べさせていただきましたけれども、このことに関しては、

やはり保護者の理解は欠かせないんですよ。だけれども、一方で合理的配慮をしていかなければいけないわけですね。このためには、この発見された児童・生徒に対して合意的配慮を行って、特別扱いをしているというふうに見られるから、その配慮は要らないというケースもあるようなんですね。ですから、そういうことを避けるためには、このことが市内全域、学校現場ではなくて、様々な学校・地域・家庭そういったところに周知徹底が図られていかないと、合理的配慮に欠けるような教育になってしまうわけです。これは避けていかなければいけない。この辺に対しては、先ほど教育長も少し述べていただいたように、例えばリーフレット等もありますし、あるいは講演会やら様々な機会を通じてこのことをしっかりと周知していくと、このことは欠かせないことだろうと思うんですが、お聞かせください。

**○教育長（福田裕生君）** 合理的配慮につきましては、非常に重要なことだというふうに考えております。各学校におきましては、職員研修の中で必ず取り上げて資質向上に努めておりますし、それから保護者会、PTA総会等におきましても、学校においてはこの件について啓発を図っている状況でございます。

今後につきましても、ますますこのことは重要視しなければならない問題でありますので、例えば、市が開催する講演会などにおきましても、こういった問題について特化した勉強会、学習の場を設けるといったようなことも、今後については考えてまいりたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 教育長、本当にこのことについてかなり重要視して答弁をいただきましたので、よく理解できる答弁だったと思います。ぜひ今後ともですね、このディスレクシアの早期発見と、いわゆる早期発見することによって早期療育につなげていくことができるわけですので、関係各方面への周知徹底方をさらに推進していただくように、これは要請をいたしまして、答弁は結構ですので終わりたいと思います。

**○議長（平野栄作君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時30分 休憩

午前11時36分 再開

—————○—————

**○議長（平野栄作君）** 会議を再開いたします。

次に、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

**○8番（野村広志君）** 改めまして、皆さんこんにちは。志みらいの野村広志でございます。12月に入りまして、朝晩大分寒くなってまいりました。大分この時期らしい気温になってきたのかなと感じるわけですがけれども、せわしくなる師走でございます。体調などを崩さないように気を付けていただきたいものだなと思うところであります。

それでは早速通告に従いまして、今回2点についてお聞きをしてまいります。まずは、物価変動等の対応に関する考え方についてをお聞きしてまいります。



現在のコロナ禍、ウクライナ紛争をはじめとする世界的な不安要素によって、日本を含む世界各国でインフレが加速をして、近年まれに見るほど物価が高騰をしております。総務省によりますと、全国の消費者物価指数は前年同月比で3.6%の上昇で、103.4であったと発表がありました。これは、1982年の第2次石油危機でインフレが長期化した以来の40年ぶりの高い伸び率で、過去4回ございました消費税の導入であるとか、税率の引上げ等のときよりも、この上昇率が上回ったようでありました。皆さんも感じておられるかと思いますが、身近な生活に関するところでも多くのものの値段が上がり、市民生活にも大きな影響を及ぼしている現状ではないでしょうか。

そのような中、先般、国や本市においても緊急支援給付金事業が施され、多くの事業者や市民の皆様から、「大変に助かったな」という声が聞かれたところでした。しかし、その一方で、まだこの支援の手が届ききれなかった方々からや、継続的な支援を求める声など、様々な声が聞かれるわけですが、その中で心配されておりますのが、介護保険サービスや障害福祉サービス等を提供されている事業者の方々から、サービス提供に発生する経費についてほとんどのものの価格が上昇しており、介護保険報酬等の改定がなされないまま、利用者からの負担額の増額にも限界があり、大変苦慮しているとお話を聞いたところでありました。当然これはサービスの内容を変更したりとか、質の低下を招くようなことは避けなければならないわけですが、一番にこういったサービスの提供を受けていらっしゃる市民の方々に、そういったしわ寄せが来るのではないかと大変危惧をいたしております。燃料や食品価格の高騰、人件費や生活に関わるあらゆるものの価格が高騰している現状は、まさに想像する以上に困難な状況にあるのかなと改めて感じたところでありました。

先ほども触れましたけれども、国や本市のほうにおいて緊急支援給付金事業が施されましたが、まだまだその支援だけではこの現状はなかなか厳しいようでありまして、早急な介護報酬等の改定が待たれるところであります。

そこで、この報酬等の改定が行われるまでの間、緊急的に支える支援ができないものかなと考えたところでありまして、担当課のほうにその状況をお聞かせいただきたく伺った際に、これはタイミングよくでございましたけれども、鹿児島県のほうより新たな支援策が示されたとのことでありました。まずはこの状況についてであります。どのような考えをお持ちなのか、市長、まずはお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 野村議員の御質問にお答えいたします。

介護サービスや障害福祉サービス等を提供する事業者の主な収入は、国が報酬基準額を定めており、サービス等の提供に係る経費の増額を収入に転嫁できない仕組みになっております。11月18日に県議会臨時議会で議決された物価高騰に伴う介護・障害福祉事業所への支援策については、物価高騰の影響額の一部を支援する内容となっております。支援金額は、入所・居住系の施設サービスについては、定員を単位として定員数に定められた単価を乗じて算出され、通所系・訪問系サービスについては、事業所を単位として事業所数に応じて算出されることとなっております。

**○8番（野村広志君）** これは少し詳しい支援の詳細についてお分かりであれば、お示しいただ

けますか。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

まず支援策の目的ということですが、物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所に対して、価格高騰分の一部を支援することにより事業所の負担を軽減し、安定的なサービス提供の継続が可能となることを目的としております。

支援の内容については、一年間の光熱費（電気・ガス・水道・燃料等）の価格等に係る影響額の一部を支援するというところでございます。支援金額におきましては、大きく介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所と分かれておりまして、介護サービス事業所におきましては、特別養護老人ホームなどの入所系サービスは、定員一人当たり1万5,000円、デイサービス事業所の通所系のサービスにおきましては、事業所当たり18万円、ホームヘルプサービスなどの訪問系のサービスにおきましては、事業所当たり2万円を支援するものでございます。

障害福祉サービス事業所におきましては、グループホームなどの入所・居住系のサービスは、定員一人当たり1万円、デイサービス等の通所系サービスは、事業所当たり15万円、また計画相談支援等訪問相談系サービスにおきましては、事業所当たり1万円を支援するというようになっております。

○8番（野村広志君） 緊急的ということ、こういった支援策が出たということは非常に助かるんだなということは、今お聞かせいただいて感じたところではけれども、これは実際に市内の事業者の方々から、様々な声も届いているのかなと思いますけれども、どのような状況にあるのかそこについては把握されておりますか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今回、このような物価高騰等を踏まえ、保健課としまして事業者への聞き取りを行ったところです。介護のサービス事業所においては、やはり電気・ガス・燃油・食料費等の価格が高騰していることにより、特に入所系のサービス事業所が大きな影響を受けていらっしゃるということでございます。

障害福祉サービス事業所におきましても、電気・ガス・燃油等の価格高騰、また通所系サービス事業所等の影響があるということでございまして、数字的には昨年度同時期に比べ、大体10%から30%ほどの影響があるというふうな聞き取りを行っております。

○8番（野村広志君） 県の一人当たりであったりとか、1事業所当たりという金額も示されておりましたけれども、今全体で10%から30%、これというのは物価上昇率をその程度見ていると、これは光熱費、燃料費、食料費というような形でありましたけれども、各々この物価上昇率でこの範囲内ということなんでしょうか。そこはどうですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 物価上昇率ではなくて、昨年度の支払いとの比較で10%から30%であるというふうになっております。

○8番（野村広志君） これはちなみにですけれども、総務省が2020年を基準にしております消費者物価指数というところで、これは6月分の算定で、光熱費が物価上昇率で17.6%、燃料費が12.2%、食材費で3.7%の物価の上昇が見られるということでもあります。それを勘案したときに、

今、各々この県から示された金額で補えるというような捉え方でよろしいのでしょうか。そこについてお示しください。

○保健課長（川上桂一郎君） 今回の県の支援におきましては、先ほど物価を上昇した分の一定額というような支援というふうにお聞きしておりますので、それで全てが足りるというふうには認識はしておりません。今後ですね、これにおきましていろいろ精査をしまして、どのような状況なのかということをもた把握してきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 受付についてでありますけれども、これは市を介しての手続きを行うもののでしょうか。それともこれは事業者が直接県とやり取りをするというようなイメージ、この流れについて少しお示しいただけますか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今回のこの支援金の手続きなのですが、県のほうがもう事業所の把握をしておりますので、県が支給対象事業所に対して、先ほど申し上げました支援の内容で支給金額の算定を行いまして、またこれを事業所等が給付費等の支払いを鹿児島県国民健康保険団体連合会に委託をしておりますので、そこがまた事業所のそういった情報を持っているということになりますので、国保連合会のほうからその給付費等の支払い口座にプッシュ式で給付を行うというふうに向っております。

○8番（野村広志君） これはちなみにですけれども、このサービスを受けられている受益者等々への負担とかいうようなこと、事業者への負担増というようなことには、そこについてはどうでしょうか。これは先ほど一定額ということであって、全てを補うものではないということでしたけれども、負担が増えるようなことというのはないのでしょうかね、そこについてはどうですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今回の事業所におきましては、先ほど議員もおっしゃられました、報酬基準というので収入を得ておりますので、今のところ国のほうで、この物価高騰に伴う報酬の改定というのは、まだこちらとして情報は得ていないところですが、今後、国等の情報収集に努めて、どのような形で反映されるのか、それとも物価高騰は考えずに、報酬基準というのが改定されるのかということは、動向に注視をしてみたいと考えております。

○8番（野村広志君） 理解いたしました。大変これは心配をされておられる事業者の方々や利用者の方々もおられるわけですので、これがスムーズな事務の遂行が進むことに期待を申し上げたいと思います。

それでは、次の点にまいります。もう1点お聞かせください。この物価高騰、物価変動の際の本市が発注する工事請負契約について少しお伺いいたします。

長期間の工期を要する請負契約において、通常予見不可能な物価変動等によって、契約単価を変更せざるを得ない場合の対処する措置についてでありますけれども、これはスライド条項という考え方に沿うのかなと思いますが、現状の考え方について少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市が発注する工事請負契約において、工事請負契約書第26条に賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更、いわゆるスライド条項があります。スライド条項には、

全体スライド条項、インフレスライド条項、単品スライド条項の三つがあり、全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合とあります。

いずれの変更措置も受注側の申請に基づき調査を行い、受注者の負担割合を超えた場合、その増加分に対して変更措置を行う考えであります。

○8番（野村広志君） では、この場合の対象工事の区分でございますが、例えばこの請負契約の金額によるものですとか、そういったものについてはございますか。

○市長（下平晴行君） 全体スライドは、工期が12か月を超える工事、単品スライド・インフレスライドは、全ての工事が対象となりますが、いずれも基準日より残工期が2か月以上ある工事が対象となります。

○8番（野村広志君） では、これは負担割合というのが出てくるかと思えますけれども、受注者と発注者ですね、負担割合はどのようになっていますか。

○市長（下平晴行君） 受注者の負担割合は、全体スライドで残工事費の1.5%、単品スライドは対象工事費の1%、インフレスライドは残工事費の1%となります。なお、発注者の負担割合は、受注者の負担割合を超えた費用分全額というふうになります。

○8番（野村広志君） 今、答弁いただきましたけれども、この物価高騰等は非常に長引く懸念もあるのかなと思えますが、これは受注者が申請をして、このことで検討してみるということですが、このスライド条項というのは、仮にこれが長引くということがあれば、再スライドするというような考え方というの可能なのですか。1回でこのスライド条項という形で工事を受けたときに、さらに工期がそれだけ長ければ、再スライドするような考え方もあるのか、そこについてはどうなんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 今市長が述べましたスライド条項には三つありますが、まず全体スライドにおきましては可能でございます。単品スライドにおきましてはありません。インフレスライドにおいても、再スライドは可能となっているところでございます。

○8番（野村広志君） インフレスライドと全体スライドについては可能だということですね、分かりました。では、現在でありますけれども、志布志市が発注をしている工事請負契約の中で、こういったことが対象となる契約がございますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、市が発注している工事全てが対象となります。ただし、残工期が2か月以上あることが条件となっているところでございます。

○8番（野村広志君） 全てが対象ということで、今課長からありましたが、では、この物価上昇等を受けて受注者からの申請に基づいてということでしたが、そういった声であるとかそういった相談というのは届いておりますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在のところは、受注者からそのような申請、相談等はないところ

でございます。

○8番（野村広志君） これは公共工事についてですけれども、当然入札によって業者が選定をされていくわけでありますが、こういった物価の不安定期において、資材高騰や人材不足等も含まれますけれども、応札というところにおいても非常に影響を及ぼしかねないのかなと心配をされるんですけど、そういった声というのものないでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 本市の土木工事の発注につきましては、鹿児島県の土木部が土木工事における積算に用いる公共事業単価表を使用しているところでございます。今年度は毎月のように単価改正をされておりますので、積算単価におきましては妥当であると考えておりますので、現在応札等には影響がないものと考えております。

○8番（野村広志君） 聞き取りのときにも少し話をさせていただきましたが、県の単価が毎月のように変更しているというようなことでしたよね。そういったことで、積算単価は現状に著しく近いというような捉え方でいいということですね。

[建設課長（鮎川勝彦君） 何言か呼ぶ]

○8番（野村広志君） 分かりました。

それでは、このスライド条項でありますけれども、適用され、負担割合等々先ほどお示しがございましたが、そういったことを勘案したときに本市としても当然残ったものは全て市のほうでの負担という形になるのかなということでしたが、ではどの程度の工事請負契約の金額にもよりますけれども、工事請負契約の金額がこの物価が高騰している分で影響するのか、負担が増えていくのかということをお示しいただきたいと思っております。これは仮に令和5年度の当初予算ベースでも構いません。昨対でどれくらい来年度の事業で想定されているのか、数字が分かればお示しいただけますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 昨年度と今年度の土木工事の設計額におきましては、工事の種別にもよりますが、7%から10%高騰しているようでございます。具体的には2,500万円程度の工事請負費で、昨年と比較しますと200万円程度の増加です。令和5年度につきましては、現在予算編成中でございますので、今年度と新年度の予算額の比較につきましては、工事内容等が違いますので、単純に比較はできないところでございます。

物価におきましては、燃料等がまだまだ安定しない状況でございますので、今後は価格の動向を注視し、予算編成はしたいと考えているところでございます。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○

午前11時58分 休憩

午後0時59分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○8番（野村広志君） 昼からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの答弁の中で、7%から10%程度は影響されるのではないかというようなことでありましたが、また毎月単価については見直しがあると、県のほうからそういった通達があるということで、物価の現状とは合っているということで、市内の業者からはそういった不安視するような声はないというような答弁があったのかなと思ひますけれども、では、繰り返しになるかもしれませんけれども、この物価高騰の影響についてでありますけれども、先ほどからお話をしておりますが、当然このインフレスライド等のスライド条項ですね、発動とか適用となると最初の段階で受益者が申請をすることによって、そのことは受け付けますよということだったかとは認識しているんですけれども、インフレが起こっているよとか、今どういう状態ですよというような判断とかそういったことというのはないのでしょうか。あくまでもこれは受益者が自分のところで、この物価の状況と合わないというような判断になった場合は、申請ができるというような捉え方でいいのでしょうか。そこについてはどうですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 今、御指摘のスライド条項の発動のタイミングといたしましては、やはり受注者から請負金額の変更請求をいただきまして、対象品目の地域の材料の価格の傾向であったり、実際の購入金額での検討を行いまして、妥当性を確認そして判断し、変更金額の通知を行ってまいるのでございます。

○8番（野村広志君） これはあくまで受益者の方からの自発的な申請と、それに基づいて市のほうで物価の状況等を勘案しながら判断をするという捉え方だと思ひますけれども、そうなのかなと、今現実そういった運用がされているということですので、毎年かと思ひますけれども、この新年度になる前に国のほうから設計労務単価についてはお示しがあるかと思ひます。これは各自治体で判断するということは、なかなか難しいのではないかなと私は思うんですけれども、では、こういった事案等についてはすけれども、所管する国土交通省あたりから、何らかのこの物価高騰に対する緩和措置であるとか、猶予措置のようなもの新たな通達みたいなものというものは届いておりませんか。そこについてはどうですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 国土交通省又は鹿児島県の土木部からは、こういった「単品スライドであったりインフレスライドであったときに、適切な対応をしてください」というような通知が届いているところでございます。また、例年公共事業の設計単価におきましては、基準といたしましては、4月、7月、10月、1月の四半期ごとに大きな単価改正を行っているところでございますが、今年度におきましては、ほぼ毎月単価の改正を行っておりますので、現在のところ、その単価改正に基づいて設計等を行っておりますので、設計価格におきましては妥当であるというような判断をしているところでございます。

○8番（野村広志君） 制度を適切にということでの連絡があるということですがけれども、私はこの制度自体少しまだ改善する部分もあるのかなと感じるわけでございますけれども、これは発注者においても受注者、市においても両方とも負担が増えるわけでありまして、こういった場合、仮にですけれども、地方創生臨時交付金あたりで措置をするとかいうわけにはいかないものでし

ようか。その辺についてはどうでしょうか。これは、こういった措置の方法というのには取れるようなものではないのですか。どうですか。

○財務課長（折田孝幸君） 建設工事に関してというわけではないのですが、本年度におきましても、飼料高騰であったりとか燃油高騰に対する助成金制度を設けて、安定的にそれが事業展開できるような補助事業については、地方創生臨時交付金等を活用して展開しているところがございます。

○8番（野村広志君） 今、課長のほうで答弁があったことを参酌いたしますと、対象にならないことはないという捉え方ができるわけですか。

○財務課長（折田孝幸君） 請負費に限ってということですかね。

[8番（野村広志君）「はい」と呼ぶ]

これについては先ほど建設課長から答弁がありますように、毎月そういった形で部材の単価の改正は行っているということですので、その時々に応じた単価設定がされているものというふうに考えていますので、そこに該当するかどうかというのは確認は取っておりませんが、適正な価格で工事は受注されて施工されているというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 分かりました。そういった声等がまた業者さん等から上がるようであれば、こういった仕組み等についてもぜひ改善の申入れをするであるとか、声を上げていただきたいものだなと考えておりますので、お願いしておきたいなと思います。いずれにおいても、こういったインフレについては長引く可能性も心配をされますので、適時適切にですね、こういった制度の運用に心がけていただきたいものだなとお願いをしておきたいなと思います。

それでは、物価高騰のところで最後になりますが、もう1点お聞きをいたします。本市の各種団体への補助金や交付金補助金等について、この物価高騰を受けてどのような考え方に立って施策を進めていくお考えをお持ちなのか、これは市長、教育長それぞれお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 補助金につきましては、公益上必要であると認められる場合に必要性、効果等を検討の上、交付しているところであり、地域活性化や産業振興などの公共課題の解決に有効な手段であるというふうに考えております。

物価高騰に伴う対策といたしまして、影響が大きく緊急に対処が必要となるものにつきましては、国や県の助成も活用しながら、個別の事業として補助や給付等を実施してまいりたいというふうに考えておりますが、補助事業の必要性や在り方につきましては、年度ごとに財政的観点それから補助事業内容重視の視点、客観的視点から検討を行うこととしており、物価高騰等の情勢の変化を見極めながら、事業への影響や効果・効率性を検証し、必要な事業へはしっかりと手当てをし、効果の薄い事業は見直しを行うなど、メリハリのある補助金運用を行ってまいりたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会におきましても、様々な個人や団体に対し、補助金を交付しております。交付にあたりましては、市長の答弁にありまして、公益上必要があると認められた場合は、その必要性や効果等を検討の上、交付しているところがございます。

昨今の物価高騰を含む様々な状況の変化も含め、事業への影響や効果をしっかりと検証し、また補助団体等の意見をしっかりと伺った上で、市長部局と協議を行いながら、補助金の交付を行ってまいります。

**○8番（野村広志君）** 市長、教育長、それぞれお聞かせいただきましたが、少しこれは具体的な例として挙げますけれども、自治会や校区公民館、コミュニティ協議会等を対象とした防犯街灯の更新における補助事業についてであります。各種資材高騰を受けて設置負担がかなり大きくなっているというような相談を受けたところでもあります。このように資材価格の高騰によって計画をしていたものが思うようにいかないと、これは防犯街灯等に関する補助事業の内容ですけれども、耐用年数の経過した老朽化したものであったりとか、新設であったりとかということで、事業費の3分の2で1基当たり9,000円というのが上限になっているというようなことで、ここにお示しされておりますけれども、この更新計画を各コミュニティ協議会等々でも持っているかと思えます。当然老朽化したもの、新規に付けるもの、更新していくものということですね。こういった1台当たりの資材が上がっているということで、なかなか思うどおりの計画にこういったことが進められないということが、これは防犯街灯というほんの一例になろうかと思えますけれども、こういったことも考えられるのかなと思ったところでした。これは全てにおいて、この物価のスライドに合わせて補助金や交付金を変更していくということにはならないかと、それは十分に理解をいたしますが、まずはこの先ほど教育長からも少しありましておおり、現状をしっかりと把握する意味でも、ぜひ関係団体であったりとか市民の声を少しお聞きいただきまして、現状の調査をしていただきたいものだなと思えますが、市長、いかがお考えですか。

**○市長（下平晴行君）** 自治会や校区公民館、コミュニティ協議会につきましては、地域づくりに係る非常に大きな役割を担っていただいております。市民の皆様の声につきましては、自治会長へのアンケートや公民館長やコミュニティ協議会長の皆様を通じて、運営や事業への影響につきまして御意見を伺いながら、しっかりと連携した上で今後の補助金の在り方について検討をしてみたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** この防犯街灯のことは、ほんの一例だったなと思っております。各種補助団体への補助だったりとか交付金、ほかにもたくさんあるのではないかなと思っております。全てにおいて影響されるということではないかと思えますので、各担当所管課、様々な補助事業等を抱えておられると思えますので、市長も先ほど申されたとおおり、市民生活に影響を及ぼすおそれのあるもの、緊急を要するようなものについては、早急な検証を進めてもらって精査いただければなお願ひしておきたいと思えます。これはしっかりと措置をしていただけるものとして、今回答がありましたので、次に移りたいと思えます。

次に、戦争遺産の考え方についてのところにまいります。

まずは戦争遺産とはについてであります。1995年、国内の戦争遺産を取り巻く状況に大きな変化がありました。これは、広島原爆ドームを世界遺産に推薦する動きに伴って、国の史跡の指定基準が変更され、明治以降の戦争遺跡を含む近代遺跡の指定が可能となったことにあります。



それに伴い、1996年の文化財登録制度の創設など、第二次世界大戦終結頃までの建造物や史跡を対象とした登録認定制度が整備をされ、またその翌年に戦争遺跡保存全国ネットワークが発足をされ、国内でも戦争遺跡保存の機運が高まったことにあるようであります。

そこで、様々な文献を少し調べたところでしたが、そのとき、ここに「戦争遺跡の保存・継承の現状の課題について」とまとめられた論文を見つけることができました。この中では、「戦争遺跡は特異な時代を伝える貴重な痕跡である」と位置づけられており、「イデオロギー的な問題をはらむ『戦争』に関連するがゆえに、その意味を追及することで政治的な議論が生まれ、保存継承の道がかえって遠のく現状にある」と指摘しております。「また、地方自治体では、国から保護の指針が示されないまま、戦争遺跡は、歴史的評価や文化財としての価値の位置づけが困難とする見方があり、このままでは、開発による撤去や風化による消滅が加速していくのではないかと危惧される」と締めくくっております。そこでお聞きいたしますが、このような一つの、これは論調でありますけれども、そういったものを鑑みながら、本市においてのこの戦争遺産についての位置づけと申しますか、市長自身が認識をされておられる考え方について、まずはお示しをいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 本市には、太平洋戦争時の地下壕跡や地下陣地跡、飛行場跡など、多くの戦争遺産が存在しております。これらの戦争遺産は戦争の歴史を伝える貴重な文化財であることから、市の指定文化財となっているものもあります。戦争遺産の名前のおり、過去から受け継ぎ、未来へと伝えていく遺産であると位置づけ、次の世代へと平和の尊さを伝えていくために保存し、語り継いでいく上でも、貴重な遺産であるというふうに認識をしているところでございます。

**○8番（野村広志君）** では、教育長、教育の現場をお預かりいただいております教育長の立場としてですね、この戦争遺産についてどのような認識でおられるかお聞かせいただけますか。

**○教育長（福田裕生君）** ただいま市長がお答えしましたとおり、市内の戦争遺産につきましては、現在12件が確認できており、そのうち志布志町の権現島の水際陣地跡、志布志町安楽平床の地下通信壕跡、松山町新橋西馬場の地下通信壕跡の3件が市の指定文化財となっております。

戦争遺産につきましては、貴重な文化財であるとともに、戦争の時代をものがたり、歴史を伝える生きた教材であると認識しております。児童・生徒に地域の歴史を伝えるとともに、平和の大切さを伝える貴重な教材として、教育の場で有効に活用していかなければならないと考えております。

**○8番（野村広志君）** それぞれのお立場でお考えをお聞かせいただきましたが、今年2022年は、戦後77年目になります。当時二十歳の若者が今年で97歳ということになりますね。このことは戦争体験者の激減を意味し、次世代に戦争の体験をどのように伝えていくのかという問題にもつながってくるのではないかなと思っております。こういった戦争遺産の話になると、何だか暗くなるような重苦しい空気感になりますが、私たちは逃げることなく、こういった過去の現実に向かって向き合い、正しく後世に伝えていく責任があるのではないかと私自身も強く感じておりま

す。本市には、今、教育長からありましたとおり、戦争末期ですね、志布志湾からアメリカ軍の総攻撃、俗に言われる「オリンピック作戦」に備えて、戦争遺跡が現在でも市内には点在しております。今言われた権現島の大砲遺構跡、水際陣地跡であるとか平床の通信壕であるとか海軍岩川航空隊基地の通信壕跡、そういったものがあるようでありますが、そういった中で先般図書館ボランティアグループ「がんがらの会」の方々が、戦争時の体験を綴った絵本、「そのときわたしは10才でした」の紙芝居が寄贈されたという新聞記事が紹介をされておりました。その方々の思いにも、やはりこの絵本を通して子供たちに「悲惨であった戦争体験を伝えてほしい」との思いからではなかったのかなと察しているところでもあります。そのような思いも含めて、今後、本市としてこういった戦争遺産に対する考え方や向き合い方をどのように整えていくのか、大変重要ではないのかなと考えております。このことは歴史的価値や背景、またこれに類似するようなものも多くある中で、残すべきものとそうでないものとしっかりと選別をし、後世に語り継ぐべき遺産として把握をし、保護・保存につなげていく。まずはしっかりと調査を行っていただきたいと思いますが、いかがお考えなのか、いま一度市長、お聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 戦争遺産の整備については、所有者もあることですので、整備の対象、整備の内容等について他自治体の例なども参考にしながら、調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、現在存在を把握している戦争遺産については、教育委員会でリスト化していますので、状況に応じて調査を行い、概要の把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○8番（野村広志君）** では教育長、教育長の立場でそこはどのようにお考えですか。

**○教育長（福田裕生君）** 本市におきましても、この戦争遺産から学ぶ学習につきましては、それぞれの学校で計画的に行われているところでございます。

今後も身近にある戦争遺産を教材として、生命の尊さであるとか、かけがえのない命を守るためのこと、それから郷土を愛することの教育について役立てていくことが必要であると考えております。特に、市内にある地下壕や飛行場、弾薬庫、通信壕の跡地、戦没者慰霊塔などのいわゆる戦争遺産を社会科見学や平和学習に取り入れた学校教育活動、加えて家庭教育学級などで子供たちや保護者、地域の方たちへ平和の大切さを伝えていく貴重な遺産として、一層活用を図ってまいりたいと考えております。

**○8番（野村広志君）** では、先ほど論文があったということで、この全国戦争遺産を有する148の自治体に対して、先ほどの論文の中でアンケートが実施をされておりましたので、少しその内容について御紹介したいと思います。

まず、戦争遺産の所有や管理についてでありますけれども、全体の5割が市区町村で所有されているということでもあります。保存についてであります。保存を決定した物件については、144件のうちの6割以上が自治体が主導で保存をしており、そのうちの全体の4割が自治体の指定文化財に指定されているということでもありました。本市も3件ほどは指定文化財に指定されて

いるということでありました。

戦争遺産の保護については、地方自治体の裁量に委ねられている現状が示されたところでありますが、またその活用についてでありますけれども、全体の6割で、保存活用計画や総合振興計画等への位置づけがなされていないということでもあります。軍隊制度や戦争加害について触れづらく、加害を連想するような遺跡は文化財としての保存にそぐわないという傾向が見受けられるとの指摘も併せてなされておりました。

一方で、期待される戦争遺産の活用法についてというところではありますが、4割以上で社会教育、3割以上が学校教育や観光での活用に期待をし、全体の6割以上の自治体で平和学習の教材として活用したいとの回答であったようです。戦争遺跡でしか担うことのできない位置づけとして、先ほど教育長からもありましたが、非常に期待が高いところがうかがえたところもあります。教育長いかがでしょうか、こういったアンケート等の結果を受けてどのようにお感じなのか、それと併せて本市の中で、現在はこの戦争遺産等々についての学習の取組方であったりとか考え方というのは、学校の現場ではどういったことが今行われているかというのは、現状が分かればお示しいただけますか。

**○教育長（福田裕生君）** 学校現場での取組について幾つか御紹介いたします。

学校では、社会科の歴史学習や道徳、国語の戦争の題材とした教材等で平和の大切さを学習しております。また、終戦記念日や広島・長崎の原爆投下に関連したことを集会等で説話をするなど、平和教育を行っているところです。

身近にある戦争遺産の活用といたしましては、学習したことを通して、社会科見学として戦没者慰霊塔に行って学んだり、折り鶴を献納したりしております。市内のある学校におきましては、校区の方をお呼びして、戦争体験の講話会を開いている学校もございます。近くの防空壕へ逃げた話や紙芝居の読み聞かせなどをしていただいております。またある学校では、市の戦没者慰霊塔・慰霊碑巡拝を行い、戦没者追悼式に参加をし、平和へのメッセージを発表したり、献花をしたりしております。それから市内のある中学校におきましては、文化祭においてある学年が戦争にまつわる構成劇を披露いたしまして、生徒それから保護者が、その戦争の悲惨さであったり、命の尊さであったりをお互い感じ合えるような学習の機会を設けているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 本市の中でも様々な学習の機会として、この戦争体験についても取組がなされているということが、今お聞きして理解したところでしたけれども、近現代歴史は、戦争と軍隊の存在抜きには語れないと思っております。戦争遺跡を保存し、活用することの最大の目的は、過去にこのようなことがあった、二度と繰り返してはならないという強いメッセージを發することにあると思います。また、自分たちの身近な地域では、過去にこのような人やものの動きがあった、現在はその上に成り立っているんだということを知り、学ぶことにあると思います。歴史を見ると、人類は勝った戦争よりも負けた戦争から、多くの戦訓や教訓を学んできているように感じております。ぜひとも本市の子供たちにも、身近にある戦争遺跡から戦争のことを知り、平和の大切さや尊さを学ぶ環境の整備を進めていただきたいものだなと思っております。

しかしながら、当然この保護や整備となつてまいりますと、財源の問題も課題となつてくるようであります。そのことについても先ほどのアンケートの中で関連自治体にお聞きしております。いずれもこれは複数回答となりますけれども、約6割の137件が一般財源を保存等に活用されているようであります。約2割が48件で補助金等と回答して、ふるさと納税や観光収入と回答した自治体は1割未満であったようであります。また、意見の中でありますけれども、「保存や整備、活用を推進する上で課題は何か」という問いに対しまして、全自治体の7割で、財源不足を指摘しており、その現状が示されたところでありました。

そこで、今度市長のほうにお聞きいたしますが、財源等の確保を前提とするかどうか、そこは今後の議論になるでしょうけれども、先ほども少し触れました、市の総合振興計画やまち・ひと・しごと戦略等々ですね、その中でこの戦争遺産の保存や活用について、現在具体的な明記がなされていないなど、私も幾つか見て1か所だけ、そうなんだろうなというところがありましたけれども、伝統文化の保存・継承及び歴史遺産の保存や活用ということで、「指定外の地域の身近な歴史的文化遺産についても、保護・管理の充実と活用の促進を努める」というような明記がされて、ここしか見当たらなかったわけですがけれども、この総合振興計画やこういったもので戦争遺産についての保存や活用についての考え方を具体的に明記をして、今後取り組んでいく考えがないのかということについて、市長の考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほどもありましたように、このことについては、過去にどのようなことがあったのか、そして人や物事の動きはどうだったのかということも含めて、今このような平和があるのもそういうことを知ることで、より先人たちの御苦勞と申しますか、分かるようになるのではないかなということでは、今後、保存・保護・活用をどのような形で行うのか、先進事例等もありますので調査・研究してまいりたいというふうにご考えております。

○8番（野村広志君） 市長からも前向きな答弁をいただいたわけですがけれども、県内の市町村では、この戦争遺跡が多く存在する自治体として、鹿児島市や南九州市、出水市、霧島市、曾於市、鹿屋市、瀬戸内町などですね、積極的に保存や活用する動きがあるようでありますし、学校での教育活動の中でも様々な学習に取り入れられているようであります。本市としても身近にあるこの貴重な戦争遺産を通して、子供たちの伝承活動に役立てていただきたいものだなと強く感じております。そのためにもですね、ぜひ今ありました総合振興計画として位置づけを明確にするという意味でもしっかりと担保していただきたいものだなと、しっかり市内でも議論を進めていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思っております。

では、具体的なことで少しお話をいたしますが、先ほど三つ教育長のほうからも話がありました、この一点であります、海軍岩川航空基地の通信壕跡、通信司令部についてであります。戦争遺産としての歴史的価値については、私は評価できませんが、現在の管理・保存状況は大変残念な状態になっております。市長、教育長、これは御覧になられたこと、行かれたことはございますか。

○市長（下平晴行君） 見たことはありません。

○教育長（福田裕生君） 私は現地を確認をしております。2回ほど行っております

○8番（野村広志君） 市長、教育長には、写真を今お手元にお届けいたしましたけれども、通信壕跡についてですけれども、存在自体は御存じのない方もいらっしゃるかもしれませんが、本市と曾於市大隅町月野との市境に複数点在をしている岩川海軍航空基地跡の、俗に言われております芙蓉部隊の戦争遺産群の一部になります。曾於市では民間団体を中心に、早い段階からこの戦争遺産群の保存・保全活動に取り組んでおり、曾於市においても積極的なサポートをしているようであります。この通信壕跡であります、これは当局のほうも御確認済みのことと思っておりますが、現在、新橋地区の西馬場三区公民館の地下にあたると思いますが、コンクリート製で風変わりな入口が5か所ほどございまして、地下約10m下に45度の角度で階段が続いておりまして、中は約30坪程度の広さがあり、通信司令部としてほかの基地との通信を取るために造られたようであります。当時は鉄が非常に貴重な時代であったということもあり、鉄筋の代わりに竹を用いて建造されたそうであります。このような貴重と申しますか、歴史的な背景を有する建造物にもかかわらず、現在の状況はあまりにも残念としか言いようのない状況にありました。前段、戦争遺産についての考え方や管理や保存、整備についての考え方については、今お聞きいたしましたので、そちらとの整合性もあろうかと思っておりますけれども、これはどのような管理の在り方が好ましいとお考えでしょうか。市長、少しそこをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 急ですので、いい案は浮かばないのですけれども、たださっきおっしゃったように、やはり戦禍の状況が分かるということでもありますので、管理の在り方についてはやはり所有者もいらっしゃいますので、そこ辺は、ほかの文化財と同等な取扱いができないのかどうか、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 教育長はどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） ただいま御指摘のありました件につきましてです。今、市長も答弁いたしましたとおり、一部は私有地でもあります。その大部分は市が所有する土地の地下であるとはいえ、状況をしっかりと確認した上で、どのような形での保存活用が望まれるのか、他の地域の状況がどうなのかといったことも含めて、しっかりと調査・研究しながらですね、今後に向けて方向付けをすることが重要なことだと考えております。

○8番（野村広志君） 今、お手元にお届けした、そこに7年前の新聞記事があらうかと思いません。「戦後70年、鹿児島島の戦跡を巡る」として、こちらの通信壕の司令部の跡地を、曾於市の岩南小学校の児童が訪れた記事が載っておりました。そのときに御案内された方が、あるエピソードを話してくださいました。この通信壕跡の入口の中に、農作業用の資材であるとか一輪車、猫車が写っていると思っておりますが、小学生の質問で、「当時の人もあんな一輪車を使っていたのですか」とそのボランティアの方に質問があったそうです。案内されたボランティアの方は、非常に恥ずかしい思いをなされたと。「何とかならんものかな」と非常にぼやいておられました。また、ここにはマイクロバスをつけて、視察に訪れる方々もいらっしゃると思っております。志布志市として向き合い方が問われるような非常に残念なことにならないように、しっかりとした対

応にあたっていただきたいものだなと思いますが、繰り返しになるかもしれませんが、市長、このことを聞いてどのようにお感じですか。

○市長（下平晴行君） 今ありましたとおり、子供たちにそういう思いをさせないような、管理の在り方をしていかなければいけないというふうに思ったところでございます。

○8番（野村広志君） 併せて戦争遺産群についてであります。曾於市と隣接しておりますので、大変入り組んでおります。志布志市の部分、曾於市の部分と入り組んでおりますので、曾於市では社会教育であったりとか、学校教育でも様々これを活用されているようでありますので、そういった様々な取組等も参考にされながら連携を取って、ぜひ活用等も保存等も含めながら進められればいいのかなと思いますけれども、その辺については、教育長どうですか。

○教育長（福田裕生君） ただいまお話のあったこの地下壕の跡には、すぐ近くに発電所の跡もありますね。地下にそういった施設もありまして、そちらのほうも実際、中に入らせていただいて確認をさせていただいたところでした。志布志市と曾於市とのちょうど境にあり、入り組んだところでもありますので、これは曾於市ともしっかりと情報を共有しながら連携しながら、一緒になってできるところは一緒になって考えていくとかいうことも必要になってくるだろうと考えております。

先ほども申し上げましたが、活用等の在り方につきましては、調査・研究の結果によっては、整備計画の策定なども視野に入れていかなければならないというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ検討いただきたいと思っております。

最後にもう1点、これについてお聞きしますが、新橋地区には、大隅半島一帯に布陣をしておりました陸軍の積兵団の司令部が松山城の跡にあったところでもあります。そこで、地元のコミュニティ協議会では、城跡地に立つ「神州不滅の塔」をはじめとする地元の史跡と合わせて、こういった通信壕跡等においても地域の活性化の資源として、その可能性などについて地元としても協議をしていきたいという考えがあるようであります。地域に有する貴重な資源として捉え、活性化の足がかりにできればとの思いがありますが、こういった考え方について、仮に相談があれば、市としても何らかのサポートをしていただけるものとして考えてよろしいのでしょうか。市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） ちょっと現状等が全然把握できておりませんので、そこ辺の現地確認をしながら、サポートができる分についてはしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市長、松山地域の城山総合公園のところにあります、城山の上のほうに「神州不滅の塔」という塔がございます。行かれたことはございますよね。ぜひその辺も含めながらしっかりと、これが観光資源になるか、そういった地域の活性化の資源になるかどうかはこれからでしょうけれども、地域もそういった気持ちを持っておりますので、今、市長から答弁がありました相談があればぜひ前向きに検討していきたいという、サポートしていきたいという意見

もいただきましたので、ぜひともお願いをしておきたいなと思っております。

今回、この平和学習の教材としての活用や観光資源としての活用の可能性についても、こういったものを探っていければなと考えているところであります。戦争遺産についての考え方について、様々お聞きしてまいりました。戦後77年が経過をして、今後、身近にある戦争遺跡を通じて、その多義性に触れる機会を提供する意義は大変大きいものと考えております。私はどのような用途、価値であれ、戦争に関する遺跡が保存されることは大変重要なことであり、保存されれば多様な活用も期待がなされ、継承の可能性が高まってくるんだろうなと思っております。本市においても、価値を付加する難しさや財政の負担を理由に保存にちゅうちょすることなく、まずは地域的な価値を見いだす作業から始めてほしいものだと思っております。そして、一人ひとりが戦争遺跡と向き合うことで戦争の意味を問い直し、命の尊さを考えることができる場として活用されることに期待を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います

○議長（平野栄作君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

次に、3番、稲付洋平君の一般質問を許可します。

○3番（稲付洋平君） 改めまして、こんにちは。稲付洋平でございます。本日3人目の一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは通告書に基づき、早速質問いたします。まず、人口減少に対する方向性並びに対策について伺います。

令和4年3月に策定されました第2次志布志市総合振興計画後期基本計画において、本市の人口は平成22年3万3,034人でありましたが、令和4年10月1日現在2万9,794人となっており、3,240人の減少となっております。また、年齢別人口構成比の推移については、年少人口0歳から14歳と生産年齢人口15歳から64歳は、共に減少していることに対し、老年人口65歳以上は、増加している状況でございます。本市も人口減少から人口増に向けた施策に取り組んでおられるかと思いますが、人口減少の原因は様々であると思えます。

そこで、本市での人口減少について分析している結果等があればお示しください。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えします。

本市においては、令和2年3月に志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定し、人口の減少について分析を行っております。その中の一つとして、将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析を行っておりますので、御紹介いたします。

人口の変動は、死亡を除くと出生と移動によるものに分類されます。本市における自然増減の影響度は、出生率の高さから5段階のうち1、つまり影響が「小さい」となっており、社会増減の影響度は、若者の流出が見られることから5段階のうちの4と、「大きい」と分析されているところでございます。

人口減少の原因を一概に語ることはできませんが、一つの分析結果として、若い世代の社会減、つまり転出の多さが原因という結果が出ているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 今答弁がありましたが、その結果を基に、今後の具体的な対策・計画等

があればお示しく下さい。

○市長（下平晴行君） 本市における人口減少対策につきましては、人口ビジョンでの分析結果を基に、志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略として、総合振興計画に包含して策定しているところでございます。

この中から幾つか具体的な施策を申し上げますと、例えば、移住・定住拡充プロジェクトというものがあり、U・Iターン者支援事業や東京圏移住支援事業等の移住者に向けた補助制度、移住交流の拠点である志布志市移住・交流支援センターの運用等が含まれ、それぞれの取組を進めているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 今、答弁がありました。次の質問事項であります志布志市U・Iターン者支援事業の利用状況について、分かる範囲で結構です。お示しく下さい。

○市長（下平晴行君） 志布志市U・Iターン者支援事業につきましては、それまでの移住・定住促進事業を刷新し、令和2年度にスタートした補助制度であります。基準日以降の転入定住者又は再転入者が、土地の購入、住宅の新築又は購入をされた場合に、最大50万円を補助するものであります。

利用状況としましては、令和2年度に10件、令和3年度に11件の申請を受けており、今年度については11月末現在で6件の申請を受けているところでございます。なお、世帯員の数で申し上げますと、令和2年度に25人、令和3年度に24人、令和4年度に18人の方が、本市へ移住・定住していらっしゃっております。

○3番（稲付洋平君） 令和2年度に25人、令和3年度に24人、令和4年度に18人の方が、こちらのほうに来ていらっしゃいます。合計67名の方ですね、本市に移住・定住されている状況ということですが、今後人口が増える見通しはあるのか、市長の考えをお示しく下さい。

○市長（下平晴行君） 人口に係る今後の見通しについては、志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて、将来展望としてまとめてあります。

まずは、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計を用いた結果を申し上げますと、令和27年の総人口は2万436人、令和42年の総人口は1万5,784人と予想され、あいにく増えると言いたいものであります。

この数字に対して本市においては、志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた施策を展開することで、令和42年に2万5,085人という数字を将来展望として掲げております。人口増加という見通しを立てるのは困難と言わざるを得ませんが、可能な限り歯止めをかけていこうという考え方でございます。

○3番（稲付洋平君） この人口減少の問題に関しましては、本市も様々な取組を行っておりますが、人口がなぜ増えないのか、ほかの市町村はどのような取組を行っているのか、独自に調査をしてみました。御存じかとは思いますが、兵庫県明石市の人口増に向けた取組を見ますと、子ども医療費の無料化、第2子以降の保育料の完全無料化、0歳児の見守り訪問を行い、生後3か月から満1歳の誕生日まで、毎月3,000円相当の紙おむつなどの赤ちゃん用品を届けておりま



す。また、中学校の給食費が無料、市民の方は公共施設の入場料について無料、そのほかにも多くの取組を行っておりました。

本市もこのように今以上に取り組むことで、人口増が期待できるかと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 議員が例に挙げられましたような子育て支援を通じた取組についても、人口減少対策の一つの大きな施策であるというふうに認識をしているところでございます。

そのような考えから、本市においても不妊治療費助成をはじめ、出産祝金の支給、紙おむつの支給、子ども医療費の助成、学校給食費半額補助それから高校生の検定受験料支援など、妊娠・出産から高校生に至るまで、ライフステージに応じた支援を行っているところであります。また子育て支援については、所信表明にも掲げ、さらなる強化を図る考えであります。

今年度、子育て支援策見直しに伴う、関係課協議を全庁的に進めており、ソフト面・ハード面にかかわらず、市民の皆様に楽しんで子育てをしていただけるような環境づくりを進めていく考えであります。

こういった子育て支援策も含め、人口減少対策としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた施策を着実に実行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○3番（稲付洋平君）** 本市ももちろん限られた財源で、今できることを調査・研究されていると思います。しかしながら、ときには全国各地が注目するような思い切った行動も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 全国から注目されるような施策については、ふるさと納税事業をはじめ、紙おむつリサイクル事業、チョイソコしぶし事業等、少なからずも実施してきているのではと考えるところであります。

まず、市民の皆さんに寄り添った施策であることを前提としながら、PRすべきはPRして本市の良さが伝わるように、しっかりとした情報発信も必要ではないかというふうに考えております。

**○3番（稲付洋平君）** 市長並びに職員の皆様も、懸命に本市をどのようにより良いまちにしていくか、志布志市の知名度を上げていくか考えていることと思います。今後も新しいPR方法についても、様々な角度から検討をしていただきたいと思いますというところでございます。

この人口減少によるデメリットとして、地域コミュニティの機能低下や、自治会といった住民組織の担い手が不足し、共助機能が低下するほか、地域の防災力をも低下させる懸念があると思います。今後も限られた財政の中で、どのように人を引きつけるか、常に調査・研究していかなければならないのではないかと私は考えます。

そこで、次の質問になりますが、人口減少について最後の質問になります。本市の取組内容や今後の方向性並びに対策について質問させていただきましたが、本市をもっと日本各地に周知することが大切ではないかと私は思います。この一般質問を行うにあたって、様々な情報を調べました。若い世代は何を情報源としているのか、どのようなことに興味を示しているのかと模索し

ていたところ、SNSの活用が有効ではないかと思いました。そこで、本市の新しい広報・宣伝の方法として提案させていただきたいのですが、沖縄県にあります浦添市の市長は、T i k T o k（ティックトック）というアプリを活用した広報を始めておりました。このアプリについては誰でも閲覧することができます。その市長が投稿していた例で例えますと、令和4年11月17日にアップロードした動画は、1週間で22万8,600回再生され、約8,800人の方から「いいね」を獲得しておりました。また、600件近いコメントが投稿され、ここで集まったコメントを積極的に市役所運営に反映させていくというものでございました。本市もパブリックコメントを実施しておりますが、新しいパブリックコメントの方法としても活用できるのではないかと考えます。市長、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 本市におけるSNSの活用については、LINE、フェイスブック、インスタグラム、Y o u T u b eにて行っているところであります。T i k T o kについては、活用に至っておりませんが、特に10代の若者に人気のあるサービスというふうには認識をしているところであります。

SNSを活用した情報発信あるいは意見集約については、デジタル化の流れにかじを切ろうとする中においても、主流となり得る方法ではあろうというふうに考えております。費用対効果を見極めながらということにもなりますが、活用についてはこれまでどおり、前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

**○3番（稲付洋平君）** 市長、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。近年、若い世代の政治や市政に対する意識が低くなっている現状もございます。しかしながら、SNSを最も利用しているのは若い世代です。これを基に、もしかしたら志布志市の何かが変わるかもしれないという期待を持って、この質問に関しては終わりたいと思います。

続きまして、二つ目、耕作放棄地についてお伺いいたします。

耕作放棄地が増加する原因、対策について今回質問いたしますが、この耕作放棄地の増加傾向ということで、この増加傾向の原因を分析されているのかをお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 耕作放棄地増加については、農家の高齢化や担い手不足、鳥獣被害等々、様々な原因が考えられるというふうに思います。また、最近の増加原因の一つとしては、2018年から発生しているサツマイモ基腐病の影響を考えるとところであります。サツマイモ基腐病の発生以降、高齢農家の離農や大型農家の耕作面積の縮小等により、借入地の解約が増加して、中山間地域等の条件が悪く、借り手のない畑が耕作放棄地になっているのではないかとというふうに分析をしているところであります。

**○3番（稲付洋平君）** では、本市の耕作放棄地はどの程度増加しているのでしょうか。お示しいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 農地への復旧がそれほど困難でない耕作放棄地としては、令和2年度の面積が191haに対し、令和3年度は214haとなっております。11%の増加となっている状況であります。

○3番（稲付洋平君） 原因分析の中で、担い手の減少とありましたが、どの程度減少していませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 農林業センサスで見ると、2015年が1,398経営体であり、2020年が1,094経営体となっており、304経営体の減少となっております。

○3番（稲付洋平君） この農林業センサスについては、農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査でございますが、次回実施されるのは2025年になります。そのときの減少数について、予測はされていませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 何の対策も実施しなければ同程度の水準もしくはそれ以上に減少するのではないかと懸念をしているところです。様々な対策を実施しながら、減少に歯止めをかけたいたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 先ほど答弁で、最近の増加原因の一つとして、サツマイモ基腐病のことではありますが、今の状況はどのような状況でしょうか。

○市長（下平晴行君） 農家の努力あるいは国・県のいろんな支援等々がありまして、被害そのものは少しずつ減少しているようではありますが、依然として発生はしているという状況であります。

○3番（稲付洋平君） では、条件不利農地について、具体的にはどのような農地であると考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員が一番御存じだと思うのですが、一応こちらのほうで答弁させていただきます。

山間部の水田や形状が悪い農地、進入路が狭いなど、営農効率があまり良くない農地や水はけが悪い農地ではないかと、そういうものが対象と考えております。

○3番（稲付洋平君） 今言われたとおり、条件不利農地や耕作放棄地の問題として、放棄地に雑草や木が増えることで、近隣の作物に様々な影響を及ぼしております。雑草の種子が風により近隣の田畑に飛び散ることで、耕作地域の除草作業の負担になっているのが現状でございます。また、高齢により農業を引退された後、田畑の借り手がないこと、その他多くの問題点がございしますが、今後本市として、具体的な対策、計画案がありましたらお示してください。

○市長（下平晴行君） 現在策定中の農業振興計画でも検討しており、担い手の減少については研修制度の充実をはじめとした新規就農者の確保、後継者の育成等により減少に歯止めをかけたいたいというふうに考えております。

サツマイモ基腐病対策については、引き続き鹿児島県さつまいも・でん粉対策協議会が発行しているサツマイモ基腐病防除対策マニュアルに基づき、対応してまいります。

中山間地域等の条件不利農地については、全ての条件不利農地を維持していくことは、現実的には不可能であるというふうに考えておりますので、農地の現状を踏まえた上で農地中間管理機

構を活用した耕作者の確保等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。では、その解消のためになのですがけれども、ハード事業での対応は考えられないでしょうか。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） お答えいたします。

今、道路が狭いでありますとか、そのようなものを農道・水路と一緒に一体的に保全する活動としまして、多面的機能支払交付金事業というのがございます。本活動は、地域の合意の下に農家だけではなくて、自治会、PTA、これらの団体と連携をして農村環境を保全することを目指しております。

そのメニューの中に、遊休農地の有効活用というのがございます。本市におきましては、過去にこの活用によりまして、耕作放棄地を解消した事例もございます。

○3番（稲付洋平君） 確認ですが、現段階で多面的機能支払交付金事業で対応していくかと思いますが、場所によっては条件が適用できない地域も存在するかと思います。今後、単独事業で改善していく考えはございませんか。

○市長（下平晴行君） 基本的には国・県の事業を活用してまいりたいと考えております。まずは耕作放棄地とならないよう、サツマイモの産地の維持、経営継続のための取組を推進していきたいというふうに考えているところであります。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。今はちょっとこの単独事業で改善していく方向性はないというところでよろしいですか。

[市長（下平晴行君）「はい」と呼ぶ]

では、この耕作放棄地の原因として、道路の条件が悪い場所、様々なところが考えられますが、これらを有効的に解決する手段、そのほかに考えられることはありませんか

○耕地林務水産課長（河野穂積君） お答えいたします。

議員お尋ねの対策の案としましては、ほ場整備事業というのがございます。現在本市では、条件不利でありました中山間地域の蓬原・中野地区を整備中でありまして、この事業につきましましては、農地と用排水路それから農道などを一体的に整備することを目的としておりますが、個人財産である農地を扱うということもございますので、受益者の合意形成が必要となっております。

なお、ほ場整備事業で耕作放棄地を一定区域内に編入するということは、基本的には困難でございます。これにつきましましては、整備の際、表土をかえす際に、耕作放棄地等と現に耕作をしている農地が混在するとしますと、受益者が不利益を生じるためでございます。地域の農村環境を保全するのは、耕作者や地域住民であるというふうに考えます。これらのものを後世にどのような形で継承していくか地域で話し合い、それをどのような形にするかをまた行政も一体となって協議していきたいとは考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 本市の方向性、考え方については理解いたしました。今ちょっと答弁の最後に「共に協議していきたい」という答弁をいただきましたので、この件に関しては、また状況に応じて質問をさせていただきたいと思っております。

では、次の質問に入ります。三つ目、保育施設・放課後児童クラブ利用申込みについて伺います。

保育施設・放課後児童クラブの利用申込みについて、インターネットを利用した申請は可能か併せて伺います。認可保育施設・放課後児童クラブの利用申込みについては、1月中旬から月末までの約2週間、土日・祝を除く、8時半から17時15分までとなっており、申込書を提出するにあたり、仕事を休まなくてはならない方も多くいらっしゃいます。また仕事をどうしても休めない方につきましては、昼食時間に申込書を提出しなければならない状況です。その中でこのような御意見を伺いました。「昼休みに申込書を提出したかったが、受付窓口の来庁者が多くて翌日に仕事を休みました」また「転入・転出が多い期間は、水道の手続や住民異動届は土日も受け付けてくれる」などです。今後、市民の皆様が少しでも快適になるよう、受付時間の延長を検討いただきたいと思います。また、本市においても来庁することなく、自宅からスマートフォンやインターネットを利用した受付を実施していく考えはないでしょうか、伺います。

**○市長（下平晴行君）** 新年度の認可保育施設及び放課後児童クラブにつきましては、例年1月中旬から1月31日までの期間で、平日の午前8時半から午後5時15分まで申請を受け付けておりますが、仕事等の関係で受付時間に間に合わない方は、事前に連絡をもらい対応しているところであります。また例年、郵送での申請の受付も行っておりますとともに、令和5年度入所の申請申込み受付から、スマートフォン等による申請も行えるようにし、保護者の皆様がより申請しやすい環境を整えることとしております。

本市におきましても、様々な申請方法を整えておりますので、このことをしっかりと情報提供を徹底し、対応してまいりたいというふうに考えております。

**○3番（稲付洋平君）** 今、答弁いただきました、インターネット申請の具体的な内容についてお示しいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 認可保育施設の申請につきましては、国が整備しておりますマイナポータルサイトにアクセスして行っていただくこととなります。必要なものにつきましては、スマートフォンでの申請の場合、マイナンバーカードとスマートフォン、パソコンでの申請の場合、マイナンバーカード、パソコン及びカードリーダーでございます。

また放課後児童クラブの申請につきましては、マイナポータルサイトとは別の申請システムを利用して行っていただくこととなります。必要なものにつきましては、スマートフォン又はパソコンであります。認可保育施設、放課後児童クラブとともに詳細な申請方法につきましては、システム内にマニュアルを作成することで、保護者の皆様に分かりやすく、利用しやすい環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

**○3番（稲付洋平君）** この申請にあたっての就労証明書の添付については、どのような対応になるのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 認可保育施設、放課後児童クラブとともに必要な添付書類につきましては、直接持参していただいたり、郵送などをしていただく必要がないように、スマートフォンな

どで写真を撮っていただき、申請する際にデータとして添付していただくこととしております。

○3番（稲付洋平君） 仮に、このインターネット申請を開始した場合に、システムの改修などが必要かと思いますが、これについては予算を伴うものでしょうか。

○市長（下平晴行君） 認可保育施設、放課後児童クラブとともに、インターネット申請が行える環境を整えることに伴う新たな予算は発生しない予定でございます。

○3番（稲付洋平君） この事業に対しては、予算を伴わないものであれば、ぜひこの申請方法を採用していただきたいと思います。また、この申請方法を子育て世帯の方々に広く周知できるような方法についても、またしっかりと検討していただき、市民サービスの向上に今後も努めていただきたいと思います。それでは、この質問に関してはこれで終わります。

最後になりますが、4番目、商工業小規模事業承継支援に対する事業補助金についてお伺いいたします。支援の状況についてお聞かせください。また、2番目の市内・市外の補助金についても関連しますので、併せて質問いたします。

○市長（下平晴行君） 商工業小規模事業承継支援対策事業補助金は、長年事業を営んでこられた小規模事業者の事業を引き継ぐ方に補助金を交付するものであります。30年以上同じ業種で経営が行われている製造業、小売業及び飲食サービス業の個人経営が対象となります。令和2年の事業開始から現在まで申請の実績はないところであります。支援金の金額については、諸経費一時金として一律30万円を交付しますが、毎月の支援金は市内居住者が月5万円、市外居住者が単身者で月10万円、単身者以外が月15万円を1年間交付します。事業を引き継ぎ、起業をすることはリスクを伴うものであります。移住して起業する場合は住まいの確保や車の購入などが新たな負担として出てまいります。実家もなく、頼れる親せき・親族もいない中で、市内在住者より不安が大きい移住者の背中を押せるよう、移住者に補助金額の差を設けているところであります。

○3番（稲付洋平君） この事業承継の対象となる業種について、現在、四つの条件があるかと思えます。まず一つ目、個人経営の製造業・小売業及び飲食サービス業の小売事業者であること。二つ目、常時使用する従業員数が製造業では20人以下、小売業及び飲食サービス業では5人以下であること。三つ目、創業後30年以上同業種で経営が行われていること。四つ目、本事業の審査会が認める小規模事業者であること。以上、四つの条件に該当する必要があるわけですが、申請件数が少ない理由として、この条件に該当しないことも考えられませんか。

○市長（下平晴行君） 事業開始から申請がない状況ではございますが、相談についても、市ホームページを見て、相談に来られたケースが1件という状況であります。

市に相談がないために該当しない事例の把握はできておりませんが、今後は情報を収集しながら把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 先ほど述べました四つの条件緩和や改正も今後必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） この事業は全ての事業者を対象とするのではなくて、このような条件の老舗を守ることを目的としている事業であります。これまでも金融機関に事業を紹介し、チラシ

の配布をお願いしてまいりましたが、小規模事業者と接する機会の多い商工会とともに、積極的な承継希望者の情報把握に努め、事業の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。では、市内と市外の補助金の差額の根拠を、分かる範囲で結構ですのでお示してください。

○市長（下平晴行君） 市外から移住して来られる場合は、住まいの確保や車の購入など新たな負担があります。このような負担を勘案しながら、さらに移住者定住を促進する観点から、市内居住者が月額5万円に対して、市外居住者単身でプラス5万円とし、結婚している場合はさらに必要となる費用が大きくなることから、単身者以外ではプラス10万円という金額を設定しているところでございます。

○3番（稲付洋平君） この質問項目にも書いてあるんですけども、この市内・市外のこの差額については、無くすべきではないでしょうか。理由としては、事業承継するという覚悟や立場というものは、市内の方も市外の方も同じであるかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 移住者への支援策としては、住宅の購入に関してはU・Iターン者支援事業もございしますが、新築で最大50万円というものであります。また、東京圏からの移住については国の支援事業がありますが、本市で起業する場合は対象とならないところであります。

先ほど申しましたとおり、生活の基盤を新たに必要とする移住者の負担が大きいことと、移住促進を図る観点から差額を設けることは適当というふうに考えているところであります。

○3番（稲付洋平君） 今後も差額を設けていくことで、移住促進を図るという明確な意図がありますので、この質問に関しては終わります。

次に、事業承継したい方をPRしていく考えはないかお伺いいたします。

お隣の大崎町では、高井田養魚場の事業後継者の募集についてPRしておりました。結果として後継者が新たな事業を展開している状況です。また、11月25日現在での確認になりますが、別の事業承継を募集しておりました。内容につきましては、1年間の研修付き、約2万羽の鶏と鶏舎を引き継ぐ後継者募集というものです。譲渡希望金額についても具体的に記載されており、分かりやすい内容となっております。

今後、志布志市においても事業承継したい方が来られた場合、同様のサービスを提供していくことが重要と考えますが、市長の考えをお示してください。

○市長（下平晴行君） 高井田養魚場については、新聞紙上でも拝見したところであります。地元の貴重な経営資源を、事業内容を変えてでも時代に残したいという思いは理解するところではあります。一方、本市の承継事業は、長年営んでこられた老舗の事業が途絶えることなく、その内容を変えないまま、次代に引き継がれることを目的としている事業であります。ですので、これまで以上に事業の周知に努め、鹿児島県事業継承・引継ぎ支援センターの相談会の開催も、商工会と協議しながら、承継希望者の積極的な把握に努め、事業の活性化を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○3番（稲付洋平君） この承継事業はもちろんなのですが、この事業のみならず、本市が取り

組む様々な事業がございます。そこで予算が有効に活用されるために、今後も引き続き調査・研究と情報発信をしっかりとさせていただきたいと思っております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、稲付洋平君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。



午後 2 時 21 分 休憩

午後 2 時 31 分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次が 1 番、永田梓さんの順番であります。本日一般質問通告の取下げ請求がありましたので、これを許可しております。

次に、11 番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○11 番（持留忠義君） 皆さん、改めてこんにちは。会派、真政志の会の持留忠義でございます。

まず、この 1 年間を振り返ってみますと、9 月 14 日の台風 14 号をはじめ、いろんな災害がありました。我々地元もそうですが、災害によって毎年のように農作物の被害を受け、さらには新型コロナウイルス禍により農作物の価格急落の影響を受け、2020 年の水準を下回るなど、深刻な状況が続く 1 年でありました。令和 4 年も師走に入り、残すところ 1 か月足らずになってきましたが、志布志市がますます発展すること、そして市民の皆さんのために全力を注いでまいりたいと思っております。毎回申し上げておりますが、議会は市民の代表機関であり、市政運営が適切に行われているかチェックするとともに、市民の声を市政に反映させるための重要な場でございます。

今回は、農業施策の取組について質問いたします。まず、1 番目に畜産振興について、2 番目に茶業振興について、3 番目にサツマイモ基腐病等への対策についてでございます。

まず最初に、畜産振興についてでございますが、以前和牛価格の下落が止まらない 8 月に、全国の主要家畜市場で取引された和牛の 1 頭当たりの平均価格は約 63 万円と 5 か月連続で下落しました。飼料などの生産コストの上昇が肥育農家の経営を圧迫し、主産地の九州では 60 万円台を割る市場が相次ぎ、新型コロナウイルス禍により、枝肉価格急落の影響を受け、2020 年の水準を下回るなど、状況は非常に深刻であります。JA 全農の報告によりますと、8 月の全国平均価格は、前年比 14% 減の 1 頭当たり 62 万 9,425 円でした。異例な前月割となった 4 月以降も下落が続き、特に九州、曾於地区では低調な取引が目立ち、令和 4 年 8 月の取引価格は 54 万 6,000 円台まで下げ、ついに 50 万円台となりました。

そこで、今回肉用子牛の価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急激に悪化し、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される中で、経営改善に取り組む生産者を支援するため、国において、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業が実施されていますが、現場の生産者の疲弊は長期にわたっていることから、奨励金単価の見直しなど、本市として声を上げる



ことはできないか、よろしくをお願いします。

○市長（下平晴行君） 持留議員の御質問にお答えします。

現在、子牛価格の下落に伴い、国において肉用子牛生産の継続、生産者の経営改善を図るため、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業が創設されているところであります。

これは、発動基準となる平均価格が60万円を下回った場合に、黒毛和種で1頭1万円、57万円を下回った場合には3万円を奨励金として支出するものであり、国が定めた取組メニュー8項目のうち3項目以上に取り組むことが条件となっており、本年10月には、九州・沖縄ブロックの平均価格が57万1,909円となり、奨励金が発動されております。なお、本事業においては、さらに6項目のメニューから1項目以上に取組を行った場合に1万円を加えて交付されるよう拡充が図られております。

よって、奨励金の単価見直しについては、今後国の動向を注視し、関係機関と連携しながら要望してまいりたいというふうに考えております。

○11番（持留忠義君） 先ほど言われたように60万円を下回った場合1万円、57万円を下回った場合は3万円ということなのですが、ただ、今のこの農家の声を聞きますと、今の値段では本当にやっていけないと、おそらく自給率は今まだ40%になっていませんけど、55%まで上げるという国の方針なのですが、今後自給率を高めるために、特に鹿児島県というのは自給率は高いのですが、日本全国を見るとまだまだ低いわけですので、やはり今後自給率を上げるためにも、この価格を60万円を下回った場合1万円なんですけど、もう少しこれを見直すことはできないのか、どうですか、市長。それは国に声を上げなければいけないのですが、志布志市としての考え方というのはないですか。

○市長（下平晴行君） 保証基準価格は肉用子牛の生産状況等を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定められ、合理化目標価格は肉牛の国際価格の動向等から見て、肉用子牛生産の合理化により、その実現を図ることが必要な生産費を基準として定められております。また、価格決定については、毎年度農林水産大臣において決定されております。

現在の価格下落は国内及び世界における不況等も要因であるため、早急な対応・改善は困難であるという考え方から、今後の国の動向を注視し、関係機関と連携しながら要望していきたいというふうに考えております。

○11番（持留忠義君） 先ほど回答をいただきましたけれども、非常に厳しい課題でございますけれども、やはり今、大体5、6頭以下の生産農家の方は「この価格ではとてもじゃないからもう辞める」という声も多いわけですね。そういうことで今後ですね、やはり農家数の減少を食い止めるためには、志布志市として国に強く要望して、少しでも農家数の減少につながらないように努力していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、これはロシアによるウクライナ侵攻の関係で非常に小麦の価格高騰ということで、非常に今高いですね。データによりますと、令和4年は4月から6月、1t当たり4,350円上がっています。それから7月から9月が1t当たり1万1,440円の値上がりということですので、いく

ら補填金があってもですね、この値段ではやっていけないということですので、この飼料の高騰価格に対して、これはもちろん国に上げなければいけないのですが、市としての見解はどうですか。よろしくお願いします。

○市長（下平晴行君） 配合飼料価格につきましては、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、国において配合飼料価格安定制度を設けているところであります。生産者と配合飼料メーカーの積立てによる通常補填と、国と配合飼料メーカーが積立てを行い、異常な価格高騰時に通常補填を補完する異常補填の2段階の仕組みとなっております。

市におきましても、飼料価格高騰が畜産経営を圧迫している状況と捉えており、市単独の対応として畜産配合飼料高騰緊急支援事業を本年4月から12月出荷分を対象期間として、畜種別に補助金を支出することとしているところであります。

○11番（持留忠義君） 補助金を一応出すということだったんですが、ちなみに、どのくらいの割合で今そういう補助金を出す考えなのですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） お答えします。

畜産配合飼料高騰緊急支援事業、市単独の事業でございますが、各畜種別に交付するようしておりますが、子牛1頭当たり1万円、肥育牛1頭当たり1万6,000円、肥育豚1頭当たり1,000円、乳用牛は生乳1kg当たり3円、採卵鶏に関しましては卵1kg当たり4円、ブロイラーにつきましては出荷重量1kg当たり4円ということで交付をするようしております。

○11番（持留忠義君） 子牛の場合は1万円なんですけど、この乳用牛については1,000円と言われましたかね、これはどういう計算をするんですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 乳用牛については、出した乳の出荷1kg当たり3円ということでございます。

○11番（持留忠義君） そのようなことですね、今後やはりこれだけの飼料が上がりますと、非常に今は大型の子牛も、非常に大きな牛が多くて、そのためにはやはりかなりの配合飼料を投入しております。そういうことですので、やはり市場の状況を見ますと、大きな牛でないと高値がつかないというのが現状でございます。やはり350kg以上くらいの牛だったら、今度の11月は去勢は70万円を超えましたけど、そういうことですので、やはり以前より飼料の投入が多いわけですので、今後もぜひこの内容でできれば補助していただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。牛については、やはり1番目のこの緊急対策事業と今の飼料価格に対しての助成なんですけど、いずれもやはりこれは一日でも早く、こういう事業に市のほうで取り組んでいただきたいと思ひます。畜産振興については以上でございます。

次が、茶業振興についてですが、我が志布志市はやはり県内でも第2位という茶業のまちでございます。その茶業については、以前からですが茶価格は10数年にわたって低迷し、10年前は1,220円あったのが、直近の年間平均価格は943円であり、価格補填はできないでしょうか。これは非常に厳しい問題なのですが、市の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 市場価格の下落により、茶業を取り巻く状況は大変厳しいものになって

おります。

このような状況を鑑み、農産物に対する価格補填を検討できないかとのことではありますが、このことについては世界貿易機関の農業に関する協定により制限されており、公的機関が価格を補填することはできません。

本市としましては、経営安定のための収入保険の加入助成や、生産コスト低減に係る国・県の補助事業を生産者が活用できるよう支援をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

**○11番（持留忠義君）** 確かにいろんな資料を見ますと、WTOの協定というのがあります、先ほど市長が言われたように、この事業については直接は厳しいということなのですが、野菜価格安定制度というのがあります、先ほど言われたようにWTO協定の中で行われ、生産出荷の安定と消費者への安全供給を意図しての制度ですが、この制度に茶を加えてもらう要望は良いと思われるのですが、この要望について市としてはどう思われますか。それをお願いします。

**○市長（下平晴行君）** 野菜価格安定制度は、生産者、県、国が定められた割合で資金を醸成し、販売した野菜の平均販売価格が、平均価格の保証基準額を下回った場合に定められた差額の補填を受ける制度であります。この制度では野菜の指定がされており、お茶はこの制度の対象となっていないところであります。

**○11番（持留忠義君）** 今言われたように、お茶の場合は入っていないのですが、これをやはり価格安定するためには、お茶もこのWTO協定の中に入れてもらう考えはないですか。どうですか。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** 国の制度でございますので、そういったセーフティーネットもろもろあるかと思いますが、今のところは考えていないところでございます。

**○11番（持留忠義君）** やはりですね、10年前からするとかなり茶工場の閉鎖が多いわけですので、いろいろ聞きますと、今年は去年より少しはよかったです、でもそれでもやはり厳しいということで辞めていく農家もいるし、いろんなことでもうしないということで自分でもどうもいかないというのを聞きますけど、そういうことですので、ぜひこのWTO協定の中に茶を入れていただきまして、今後安定した価格になるような生産農家に対してのやはり今後の支援ができればありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、やはりこれもお茶に対しての燃油価格の高騰対策なんです、このお茶につきましては、燃油価格の高騰に対する助成はできないかということなのですが、価格についてはなかなか高騰が止まらないということで、国もいろいろと助成はしていますけど、市としてのこの原油価格に対しての支援、助成はできないか、それをよろしくお願ひします。

**○市長（下平晴行君）** 原油価格の高騰に対する支援、助成に関しましては、国・県が茶燃油高騰対策事業、燃油等高騰対策機械導入緊急支援事業を実施しており、市独自の対策としましては、国・県の事業の対象外となる生産者を対象に、燃油高騰対策設備緊急整備事業を実施しております。今後も原油価格の状況を注視するとともに、生産者との情報交換を行いながら、施策を検討

してまいりたいというふうを考えております。

**○11番（持留忠義君）** この前いろいろと話し合いをしたんですけど、執行部と打合せもあったのですが、今このお茶に関しては私は執行部にお願いしたんですけど、加工料の助成と今はやはり買い取りということで、大型の農家についてはもうそういうことをやっているのですが、農協とかJAとあるのですが、これはどうなんですか。全部そういうふうに、JAについては買い取りはやっているのですか。それは分かりませんか。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** 生産者からの委託加工料ということだと思いますが、委託加工料につきましては、生葉生産者が茶工場に粗茶生産を委託して、自己で茶市場等に販売する場合に発生する料金でございます。本市の現状としましては、志布志地域で1工場、有明地域で1工場が実施をしているというところでございます。その他は基本的に生葉の売買というようなことでございます。このような状況ということですので、委託加工料については、生葉生産者の経営判断の範疇というようなことで、助成は検討していないということでございますが、基本的にこの委託加工料が上がっているというのは、もともとのそういった委託料の中にいろんな資材代とか原料代、そういったものが入っているために上がっているというふうにお聞きしているところでございます。

**○11番（持留忠義君）** であれば、全工場がするわけではないですので、これだけ燃料価格がなかなか下がりません。やはり個人で経営している方については非常に大変じゃないかというふうに思いますので、ぜひこの委託加工料の助成についても検討していただきまして、少しでも1年でも、これを助成していただくようお願いしたいというふうに思います。

次が肥料の問題ですけど、これはこの前執行部と話をしたんですけど、何かこれは話によりますと、これは県の状況を待っているということなんですけど、私が聞いた範囲では、令和4年7月からの春の肥料が55%、11月から10%上昇ということで、JAのデータですけど、これだけ肥料価格が上がるとやっていけるのかなというふうに思いますので、その点はどうなのですか。お願いしたいと思います。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** 肥料価格高騰対策につきましては、今国がこの肥料の上昇した分の7割を補填するというところで、国の助成事業があるところでございます。また併せまして、県が残りの3割のうちの1割5分、合計8割5分の助成が今高騰した分であるところでございます。この事業につきましては、JAが中心になって、市も一緒になって、今、受付又は申請の支援等をしているところでございます。

併せまして、この国の肥料高騰対策事業につきましては、単純に助成をもらえるというわけではなくて、様々な化学肥料等を減らす取組をしないといけないというのがございます。その中の一つであります土壌分析等につきまして、本市では補正予算等をお願いをしまして、その土壌分析に係る経費等を助成しているところでございます。

**○11番（持留忠義君）** これは、先ほど言われたように、県からの申請を待っているということで、先ほど言われたように国が7割、県が2割だったのですかね、それについては、いつ頃そうな

るわけですか。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** ここについては、今秋肥分を受付をして、それから申請をしている途中でございますので、既に今受付をして、今年度中には支払うというようなめどではございます。

それから、また春肥の部分が4月以降にまた支払われるということになっておりますので、そういうところで鋭意進めているところでございます。

**○11番（持留忠義君）** 非常に有り難いことで、そういう助成があるということで聞いておりましたけれども、あえてこれは質問しましたけれども、今後やはり生産農家が減少するのは非常に厳しいです。この前、農林水産省の話では、やはり自給率を上げるには、特に鹿児島県はいろんな農業の中でも、畜産やお茶などの生産が盛んで、農家が減少すれば自給率は上がらないということですので、ぜひその補助事業をしていただきまして、少しでも農家の減少の歯止めをしていただければ有り難いと思います。そういうことでございますので、よろしくお願ひします。回答をいただきましてありがとうございます。

次が最後ですけど、これは前回も申し上げましたけど、サツマイモ基腐病についてです。先ほど同僚議員も説明されましたけど、今サツマイモ基腐病については、もう4年目ですかね、2018年から始まりましたので、その蔓延と発生を予防するために病害採取が行われたわけですが、その効果はどうだったのでしょうか。それをお願いしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** サツマイモ基腐病対策については、平成30年12月に鹿児島県内で初めて発生が確認され、本市においても令和元年度から被害があり、年々被害が拡大傾向にあったところでございます。

鹿児島県さつまいも・でん粉対策協議会が発行しているサツマイモ基腐病防除対策マニュアルに基づき、本市においても市報やホームページを含め、市内全域に対策の情報発信や注意喚起について周知を徹底しているところでございます。

生産者においては、「持ち込まない・増やさない・残さない」の対策を実施し、市においても市内の一斉防除等も実施したことから、現状把握のため実施している月2回の地上部調査では、一部でも症状が見られるほ場の割合について、令和3年9月は約73%あったところでございますが、令和4年9月は約24%となっており、約49%のほ場に改善が見られたところでございます。

今後も、国・県の対策マニュアルの周知や支援策を有効的に活用して、サツマイモ生産者の支援を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

**○11番（持留忠義君）** 今、丁寧に市長が回答されましたけど、24%ということなんですけど、やはり4年間のうちにこの予防によって、サツマイモ基腐病については減ったのか。それがちょっと分かりませんので、令和元年から令和4年までの結果ですね、被害はどのくらい防止できたのか、それをお願いしたいと思います。分かりませんか。2018年から4年間のうち、令和4年までの被害はどれだけ減ったのか、増えたのか、それをお願いしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど説明しましたとおり、49%のほ場に改善が見られたということで

ございます。

**○11番（持留忠義君）** ということは、被害はかなり減ってきているということですね、そういうことですので、かなりこのサツマイモの栽培についても、もう辞められた人がいますので、引き続きそういう防除の対策をしていただいて、サツマイモというのはこの前も農林水産大臣の野村哲郎先生も言われましたけれども、やはり「サツマイモは減っては困る」と、焼酎についても去年も量は足りなかったということでしたので、ぜひですね、少しでも農家の方が減少しないように、市のほうでもそういう対策をしていただければ有り難いと思っております。よろしくお願ひします。

次に、これは先ほど言われましたけど、サツマイモ基腐病は2018年に発生が報告されて以降、サツマイモの生産に大きな打撃を与えています。これまでに被害を受けた生産者数と面積をお願ひします。

**○市長（下平晴行君）** 令和3年度において、生産者数は約200件、作付け面積は畑かん受益地を対象に行った作付け調査の結果により1,068.8ha、そのうち地上部に一部でも症状が見られるほ場は約73%となっております。

10a当たりの収量については、令和3年度、国の対策事業の申込者である170件の平均で1,871kgとなっております。また令和4年度におけるサツマイモ基腐病の被害状況について、生産者へ聞き取りを行ったところ、早植え、早掘りのほ場はよかったが、9月中旬の台風通過後被害が拡大しているという話も伺っております。

なお、令和4年度の詳細な状況についても今後の調査や国の対策事業への申込みの際、把握していく予定でございます。

**○11番（持留忠義君）** 令和3年度は73%ということで、やはり今後令和4年についても、今年はほとんど終わったと思うんですけど、これが今後、作付け面積が減らないようにしなければいけないのが我々の、市だけの仕事ではないんですけど、事業を通じてお互いにいろんな協議をして、作付け面積が少しでも減らないような努力をしていただきたいと思います。その点はどうですか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、国・県そして関係機関等々の連携をしっかりと対応策を協議してまいりたいというふうに考えております。

**○11番（持留忠義君）** 以上のようなことで、サツマイモ基腐病については、発生の予防の結果、生産者数と面積が保護をされました。そして最後には、やはり今後肥料の価格についても支援をしていただくということで、非常に今大事なのは、やはりサツマイモなんですよね。以前は水稻が全然採算が合わないということで、サツマイモに切り替えたところが多いんですけど、こういうサツマイモ基腐病が入ってから、非常にサツマイモの生産量が減少しているんです。それで、今後いろんな面でこういう予防のための市の助成とか、農家戸数を少しでも増やすような努力を、そしてまた、肥料についても非常にまだ価格が高騰しておりますので、少しでも、1円でも多くの助成をいただいて、農家の戸数が減らないような努力をしていただきたいと思いますというふうに思いま

す。よろしく申し上げます。

それでは、最後になりましたけれども、今、畜産振興、茶業振興、それからサツマイモ基腐病について申し上げます。この3点については、いずれも非常に課題の多い問題でございますけど、今後農政畜産課としても、ぜひこの事業を少しでも前進するような努力をしていただければ有り難いと思っております。どうか最後までよろしく申し上げます。

コロナ禍もなかなか収束しませんので、ぜひ今後皆さん一緒になって、コロナ禍を少しでも収束するように努力をしていただきまして、また消費拡大についてもコロナ禍の問題がございます。そういうことで一緒になって解決していくように努力をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

次に、4番、隈元香穂子さんの一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子さん） おそらく私が今日の最後の質問者になりますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、家庭の食卓を守る主婦目線で申し上げますと、物価の優等生と言われている卵までもが飼料価格・流通価格高騰の波にもまれ、とうとう値上がりしてしまいました。コロナ禍に追い打ちをかけた物価の高騰、戸惑う間もない生活の変化に収入とのバランスが取れなくなり、節約に次ぐ節約、貯金の切崩しなどをされながら、先を案じていらっしゃる市民の皆様も相当多いことと思われまます。家庭の暮らしはもとより、市内商工業者、特に飲食店の廃業が相次ぎ、「あそこがまさか」というような飲食店の廃業も幾つかあったということは市長も御存じのことと思います。私の知る範囲でも8月末で廃業した店が何店舗もありましたし、さらに10月末にも何店舗かの廃業を確認しております。もちろんほかにもあっただろうと推測するところです。コロナ感染者が減少した時期、商店街では地域の皆様の御協力の下、イベントが計画されたり実施されたりなどして、にぎわいを取り戻そうと御尽力されていたわけですが、一方で廃業に次ぐ廃業、まさにまちの灯が消えていくようで本当に残念に思うところです。コロナ禍、物価高騰に直面して頑張ってくださいっている事業者の皆様へ、今、この現状での市長の思いをお示しください。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えします。

これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受ける商工業者支援策としましては、緊急事態宣言や営業時間短縮要請などのタイミングを捉え、令和2年から本年5月までに5回の応援給付金支援や県営業時間短縮要請協力金の負担を行ってまいりました。そして現在、物価高騰しibus版支援給付金により、6回目の商工業者支援を実施しております。今回の給付金は、売上減少の要件を設けていないことから、12月2日までで約500件の中小企業の皆さんに支給できております。また併せて、消費を促し、経済を回す政策としてプレミアム商品券の販売も行っております。

今後の支援策については、新型コロナウイルス感染症並びに物価高騰で影響を受けているのは、どのような分野の方々なのか、市民の皆様の声に耳を傾けながら、網羅的、直接的にその状況把

握に努めているところでございます。その上で、必要な場合は対策を講じていく考えであります  
が、国の地方創生臨時交付金などの財源の状況もでございます。限られた財源で最も効果的な対策  
が実施できるよう、全課で検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** プレミアム商品券などの発行、皆様にとっては本当にありがたいも  
のだと感じております。実際私も活用させていただきまし、市民の皆様には本当にありがた  
い措置だったと感じております。

そこで、市民の皆様にはぜひとも知っておいていただきたいところとなりますのが、今回、国  
民宿舍ボルベリアダグリの指定管理料や納付金についてでございます。令和2年度、令和3年度、  
指定管理者から市への2,000万円の予定納付額のうち、納付されたのはゼロ円。2年続けて納付  
金は無しという結果になりました。さらに令和2年度の指定管理料が5,242万450円、令和3年度  
の指定管理料が5,717万8,469円、この2年間で指定管理料が合計で1億959万8,919円と、さきの  
予定納付額分4,000万円も合わせて約1億5,000万円という市民の税金が、一般会計から指定管理  
者へ注がれたということになりました。指定管理料が指定管理者に支払われたのは、平成19年に  
ボルベリアダグリが指定管理制になって以降、一度もなかったことなのですが、この約1億  
5,000万円は当然市民の皆様は税金ですし、コロナ禍や物価高騰を理由に、これまでで廃業に至  
ってしまった経営者の方々にとっては、まさに血税と言っても過言ではないと思われるところ  
です。また驚くべきことに、この指定管理料の中には現在の指定管理者である株式会社グリーンハ  
ウスの従業員5名の給与も含まれているそうでしたが、以上、間違いはないですか。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** このボルベリアダグリの指定管理料それから納付金について  
でございますけれども、始まった当時から納付金については6,500万円から4,500万円、2,000万円  
と推移しておりました。そして令和2年からはコロナ禍の影響があるということで、これにつ  
きましては、基本的には今ボルベリアダグリは、株式会社グリーンハウスに指定管理をお願い  
しておりますけれども、基本協定と年度協定を結んでおります。その基本協定書にリスク分  
担表がございまして、その中に不可抗力という項目がございまして、それに基づきま  
して、これまで議会に提案をしながら指定管理料というものを支払ってきたところで  
ございます。

12月2日の本会議でも申し上げましたけれども、初めから直営であれば当然その分について  
も、コロナ禍で経営を維持する、それから雇用を守るために支出が増えたであろうと、し  
かし今はこれをその管理を指定管理者をお願いしていると、当然そこには市が所有して  
いる国民宿舍ボルベリアダグリを維持する、それから雇用を守るという上では、今  
回指定管理料というのを今までお願いをしているというところでございます。

ということで、最後に言われますのが、本社から来ている職員の給料はどうなるのか  
というところでございますが、当然、株式会社グリーンハウスさんがこちらで経営を  
されている部分に係る人件費なり物件費なりというものは、支払いを当然されて  
いるということになります。しかしながら、お互い協力をしましょうというこ  
とで、指定管理料を支払うにあたっては、株式会社グリーンハウスさんも当然こ  
こはいろいろな経営策を考えてくるということで、繁忙期とかのときに



は、隣の宮崎県の施設から応援をしてもらっております。それから、そのほかにも当然本社経費というのが要りますけれども、それについては一切請求はしていないということなんかも合わせの中で、そういうような支払いはしているような状況でございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 令和2年度、令和3年度というのは、当然コロナ禍でしたので、この事業所も業績が落ちたり伸び悩んだりして、経営者の皆様は大変な御苦勞をされていた時期です。そのような中で、このボルベリアダグリに関しては、ここまでの支援を行ったのだということ、そして11月発行の市議会だよりに、「同様に厳しい状況下にあるほかの市内事業者に対しても、今後何らかの支援、対策を講じていきたいと考えている」とありました。これについては、現在、物価高騰しぶし版支援給付金として、12月26日まで申請を受け付けている支援策が打ち出されております。先ほど申し上げられましたが、5月からこちらはこれといった支援策もなく、廃業に追い込まれた事業者には本当に申し訳なく感じるどころですが、まだまだ瀬戸際で頑張ってくださっている事業者については、年越しを控えて、この物価高騰しぶし版支援給付金の金額では、とても事足りるとは考えておりません。今後の支援策について、状況に応じた支援策を取っていかれる予定はあるのか、既に予定があるとしたら、どういった支援策を講じていかれるのかをお示しくください。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** まずお答えする前に、先ほど国民宿舎への指定管理の話もありましたけれども、当然、今回12月定例会に上げております中にも、指定管理施設については基本協定と年度協定に基づいて、道の駅、蓬の里というものも同じように、市が管理をお願いしている施設について雇用と事業を継続するために支援をしていくということは御理解いただきたいと思っております。それから今後の支援ということでございますけれども、令和2年、令和3年は緊急事態宣言が出て、県境をまたぐこともできないとかいろいろございまして、非常に苦しい状況です。現在は全国旅行支援などを交えて、人を動かしてください、経済を回しましょうということですので、少しでもやっていきたいと。しかしながら、やはり特に宴会、それから旅行スタイルも変わってきております。ということで、非常に苦勞をされているので、まだ大型宴会などは戻ってきていないという状況でございます。それに合わせて国からも通知が来ていましたが、物価高騰と資材高騰、電気料とかが上がっている分については、市のほうも指定管理者と協議をして支援しなさいという通知が来ておりますので、それに基づいて、令和4年度もそれなりの手当てが必要だというふうに考えております。そして、商工業者への支援ですが、当然考えていかなければいけないと思っておりますが、今、どういう策があるということではなくて、今、当初予算に向けても検討しておりますし、それが当初予算のタイミングなのか、それとも今第8波が来ておりますけれども、どのタイミングなのか、全て総合的に、また財務課それから市長、副市長と相談をしながら協議していきたいと思っております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 今、課長の説明で前向きに検討していらっしゃることはよく理解いたします。この物価高騰しぶし版支援給付金につきましては、先もって、何名かの接待サービスを伴う飲食店経営者に帳簿を提出していただいて算定されたと聞いておりますが、決定さ

れた給付金の額は、果たして十分なものだったのでしょうか。業種を四つに分けて、それぞれ接待飲食サービス業と運転代行業が15万円、一般飲食サービス業が18万円、その他の業種が10万円、おそらく予想されていた額より少なかったのではないかと考えます。今回の支給給付金事業を施行するまで、長期にわたり、5月以降自力で耐えて来られた現状があるということも考慮した上での決定だったのでしょうか、お答えください。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** 令和2年5月の臨時議会のときに最初に支援策を提案したところでした。その中で新聞紙上なんかいろいろな自治体のやり方が発表されまして、いち早く一律でやるところもあったということもありました。その協議をする中で志布志市としては、やはりこの近辺でも小さい商工業者から今度は大規模なホテルとかいろいろあると、だから、その施設の雇用人数等によっても、電気料の使用量等も全然差があるだろうということがありまして、分析をしてその都度その都度ですね、それと要望書が届きましたので、その都度その都度要望書の意見も聞きながら、それから議会の一般質問もございましたので、そういうのを聞きながら、本当に困っているところに私どもは予算の中から、それから地方創生臨時交付金を使いながら、支援をしていったというところでございます。

それと市がこれだけ6回目ですが支援しておりますけれども、これ以外にも最初には国の持続化給付金がありましたし、それから途中では今度は県の営業時間短縮要請協力金なんかもありました。だからそういうもらえるものは皆さんもってきてくださいということで、事業者それから要望を出された方に関しては、私どもは足を運びまして、「こういうふうに申請してください」と、それから「商工会のほうでもできますよ」とかそういうことをまた情報の発信もしてきたところでございます。ということで、その都度その都度の状況に合わせて、しっかりと予算措置をして計上して行って、議会の皆様に認めていただいているというふうに理解をしているところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 今回の物価高騰しぶし版支援給付金の対象となる事業所は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業、これは「個人事業主を含む」とあり、飲食店のみならず、幅広く他業種にわたり支援がなされているところは評価に値します。飲食店以外の業種の方にも、そういった情報発信やヒアリングの場を設けた上で検討されたということは理解をいたしました。幅広い業種への支援は実にありがたいことですが、ざっくり言うと、「今後も当事者の声を聞いてください」、それがお願いになります。

また先月、海上自衛隊掃海隊群の入港がありました。艦内を案内していただき、談話する機会があったのですが、夜は銀座街をはじめとする市内飲食店を利用される際、「どこも満杯で1時間待ちの店もありました」とのお話でした。しかし、にぎわいを見せた店舗とは裏腹に、「自衛隊の船が来ていたとは知らなかった」という店主の方々の声もありました。以前、志布志市の飲食店では、「自衛艦歓迎の店」という看板を掲げ、自衛艦が接岸したりした場合、どこにもぎわいを見せ、まちに活気がみなぎっていたと記憶しています。重要なことで、どの店舗もこういった流入人口が増えるタイミングで、しっかりと集客をすることはとても大事になります。特にこ

の時期、情報を得ることができなかつた方々にとっては、もはや損害とも言えます。こうして大きなビジネスチャンス逃してしまうことになった飲食店は、実際ありました。どうしてかと言いますと、商工会、観光協会などの団体に加入していらっしゃる会員の皆様には、それぞれ情報として通達されていたのですが、未加入の店舗経営者については、自衛艦が入港することなど知るよしもなかったということになったわけです。どうでしょうか、これは「取り残された感」が伝わりませんか。これは商工会、観光協会などの団体に加入していなければ、知り得ない情報なのかどうか教えてください。

**○市長（下平晴行君）** 令和4年11月15日に、今ありましたとおり、海上自衛隊の掃海母艦が訓練物資補給のため志布志港へ入港し、2日間にわたり、乗組員の皆様に市内飲食店や小売店等を御利用いただき、本市経済の活性化に寄与いただいたところです。本市といたしましては、令和4年11月8日に訓練の概要が公表された後、速やかに一般社団法人志布志市観光特産品協会と情報を共有させていただき、協会経由で協会加盟の飲食店に情報をお伝えするなど、乗組員の皆様を受け入れるため、おもてなしの体制を整えさせていただいたところであります。

今後、自衛艦の入港に関する情報をはじめ、効果的な情報発信に努めてまいりたいというふうに思います。

**○4番（隈元香穂子さん）** そうしていかないといけないと思います。団体に加入・未加入にかかわらず、全ての飲食店、関係事業所に前もって知らせることはそう難しいことではないと考えます。来年には、自転車ロードレースなども開催され、多大な流入人口の増加が見込まれております。これから起こり得ることなのでお尋ねしておきます。誰一人取り残さない手段の検討、それとも団体に入っていないところは仕方がないということではないですので、例えば、現在LINEによる志布志市からの定期発信がなされておりますが、これは非常に手軽な情報発信の手段です。現行の様式に追加してカテゴリ別にきめ細かく、例えば「飲食店・宿泊施設の皆様へ」などのカテゴリがあれば、そこをタップするだけで簡単に情報は受け取れます。これは、現在配信されているイベント情報のページを見ればいいじゃないかと、そういうことではないんです。やはり、欲しい情報を手に入れる手段は最短がベストです。ワンステップで手に入れることができるよう試行錯誤、大変重要になりますので、検討をお願いいたします。イベントに伴う流入人口の増加のお知らせ、いついつこういったイベントが行われ、このイベントでは宿泊も見込めます、飲食店事業所の皆様に対しては志布志市の特産品などのおすすめ・おもてなしを促す、生産量を増やす、そういったことを整えていけば、非常に有益な情報が欲しい方にしっかり届くのではないかと思います。改善の余地はございますでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 市といたしましては、市ホームページや行政告知放送による情報発信だけでなく、公式のLINEやインスタグラムといったSNSでの積極的な情報発信を考えるとところであります。また観光特産品協会や商工会とも連携し、市内外の皆様が広く情報を得ることができるように、対応していきたいというふうに考えるところです。

まずは、よりターゲットを意識したスピード感のある情報発信が大切であるというふうに考え

ております。また、観光特産品協会に加盟していただくことにより、夜の飲食店街マップ等への掲載によるPRや、先ほどありました「自衛艦歓迎の店」と表記されたのぼり旗を協会職員が設置し、より自衛官の皆様が入店しやすい環境を整えるなどの支援も受けられますので、協会加盟促進も図りながら、より多くの事業者が恩恵を受けられるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、市が主催又は協賛するそのイベント等につきましても、市内事業者への経済効果だけではなく、市内外の皆様が多くイベントに御来場いただくための集客対策にもつながりますので、今後は情報の伝え方にも工夫を凝らしながら、情報発信を行うよう努めてまいります。

**○4番（隈元香穂子さん）** 市長が今おっしゃいましたその旗の件ですけれども、やはり加入していただいて旗が立っているというのは、自衛官の皆様にも守られているという意識が働く、そういうふうにお尋ねいたしました。不公平感のない情報の共有をしていただければ、本当にありがたいと考えます。今このときです。皆さんのお力をどうか集結して、まち自体を盛り上げていただきたい、そういうふうに考えます。もちろんおっしゃったように、団体への加入についても、加入することのメリットをしっかりとお伝えした上で、加入促進に努めていただきたいと考えます。

またこの冬は、コロナ第8波の広がりも懸念するところです。商工業者の皆様にはこれまでも多くの御協力をいただき、感染対策を取りつつ、不自由な営業形態でwithコロナを目指して努力をしてくださっておりますので、廃業に追い込まれることのないように、しっかりとした支援対策をお願いいたします。最後に答弁をお願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** これまでコロナ禍の影響を受ける事業者に対しまして、給付金や管理コストに対する支援などを行ってまいりましたが、今後は経済を回すための施策に重点を移すべきではないかと考えております。新型コロナウイルス感染症の第8波の市民生活並びに事業活動に対する影響を十分見極め、必要な対策を全課で検討してまいります。

**○4番（隈元香穂子さん）** そういったことで、前向きに取り組んでいただけると本当にありがたいと思います。

続きまして、オンライン医療相談についてお伺いいたします。

まず、本市の産科・婦人科での問題点を申し述べます。志布志市には、産科・婦人科がないということで、受診される方は鹿屋市、都城市又は鹿児島市など病院がある地域まで出向き、診察や健診、薬の処方をしてもらったりされております。妊婦健診や出産予定日が近い妊婦さんからは、「病院までの距離があるため、受診のタイミングなどに不安を感じる」との声があります。車の運転ができない方、連れていってもらえる人がいないなどで、病院受診そのものに支援の必要な方もいらっしゃると思います。とにかく地元で産科・婦人科病院がないということは、大変不便であり、急を要する事態においては、命の危険や困難が伴う状況です。

そこで昨今、オンライン診療、オンライン相談というサービスシステムが産婦人科において実証実験され始めているということを踏まえ、本市の取組としてのオンライン診療、オンライン相談、検討の有無、産婦人科病院誘致についてのこれまでの取組と今後の見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） 遠隔医療であるオンライン診療や相談は、医療全体で実施可能な診療・相談方法の一つであるというふうに認識しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、オンライン診療・相談のメリットとして、感染リスクの低減が挙げられ、その他に時間や交通費の節約、24時間予約できるなどのメリットがあります。

特に本市には産婦人科がなく、市外の産婦人科受診となることから、オンライン診療・相談の必要性はあると考えます。一般社団法人日本医学会連合のオンライン診療の初診に関する提言によりますと、「初診からオンライン診療は、かかりつけ医師が患者に対して行うことが原則」という意見もあり、それを踏まえると医師と患者間の合意形成が重要であるというふうに考えます。市としては、オンライン診療・相談を実施している医療機関の情報を市民へ提供してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 産婦人科と言いますと、一般的に妊婦健診、がん検診など、内診を伴う医療行為が思い浮かべられるところですが、実際にはホルモンバランスを整える薬の処方や望まない出産を回避するためのアフターピルの処方、ほかにも内診を必要としない診察は数多くあります。男性から見た産婦人科に対するイメージがどのようなものであるか、市長は一男性として産婦人科にどのようなイメージを持たれていますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 一概に答えるといってもちょっとなかなか難しい言葉ですが、我々はそういう体験がないんですけれども、本当に私も、母も妻も含めてなのですが、本当に大変な経験、体験をして子供を産むというふうに思っておりますので、私は、男性より女性がやはり3倍ぐらいの御苦勞をされるのではないかなと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 優しい思いと思いやりをありがとうございます。女性は、一生を通して産婦人科にお世話になるわけです。利用者がオンライン診療、オンライン相談を選択する場合の一つとして、誰に相談していいかわからないという場合があります。オンライン医療相談は、誰に悩みを相談すればいいのかわからないときに利用されるケースが多いのですが、これは婦人科系の悩みが親や友人にもなかなか相談しにくいという特色があるからです。男性の場合は、あまりこういったことはない、感じたことはないと思います。また出産経験のない若者の中には、産婦人科に行く勇気が出ないという人も少なくないわけです。まさにこれが次に挙げられる理由の産婦人科に行きづらい場合へとつながるのですが、性行為による妊娠の可能性や避妊・不妊の悩みなど、もし産婦人科へ行ったら、親や周囲に知られたらどうしようと悩む人もいます。オンライン医療相談を利用すれば、病院に出向く必要がなく、チャットでやり取りすることができるため、人目を気にせずに相談できます。伝えづらい症状でも楽に相談できるはずです。

もう一つは、別の医師からアドバイスを受けたい場合です。これは乳がんとか子宮がんとか、大きな病気に関わる場合特にございます。既にかかりつけの病院はあるけれど、別の医師からもアドバイスを受けたいという理由で利用されるケースもあります。いわゆるセカンドオピニオンですが、かかりつけ医の診断に疑問を感じた場合、ほかの医師からも診断してほしい、アドバイスをを受けたいという理由で利用されるケースもあります。

以上が大まかな選択理由ですが、これらのことについては、御理解いただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、今おっしゃったように十分理解をしているところ  
であります。

○4番（隈元香穂子さん） 実際、今低用量ピルと言いまして、先ほど申し上げましたアフター  
ピルなのですが、既にもう数年前からオンライン診療での処方で、翌日には手元に届く仕組みに  
なっていて、アプリも存在しております。アフターピルとして利用する場合は、性行為から72時  
間以内に服用しなければならないし、病院に行くよりオンラインでの処方が適しているというこ  
とになるわけです。産婦人科や婦人科は、女性が思春期から老年期まで一生を通して関わる専門  
家ですが、周囲の目が気になって行けない方、内診が苦手で行けないなどの理由で、症状が出て  
いても放置している方が多いことも特徴の一つです。報道でも伝えられておりますとおり、現在  
大流行になっております梅毒など、命に関わる性感染症に罹患した場合など、特に初期症状に気  
付かず、放置したまま過ごして、症状が現れたとしてもこれが出たり消えたりするものですから、  
良くなったと勘違いすることで感染を広げることにつながったり、症状が悪化してから受診し、  
悔やんでも悔やみきれない事態に陥るケース、すなわち死亡ということがあるわけです。梅毒が  
増えた背景としては、SNSなどの利用により、気軽に性行為が行われるようになったことが挙  
げられますが、意外なことに梅毒以外の性感染症、例えばエイズですとか淋病ですとか、そうい  
った病気は全く増えていないということです。市長、こういった事実は御存じでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 初めて聞きました。

○4番（隈元香穂子さん） そういったふうにSNS界限では、相当な情報が飛び交うんですけ  
れども、テレビなどの報道ではなかなか目にすることのないこういった事情があるわけです。ス  
マートフォンやタブレット、パソコンからだとする、人目を気にする必要もありませんし、感  
染のリスクも避けられるのですから、産婦人科という専門科はオンライン医療相談がいずれ主流  
になってくるのではないかと考えております。また、本市の産婦人科がないということは、移  
住・定住を考えて、志布志市の医療機関を検索される方にとっても、大いにネックになるところ  
だと思います。当面オンライン診療・相談を導入することで、代替えとまではいかななくても、補  
えるものは補える方法で補っていく、そういったことがかなえば、本市の女性全てにとって本当  
にありがたいところです。

先頃開催されました女性活躍推進会議で、ある高校生が「自分は、志布志市に産婦人科を引っ  
張って来られる女性になりたい」と述べていたそうです。どうですか、高校生でさえ、地元で産  
婦人科医院がないことに危機感を感じています。これは市長、チームを組んででも、早急に対応  
していかなければならない案件だと思いますが、思いはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は公約の中にも、そのことは入れておりますので、本当に必要性はあ  
るのですが、そういう4市5町の医療圏の問題でも産婦人科の要請をして、今やっと2人はいる  
ということでもありますけれども、本市でそういう体制づくりができるのであれば、もちろん医師  
がいなくていけないわけでもありますけれども、今話がありましたとおり、婦人科については、そ

ういうもろもろの条件がありますので、ほかのオンライン診療とはまた違うんだなというのが実感したところでありますので、そのことをどういうふうに対応ができるのか、十分これからも勉強していきたいというふう考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 市長がそういうふう感じてくださったことが本当に嬉しく感じます。この高校生は、さらには「自分が志布志市を出て職について、結婚をしたとして、今の志布志市には帰ってくることはないです」と、こう言っていたそうです。高校生でも将来を見据え、子供を産み育てること、すなわち理想の子育て環境についてしっかりと考えているんです。本市では年間約200件の出産がありますが、令和3年度出産された医療機関のある地域で言いますと、鹿屋市で85人、都城市で58人、鹿児島市で29人、その他が29人となっております。例えば今後産婦人科の誘致がかなったとして、現在鹿屋市、都城市、鹿児島市、それぞれの地域の産婦人科で出産されている現状が、そっくりそのまま100%新しく誘致された本市の産婦人科で出産されるのかというと、決してそうではないと理解しています。リスクの伴う出産もあれば、今までと同じ病院で出産したいという方もいらっしゃるでしょうし、選択の自由がありますから、そういうことになります。想定される今後の人口減少、出産率の低下を考えて、採算重視でいくとすると、産婦人科医院誘致そのものには厳しいものがあるはずで、まずは、オンライン診療、オンライン相談を実際に活用していくように構築していくことで、市民に安心の一端を提供できると考えております。大きな課題として、市民が求めているのですから、できることからやってみる、これは行政がバックアップするべき最優先にするべき事柄だと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはまさに、今のお話のとおりだというふうに思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 山形県真室川町も医療過疎地と言われていますが、まちの中心部の真室川病院と地元の診療所を週に一回オンラインでつないでおります。また、同県西川町でも開始され、県内全域での活用の可能性を探っていくということです。例えば本市の妊婦さんは、出産をする場合、妊娠から出産まで同じ病院でとなるのが一般的ですが、都市部に行きますと、スペースの関係、ビルの中にある、そして駐車場の確保などの関係で、妊婦健診をする病院と出産をする病院は別々、これがもう当たり前になってきております。

そこで、本市には13年前に閉院した産婦人科の存在がありまして、先日お願いして病院内を視察してまいりました。院内の全てのスペースを撮影させていただきまして写真の用意もありましたが、明日の質問予定と考えていたのが今になりましたので、本日写真がございません。きれいな状態でまだまだ利用できる施設ですし、実にもったいないと感じたところです。せめて週に一日か、月に何日か産婦人科医師に来てもらい、この施設を利用して妊婦健診、がん検診、このような内診を伴う診察ができれば、どんなに有り難いことかと想像するところでした。また、こちらの先生におかれましても、「志布志市の皆さんのお役に立てるものでしたら、活用してください」との思いも聞いております。通常、オンライン診療・相談を活用できる方には、オンライン診療・相談を利用いただき、妊婦健診、がん検診、内診を伴う診察が必要な場合、インターネットは難しい、できない、苦手だとおっしゃる方には、この施設を利用して産婦人科医が派遣

される決まった日に受診をしていただく、当番医と逆のやり方です。そういったことができないものだろうかという思いです。これについてはいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 本市には、診療所が18か所、病院2か所の医療機関があります。産科を除く診療科は確保できておりますが、産科医療については先ほど言われました、鹿屋市などの市外の産科医療機関を受診している状況であります。

先ほど言いましたように、大隅4市5町の保健医療推進協議会において、産科医師確保への取組を行っております。本年度においては鹿児島大学病院から、県民健康プラザ鹿屋医療センターに研修医2名を派遣していただいているところであります。今後、大隅4市5町の保健医療推進協議会での産科医師確保事業を継続してまいりたいというふうに思っております。

また、市内の閉院されている産婦人科医院の活用につきましては、所有者から相談があった際は市としてどのような支援ができるのか、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 要するに、オンライン診療と実際の診療との併用を提案しているところですが、産婦人科医師の派遣については、当直のような形でもまた契約という形にしても、来ていただける道は必ず見いだせるのではないかと、実は娘婿が産婦人科医をしておりますので、そういった意見もくれました。大隅4市5町保健医療推進協議会で、大隅地域産婦人科医師確保支援事業に500万円の負担金を出しますとなって、もう4年間の間、医師の確保ができていないのですから、手探りでも何らかの手段を講じていかないと、いつまでたってもこのままの状態ではいかなものかと思えます。市長には先陣を切って前進していただきたい、そういうふう思うところなのですが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** ぜひ、そのことが実現できるとすれば、大変ありがたいと思っておりますので、その娘婿さんにそういうふうに話をさせていただくというのは大変ありがたいことですので、あとは施設の活用の在り方がどうなのかですね、十分内部でも検討させていただきたいというふうに思います。

**○4番（隈元香穂子さん）** 問題は山積みだと思いますが、例えばこの施設につきましても、当然きれいな状態であったとはいえ、施設そのものはもう13年前のまま、時が止まっておりますので、修復をしたり改善したりしなければなりません。それについての負担金は、例えばクラウドファンディングで募ることも選択肢の一つではないでしょうか。自治体主体のクラウドファンディングには、一時的な資金集めにとどまらず、インターネットで取組の状況やそれに対処する自治体の活動の様子を発信し、広く知ってもらうことができます。志布志モデルとして取り組んでみるというのも一つの方法ではないでしょうか。ぜひ、お願いしたいところです。

11月7日、鹿児島市大竜町にフェムテック鹿児島診療所が開設されました。これは相良病院の取組ではございますが、ここでの診療は自由診療になりますので、カルテに残りません。カルテに残らないということは、秘密が守れるという利点があります。体の悩みを解決するための便利グッズの販売もしております。ちなみに相良病院は、遠隔健康医療相談サービスも早くから取り入れている先進的医療機関です。フェムテックとは女性のライフステージにおける生理・月経、



妊活・妊よう性、妊娠期から産後、プレ更年期や更年期などの様々な課題を解決できる製品やサービスのことを指しますが、これは2025年までに5兆円規模の市場になると言われております。志布志市では生理用品の配布など、これもフェムテックになります。こういった情報をキャッチしながら、それぞれが自分なりの満足した暮らしをつくり出し、女性の生きやすさを見いだす、そんな時代です。時代に合わせて変化を捉え、実践していくことは本市の発展に大きく寄与するところですので、ぜひ、最善を最速で、オンライン診療、オンライン相談を試験的にでも導入する方向に導き出していただくようお願いいたします。市長、モデルケースとして取り組んでみるということについての見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） モデルケースとしてできるということであるとすれば、それはしっかりとモデルとしての取組ができる体制づくりを、まずどのような形でできるのかですね、そこら辺を内部でも十分検討させてもらって、考え方を取組を検討してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） そういった思いにこちらもちろん協力してまいりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

これまで産婦人科について質問してまいりましたが、大阪府藤井寺市では、産婦人科に加えて小児科についてもオンライン診療を実施しております。育児中の保護者の悩み、これはもう子育てというのは何が起こるか分からないもので、喜びや感動もたくさんありますが、悩みも心配も本当にびっくりするほど子供の成長の合わせてたくさんあります。オンライン相談では、休日や夜間に相談できる施設や場所がない、熱はあるけど受診すればいいのかしないほうがいいのか迷っている、夜泣きについてもただ泣いているだけなのか具合が悪いのか分からない、それから授乳時間や量、急な嘔吐や発熱など、様々な相談を引き受けて子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てをしていける環境をつくる後押しをしています。今年いっぱいには実証実験期間中だそうですが、他自治体の事業とはいえ、必要な取組ですので、良い方向に進んでいけると大いに期待しているところです。子供のうちは、特に小さいうちは日中より早朝、夜間帯に変化が起きます。しかも子供が小さいということはお母様も経験が浅いということです。そういった時間帯だと子育ての先輩やママ友に連絡したくても遠慮して当然ですし、子育て支援に関する施設も当然時間外となると救急外来に連絡するしかありません。「このくらいで連れて来たの」と先生に嫌味を言われたことも、私も何度もあります。藤井寺市が利用しているオンラインサービスは、全国で登録している約200人の医師や助産師が、保護者らからのビデオ通話やメールに対応する仕組みで、全国の自治体や企業と提携して運営する東京の「株式会社Kids Public」の産婦人科オンライン、小児科オンラインです。24時間とまではいきませんが、夕方6時から10時まで、ビデオ通話で相談できる夜間相談や、メールを使っていつでも相談できるというのは本当にありがたいものだと思います。市長、いかがでしょう、小児科についても、大いに必要だとの見解はお持ちではありませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、市内には二つの小児科があり、夜間は大隅広域夜間急病センター、

都城夜間急病センターでの診療が可能となっております。また、受診すべきか悩んだときには、大隅広域夜間急病センター電話相談、鹿児島県小児緊急電話相談を案内している状況であります。

小児に関しては、子供の状態を保護者が把握し、医師に伝える必要があることから、普段の状態を把握しているかかりつけ医による対面診療が大切ではないかと考えますが、今後、地域で診療にあたっている小児科の医師、子育ての中の保護者の意見を踏まえ、市としてどのような関与が可能であるのか、今ありましたオンライン診療というものがどういうことなのか、どういう取組ができるのか、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 私は、先ほどオンライン医療相談と申し上げましたが、これは小児科については、オンライン相談になります。かかりつけの病院はもう時間がありますので、救急に相談をするべきか、こういったオンライン相談を使うべきかというところの選択になります。本気で子育て支援を考えていくときに、行政はこういった努力やチャレンジをしてくれるか、市民は見ています。令和4年3月定例会でも申し上げましたが、私は子育て支援に本気で取り組む覚悟で議席をいただきました。市長もぜひ、前向きに本気で取り組んでくださることをお願いいたします。答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、公約でもしっかり掲げておりますので、そのことをどう実現できるか、真剣に取り組んでまいりたいと考えております

○4番（隈元香穂子さん） よろしくをお願いいたします。

最後に、市長が常々申しておられる、市民目線に立ち一人も取り残さない市政の在り方についてお尋ねいたします。

この12月議会で4回目の議会を経験させていただいておりますが、議会ごとに後援会だよりを発行し、市民の皆さんにお渡ししていく過程でたくさんの御意見を賜るところがございます。その中にこういった意見がありました。「市民目線の市政を目指すとか、誰一人取り残さないとか言われるが、市政側が決めた事務事業をお達しだけで済ませてしまっているものが多いのではないか」という御意見でした。例えば、当事者への聞き取りや話し合いの場をもたず、説明会という形でいわゆるトップダウンのようなやり方をされているようなことはないでしょうか。現行の状況を改定していく場合、特に便利であったものが不便になる場合や、思ってもいない決定事項が通達される場合、「はい、今回こういうことに決まりました。いついつからこうします」ということで、話し合いの機会ももたれないままに、話し合いだけではなく、意見交換会と言ったほうが適当かもしれません。そういった当事者を含む意見交換会を持たないまま、事業説明会から始まるとなると、当事者にしてみれば想像だにできなかったことが、「決まりましたよ」と通達されるのですから、「ちょっと待ってください、私たちの意見も聞いてください」こういったことが起こるのではないかと考えます。まずは、関係各位に対して現状を尋ね、傾聴し、「市政としてはこのように考えていますが、皆様の御意見はいかがでしょう」と、行政側の計画の詳細を述べ、お互いに歩み寄りながら合意していくという進め方をしていかなければ、「こういうことです、説明はしました。何度でも説明しますよ」と、そういったやり方ではおおよそ納得のいか

ない、むしろ反感を持たれる方が出てきてしまうのは想像の範囲内です。江戸時代のお役人の詰所ごとに張り紙でお達しをしていく、お触書というものがありました。あれもいわばトップダウンです。当事者にとってお触書のようなイメージを持たれるやり方は、多様性を重んじる今の時代には到底そぐわないやり方ですし、「志布志市の民主主義はどこにあるのか」と、そういった御意見をいただいても、致し方ないのではと感じたところです。市長、当事者の立場に立った場合、どのように感じられますか。市民目線でお示してください。

○市長（下平晴行君） 市民目線の市政の在り方につきましては、施政方針の市政運営の基本方針でも申し述べておりますように、四つの行政経営指針である「顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理」を基軸とした、行政運営の効率化を図りながら、現場主義の徹底を図り、多くの現場に出向き市民の声をしっかりと反映させる姿勢の実現に向けて、本市が持続的に発展していくために、市政の推進に全力で取り組むこととお約束したところであります。

このことを踏まえまして、各種施策の方針や個別計画の策定・見直しの際には、必要に応じてアンケート調査や当事者を含めた外部委員会等での意見聴取を行うとともに、特に市民生活に影響を及ぼす事務事業の見直しを行う際については、説明会等を開催するなど、様々な場面で寄せられる市民の声にしっかりと耳を傾け、幅広く意見の集約を行いながら市民目線の市政運営に努めているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 例えば、これは一例ですが、志布志市報10月号で令和5年度特認校生募集の記事に、注釈書きしてあった件で申し述べますと、「スクールタクシーは、令和7年度までの3年間は現行どおり運行しますが、令和8年度からは廃止され自己送迎となり、送迎に対する補助金で支援を行います」とあります。これにつきましては、10月6日に関係者に対して説明会が開かれました。これが10月6日です。その後、市報が発刊され使送便に乗るのが第二水曜日ですから、10月12日、遡って印刷に係る日数から見ると、10月6日の説明会の時点では既に市報の中身、すなわち原稿は完成していたこととなります。確認もしております。これは当事者にしてみれば、話し合いでも何でもなく、説明会ではあったがお達しを受けただけだったような印象になったということでした。スクールタクシーについては年間1,100万円、一人当たり25万円の経費がかかっていること、特認校以外の学校に通学している子供たちの中にも身体的都合や距離的なもので、送迎やむなしという保護者がいらっしゃることも承知しております。また、特認校を選択する子供の数によっては、本来行くはずだった居住校区の学校のクラス編制にも影響が出ますので、慎重に捉えなければならないことであること、それも承知しております。どの場面で通達することになったとしても、反対の声は出ると思います。それは先ほど申し上げましたとおり、便利なものが不便になるし、思いがけないことが起こったのですから、当事者側からしてみれば青天のへきれき、当然のことです。令和5年度特認校生募集のお知らせを10月号に掲載しなければならなかったのならば、やはり10月6日以前に説明会という形ではなく、まずは傾聴の場を設け、話し合いの中である程度納得していただいた上で決定へと進めていくのが、市民目線の寄り添った形だと考えますし、この説明会に市長や教育長の出席がなかったことも、

「多くの現場に出向く」と今おっしゃいましたが、これは残念に感じるところです。市長がおっしゃる市民目線とは少し違うような気がします。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的にこれは特認校制度というのは御存じのとおり、学校を存続させるという趣旨・目的で始まったところなんです。ところがその時点では、その後どういう形でしていくのかというのが詳細に決められていなかったわけですね。ですから、私どもはアンケートを取って、公正という、いわゆる自らが学校に送ってくださる父兄もいれば、そういうふうに市が支援していく生徒、だから公正という立場も一つ、それから財源的な問題、それから今後3年間という期間をもったということも含めて、まだいろいろ内容的にはあるんですけども、私はやはりいつも職員にも言っているのですが、「公正とは何だ」という、一方だけ良くて一方だけ良くないというのはこれは行政がしてはならないことでもありますので、その観点がまず一点であったというふうに理解をしております。

そして、この特認校については、教育委員会のほうで進めておりますので、今後統廃合校の問題、いろんなことが考えられますので、それを見据えた中での取組も一つはあるんだということも御理解していただければというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） この中身ですね、この取決めについて申し上げているのではございませんので、これはやり方の話を今させていただいているところです。自分が当事者となった場合に、こういった説明でどうだろうと、市民目線の市政とは、相手の立場であればどういった受け止め方をするだろうかと想像することも大切なことではないかと、少なくとも私はそう思うところです。誠意をもって、駄目もとても丁寧なやり取りをしていただきたいものです。これは、押切地区の住民の皆様の希望は避難タワーだったところで、また築山盛土の件があった、あのときもそういったことじゃなかったかなと記憶しております。先ほど丸山議員とも話をしたところでした。急がばまわれ、住民の意見・希望を全て取り入れてほしいと述べているわけではありませんが、お願いするところはしっかりとお願いをして、歩み寄るところは歩み寄る、そうしたことを大切にしていけば、受け止める側としても譲歩するタイミングが生まれるのではないかとそう思うところです。今後も決定した事務事業を市民に伝達する場面は出てきます。伝達するまでの過程において、当事者を含む関係者を交えた意見交換の場をつくること、それを全課統一して進めていただき、市民の声を大切にしていきたいと考えます。

先日、青年会議所主催の「子育てしやすいまちづくり志布志を考える会」が開催され、私も参加の機会をいただき、市長の子育て支援についての思いをお聞きしたところですが、そこでお話のあったベビーファースト運動を本市でもこれから取り組んでいかれるとのことでした。取組を取り入れていくことは簡単なことですが、取り組んでいますという事実や看板だけでなく、しっかりと構築し、ときには本市独自のアイデアを取り入れたりしながら、充実した中身のあるものにしていただきたい、市民にはそういった思いがあるわけです。自分の意見や提案、そういった声が反映される市政には希望があります。市民が市政に関心を寄せ、まちづくりへの積極的な参加を促す機会にもなるはずです。市長も市民の皆様と一緒に、志布志市に発展を求めていきたい

と考えていらっしゃると思うのですが、これはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） まさにそれはそのとおりだというふうに思います。私が独り歩きしているわけでもなしに、この前のベビーファースト運動についても、自分の思いをしっかりと述べさせていただきます。ただ問題なのは、今議員がおっしゃるのは全体的にそういう提供というのはできないわけですね。だからどういうふうに情報提供して、市民の皆さんに伝えられるか、私はここが一番大事ではないかなというふうに思います。情報が伝わらないから今のような質問もあるし、そして市民のほうを理解できないということもあろうかというふうに思いますので、情報提供をしっかりと、小さなことでも情報提供していくようにということを職員の皆さんにも話しているところでありますので、それと併せて受け取り方だというふうに思います。私自身はやはり「市民目線で誰一人残さない」という取組をしていこうというのは自分でも思っていますし、そして職員の皆さんにも、市民の皆さんに「あ・た・え・た・い・こ・と」ということで、七つの要件でしっかりと対応するように指示もしております。「挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳」という、「この七つをもって市民の皆さんに接してくださいね」という話もしているところでありますので、自分に足りない部分があれば、また副市長なり教育長なり、私は関係課と言わないようにしているんです。全課で取り組もうという考え方でございますので、そのことをもうちょっと取り組む体制にしていけないといけないのかなというふうには思ったところでありますので、しっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） 私も全課でお願いしたいと思います。ベビーファースト、レディファースト、本市で言えば市民ファースト、この「ファースト」という言葉には、もともと軽視されていたものもしくは尊重されていなかったものに対して、思いやりと優しさをもって接していきましょうという意味が込められているものだとして理解するところです。まさに市民ファーストで向き合っていたいただきたい、市民目線、いま一度考えていただきたい、市長、お忙しいでしょうし大変でしょうが、市長は志布志市のトップであると同時に、志布志市を大きな愛で包み込む父親役でもあります。そこに一人も取り残さない置き去りにすることのない方法で、上手に治めていただくよう強くお願いして、私の質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、隈元香穂子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） ただいま異議ありの発言がありました。

ほかに異議のある方はいらっしゃいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なし多数と認めます。

[19番（小園義行君）何言か呼ぶ]

異議ありの発言がありました。それでは起立によって採決したいと思います。  
お諮りします。本日は、これで延会することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時11分 延会

## 令和4年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和4年12月6日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

南 利 尋

小 辻 一 海

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

栢 山 晋 司

出席議員氏名（19名）

2番 栢山晋司	3番 稲付洋平
4番 隈元香穂子	5番 南利尋
6番 市ヶ谷孝	7番 青山浩二
8番 野村広志	9番 八代誠
10番 小辻一海	11番 持留忠義
12番 平野栄作	13番 西江園明
14番 丸山一	15番 玉垣大二郎
16番 鶴迫京子	17番 小野広嗣
18番 東宏二	19番 小園義行
20番 福重彰史	

欠席議員氏名（1名）

1番 永田梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長 折田孝幸	企画政策課長 西洋一
情報管理課長 岡崎康治	港湾商工課長 假屋眞治
税務課長 濱田茂	市民環境課長 留中政文
福祉課長 木村勝志	保健課長 川上桂一郎
農政畜産課長 大迫秀治	耕地林務水産課長 河野穂積
建設課長 鮎川勝彦	松山支所長 上原健太郎
有明支所長 北野保	水道課長 新崎昭彦
会計管理者 和佐浩教	農業委員会事務局長 中水忍
教育総務課長 萩迫和彦	学校教育課長 上木勝憲
生涯学習課長 江川一正	

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	次長 松永憲一
調査管理係長 大田和隆	議事係長 末原和幸



午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは、南利尋でございます。

皆さん、寝不足ではありませんか。サッカーワールドカップ日本代表チームが、格上チーム相手にチャレンジ魂を全面に出して戦う姿は、大きな感動とパワーを与えてくれました。試合終了後の日本サポーターのごみ拾いには、世界中が感銘を受けています。選手、サポーターに一言感謝の言葉を贈るならば、ブラボーであります。気合いが入り過ぎて2時間分の質問を持ってまいりましたが、時間内に終わるように質問させていただきますので、かみ合った答弁をよろしくお願ひします。

新しいまちづくりについて伺います。新たな拠点づくりを実現するためにも、官民一体となったランドデザインを策定すべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

ランドデザインとは、政策や経営を行う上で、長期間にわたって遂行される全体構想という意味であり、本市においては、第2次志布志市総合振興計画がそれに該当するものと理解しております。

御承知のとおり、総合振興計画の策定に際しましては、市民意識調査や中学生アンケート、公共的団体等の代表者や学識経験者、一般公募の市民で構成する総合振興計画審議会での審議、まちづくり委員会やパブリックコメントを実施したところでございます。

総合振興計画に基づく施策の推進につきましても、個別計画策定時における当事者や関係機関等からの意見聴取や、包括連携協定に基づく民間企業との連携を行いながら、官民一体となったまちづくりを進めているところでございます。

○5番（南 利尋君） 幾つかの観点から質問させていただきます。本庁機能が志布志庁舎に移転して2年が経とうとしています。新しいまちづくりに対して新たな拠点づくりを実現するために、核となる本庁機能を志布志庁舎に移転するという議会への提案があり、可決しました。私も賛成の立場で一般質問、賛成討論を行わせていただきました。私は本庁機能が移転して、新しいまちづくり事業が加速して実現することを期待しております。しかし、志布志地域、有明地域、

松山地域の多くの市民の方々から、「本庁が移って何が変わったのか」と聞かれます。何人に聞かれたかと言いますと、顔と名前を覚えているだけでも30名以上はいらっしゃると思います。

「港湾関係などの手続きがスピーディーになった」とか、そういう説明をしますと、「俺たちは港湾関係者じゃない」と言われたこともありました。有明地域の方の中には、「駐車場も庁舎も狭くなって不便になった」とか、志布志地域の方は「本庁が移ってまちが活気づくと思ったが、何も変わらない」などの意見がありました。多くの市民が、本庁機能が移転したことによるメリットを実感していないように感じますが、何が変わったのか市民に分かりやすく具体的な事例を挙げてお示しください。

**○市長（下平晴行君）** 私は、まちの発展には経済発展の拠点が必要であり、その拠点を中心にヒト・モノ・カネ・情報が交流することで、新たな魅力が生まれ、志布志港や高速道路網の整備を軸にそれぞれの地域の特性を生かして地域経済の好循環を生み出していくことが、今後の志布志市政発展の重要な鍵となるということをこれまでも申し上げておりました。

拠点づくりという意味合いでお示しすると、地域の特性を生かし、地域住民による自主的・主体的な地域づくりの拠点としての地域コミュニティ協議会、移住・交流の拠点としての移住・交流支援センター「エスプラネード」、また市民の触れ合い交流の促進、志布志駅周辺のにぎわいの創出を図る拠点としての多目的イベント広場が挙げられております。

移転した効果がないというのは30名程度から聞いたということですが、企業の経営者が来られて、「やはり有明地域にあるより、いわゆる人口の多い、港がある志布志庁舎に本庁機能が移転されてよかった」と、ほとんどの企業の経営者はそのようにおっしゃっております。このことも含めて、先ほども言いましたようにコミュニティ協議会等々も含めて、我々行政の役割は何かと申しますと、市民サービス、市民の安全・安心、これが基本だというふうに思っております。それと併せて、やはり集中することで、拠点があることでまちの活性化が図られる。有明地域はやはり有明地域の特性を生かした、松山地域は松山地域の特性を生かした、職員の皆さんにも自分たちが住んでいるところがどういう取組をしたらまちが活性化するのか、地域が活性化するのかということも話をしているところであります。

まだ移転して3年目になるところでありますので、南議員がおっしゃるように、本庁機能が移転したからといって活性化が急に図られるわけではないんです。これは先人たちに大変感謝しなければいけないのが、志布志港です。そのために都城志布志道路も開設された、そして東九州自動車道の志布志インターチェンジから鹿屋串良ジャンクションまで開通された。そして現在、日南・志布志道路の着工式も済んでおります。まだ未事業化区間もあるわけですが、それを早く事業化することと、それから今事業中の区間の早期完成、これを目指して要望活動なり、そして民間協議会の取組等々も行っているわけでありますので、期間はまだ短いですから、そしていろんな施策に取り組んで、もちろん後で質問があらうかと思いますが、観光拠点のことも含めて、やはりどこに拠点を設けたらいいのかということで、全課で、市役所全体で、そういう取組を皆さんで知恵を出して考えていく。そして、議員の皆さん方ももちろん質問するのは基本です

が、方向性や考え方を一緒になって取り組んでいただければ大変ありがたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** 私も市長と一緒に、なかなかそのいろんな地域コミュニティが新たに発足したとかそういういろんな事情が分かるわけですが、市長がおっしゃるとおりだと思うんですね。でもですね、市長が市長に就任されて5年が経とうとしておりますが、5年間でどのような拠点づくりの構想を持っているのかが、市民にははっきりと周知されていないのではないかと、私は感じているわけですね。であれば、例えば本庁移転の前にいろんな議会での質疑応答がありました、そのときの例えば新しいまちづくりの経済活動の拠点は、JR志布志駅周辺に経済活動の拠点をつくりたいとか、そういう工業系の拠点づくりは工業団地の中にと、農業振興に対しては有明地域を中心とした拠点づくりをしたいということをしてですね、いろいろ答弁されていたことがあるわけですね。そういうことが今5年間経った中で、なかなか具体的に周知されていないわけですね。だから、今ちょっと答弁がありました、拠点づくりの構想と進捗状況、こういうのを持っていて、今これぐらい進んでいるんだよというような、そういう市民に分かりやすいものを一つでもお示しいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** プロジェクトチームを立ち上げて、いわゆる組織再編もするし、農業、商業、観光、そういうものを生かしていくということでの取組をしておりますので、ちょっと答弁させていただきます。

プロジェクトチームをつくったという背景であります、様々な課題に対し、必要に応じて関係課職員によるプロジェクトチームを立ち上げております。施政方針で示しているところであります。現在、立ち上げているプロジェクトチームにつきましては、企業立地に関する課題及び情報を共有し、必要な調整等を図るための企業立地プロジェクト推進会議、業務の効率化及び市民サービスの向上に向け、組織機構改革を総合的かつ効果的に推進するための組織機構再編プロジェクトチームが立ち上がっており、直近では志布志市東部地区の古民家等の歴史的資源を観光資源として、民間と一体となり、カフェや分散型宿泊施設等へ活用する取組に向けたプロジェクトチームの設置を関係課間で始めているところであります。それぞれの課題に応じてプロジェクトチームを立ち上げて、まちの活性化を図っていこうという考え方でございます。

**○5番（南 利尋君）** プロジェクトチームでいろいろな方面から検討されているということだと理解しましたが、本当にいろんなところに行きますと、「市長に直接言ってくださいよ」ぐらいのいろんな方からそういう意見を言われることがありますが、さっき答弁がありました、今年度第2次志布志市総合振興計画後期基本計画が策定されました。市民アンケートやパブリックコメントを実施したと記載されていますが、このような振興計画は、全国全ての自治体で策定されているわけですね。私が思うに、行政主体の計画だけでは、なかなか市民の望むまちづくりは進まないのが現状ではないかと感じております。市長が、「市民が主役のまちづくり」とよく言われますが、私は「市民がつくるまちづくり」のほうが、市民の望む新しいまちづくりが実現するのではないかと考えております。そのためにも行政主導ではなく、自分たちの住むまちは自分た

ちの知恵を出し合ってつくるというような理念に基づいて、官民一体となった組織を立ち上げるべきではないかと考えます。行政がやるべきこと、民間でやるべきことなど、役割分担を明確にしていけば、市民が望む、市民がつくる、市民が主役のまちづくりが実現できるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それはもうおっしゃるとおりです。市民、民間、行政、それぞれの役割を担って、そして私も公約の中に「志布志市が稼ぐためには民間の力を生かしていく」というのを公約にも入れておりますので、それはもうおっしゃったとおりなんです。ですから、やはり民間の連携を、官民連携をしっかりと取って、そしてその意見等を集約して、より早く実現するということが大事ではないかというふうに思っております。

○5番（南 利尋君） 官民一体となったコミュニティ協議会もそうなのですが、自分たちができることを行政が取り組むことというのをですね、このまちづくりに対しても、しっかりと考えていかなければならないということは、私も理解しております。

先日、総務常任委員会の所管事務調査で福島県いわき市の小名浜港に行ってまいりました。小名浜地区の人口は令和2年で8万2,374人で、本市の2.7倍ぐらいの地区であります。現在でも人口が増加しているということでもあります。小名浜地区では、「自分の住むまちは自分たちの知恵を出し合って考えたい」という趣旨の下、平成10年に小名浜まちづくり市民会議を設立しました。地域の各種団体を統括し、地域に根差す企業・個人の、自分の住むまちに対する思いと行動を集結させた市民参加型のまちづくり組織だということです。テーマは、「港とまちが一体となったまちづくり」そして「楽しく」「具体的にできることから」「お金をかけずに知恵を出す」「情報の共有を図る」の五つをモットーに、市民参加型のワークショップによりまちの将来像、港町小名浜のグランドデザインを模索し、その実現に向け各種ソフト事業を手がけています。平成14年にいわき市とまちづくりパートナーシップ協定を締結しました。平成16年には、港町小名浜グランドデザインを反映する形で、「いわき市都市計画マスタープラン・地区まちづくり計画」が策定されております。本市でも、この小名浜の事例を参考に、そういう組織を立ち上げるべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど話がありましたとおり、民間の活力を生かした取組だというふうに理解しております。今お話がありましたとおり、平成14年に立ち上げをして20年かけてやっと実現したということでもあります。まさに市民、民間、行政がそれぞれの役割をもって取り組む計画となっているようでもあります。やはり民間が主体となって取り組んでいるすばらしい計画だというふうに感じているところではありますが、先ほど言いましたように、民間の活力ということではいろんな形で取組をしているところではありますが、よりそれを早く実現するために、今後どういう連携を取っていったらいいのかということも含めて、内部では企画政策課を中心にその取組を一生懸命しておりますので、引き続き取組に対する強化を図ってまいりたいというふうに思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、前向きな検討をしていただいて、小名浜まちづくり市民会

議のこの組織体制というのが、個人会員145名、企業会員10名、団体会員13名、顧問23名、この23名といいますのは国・県・市の機関の長だということです。相談役7名は、県議会議員、市議会議員だということです。私はいろいろな事業を行うには市の取組も大事なのですが、国や県との緊密な連携を図ることが重要ではないかと考えます。市長も国に対して精力的な要望活動を行っていらっしゃるからお伺いしております。県に対しては、県議会議員の方々にも積極的な協力をお願いしていくべきではないかと考えます。小名浜まちづくり市民会議の方々は、県への要望を行うときは、県議会議員に段取りをしてもらうので、スムーズに要望活動ができるとのことでした。本市でも今以上に国や県の関係者にも参加していただいて、情報提供などをしていただくことも重要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** まさにそのとおりであるというふうに思います。国・県の連携、そして今回も来年は職員を県のほうに配置して、より身近にその連携が取れるような体制づくりも考えておりますので、一体となつたいわゆる市民、民間、行政、国・県も含めて、そして先ほどありましたように国のほうにも要望活動はしておりますが、やはり要望することでの連携、これは大変大事だなと、そして特に港は首長が行く、市長が行く、副市長が行く、部長、課長が行くという、これは点数を付けているわけです。ですから、極力私が参加するようにしているわけですが、そういうことも含めてしっかりと連携を取りながら、まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、そういう連携を強めていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

例えば、先ほどからあります、本市ではコミュニティ協議会の設立が進められております。その中では持続可能な地域づくりや地域活性化についてのワークショップは行われていますが、新しいまちづくりについてのワークショップは、あまり行われていないように感じております。コミュニティ協議会の中で新しいまちづくりについても、ワークショップなど行うべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○企画政策課長（西 洋一君）** コミュニティ協議会におきましては、それぞれの地域課題を洗い出して、地域の魅力を発掘するというような形でまちづくり計画を策定をしているところでございます。

基本的には、その地域に応じた地域資源を発掘して、その地域に今後10年間の将来像を描いて、まちづくりを行うというところでの協議をしていただいているところですが、まちづくり全体のワークショップというところは、今のところまだ想定はしておりませんが、今後また総合振興計画についても、10年間の期間が過ぎた後に、またさらに10年後の計画を策定する機会がございますので、その際には、またそれぞれの地域ごとの意見集約を図っていききたいというふうには考えております。

**○5番（南 利尋君）** 今は、その原点の地域づくりということだと思いますが、私は昨日サッカーの前に、潤ヶ野校区コミュニティ協議会の忘年会というのがありまして、定例会が毎月ある

のですが、その中で私は飲んでいませんけど、いろいろ定例会が終わった後に、寒い中換気をしながらそういう懇親会があったわけですが、アルコールが入ると、意外と地域じゃなくてまち全体を語られる方が多いわけですね、志布志市に対してのそういう意見もいろいろあるわけですね。そういう意味でも、ある程度の組織の中でも、そういう懇親会的なものでもいいじゃないですか。そういう中でもまち全体を語っていくような、そういう取組も必要ではないかと私は感じております。

ここまで幾つかの観点から、新しいまちづくりについて質問させていただきましたが、私が提案したいのは、行政任せの新しいまちづくりではなく、市民の意見や要望を取り入れた新しいまちづくりを実現するために、行政のやるべきこと、民間のやるべきことを明確にした組織を立ち上げ、全市民が「住みたい」と思う志布志市の共通イメージとなるグランドデザインを策定すべきではないかということです。見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** これは私も「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、いろんな施策に取り組んでおります。そして全課で取り組もうということもありますが、これはおっしゃるように、先ほども言いましたように民間の力をどう活用していくか、これは一番大事なことでありますので、それに向けて取組をしっかりとしてまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** 例えば、小名浜地区では東日本大震災で、津波など、いろんなことで甚大な被害を受けたわけですね。しかし、官民一体となった組織があったおかげで、どこよりも早い復旧・復興が進んでいるということもお伺いしました。災害対策にもつながる組織になるわけですね。これは、調査・研究していただくのであれば、ぜひその地区に企画政策課の方々でも行っていただいて、小名浜まちづくり市民会議はですね、初めての視察を受け入れたということだったんですね。だから、行政と民間で立ち上げたそういう組織は、行政ではなかなか聞けないような本音の苦労とかそういう取組を教えていただけるわけですね。もう行政の答弁ではなくて、「こういうところを苦労したんですよね」「こういうところがなかなか大変だったんですよね」ということで、「こういう改善をしていきましたよ」ということで、いろんな裏話もオープンに教えていただける、本当にすばらしい方々からいろいろ教えていただいたわけです。だからそういう調査・研究もぜひやってもらいたいと思いますが、市長どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは私も現場主義という、現場でそういう実態を知って、実際やっているところの話聞くことで、すぐ分かるのではないかなというふうに思いますので、できれば私も機会を見て、行きたいなというふうに思います。また企画政策課等々の職員も、できれば研修に行けたらというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、まちづくりと防災対策にも、東北の方々は本当に防災に関しては先進的な事業をいっぱいやっていらっしゃると思いますので、ぜひ前向きな取組を期待しております。

地域振興について伺います。本市の特性を生かした新たなグリーンツーリズムの拠点として、

旧出水中学校の利活用を図るべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市の状況としましては、11名の会員で志布志市“志”ツーリズム協議会が、教育旅行を中心にグリーンツーリズムの受け入れを行っているところであります。令和3年度におきましては、五つの学校から124人を、延べ33家庭で受け入れたところであります。

農家に宿泊しながら実際の田舎暮らしを体験していただくため、学校跡地などの拠点を整備して、集団で受け入れを行うことについては、現段階では想定はしていないところがございます。

○5番（南 利尋君） そういう組織があるということなのですが、昨今新しい生活様式が定着したことにより、三密を気にしない自然の中でのレジャーが増加しております。そこで、本市の特性を生かした新たなグリーンツーリズム事業に取り組むべきではないかと考えます。おおすみ観光未来会議の中でも、グリーンツーリズム事業に取り組んでいるとお伺いしましたが、私が提案したいのは、新たなグリーンツーリズムであります。今までのグリーンツーリズムは、農家に宿泊し、農業体験をしてもらうというようなことだと思います。しかし、本市の農家の現状は高齢化が進み、団体を受け入れられる農家はなかなかないのではないかと思います。農業も機械化が進み、収穫も手作業でやることも少なく、受け入れも難しいのではないかと思います。

そこで、オリジナルツーリズムの提案ですが、中山間地域では過疎化が進み、空き家や耕作放棄地が増えております。至るところにたくさんの実を付けた柿やミカン、栗などが収穫されずに落ちています。山に行くと自然薯の太くなった蔓がたくさんあります。アケビやムベなどは誰も取らずに腐っていきます。葛切り餅や葛根湯の原料になる葛根の何十年物の根がたくさんあります。春になるとワラビ・ゼンマイ・ツワなどの山菜が多く採れます。川では、テナガエビや山太郎ガニ、ウナギ・アユ・ニジマスなどが捕れます。自然の恵みを生かしたグリーンツーリズムこそが、本市の特性を活用した新たなグリーンツーリズムになると考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新たなグリーンツーリズムにつきましては、今質問がありましたとおり、地域にある豊富な資源を生かしながら、耕作放棄地の解消も目指すという地域の特性を生かした取組であるというふうに感じております。

その取組を実現するためには、まずは地域でしかできないこととして、どこにどのような資源があるのか、その掘り起こしやその資源までの案内者などの手配などを行っていただき、その上でニーズの把握、ターゲットの絞り込み、ツアーの企画のなど、市として、市と地域の協働による実現を目指していかなければいけないのではないかというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） そういう資源を生かして、農家に頼るようなグリーンツーリズムではなくて、新たにいろんな中山間地域のコミュニティ協議会がありますが、稼げるまちということですね、市長がよく地域づくりにもまちづくりにも言われますよね。稼げる地域コミュニティ協議会も、もう現実にできるわけですね。私もこの前庭先にあった柿の木をもう高くなりすぎちゃって取れないものですから伐採したのですが、たくさんの柿の実がなっていたんですね。私はアナログなのですが、初めてですね、スマホで渋柿の渋の抜き方みたいなのを検索したら、あお

し柿というのが出たんですね。ちょっとアルコールにつけて袋の中に入れておくと、すごい甘い柿になったんですね。それも都会の方は分からないわけですよ。たくさんなっていたので、もう何十個も作ったので、東京の知り合いに送ったんですね。「俺が初めて作った柿だから」ということで送ったら、連絡が来たときに「スーパーとかで売っている柿より全然甘くておいしい」ということなんですね。商売をやっている方で、お客さんにサービスで出したら一晩で全部無くなっちゃったということだったんです。都会の方というのは、私たちが思っている以上に、単なるうちの庭先に実っていた柿なんですよ、それ一つでも感動するわけですよ。イメージが全く私たちの考える「こんなもんで人が来るのか」と思うことが、大都会の方々には望まれているということなんですよ。だから、例えばこういうことだと思えます。私は、志布志市の軽井沢と言われる柳井谷に住んでいるわけですね。市長は近所の横峯地区、志布志市の自由ヶ丘とでも言いましょかね。議長が原田地区でしたっけ。志布志市の八王子とか、そういう感じのいろんなところに住まれる方が、例えば今旅の形態というのは、グリーンツーリズムとかマイクロツーリズムとかいろいろあるわけです。グリーンツーリズムは都会からこっちに来られるわけですね。例えばいろんな形態のそういう旅のパターンがあったときに、今紹介した伊崎田地区とかその辺も含んで、田舎の方々がゴールデンツアーで都会にでも行こうかということで、都会に行ったとしますよね。もう見た瞬間、景色だけでも「すごいな」と思うわけですよ。ゴールデンツアーですから、大都会の銀座でフルコースを食べて、高級なホテルに泊まって高級な料理を食べるだけでも腹をこわす人もいるかもしれませんが、それだけ「すごいね」というふうに思うじゃないですか。私たち田舎から都会に出ていく人はですね。その逆バージョンの大都会から田舎に来る人というのは、もう魚が泳いでいるだけでも「すげえ、魚が泳いでる」というような感覚もあるわけですよ。それが自然に実ったものを採るという感覚は、なかなか味わえないわけですね。だからそういうものこそが、新たな志布志市の、ほかには多分まだ取り組んでいないと思えますよね。耕作放棄地がいっぱいありますから、会員制のそういう畑を利用するために植えに来る、収穫に来る、あとは地域コミュニティ協議会で管理するみたいな、そういうやり方もあるわけじゃないですか。だから、本当に大都会の方々に大自然の田舎を体験していただくということは、中途半端な感覚ではなくて、本当に地域でいろいろワークショップなどを行っていけば、絶対に都会の方は感動するような事業だと思えます。そのためにも、出水中学校跡を利活用して、新たなグリーンツーリズムの拠点にするべきではないかということで、今質問させていただいておりますが、この前廃校跡を宿泊所として活用しているところを何か所か視察に連れて行っていただいたのですが、鉄筋校舎を利活用しているところは、空調設備とリフォームだけで一億二、三千万円以上かかるみたいですね。それを企画政策課のほうで2か所連れて行っていただいて、コミュニティ協議会でまた2か所行ったのですが、鉄筋の再利用というのはなかなか経費がかかるわけです。旧出水中学校の鉄筋校舎は水道の漏水もあり、それだけでも市長も御存じのとおり1,000万円以上かかるというようなことでもお伺いしております、配管の図面もないとお伺いしました。後ろにある木造校舎は新しいので、そのまま利活用できるわけですね。例えばクーラーを設



置して、三段ベッドでもして区切れれば、四、五十人の宿泊施設として利用できるようになるわけです。先日潤ヶ野校区のグラウンド・ゴルフに衆議院議員の森山先生がいらしてくださいまして、コミュニティ協議会の会長に、「国にも過疎対策事業交付金がありますので、活用して地域を盛り上げてください」と言われていたわけですね。国の交付金を活用するためにも、この利活用の難しい鉄筋校舎を解体すべきではないかと私は考えております。スクラップアンドビルドの観点からも、解体すべきではないかと考えます。一番は、地域コミュニティ協議会の10年先の事業目標の中に、出水中学校跡を利活用したそういう事業の在り方に関係するような計画もありますので、そういう旧出水中学校の鉄筋校舎だけを解体するような事業に取り組んでいただけませんか。見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 鉄筋校舎の解体にあたっては、公共施設等個別施設計画の方針に基づいて、まずは倉庫等の除去や校舎を生かした地域に必要な機能の複合化を検討しております。その上で解体費用と解体後の土地の利活用により生まれる費用を比較しながら、地域の大切な資産でもありますので、このことについては慎重な判断をしていかなければいけないというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** もう旧出水中学校が閉校してから8年、9年経つわけですね。市長も私も母校ですから、とても大事な場所なのですが、市のほうでは企業誘致とかいろいろ検討されているということもお伺いしております。しかし、8年経っても誰も来ないわけです。だから、そういうものの老朽化がどんどん進み、いろんなどころの修繕費がかさむような状況であれば、そういう国の過疎対策事業を活用しながら、新たな拠点づくりを進めるべきではないかと私は考えます。もし鉄筋校舎を解体すれば、グラウンドも大分広くなりまして、解体した後のそういうものは大浴場の整備とかを国の補助事業で取り組んでいけば、大浴場があつて三段ベッドの宿舎があれば、これはグリーンツーリズムだけではなくて、サッカーや陸上の合宿もできるようになります。体育館などではバレーボールやバスケットボールの屋内競技の合宿も可能になります。大崎町のジャパンアスリートセンターがありますよね、この前、あそこにトップアスリートが何人も合宿に来ていましたので、6人の方に旧出水中学校に来てもらったんです。「ここはどうかね、合宿とかはどうですか」という話をしたら、その中の1人が今度の陸上競技の十種競技で初優勝をしまして、「すごい方が旧出水中学校に来てくれたものだな」ということを私は勝手に感動しておりましたが、「トレーニングをしたり練習をするのには、最高の環境です。宿泊施設があれば、ぜひ利用したい」ということでした。鉄筋校舎を解体すれば、国の交付金を活用した新たなグリーンツーリズムの拠点、合宿の拠点ができる可能性が出てきます。前向きな検討をしていただけませんか。

**○市長（下平晴行君）** これは体育館だけではなくて、旧出水中学校全体をどのように活用していくのか、してもらえるのか、そういう市としての考え方もありますので、また、そのことを取り組むためにどのような手法がいいのかは、しっかりと考えていかなければいけないと、そういう面では、市民の皆さん、市外の皆さんにもこの廃校の活用案についても、いわゆる募集をして

おりますので、それと併せて、今話がありましたそういう体育館を使ったことでの宿泊、そういうことでもできれば、そういう民間企業が来ていただくことが一番期待をしているところでありますので、そこ辺も含めてどのような手法がいいのか、公募はしております、募集はしておりますけれども、いろいろあるのですが、なかなかその実態と合わないというようなこともありますので、この辺は前向きに取組をしてみたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** なかなかですね、企業誘致といっても中山間地域の方々は、やはりそういう賛否いろいろ出てくるわけですね。私の出水中学校跡を利活用した拠点づくりのコンセプトは、関西圏からのさんふらわあ利用者を、志布志市に着地させるということであります。現在では、ほとんどが通過するだけというデータもあります。志布志市はさんふらわあという、志布志—大阪直通の魅力ある交通手段をうまく活用できていないのが現状ではないかと感じております。志布志市に行くためにさんふらわあを利用する、グリーンツーリズムで志布志市に行く、合宿で潤ヶ野に行くというような利用者が増えれば、さんふらわあ利用促進にもつながり、大きな経済波及効果をもたらす可能性も出てきます。これは、中途半端な事業ではなかなかできませんが、本当に先進事例になるようなグリーンツーリズムであれば、魅力のある自然の中の合宿施設であれば、思いもよらないそういう波及効果を生み出す可能性もあるわけですね。企業誘致をして、それをどうのこうのというふうに時間だけが経つような現状なわけですから、この地元の方々も要望されている、そういう事業に取り組むべきではないかと私は考えているわけです。都会では決して体験できない大自然を生かした魅力あるグリーンツーリズム合宿の拠点づくりをするためにも、鉄筋校舎の解体は不可欠なんですね。ぜひ取り組んでいただけませんか。見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** このことは、そういう活用についてはしっかりと内部でも協議をしているところでありますが、今おっしゃったような目玉の事業、これは当然だというふうに思います。しかし、そのことが早急にできないわけありますので、先ほどありましたように、そういう先進地事例等を確認しながら、どうやったら目玉の事業となるのか、なり得るのか、そこは内部でも十分協議してみたいと。先ほど公募と言ったのは潤ヶ野地区ではしていないようで、旧田之浦中学校は公募ということをしているということで、訂正させていただきたいと思っております。

**○5番（南 利尋君）** ということは、今旧出水中学校は、この企業誘致の場面はないということでしょうか。

**○企画政策課長（西 洋一君）** 国が推進している「みんなの廃校」プロジェクトでは、旧出水中学校の募集をかけておりませんが、個別に企業等からいろいろ打診はあるところでございます。ただ、コロナ禍であったりとか、様々な条件で実現には至っていないというような状況でございます。

**○5番（南 利尋君）** 今市長の答弁の中に、「先進事例をいろいろ調査・研究して検討します」と言われましたが、私の提案しているのは先進事例はないわけですよ。田舎の柿を採ったりアケビを採ったり、山に行って自然薯を掘ったりとかするようですね、そういうグリーンツーリズム

ムツアーは、いろいろ調べてみても今はないわけです。

だからそれを、関西圏の大都会の方々を、僻地と言ったら地元で怒られますので、大自然の中のそういうところに行ってもらって自然を体験してもらおうというのは、本当に思いもよらない結果が出る可能性があるわけです。だから、先進事例はないですので、内部で協議していただいて、前向きに検討していただくことを強く要望しておきます。

観光振興についてお伺いします。本市を訪れる観光客に対して、点在する観光スポットを紹介し、経済活動を促すためにも、経済活動の拠点となる物産館を整備すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 現在、新型コロナウイルス感染症第8波の影響が心配されておりますが、徐々に経済活動は動き始め、回復の兆しも見えつつある中、本市におきましては、東九州自動車道や都城志布志道路の開通、全国旅行支援による効果もあり、遠方から本市へ訪れる観光客も増えてきているところであります。

そのような中、地元事業者の皆様も日々変わる消費者ニーズに対応しながら、新たな特産品の開発や観光客の受入態勢づくりにも積極的に取り組まれておりますので、本市といたしましても本市の魅力ある地場産品を積極的にPRし、より多くの観光客においでいただくことで、地域活性化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** 先日、事務調査で伺った小名浜まちづくり市民会議の会長さんから、「経済活動の拠点がなければ、まちは活性化しない。最初に取り組んだのが経済活動の拠点づくりでした」ということを教えていただきました。昨今、志布志インターから本市を訪れる車がかなり増えているのは、皆さんもお分かりだと思いますが、志布志市全体を把握して訪れることはあまりないのではないかと思います。夏場は特に志布志インターを下りて夏井・串間方面へ向かう車の列が多く見受けられます。まず、そのインターを下りてから、市内全体を知っていただくことが重要ではないかと考えます。魅力ある観光スポットを周知するためにも、物産館は必要であると考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 新たな公営施設の建設につきましては、慎重な検討が求められるというふうに認識をしております。今後住民サービスの向上につきましては、民間活力を導入しながらの推進を図り、行政コストの削減をいかに達成していくかが重要であるというふうに考えております。そのような観点も踏まえ、特産品の販路拡大につきましても、昨今需要が高まる通信販売によるネット販売の強化と既存施設のさらなる販売促進に取り組みながら、特産品事業者の支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** 観光拠点を案内するようなそういう拠点も必要ではないかということなんですよね。経済活動云々の前に、志布志市を訪れて「潤ヶ野地区にキャンプ場がありますよ」とか、「どこどこに何がありますよ」ということを周知しないと、そのまま串間市の都井岬に行くパターンも多いと思うんですね。今JR志布志駅に観光案内所がありますが、志布志インターから下りてくる車は、それを知っていればそのJR志布志駅まで行くわけですよね。知らない方

は素通りして宮崎県串間市の方面へ向かっていくというパターンが結構あると思うんですね。隣の串間市では、4月23日に「道の駅くしま」がグランドオープンしました。道の駅関係者に伺うと、「県外ナンバーの車が多くなった。道の駅に立ち寄ってから、市内にある観光スポットに向かう車が多い。帰りにも立ち寄って買い物をされる流れもある。特産品の売上げも大分伸びています。宮崎オススメし総選挙で南那珂エリア第1位となった『串間活〆ぶりプリ井ぶり』も大好評です」ということを教えていただきました。市長は、「ぶりプリ井ぶり」を御存じですか。

○市長（下平晴行君） 知りません。

○5番（南 利尋君） 時間を使ってしまうので、一応、説明しますね。今ですね、宮崎県南那珂地区のグルメナンバーワンが串間市の「ぶりプリ井ぶり」になったわけです。その「ぶりプリ井ぶり」というのは定義がありまして、串間市で水揚げされたぶりを必ず使うということなんです。串間市で水揚げされたぶりを使うということが、この前行ったときには書いてあったのですが、前は串間市が企業誘致した何とか水産というのがあったんですね、何とか水産のぶりを使うと書いてあったんですが、この前行ったときは串間市で水揚げされたと書いてあったので、何か民間同士でいろいろあったのかなと、私は何も分かりませんが、その企業誘致したところのぶりしか、串間市から揚がるものはないわけです。それを使うということと、串間市にある松尾醸造場の「スタミナつけてみそ」を使用する。串間市で採れた旬の食材を使用し、串間市の野菜を2種類以上使用する。価格は税込み1,000円とするという、そういう定義があるわけですね。これはですね、市長がよく言われる、前に「大原地区に物産館を造って地元の経済活動を促進するような施設を整備していただませんか」という質問をさせていただいたときに、「民間を圧迫する」ということで、「いろいろ検討しなければならない」ということを答弁いただいたことがありますが、この串間市の場合は逆なんです。 「ぶりプリ井ぶり」が道の駅で限定100食とあって、それがすぐ売り切れてしまうものですから、近くにある大乃屋さんとか何屋さんとか、そこも並ぶような状況になっているわけです。行政が取り組んだ事業によって、その井ぶりの波及効果がどんどん串間市内に広がっているわけです。材料もそういう味付けもある程度その定義があるわけですから、串間市全体で「ぶりプリ井を食べたことがあるか」と言われれば、みんな「あります」ということになっているわけですね。インターネットでも「ぶりプリ井ぶり」ということでいろんな検索ができるわけですね。ぜひ市長、奥様と一緒に味わっていただければですね、これは地元の活性化につながっているなということを実感できると思いますので、よろしく願います。

本市にもどんぶり選手権でグランプリに輝いた「黒豚三昧井」というものがあるわけですね。シラス井やハモ料理などもあります。グルメのまちをアピールしているわけですから、物産館で気軽にそういう井ぶりとかハモの料理を食べてもらえるようになれば、今以上に串間市の事例と同じように、物産館で提供することによって、いろんな食堂、居酒屋、レストランでも波及していくという事例もあるわけですから、そういうためにもグルメのまちをPRするためにも、物産館は必要ではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは先ほども言いましたように、その施設を設置することの費用対効果等々も含めて、やはりそこに営業している事業者等も含めて、全体的ないわゆる投資効果も含めて、これは十分協議をしていかなければいけないというふうに思います。ここで、「それを実施、設置していきます」という答弁はできないところでありますので、ただ、そういう道の駅のような、これは設置をしていかなければいけないというふうには思っておりますので、そのことについては所管する課としっかりと連携を取って、対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 今、市長が「道の駅のような施設は必要であるということは感じている」という答弁をいただきましたが、今、議案に上がっています夏井地区の三角の場所ですね、あそこを今度市が買い取って民間に利活用してもらおうという方向性が示されたわけですね。市長は、前の物産館の私の質問の中で、「三角地帯にはどうだろうかということも、いろいろ考えたりすることもあるんですよ」というような答弁をいただいたわけです。でも、志布志市が取り組むには、もうあそこではできなくなったわけじゃないですか。であれば、場所はもう一つしかないわけです。私は「大原地区と夏井地区にそういう道の駅のような施設を整備しませんか」という質問をさせていただいたわけですね。「夏井地区ならどうかなということも思いますよ」ということもあったわけですが、現状は、夏井地区はもう候補から消えてしまうということになっているわけです。であれば、志布志インターから下りてくる車をターゲットにしたそういう物産館は必要ではないかと思うんです。例えば、今いろいろな本市の特産物を買うには、港湾通りまで行って、単品の特産物はその場その場で買えますが、全体的な志布志市の特産物は港湾通りに行っても買わないと、全部は見られないわけですよ。今は、港湾通りの売上げも大変伸びているということも、私も伺っております。だけど、そこが伸びていて物産館もあれば、なおさら伸びるという可能性も出てくるわけです。志布志市に帰省された方は、志布志土産を買って都会に帰られるわけですよ。でも通りすがりで志布志市を通った方は、現状であればただ通りすぎりというだけで、「別に志布志市で土産を買わなくても」みたいな、そういう展開で通りすぎる方も多いと思うんです。だけどそこを、トイレに寄ろう、トイレに寄ったおかげで何か買い物をして帰ったという結果も生まれてくると思うんですね。だからそういう観点からも、大原地区に物産館を整備していただければ、今6次産業に取り組んでいらっしゃる事業者もいっぱいいらっしゃるんですよ、そういう方々の売上げももっと増える可能性も出てくるわけですから、その辺も研究していただいて、例えばJAあおぞらに取り組んでいる甚平倶楽部事業というのがありますよね。高齢者が作った野菜をAコープに卸して、高齢者の方々に頑張らせていただいているという事業がありますが、その甚平倶楽部事業みたいなものを行っていけば、高齢者の方々が作ったおいしい野菜もそこに提供できれば、その周りの方たちも買い物ができるようなパターンになって、観光客プラス地域住民の経済活動の拠点としても活用できるようになるということなんです。だから、こういう高齢者の生きがいつくりにもつながりますし、本市のコロナ禍とか物価高騰で疲弊した経済活動の起爆剤となるような物産館整備事業に取り組むべきでないかと思いますが、

「今は答弁できません」と言われましたが、もう一回、市長の本音をお願いします。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、高齢者の生きがいということでは、四国の葉っぱビジネス、こういうもので相当な収益を上げているという、それをどう生かしていくかということになると、おっしゃいますように、物産館かどうかは分かりませんが、私は道の駅を設置をしていければというふうに考えております。おっしゃるとおり、志布志インターから港に向かうあの通り等がいいのかなというふうには感じております。そういうふうに地元の特産品をどう生かしていくかという部分の考え方では、やはりしっかりした施設は必要ではないかと、物産館ということではなくてですね、道の駅は私は必要ではないかなというふうには思っておりますので、ここは、今私の私見、考え方ではございますが、将来的にも必要なことだというふうに思っておりますので、このことについてはしっかりと調査・研究して、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 前向きな答弁ありがとうございます。「物産館ではなくて道の駅が私はいいと思います」というような答弁だったのですが、僕は物産館も道の駅もネーミングが違うだけで、一緒だと思うんですけどね。そういう経済活動の拠点になるような、そういう整備事業に前向きに検討していただくことを要望します。

ダグリ岬周辺整備事業が、国際の森周辺にまで拡張されました。国際の森周辺の地形の特性を生かし、世界的にも人気のあるジップスライダーやアスレチック等を整備すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市は、令和3年度に第2次志布志市観光振興計画を策定し、観光施設の機能充実と資源の磨き上げによる価値向上を図り、魅力ある観光地を目指すためのアクションプランの一つとして、ダグリ岬ベイサイド構想を掲げ、多様化する観光や旅行スタイルの変化に柔軟に対応した、ダグリ岬一帯のエリアを整備推進していこうという取組を進めているところであります。

このダグリ岬ベイサイド構想のエリアには、国際の森周辺も含まれており、ダグリ岬一帯をさらに魅力あるものにするためには欠かせない拠点でもあります。

そのようなことから、今後整備を進めていくにあたり、周辺の指定管理施設の管理者とも連携を図りながら、ダグリ岬全体の観光誘客につながるよう、魅力エリアになるように整備を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 本市では、幾つもの観光事業に取り組んでおりますが、現在の観光事業での大きな経済波及効果は、なかなか表れていないのではないかと私は感じております。魅力ある観光資源が点在する本市の観光振興を図るには、市長もさっきからおっしゃる、大きな目玉が必要不可欠であると私は考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） まさに、そのとおりであるというふうに思っております。

○5番（南 利尋君） 今も継続中だと思うのですが、ダグリ岬公園周辺整備基本計画の中に、「DAGURI岬ビーチ・プレミアムリゾートコンセプト」があるわけですね。おしゃれでワク

ワクするネーミングの計画があったわけですが、実現しなかったわけですね。新たに今市長がおっしゃったダグリ岬ベイサイド構想が立ち上がったということですね。今度こそですね、ダグリ岬ベイサイド構想という、おしゃれでわくわくするネーミングの事業を実現するためにも、振興計画のまちづくりの基本理念である挑戦を掲げて、強い覚悟をもってですね、ベイサイドパーク事業に取り組んでいただくべきではないかと思いますが、前は計画の中でこれはやってもやらなくても、別に計画ですからというようなニュアンスの答弁をもらったことがあるのですが、今度は覚悟をもってダグリ岬ベイサイド構想事業に取り組んでいただくことをお願いしたいと思いますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 昨年度策定した第2次志布志市観光振興計画のアクションプランの一つで、同計画において志布志市の観光の重点コンテンツにもなっているダグリ岬一帯のエリアを整備推進していくということで、今後はこの構想に基づき、ダグリ岬一帯を観光地としてより魅力的なエリアにするため、民間活力を生かしながら、事業を推進していきたいというふうに考えているところであります。

**○5番（南 利尋君）** その観光事業の一環としても、大きな柱としてダグリ岬周辺の整備事業に取り組むということで、本当に実現してもらいたいと思うのですが、単刀直入に、国際の森周辺をイメージしていただいて、最近伐採した後に行くと、本当にジップスライダー付けなきゃしょうがないだろうというような地形なんですよ。あそこのイメージだと、ジップスライダーをダグリまで延ばすと、高速が通るので高速の手前まで延ばすと、これはギネスブックに載るわけですね。そこに自然を生かしたアスレチックを作ったり、そこにログハウスを造ったりするようなイメージをすれば、一つのそういうレジャー施設の形をイメージできませんかね、市長。見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** これは二、三日前にテレビで、このジップスライダーを設置して観光客の誘致を図っているというまちがありました。このことが導入できれば、大変まちのPRにもなるなというふうには感じたところですが、ただ、管理の在り方については、人材面、いろんな面で対応しなければいけないのかなと、考えて取り組まないといけないのかなというふうには思ったところではありますが、このことも含めて、先ほど言いました、ボルベリアダグリの施設、それから遊園地一帯、そして三角地の土地の活用、これを全体的に国際の森まで含めていわゆるリゾート化という形での観光地にしていきたいという考えがありますので、今おっしゃったジップスライダーの取組がそれに活かされていくのかどうか、これは全体的なことでもありますので、良いものについてはどう誘客するかということでの考え方でもありますので、そこも一つの取組の考え方であっていいのかなというふうには思ったところでもあります。

**○5番（南 利尋君）** 全体をリゾート化するというので、今の構想は、国道から海沿いは市が買い上げて民間にいろいろな事業提案をしていただくという構想があるわけですね。でも大まかに言えば、新しく国道から国際の森側がそういう事業計画に入ったわけですけど、まだ白紙的な状態なわけですね。だから、私が今提案しているベイサイドパーク構想でのジップスライダ

一とかそういうものは、市の財源だけでは難しいことは私はよく分かります。これは2018年5月16日、私が初めて市議員に当選した年に、さんふらわあ新造船就航記念セレモニーが盛大に行われたわけです。そのときに鹿児島県知事が、「志布志市の観光振興を全面的にバックアップしていきます」と強くおっしゃったわけです。森山先生が、「志布志市と一緒に観光事業に取り組んでいきます」と挨拶をされたわけです。それ以来私は、観光振興についての質問をずっと続けさせていただいているわけですが、私はベイサイドパーク構想こそが、市長も言われる「志布志市の大きな目玉になる」と、私も確信しております。スピード感をもって明確な事業計画を策定し、国や県に対して積極的な要望活動に取り組むべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、いわゆる一般財源ではなくて、国のお金をどう活用できるかということでは、本当にそのとおりだというふうに考えておりますので、そういう全体の構想を今つくり上げておりますので、国際の森も含めて、あの土地をどう生かしていくかという、これは本当にそのとおりでありますので、その観光地としての活用そして誘客をしていくためにはどういう取組がいいのか、これはもちろん先ほどもありましたように、民間の皆さんの活用、活気を、民間が持つ力をどう活用していくかということになろうかというふうに思いますので、先ほども言いましたように、市が全体的な構想を持っておりますので、それに基づいてしっかりと財源的なこと、どういった投資効果ができるのかということも含めて、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** 本当にスピード感をもって取り組んだほうが、この疲弊した志布志市の経済を助けられると思いますが、小名浜まちづくり市民会議の前会長なんですけど、前会長というのは、辞めたから何でも本音で語っていただいたんですけども、小名浜地区は水族館などの幾つかの県の事業をやっていたそうです。それは、県に対して積極的な要望活動を諦めずに何度も行ったということなんですね。「県への要望は県議会議員に段取りしてもらい、どの部署のどの人に会えば効果的かも県議会議員にセッティングしてもらいました。粘り強く要望活動を行った結果、事業が実現しました」と、本当に今までの流れを素直に教えていただいたわけですね。例えば、大崎町にジャパンアスリートセンターがありますよね。あそこは小野議員からいろいろデータをもらって勉強させてもらったのですが、県の事業で、いろいろな指定管理だったりとか、いろんな波及効果のある宿泊施設だったり、そういうものを大崎町は段取りをしてそういう計画を作っているわけですね。だから、県の事業を持ってきたことによって、それに対する波及がいろんなところで出ているわけです。宿泊もあそこの大崎町にできているのも市長も御存じだと思うのですが、あのジャパンアスリートセンターによって、周りがどんどん変わって活性化されるわけですね。だから本市でもですね、県議会議員や国・県の関係者から積極的な情報を提供していただき、一緒になっていただいて熱意のこもった積極的な要望活動を行っていくべきだと私は考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** これはその前に、ジャパンアスリートセンターという拠点があって、そ



の周辺の宿泊施設も潤うということで、その拠点づくりですね、それが本当に大事ななというふうに思っております。併せて、投資効果も含めて国・県との対応の仕方、それから県議の皆さんの協力を経て取り組むということも含めて、これは、私はいつも思うんですけども、人と人の交流、人と人のつながりがいかに大事かということ、かねてからそういうふうに思っておりますので、そういう連携をしっかりと取って、対応していきたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、今であれば東九州対策事業とかいろいろあるわけですから、そういうのも活用していただいて、今、市長は一生懸命国に要望を、熱意を持ってやっていただいているというのもお伺いしておりますので、県に対してもしっかりと要望していただいて、一緒になって拠点づくりを連携してやっていただくように、そういう要望活動に取り組んでいただいて、ダグリ岬ベイサイド構想が実現することを強く期待しております。

最後に、スポーツ振興についてお伺いします。本市から九州大会、全国大会に出場する選手に対して、新たな助成事業を行うべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種スポーツ大会も規模縮小や自粛により、寂しい思いをしてきていましたが、本年度に入り、徐々にではございますが各種大会等が再開され、グラウンド、体育館等のスポーツ施設でもにぎわいを取り戻しつつあり、大変うれしく感じているところであります。

さて、本市では、各種九州大会・全国大会等に出場される選手に対しましては、志布志市体育協会から支給基準に定められた激励金を支給しております。本年度におきましては、九州大会4件で11万5,000円、全国大会6件で15万5,000円を支給しております。また、全国大会優勝の際には、懸垂幕を作製し、市役所庁舎に掲げ、市民の皆様と喜びを共有できるように努めているところであります。

今後も関係団体等とも情報共有をしたり、意見交換したりしながら、選手の支えを続けていきたいというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 本年度の児童・生徒の九州大会や全国大会への出場につきましては、現時点では、サッカー、剣道、柔道、相撲の合計で22人が出場しております。児童・生徒は九州大会や全国大会へ出場することで、日頃の練習の成果が実ったことの達成感を得られるだけでなく、各地区の予選を勝ち抜いてきた他チームとの試合を通じ、技術面・精神面においてさらに学び、より一層大きく成長できるものと考えております。

また、懸垂幕や市報により市民の皆様にご覧いただき、共感をいただくことにより、するスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツといったスポーツの魅力を感じてもらいながら、活動の日常化につないでいきたいと考えております。

**○5番（南 利尋君）** 昨今本市では、何人もの児童・生徒、若者たちが各種スポーツで大活躍し、志布志市の名を世間に知らしめてくれているわけですね。庁舎にも垂れ幕が下がっておりますが、相撲で優勝した菅間奏心君は、先日MBC放送の「どーんと鹿児島」で紹介されていたわけですね。もう志布志市の名が何回も出るわけですね。伊崎田地区のほうが多かったんですね、

ちょっと伊崎田地区の議員がいらっしゃいますので、そこはちゃんと言っておかないとですね。そういうふうに志布志市伊崎田地区とかですね、どんどんアピールしてくれているわけですね、若い子たちがですね。この前稲付議員のお子さんもですね、空手で全国優勝されたということで、本当におめでとうございます。この明るい話題の少ない本市にとって、若い子たちの活躍は我がまちに本当に元気を与えてくれていると思うんですね。このようなスポーツで頑張っている選手に対して、もっと手厚いサポートを行うべきではないかと私は考えます。九州大会、全国大会で活躍することは、並大抵な努力ではできません。市長も、空手の師範をされていたということをお伺いしておりますが、どのような活躍をされましたか。

**○市長（下平晴行君）** これは議員がおっしゃるように、選手の皆さんにとっては大変な御苦労というか努力、そういうものが実ってそういう賞を頂けるわけであります。私もスポーツに取り組んだ一人として大変すごいことだなというふうに思っております。

そういう中で、確かに支援金額が多ければ当事者としては大変ありがたいと思うわけですが、一方では、その額がやはり市民の皆さんのお金だということも含めて、またそれぞれの競技団体や個人においては、自らが物販等の活動によって自主財源を確保されていると、そしてそのことで出場選手の負担軽減に取り組んでいただいているということについても、大変感謝をしているわけですが、それぞれの立場でどのような方法でその支援策ができるのか、研究をしていかなければいけないというふうに思っております。

**○5番（南 利尋君）** 市長の活躍はちょっと教えていただけなかったのですが、私も学生時代はスポーツで期待された男でして、残念な結果に終わってしまいましたが、優秀な結果を出すためには、時間も経費も大変かかるわけですね。現在本市では、九州大会、全国大会に出場する選手に対して、さっきも体育協会に加入しているということが条件かもしれませんが、所管課の方の説明では、「そういう要望が分かれば、1万円の奨励金を出すことができます」ということだったんですね。私から言えば「1万円だけですか」ということになるわけですが、スポーツで頑張っている親子に対しても、志布志市独自の子育て支援の一環だと私は思うんですね。さっき教育長もおっしゃってくださいました、見るスポーツ、するスポーツ、精神鍛錬にもつながるそういうものに対しても、子供が成長するにあたって、そういうスポーツに取り組むということは、そういう子育て支援の一環にもつながると私は考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** もちろん、子育て支援につながるというふうに思っております。この支援の額が先ほど言いましたように、少ないのか多いのか、そこ辺は確かに相当な経費も必要だと、経費がかかるというふうには思っておりますので、この経費についても先ほど言いましたように、額の在り方についても調査・研究していきたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** 物販をされる方は資金をもっと増やして、そういう大会に行こうということでですね、物販をされるわけですよ。あえて余裕があつて物販をされる方はいらっしゃらないと思いますよ。みんな大会に行きたいがためにそういうことに取り組むことが、一生懸命スポーツもしっかりとサポートしている、物販もやって大会に行つていい成績を収めようという、

そういう周囲の協力によって、今は大会に出場されている方も多いと思うんですね。私も市長と同じで、具体的な金額の提示はできないわけです。やはり本市オリジナル事業としてですね、子育て事業の一環として行っていくべきではないかなというふうに考えるわけですね。優秀な結果を出したら、表敬訪問は受けますというようなそういう在り方ではなくて、「あの子が優勝したんだよね、市長室に呼んで」という感じで、そういう選手に来てもらって関係者に来てもらって、「おめでとうございます、頑張りましたね」というような、そういう労をねぎらうような、そういう志のまち志布志市なわけですから、そういう本音のやり取りも大事ではないかなと思うんですね。まして、何十人か全国大会、九州大会へ行ってもらっていますので、各地域で有明地域で優勝したら有明庁舎に垂れ幕を下げるとか、松山地域で優勝者が出たら、松山支所のそういう庁舎に垂れ幕を下げてあげるとか、大きいものでなくていいと思うんですよ。やはりそうやって「市も皆さんの活躍を応援していますよ」というような、こっちからおめでとうを言えるような、そういう取組も行うべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、提案がありましたそれぞれの地域、有明地域・松山地域・志布志地域、志布志地域の子供は松山地域では知らないし、松山地域の子供は志布志市地域では知らないという面からすると、その考え方、取組は大変いいことだなと、それは実現していきたいなというふうに思っております。併せて、そういう3町が合併したわけでありましたが、それぞれ共有する部分はしっかり共有し、そういう形での子育てという、その子供も懸垂幕を見ることで、より成長をするのではないかなと今一瞬思ったところでありますので、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、志布志市で一生懸命頑張っているスポーツ選手に対しても、その本人が志布志市の選手で良かったと、志布志市のために頑張ろうということを思ってもらえるようなオリジナル支援事業に取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

私が今回の質問で提案したかったことは、下平市長がよく言われる「まちの活性化を図るには、新たな拠点づくりが重要である」ということを実現するためにも、官民一体となったランドデザインを策定し、強い覚悟を持ってオール志布志で挑戦していくべきではないかということでした。見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） まさにそのとおりでございます。

○5番（南 利尋君） もうちょっとお願いします。

○市長（下平晴行君） 今ありましたとおり、ランドデザインの構想をしっかり持って、現在もあるわけでありましたが、より一層取組体制を充実してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

○  
午前11時31分 休憩

午前11時39分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、10番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○10番（小辻一海君） 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号10番、小辻一海でございます。

私も明け方までサッカーを一生懸命観戦して、大興奮をしました一人でございます。ここで少し思いを話そうかと思ったんですけど、南議員のほうから全て私の思いを話していただきましたので、私は睡魔に負けないよう、気合いを入れて大きな声で質問してまいります。まず最初、私たちの校区行事で先月26日に行われました夜神楽に、市長、教育長をはじめ、多くの方々に御来場いただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。では、ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い環境行政について質問してまいります。執行部の誠意ある明快な答弁をお願いします。今回の質問にあたりましては、過去にも何回か質問しておりますが、なかなか改善が進まない状況を考えますと、市当局と教育委員会、行政と指定管理者の連携が十分に図られているのか、また市民の声を基にしっかり行政が進められているのか、少し疑問に思っていますので、そのあたりのお考えを市長と教育長にお聞きしてまいりたいと思います。

まず、令和3年3月に、生物多様性地域戦略を策定されましたが、その進むべき方向性や考え方を明らかにし、その実現に向けた取組がなければ、策定した意味がないわけで、策定すればよいというだけでなく、その後の、つまり生物多様性の保全と持続的な利用の確保に、市民の皆さんが理解して取り組む必要があると考えますが、進むべき方向性と今後の具体的な取組について市長、教育長にお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

本市では、令和3年3月に志布志市生物多様性地域戦略を策定しましたが、その中で、生物多様性の保全と持続的な利用確保を行うこととしています。

この生物多様性とは、生物の豊かな個性とのつながりのことで、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の三つの多様性があり、このような多様性があることで私たちに様々な恩恵を与え、生活をより豊かで安全なものにしてくれております。

この生物多様性の認知度を高めていくことを、志布志市生物多様性地域戦略の中で目標に掲げており、市民誰もが生物多様性の重要性を理解し、行動していくことが必要であるというふうに考えております。

その中核となる施設である志布志市生物多様性センターを本年11月27日に開所をしましたので、生物多様性情報の確認、学習展示物の設置、各種イベントの開催、生物保護団体等との連携などを行い、生物多様性の保全と持続的な利用確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましては、市内の全小・中学校で環境教育の全体計画を作成し、年間を通して様々な活動を行っているところです。

例えば、一日遠足、修学旅行などの学校行事や社会科、理科、技術・家庭科などの各教科において、資源やエネルギー、環境問題等について広く学習したり、生活科や総合的な学習の時間等において、地域の自然環境を調べたり、動植物の飼育・栽培等を体験したりして学習を進めております。特に、地域の豊かな自然と触れ合う活動は、児童・生徒自らが環境への関心を高め、より良い環境づくりに積極的に寄与する実践的な態度を育成することにもつながると考えております。

今後も地域の豊かな自然と触れ合う活動を、それぞれの学校の特性を生かし実施できるよう、市民環境課をはじめ、NPO各種団体等と連携し、先日開所された生物多様性センターを活用するなどして、生物多様性についてより深く学ぶ機会を継続的に設けられるよう努めてまいりたいと考えております。

**○10番（小辻一海君）** 本市の生物多様性地域戦略は、他の市町村と違って生物多様性地域戦略推進委員会メンバーの保有するデータ等を参考にされたものと理解しています。この活動の中で最も大事になる地域戦略推進委員の何人かの辞令を拝見しますと、存在しない改正前の志布志市生物多様性地域戦略検討委員会の委員辞令が渡されていることに気付き、生物多様性地域戦略に一生懸命取り組まれる委員の方々に、大変失礼だと思ひまして、担当課に委員の方々への謝罪と、辞令については早急な差し替えをお願いしてまいりましたが、どうだったでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 令和4年1月に推進委員会の開催を予定していましたが、コロナ禍で開催できずに、令和4年7月に1回目の開催をしたところであります。おっしゃるとおり、推進委員の皆様にはおわびと差し替えをさせていただいたところであります。担当課の職員については、大変反省、恐縮しておりますので、ここでは政策的なことを質問していただければ大変ありがたいというふうに思います。議長、よろしく願いいたします。

**○10番（小辻一海君）** 近頃、今回の市民環境課に限らず、議会の資料や公印を押印した間違い文書が多すぎる気がしますので、徹底的に再確認をして提出・配布をお願いします。

では、生物多様性地域戦略は、生物多様性の保全と持続的な利用確保をしていくための基本になる総合的計画だと思います。その実現に向けた取組活動が重要になってくると思われませんが、推進委員会が本年度に何回開催され、生物多様性地域戦略の進捗状況の点検及び評価に係る協議が、どのように進められているのかお示しいただけないでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** お答えいたします。

令和4年度生物多様性地域戦略の推進委員会につきましては、7月22日に開催いたしまして、この中で、今度生物多様性センターを開設するというところで、概要とか具体的な仕事、また予算及び推進体制とかの協議をいただきまして、推進を図っていくところで、今年度については1回開催ということでございます。

**○10番（小辻一海君）** 施政方針で、「生物多様性の保全については、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する理解を深め、生物多様性の主流化を図り、新たな自然と共生する社会の実現を目指して取り組んでいく」と述べられていますが、実現に向けた保全活動は、生物多様性地域

戦略推進委員の専門的な役割分担に基づいて進められていくのか。そのあたりの具体的な手法についてお示しいただけないでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** この生物多様性につきましては、センターを中核として進めていくところがございますが、当然専門的な知識を持っていらっしゃる生物多様性推進委員の皆様のお意見とかいろいろな知識とかを頂戴いたしまして、また御意見等をいただきまして進めていくところがございますが、また併せて、市内の方とかいろんな方からもそういった意見等があれば、そういったのも取り入れながら進めていくということを考えております。

**○10番（小辻一海君）** 実現に向けたやり方については、ほぼ理解しました。

平成30年度に、小・中学生、一般市民、事業所に分けて、環境全般のアンケート調査が実施されています。この調査によると市民の生物多様性の認知度につきましては、「生物多様性の意味を知っていた」と回答したのは、小・中学生で8%、一般市民で20%、事業所で28%という結果になったようです。自然環境の保全や生物多様性の回復、侵略的外来生物に対する生態系の保護などを進めていく中、認知度が非常に低い状況にあります。その結果についてどのように分析されているか、市長、教育長にお尋ねします。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、認知度が低いというのは私も感じているところでありますので、その認知度を高めるためにも、この生物多様性センターを活用して、しっかりと学習していただいて、市民の皆様も一緒にこのセンターを活用していただければ大変ありがたい。そのことでの認知度を高めていきたいというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 学校現場におきましては、この生物多様性という言葉自体の認知度がまだ低い状態であったということが、平成30年度時点ではっきりしていたわけがございます。その後、教育の現場におきましては、この言葉の意味合いだとか内容的なこと等についても、まずは教職員がしっかりとその意味を把握した上で、教育計画の中に位置づけていくというような流れを現在もつくっているところがございます。

なお今回、生物多様性センターも開設されましたので、今後この本市のセンターを十分活用しながら、生物多様性というその意味と内容、そして方法等について、段階的に系統的に指導していくことが重要だと捉えております。

**○10番（小辻一海君）** 先ほど市長の答弁でセンターを中心に活用しながらやっていくということですね。日本は高度経済成長により、環境破壊が進み、環境の改善は我々の共通の課題になりました。今後は、生物多様性の重要性を理解し、生物多様性の保全を実践していかなければなりません。そのためには先ほど教育長のほうから答弁があったように、生物多様性とは何のことか、生態系サービスとは何かなどと基本的なことを伝え、知ってもらうことが一番重要だと思います。今後、市民に対して生物多様性に対する意識・認知度の向上を図るための取組はどのように行われていくのか、市長、お示しいただけないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 私は、「美しい地球を子供たちに」というのを掲げておりますけれども、そこを基本に環境政策の展開をしているところでありますが、生物多様性の恵みを将来にわたっ

て享受していくためには、まず子供たちに生物多様性の重要性を伝えていくことが大切であるというふうに考えております。そのためには、自然の恵みを子供の頃から触れ合う機会を提供していくことが重要であり、生物多様性センターの事業の中でこのことを取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、生物多様性は自然環境の分野以外にも地域文化を大切にすることも含まれているため、地域特有の自然や風景があり、多様な地域文化とつながり結び付いて、我々の命や暮らしを支えているものであるということからも、教育委員会とも連携をしっかりと取って、伝えていくことが大事であるというふうに考えているところでございます。

○10番（小辻一海君） ただいま答弁をいただきましたが、これからは市民一人ひとりの日常の暮らしや、各種団体などで生物多様性について考え、意識して行動に移していくことが重要であると思いますので、様々な啓発の機会をつくり出して生物多様性に対する意識・認知度の向上を図っていただくことを強くお願いして、次に、近年絶滅危惧種のほうがクローズアップされている中、6月定例会において生物多様性センターの業務委託事業が認められ、先ほど市長の答弁でありましたが、11月27日に志布志市生物多様性センターの開所式が行われました。設置場所や人員体制など、先ほど事業概要にも触れられましたが、それをもう少し具体的にお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 生物多様性センターの設置場所は、開田の里公園内にあります多目的ステージ内に事務所と展示スペースを設置しているところであります。また、人員体制につきましては、本年8月に、志布志市開田の村管理組合と契約締結をしまして、開田の村管理組合職員とは別に、専門と申しますか1名の職員を雇用したところであります。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○  
午前11時57分 休憩

午後0時59分 再開  
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○10番（小辻一海君） センターの職員体制については1人ということですが、先ほど生物多様性の概要をお聞きし、生物多様性地域戦略の目標を達成するための事業が多岐にわたって計画されていますが、人員は1人で大丈夫でしょうか。

○市長（下平晴行君） これから取組を始めたところでありますので、まずは1人体制で状況を見ながら、必要に応じて人員体制の対応をしっかりと努めてまいりたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） そのあたりはしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

では、この生物多様性に関する調査・研究及び駆除等の助成であります。平成27年9月定例会を皮切りに何回となく質問し、個人的にも担当課にお話をしてきました。7年が経過をしても、個人、学校、団体等々への支援策があまり見えてこないところです。生物多様性に関する調査・

研究及び駆除等の助成については、これまでどのように検討・協議をされてきたのかお示しいただけないでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） お答えいたします。

生物多様性センターが開設するまでは、皆さんいろいろボランティア等で対応していただいたところではございますが、謝礼等のお支払いは今までできていなかったところがございます。今度、生物多様性センターの中で予算のほうも計上しておりますので、特定外来生物とか希少種の調査による謝礼とか、先日も樹木札の設置等も行いました。そのときの謝礼とか、生物多様性センターの開所式のときに講話をしていただいた方についても、謝礼金の方はお支払いしているところがございます。

○10番（小辻一海君） この助成について、前回の質問で前市長が「生物多様性の保全に限らず、共生・協働を推進する観点から、市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業と、共生・協働・自立の市民活動支援事業があるので、生物多様性の保全のためのボランティアに対する活動の支援につきましては、この2事業で支援が可能になるのではないかと答弁されましたが、この二つの事業がどのような事業か、再度説明していただけないでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） お答えいたします。

共生・協働・自立のまちづくりを推進することを目的といたしまして、市民団体等が継続性をもって自主的に行う公共性の高い地域づくり活動に対しまして、共生・協働・自立推進事業補助金として二つのメニューにより支援を行っているところです。

まず一つ目は、市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業補助金というものでありまして、市民団体等から提案されるモデル的な事業で、特に公共性が高いものが審査会を経て採択をされることになっております。地域づくりを継続的に実施できる10人以上で組織される団体が事業主体となり、補助上限額は50万円となります。

それから二つ目ですが、共生・協働・自立の市民活動支援事業補助金と言われるもので、こちらは審査会等はありませんが、5人以上の市民団体等から提案される公共的な事業について、通算3回まで申請することが可能となっております。補助上限額がそれぞれ1回目は10万円、2回目は7万5,000円、3回目は5万円となっております。活動を徐々に自立へと導く制度となっているところがございます。

○10番（小辻一海君） この質問後に、ボランティアに取り組んでいる市民の方へ、活動に対してこのような補助金があることをお伝えして、その方が補助金申請に行かれたが条件が合わずに対象外であったとのことでしたので、そのようなことがないように生物多様性に関する活動として、市民環境課に支援・助成のお願いをしたところ、需用費等で少しは助成されたとのことでした。それでもなかなか多額の出費を余儀なくされて、その方たちも「大変だ」というようなことをおっしゃっていらっしゃいましたので、もう一回担当課のほうにお話しに行ったら、「何とかする」と言われたのですが、助成のほうも改善がなかなか見られないということで、先ほど企画政策課長が説明された2事業は、ボランティアの生物多様性に関する活動も10万円、50万円の補助とい



うことで、本当に良い補助ではないかなと思っているところですが、そのことについては、この生物多様性に関する調査・研究及び駆除等に取り組まれている方々も、確実に利用できるわけですよ。

○企画政策課長（西 洋一君） 先ほど申しましたように、二つのメニューがございまして、それぞれ対象要件がございまして。その要件をクリアできるような内容でありましたら、対象となり得るものだというふうには認識しております。

○10番（小辻一海君） ボランティアの方々の活動というのは、本来は無償ということでございますが、その活動内容において、様々な出費が伴います。それについては、対応していかないとボランティア活動に限界が出てくると考えます。このボランティア活動がなくなると、生物多様性の保全の全てを市で取り組まなければならなくなり、助成金どころか多額の予算が必要になってきます。今回説明された企画政策課の2事業は、生物多様性に関する調査・研究及び駆除等に取り組まれている方にも利用できるようですので、市民の方々にはしっかりおつなぎしていきたいと思っております。

一方、市民の方々は、このような補助金の仕組みや利用の仕方について理解されていない方々多いように見受けられます。補助金についての詳細な説明、啓発が必要と思っておりますが、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、このことについては、やはり情報提供をしっかりとしていくと、そしてそのことでその事業に対する理解をしていただいて、ボランティアもしくはその事業に関わっている、活動をしていただいている、そのことにより一層取り組むことができれば、大変ありがたいと思っておりますので、そういう情報提供をしまいたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） よろしく申し上げます。

このボランティア活動に対して良い事業があるのに、生物多様性に取り組まれている方々には条件に合わないという、事業採択にならなかったということでしたので、内容について確認をしてみました。人数的な条件に合致しなかったようでしたが、1人から3人の少人数で一生懸命活動している方々も多数いらっしゃいます。この方々はボランティアに取り組み、作業賃金などの対価を要求されていませんので、生物多様性に関する調査・研究及び駆除等に係る旅費・材料費等はどのようにお聞きしたところ、自分持ちで大変な出費になっているようです。国・県の補助事業もありますが、補助額が少ないことで事足りるとは考えられません。また、主に団体で活動している方々への支援で、個人・少数の方々も要件に合う市単独のボランティア活動支援を検討していただきたいと考えます。これも団体は先ほど企画政策課の事業に合うと思うのですが、5人以上ということだったですよ。だから、それ以下の個人、1人から3人の方たちが、一生懸命される方々がなかなか大変ですので、そちらの支援もできれば助成していただく方法を取っていただきたいということでございます。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、個人あるいは5人以下の人数で対応している場合には、これは助成がないということでありまして、そこ辺の対応ができるような形でどのよ

うな取組ができるのか、これも内部で十分検討して取組をしてみたいというふうに考えております。

**○10番（小辻一海君）** 先日、生物多様性センターの開所式の際、蓬原西部地区保全協議会の研修・景観部長さんが、「ポイ捨てなどの防止に努めるには、道路、水路の草払いに努めることだが、自治会の会員減や高齢者が多くなるにつれ、環境美化を推進することが不可能になってきた。多面的補助金を利用することで実施ができていますので、補助金は大変ありがたい」と述べていました。自治会の人数減や高齢者が多くなる環境条件はどの地域も同じになってきておりますので、今後は幾分か助成金を出して、個人・市民団体の方々へ今までのようにボランティア活動として駆除等に取り組んでいただかないのかなと考えるのですが、市長も先ほどそういう意見を述べられましたが、もう一回よろしくをお願いします。

**○市長（下平晴行君）** 私も、その多面的補助金についての講演を聞いたことではありますが、本当に大変助かっているなというふうに思ったところでありますので、そのボランティア活動の中で、どうしても必要な経費、その分についてはしっかりと対応していかなければいけないのかなというふうには思っておりますので、その補助金、助成金の在り方等も含めてですね、内部で十分検討してまいります。

**○10番（小辻一海君）** 先ほど生物多様性センター事業の中で、いろいろと助成をされているということですので、いよいよ本格的に開始されますが、環境の保全や生態系を保護するためには、人の手を加えなければ、外来生物の駆除や拡散防止ができないものが多くあります。そこで、今回特にお願したいのは、外来生物の駆除や拡散防止のため保護活動に取り組まれている方々への支援として、令和5年度から開田の村管理組合の委託料の中に、生物多様性の環境保全や生態系を保護するための活動費を上乗せした形で財政措置を講じていただきたいと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 総体的な管理組合の経費の中で、どのように予算が組み込めるかどうかですね、そこは内部で十分検討させていただいて、予算措置の仕方を研究させていただければというふうに思います。

**○10番（小辻一海君）** よろしくをお願いします。

生物多様性は、生物多様性に関する情報収集や市民の意識を高める拠点となると思いますので、外来生物の駆除や拡散防止のために必要な財政措置を講じていただくことをお願いして、次に、生物多様性の保全と持続的な利用についての考察や子供たちへの具体的な教育についてお尋ねします。

生物多様性の保全に対する意識の高揚は学習会の開催や情報の発信にとどまることなく、河原へ行って風を感じ、水に親しみ、山へ行って昆虫や鳥の声を聞き、畑で育てた作物を食べるといった日常生活の中で自然との触れ合いを体験する機会が増えることが生物多様性に対する児童・生徒の意識を高めるものだと考えます。生物多様性に対する興味と理解度は、子供たちの成長とともに次第に変化していくものであり、その変化の過程において自然を親愛・畏敬する心が醸成

されていくものと思います。

そこで、本市における保育所・幼稚園・小学校・中学校それぞれにおいて、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての考察や子供たちに対して適切な学習の場の提供が必要だと感じていますが、具体的にどのように取り組まれてきたのか、市長、教育長にお尋ねします。

**○市民環境課長（留中政文君）** 子供たちへの生物多様性の教育というのは非常に大事なものでございまして、生物多様性センターの中でも、今、展示物等を設置しておりますけれども、子供たちが農業歴史資料館を利用したとき、また併せて生物多様性センターのほうも利用していただくような形で、ぜひ一緒にそういった研修もしていただくような形で、教育委員会にもお願いしていきたいというふうに思っておりますし、先日開所式のときに、ある学校の校長先生とも話をしましたけれども、その先生にも、「農業歴史資料館を見たときには、生物多様性の伝統とか文化も生物多様性の中ですので、ぜひ一緒に生物多様性センターのほうも子供たちに見ていただくようなこともお願いします」という話をしたところで、子供から大人まで、幅広い生物多様性センターにしていきたいというふうに思っております。

**○10番（小辻一海君）** 私は今、どのように取り組まれているかとお聞きしているんですよ。今のは生物多様性センターで取り組んでいこうとしていることではないのですか。具体的にどのように取り組まれてきたのかという、私は問いだったんですよ。

**○市民環境課長（留中政文君）** 大変失礼いたしました。今の生物多様性センターを設置するまでには、学習展示物の設置とか専門的知識を有する県の自然保護課とか、生物多様性の推進員の方との連携協力をいただきながら、今まで外来生物の調査とか駆除とか、小・中学生のいる親子を対象としたイベントなどを、今のところ行ってきているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

生物多様性の恵みを将来にわたって享受するため、私たちは自然に対して感謝と畏敬の念をもって向き合うこと、共生と循環に基づく自然の理に沿った活動を選択することが大変重要であり、そういった考えの下で、それぞれの学校において環境教育を充実させているところでございます。

環境教育といいますのは、各教科の学習でも扱っておりますけれども、子供たちの、特に自然環境への関心を高め、より良い環境づくりに積極的に自分たちも寄与していくような実践的な態度を育成することが、非常に重要だと考え、特に地域の豊かな自然に直接触れ合う体験的な活動を大事にしております。例えば本市の学校におきましては、近くにある川を使った川遊びや水生生物の観察、ウミガメのふ化・放流、花や農作物の栽培、それから外来種である植物の駆除・拡散防止に努める活動なども、その類いでございます。

これらの活動をさらに継続しながら、この後も日常生活の中で自然の在り方についてしっかりと考えながら、実践できる子供たちの育成をしていくことが非常に重要なことだと考えております。

**○10番（小辻一海君）** よく聞きますけど、学校でのサツマイモ植えや田植えなどは、心身の発達段階にある児童・生徒が農業体験学習を通して、生命や自然、環境や作物に対する理解を深め、

旬なものを味わう、自然や生き物に触れる、自然のすばらしさや伝統芸能を伝える、保全活動に参加するといった行動を、日常の中での実践学習について県内各学校の取組がよく南日本新聞に報じられていますが、本市においては自然と親しむ学習や生物多様性の保護や外来生物の駆除などについては、各学校の取組に差があるとは思いますが、具体的にはどのような実践体験活動に取り組まれているのか、お示しいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

市内のある学校におきましては、先ほども申しましたウミガメのふ化場を学校の敷地内に設置し、地域の団体や地域コミュニティ協議会と連携してその保護活動に取り組んでおられます。また、ある学校では、生活科や理科、総合的な学習の中で、「うるがのフレンドパーク」を生かした活動等をされているところもありますし、PTA行事の中でそういったことを位置づけて、専門家を招いたウスカワゴロモの観察会などをされているところもあります。

一方、多くの学校におきましては、校内に植樹されている樹木の実とか葉っぱを利用いたしまして、非常に身近にあるそういった自然の中の植物を利用した腐葉土づくりであるとか、緑化に生かす活動に取り組んだり、創作活動に生かしたりするような活動も取り組んでおります。つい最近におきましては、市と包括連携協定を結んでおります企業と連携をして、これは自然環境とは若干違いますけれども、紙おむつのリサイクルに関する体験的な活動を通して、使用済みになったものを企業の専門的な力をお借りして、さらに新しく使えるようなもの、つまり循環する社会の在り方について子供たちが学んでいるような、そういった学習も広く展開しているところがございます。

○10番（小辻一海君） 今、実践する教育により一人ひとりが知恵と工夫を発揮し、自らできる生物多様性の保全に取り組まれることを期待して、次に入ります。

前市長がメリケントキンソウを2019年度までに撲滅を目指す目標を設定されましたが、市の撲滅に向けた取組の姿勢が見えない気がするため、これまでの質問でも市当局と再三議論しながら、駆除方法等の提案や撲滅に向けた進捗状況をお聞きしてまいりました。現在は減少したところもありますが、全体的に撲滅どころか指定管理施設、学校では増えてきているような状況ではないかと思えます。撲滅目標年度は既に過ぎていますが、市長、教育長は認識されている中で、メリケントキンソウ撲滅に対する事業の検証・評価と今までの取組についてお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） メリケントキンソウの撲滅事業につきましては、平成26年以来、毎年メリケントキンソウ撲滅会議を開催し、撲滅に向けて取り組んできたところであります。取組内容としては、公共施設管理者への薬剤配布、市民へ駆除方法の周知を行ってきており、現時点では爆発的な繁殖は抑えられているところであります。

検証・評価につきましては、学校等公共施設を確認しますと、施設管理者によりその対応が様々であります。撲滅に近づいていても、外部から持ち込まれ再繁殖するケースなど、繁殖力も強いことから、撲滅へは長期間の継続した対応が必要であるというふうに痛感しているところで

ございます。

今後は、公共施設管理者との連携を密にすることや広報、環境学習会などによる市民への周知を徹底していき、生物多様性センターを活用しながら、より一層取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 市内の各小・中学校におきましては、毎年市民環境課から配布されております除草剤を配布し、散布の時期や方法について指導を行っているところでございます。また、児童・生徒や教職員による抜き取り作業を継続的に行い、グラウンド改修に合わせて繁殖した部分をはぎ取るなどの取組も行っていました。しかし現在は、増加傾向にある学校が市内で10校、減少傾向にある学校が10校と繁茂状況には差があるものの、市内21校中20校、約95%において生息が確認されており、なかなか撲滅までには至っていないのが現状であります。

また、社会教育施設におきましては、継続的に薬剤散布と定期的な除草作業を実施しております。このメリケントキンソウは、除草剤の散布等を行うなどして一時的に撲滅したように見えても、また他のところで繁茂するといったことを繰り返しているため、今後も啓発を図るとともに業者による駆除作業等も取り入れながら、継続した駆除対策を講じてまいりたいと考えております。

**○10番（小辻一海君）** ただいま市長、教育長から取組を含めた事業・評価について、それぞれ答弁をいただきましたが、答弁をお聞きし、メリケントキンソウ撲滅目標年度に向け、様々な取組が行われてきたにもかかわらず、繁殖に駆除が追いつかない状況で、現在は繁殖傾向にあると私は思っています。今まで何回となく質問をする中で、撲滅目標年度の2019年度に近づく頃は、市も努力をされ、ほぼ撲滅に近づいてきており、無くなっていくのを期待していたわけですが、今の状況は生育、繁殖が増加傾向に戻ってきている状況だと思えます。メリケントキンソウ撲滅目標年度は市が自ら2019年度と設定されたわけです。我々議員も目標に向かって、駆除の方法や注意を促す看板設置、拡散防止のためのマット設置などを質問のたびに提案してまいりましたが、その都度、「十分検討・協議していきたい」との前向きな答弁をいただいておりますが、このような結果を残念に思っております。

では、撲滅に向けて様々な取組が行われたにもかかわらず、このような現状になっている要因は何だったのか、市長、教育長のお考えはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** メリケントキンソウの繁殖力、それと生育するときの撲滅をする、例えば薬剤を散布する、その時期、時点ですかね、そのこと取組をしっかりとしていく必要があるのかなというふうに思います。それから教育長からありましたとおり、そういう専門事業者の導入も必要になってくるのかなというふうには思っているところであります。

**○教育長（福田裕生君）** どの学校におきましても、これまで積極的、継続的に取組を進めてきたと感じております。しかし一方で、この繁茂する区域が非常に広範囲にわたっており、気付きにくい場所にまた繁茂が確認されたり、それから主に各学校においては掃除時間を中心に抜き取り作業をやっておりますが、その取り組む時間だとか時期的なことも含めて、影響しているとい

うこともあるのではないかと考えております。また、学校においては、薬剤散布も抜き取り作業もですが、防草シートや靴ふきマットなどを置いて、その効果を検証したりもしましたが、これもなかなかうまく具合に成果が出なかったというのが実情でございます。

**○10番（小辻一海君）** このメリケントキンソウは、種7割の発芽が推定され、とげは非常に細く、強度もあり、強度測定器を使い強度を測定したところ、メリケントキンソウとシャープペンの芯直径0.3mmは、ほぼ同程度であるとお聞きしました。このように刺さりやすく硬いとげがあり、刺さってけがをする、人にも害をもたらす外来種植物であるので、根気強く駆除していかなければ、拡散繁茂して厄介なことになってくると考え、駆除と生育・繁茂がたちごっこにならないように、再三質問してまいりました。市当局も撲滅に向け、それなりに様々な努力をされたようですので、取り組んでこられた経緯をどうこう言っても始まりませんが、撲滅に必要なことはメリケントキンソウの生態、駆除の方法、拡散防止方法等の、市長がよく言われます「学習を行う情報共有の場」が最も大事になると思っております。市長も前回の答弁で、「対策会議の中で共有していく部分では若干欠けていた気もしているので、そこの共有の仕方を十分内部で協議し、検討してまいりたい」と述べられていますが、協議・検討がどのように進められたのかお示しいただけないでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** メリケントキンソウについては、過去12回ほど会議も開きまして、その都度施設管理者とかいろいろ一緒になって、どうしたら駆除になるのか、その駆除の時期とかいろんなことを情報交換や情報共有しながら、取組のお願いをしてきているところでございます。しかし、残念ながら撲滅に至っていないということでございますので、そこについても今回の撲滅会議の中でもちょっと意見もございましたけれども、「もう少し早い時期に開催してほしい」ということもありましたので、次年度に向けては、もう少し早い時期に取組のほうを進めていきたいというふうに思っております。

**○10番（小辻一海君）** これからは所管課、指定管理者、教育委員会、環境カウンセラー等々が入った情報の共有の場が重要になってきますので、駆除時期の3月、11月のいずれかの月に、撲滅対策会議などの情報交換の場を年2回以上は開催していただくことを要請しておきます。

では、環境カウンセラー窪さんのメリケントキンソウ生育地域マップや撲滅対策評価一覧表を活用して、担当職員が現地へ行き、状況の把握はしているとのことをお聞きしましたが、市民環境課は調査報告書を基に、施設の所管課、教育委員会、学校、指定管理者等々に対して、駆除の方法等を現地指導されているのか。また、駆除された後の撲滅確認調査はどのように実施されているのかお示しいただけないでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** メリケントキンソウの調査につきましては、過去、毎年4月、5月に行っておりまして、環境カウンセラーの窪さんと一緒に同行させてもらっております。今年度については、ちょっと都合がつかなくて一緒には同行はしておりませんが、いろいろアドバイスを受けて、また学校のほうでもそういった指導をいただいているところでございます。今年度につきましては、時期がちょっと遅くなりましたけれども、11月と12月に調査を行ってお

ります。その中でやはり駆除されているところと、まだ繁茂が見られるというところもあったようでございます。

今後につきましては、どういった確認をしていくかということでございますが、今のところ、今年度についてはこういう状況でございましたので、来年度以降はもう少し踏み込んだ形で除草についても、生物多様性センターとか市のほうとか学校が一緒になった形で、取組ができないかというようなことを今検討しております。

○教育長（福田裕生君） 各学校におきましては、5月上旬に外来種対策員の窪様から報告書を各学校ごとにいただきましたので、各学校に出向いていただきまして、管理職あるいは担当職員立会いの下で、駆除の在り方や繁茂している状況等の確認とその後の対応についての指導もいただいているところでございます。各学校においては、そういった指導を基に、これまでも取組を続けているところでございます。

○10番（小辻一海君） 担当課は現地指導しているとのことでしたね。あえて、それならお聞きします。メリケントキンソウ撲滅に欠かせない、一番大事と言ってもよい、駆除の方法や注意を促す「メリケントキンソウを知ろう」という啓発看板と足ふきマットの看板が、今年の台風で破損・紛失していますが、その後何も動きがなくそのままの状態ですが、そのあたりの状況をお示しいただきませんか。

○市民環境課長（留中政文君） メリケントキンソウの撲滅対策の看板につきましては、議員おっしゃるように台風14号で倒壊したところ、また無くなっているところが何か所かあるというふうには、報告をいただいているところでございます。まずはこの看板については、まだ対策のほうはちょっと取れていないというところで、非常に反省するところですが、現状をまた把握をいたしまして、その看板がまだ使えるのか、それとももう立て替えないといけないのかというところも調査をしていきたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 担当課は大変でしょうが、看板の早急な設置と3月、11月の適期に駆除が行われた後の生育、繁殖状態の確認調査を必ずしていただくことを要請しておきます。

では、メリケントキンソウは3月、11月の適期に駆除することが大切であります。先ほど市長のほうで答弁がありましたが、持ち込みということもあります。そのために種子の拡散防止のためには、足ふきマットの設置が重要であり、平成30年度に「持ち込まない・持ち出さない」という趣旨の拡散防止のための足ふきマットの看板を25枚設置されましたね。撲滅対策会議の中で管理施設に足ふきマットの購入の依頼をされたとのことでした。前の質問で、足ふきマットの状況をお聞きしたら、確認には至っていないとのことでしたが、あれから2年9か月になりますが、市の管理施設において、足ふきマットが各施設に何か所設置してあるのかお示しいただけないでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 足ふきマットにつきましては、撲滅に向けた対策としては非常に重要だということで認識しておりまして、また会議の中でも、足ふきマットの設置についてはお願いしているところでございます。設置枚数につきましては、過去にそういった設置もしてお

りますが、学校等に確認をしたところ、小学校が3か所、川西地区の農村運動広場の1か所と、計4か所に設置されているところですが、メリケントキンソウの拡散防止には足ふきマットが非常に大事だと思っておりますので、これについてもまた重要性を共有して、またお願いしていきたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 撲滅会議で、各施設に足ふきマットのお願いをされたわけでしょう。その施設に前のときの答弁では、「今のところお願いはしたが、マットの確認はしていない」ということでありましたので、その施設の状況を聞いているんですよ。

○市民環境課長（留中政文君） 前回の答弁で25枚看板等を設置しているという、足ふきマットの設置については大変申し訳ございませんが、また早急に調査をしたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） メリケントキンソウの撲滅には、種子の拡散防止のために足ふきマットの設置が重要なことを市長も理解されています。重要でありますので、設置依頼と確認を再度お願いします。拡散防止をする重要な足ふきマットの設置状況も分からない、看板も飛ばされたまま、これでは撲滅どころか繁殖をたどる一方だと思います。市当局も撲滅に向け、それなりに様々な努力はされてきたと思いますが、現状から見て取組の成果が現れていない気がするところですが、現状をお聞きになり、今後はどのように取組をされていくのか市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 大変申し訳なく思っております。看板の対応の仕方についてもそうですが、足ふきマットについても対応をしっかりとしていくことで、この撲滅に対応できると考えておりますので、この2点についても市民の皆さんに情報提供をしっかりとするためにも、対応をしまいたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） これまでの取組において、完全撲滅までには至っていないという現実がありますけれども、今後も市長部局と連携をいたしまして、専門家の指導を受けたり、または業者による対応も取り入れながら、継続して駆除に取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（小辻一海君） 今後の取組については理解しました。撲滅の機運を高めるためのちょっとした提案になりますが、今「おじゃったもんせクリーン大作戦」を本市の三つのイベントで3回行われていますが、このようにメリケントキンソウ撲滅適期の3月、11月に市内全域で一斉に駆除習慣を計画することで、市民のメリケントキンソウ撲滅に対する意識も高まってくるのではないかと思うところですが、その点はどうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、3月、11月が一番薬剤等の効果があるということですので、それと含めて市民の皆さんに情報提供をしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 一斉の計画はできないかということなのですが。

○市長（下平晴行君） このことについては、「ここでやります」と言うと、その辺が取組体制ができるのかどうかちょっと分かりませんので、内部で市民環境課が環境に対するそういう「おじゃったもんせクリーン大作戦」も実施しておりますので、それが連携できるかどうか、そこも



十部検討・協議して対応してまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 「おじゃったもんせクリーン大作戦」と一緒ということではなくて、3月、11月に駆除の適期にそういうのができないかということですので、その点はよろしくお願ひします。

メリケントキンソウは、民有地での分布拡大も確認されていますので、撲滅対策マニュアルを大いに活用して、駆除適期の告知放送、環境教育、市報やチラシ等による具体的な駆除活動を市内全体に積極的に呼びかけ、撲滅活動への機運を高めていただくことをお願いして、次に入ります。

近年、市内各地において、オオフサモ、オオカナダモ、ウシガエル、アメリカザリガニ、キオビエダシヤク、ジャンボタニシ等々の多くの外来生物が確認されていますが、このような外来生物の駆除や生態系の保護、農林畜産物の被害を防ぐための対策が必要と考えますが、外来生物の現状と対策についてお示しただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 外来生物におきましては、その地域の在来種に多大な影響を与え、生態系に係る被害が確認されているところであります。鹿児島県では、本来存在しなかった地域に持ち込まれることで、生態系に被害を及ぼすおそれのある種を指定外来動植物として扱っており、鹿児島県の条例で定められております。

本市におきましても、多くの指定外来動植物が確認されておりますが、その際の対応として、施設の所管課の職員と現地確認及び対応を協議し、連携を図っているところであります。この指定外来動植物の被害を予防するためには、「入れない・捨てない・広げない」の大原則を守ることが重要であることから、市民への周知を図るとともに、鹿児島県外来動植物対策推進員や鹿児島県自然保護推進員の方とも連携を取り、外来種の被害防止に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○10番（小辻一海君） ただいま答弁をいただきましたが、生物多様性をはじめとする環境の全体的な担当は、市民環境課と思ひますが、キオビエダシヤクについては、イヌマキなど木類に関する被害ですので耕地林務水産課ではないかと、また、ジャンボタニシやオオフサモは、田畑に害を及ぼすので農政畜産課だと思ひますが、市民の皆さんからの苦情とか相談というものはなかったのでしょうか。もしあったら、どういう対応を進めてこられたのかお聞かせいただけないでしょうか。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） キオビエダシヤクにつきましては、今ございましたように耕地林務水産課の所管でございますので、私のほうで答弁させていただきます。

ここ1、2か月では問い合わせはございませんけれども、この4月以降、約10件ほど問い合わせをいただいております。その駆除方法につきましては、薬剤の散布、これは幼虫の時期に散布をするのが一番効果的であるということで、その手法、それから薬剤の種類等をお伝えしているところでございます。また、御自分で駆除がなかなかできないという状況であれば、NPO法人を紹介をして、この業者に問い合わせしていただければというようなところで案内をしていると

ころでございます。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 農作物に被害を与える外来種というようなことでございますが、オオフサモにつきましては、特に農家からの声は来ていないところでございますが、市民環境課を通じまして、昨年夏頃に、市内の水田で発生が見られたというような報告がありまして、うちのほうでも現場を確認させていただいたところでございます。その対応につきましては、市民環境課のほうで看板等を設置して、周知を図ったところでございます。

また、先ほど出ましたスクミリンゴガイは、いわゆるジャンボタニシでございますが、ここにつきましては以前から発生が見られ、被害も水田等もしくは水路等に広がっているというようなことですので、市報等を通じてこの駆除対応について呼びかけ等を定期的に行っているところでございます。

○10番（小辻一海君） 11月24日でしたかね、南日本新聞の二面のところで、外来生物キオビエダシャクが紹介されていましたが、前も市内で大量に発生しており、昨年から今年にかけ、大量に異常発生をし、市民の皆さんからいろんな意見・要望をお聞きしました。私の家のイヌマキにもトレボン乳材を4回散布しましたが、近所が駆除しなければそこからチョウとなって飛んできて、幼虫を産み付けるので、地域全体で駆除に取り組まなければ全滅しないと考えます。しかし、手動噴霧器となると体力も使い大変です。まして高齢者や障害者の方はとてもじゃないと思えます。そこで、市内全域で駆除の適期に駆除週間を計画して、校区公民館・自治会の地域レベルに駆除剤の配布、自動噴霧器などを市で購入して貸し出すなどして、市内一斉に駆除の取組を実践しないと、繁殖・拡散を防ぐことは難しいのではと考えますが、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 以前、蚊・ハエ対策として衛生自治会というのがありまして、そこでそういう田舎のほうは薬剤散布を、まちのほうはそれぞれのいわゆる大学生とかそういう方々が、市街地については散布された記憶がございます。そういうことができないのかどうか、そこも内部で十分検討させていただいて、取組をしてまいりたいというふうを考えております。

○10番（小辻一海君） 今、市長がおっしゃったことは私も衛生自治会で委託をしてやっていらっしやったという、そのことですね。

[市長（下平晴行君）「はい」と呼ぶ]

はい、分かりました。市長もそのあたりは理解されていますが、一番大事なことは公共施設から繁殖・拡散を防ぐことだと考えます。環境カウンセラーの窪さんが撲滅対策一覧表や生育地の写真、駆除方法等を示した調査報告書を提出され、所管課にアドバイスをされたにもかかわらず、高下谷公園の湧水池からのオオフサモの流出により水流阻害や、下流においては稲作減収が見られる地域や、蓬の里の湧水池からのウシガエルやアメリカザリガニの逃げ出しにより、在来水生動物の捕食やすみかが奪われるなど、生態系の影響が懸念されていますが、市民環境課と施設担当課、施設担当課と指定管理者の連携はどのように取り組まれてきたのか、その点はどうか。

○市民環境課長（留中政文君） 外来動植物の駆除とか拡散につきましては、推進員の指導を仰

しながら所管課と連携をいたしまして、現場の確認や駆除方法の説明などを行っております。また、今後も機会あるごとに、所管課を通じて指定管理者との情報共有を行っていきます。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** 高下谷公園の件が出ましたので、私のほうで答弁させていただきます。

高下谷公園のオオフサモの除去につきましては、今年度4月に情報をいただきまして、まず4月に高下谷公園の管理委託先である有明町土地改良区、市民環境課、そして耕地林務水産課と一緒に駆除をしたところでございます。また5月には、志布志市職員労働組合の青年部で駆除の対応をしていただいております。その後は管理委託業者につきまして、駆除をしているところでございます。

以上です。

**○10番（小辻一海君）** 分かりました。しかし、今それぞれ答弁があったところでございますが、三者の連携の下、事が進んでいけば、このような状況にはなっていないかと考えます。昨日も小野議員のほうからお願いされましたが、時間がかかるかもしれませんが、縦割り行政をうち破っていかないと問題が解決しない。メリケントキンソウのときも全く同じです。今回も窪さんが、撲滅対策評価一覧表や生育地の写真、駆除の方法等を示した調査報告書を作成され、市民環境課や施設担当課に再三アドバイスをされたのにもかかわらず、このような状況。先ほど少し述べられましたが、施設担当課、指定管理者はオオフサモの流出対策やウシガエルの逃げ出しによる対策として、どのようなことに取り組み、その対策度の状況把握はどのようにされ、また、市民環境課、施設担当課は、その後湧水池の外来生物現況をどのように検証・評価されたのか、お示しいただけないでしょうか

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** 蓬の郷親水公園のウシガエルにつきましては、市民環境課を通じて情報を提供いただきまして、その後親水公園の池から特定外来生物を外に出さないように定置網を設置しておりましたが、定置網の破損があるとの御指摘をいただきまして改めて市民環境課と現場に行き確認を行って、新たに定置網を設置しているところでございます。その後につきましては、指定管理者に定置網の清掃等を依頼し、特定外来種への対応につきましては、市民環境課、港湾商工課、指定管理者と一緒に情報共有をしております。

これについては時系列でいきますと、8月25日に市民環境課と現地の確認、9月16日にまた市民環境課と新たな定置網の設置、その後は10月13日以降については情報共有を図るということで進めているところでございます。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** 先ほども申し上げましたけれども、再度答弁させていただきます。

基本的には当初情報をいただいたときに、管理委託者である土地改良区そして市民環境課、耕地林務水産課で最初の駆除を行ったところであります。またその後につきましては職員組合の青年部、それからその後につきましては管理委託業者で対応しているところでございます。また、職員につきましても定期的に状況の確認に行っているところでございます。

また一部、取水口のところに網といいますかネットといいますか、そういうものが設置をされたこともございましたが、ちょうど耕作時期でもありまして、そこにいろいろな落ち葉でありますとか、そういうものが堆積をして水が取れないというような状況もございましたので、その分につきましては撤去をしていただいたというようなところもございます。

今後につきましても、定期的に状況を確認しながら対応していきたいというふうに考えております。

**○10番（小辻一海君）** 港湾商工課長、蓬の郷ですね、あその池は1か所じゃないですからね、2か所あるわけですから、1か所はちゃんとしてありますよ、1か所はもう「ぼんぼんぼんぼん」ですからね、そのあたりは確認をお願いします。

生物多様性に限らず、事前に被害対策をお願いしたにもかかわらず、「検討する」で終わり、解決されない。アドバイスが行われたにもかかわらず、迅速な動きが見えない。市長は、子供から高齢者まで、全ての市民が豊かに安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」、そう思える志布志市を目指していかれるわけですね。早期解決して、市民の方々に不安を抱かせない市政を築いてほしいものだと思います。

質問に戻りますが、本市の外来生物から生態系の保護、農林畜産物の被害を防ぐには、今後どのように取り組まれていくかお示しいただけないでしょうか

**○市長（下平晴行君）** これは先ほども言いましたけど、生物多様性センターがそういう種の多様性、三つありますけれども、そこを含めて、今おっしゃったように取組をしていかないと、やはりその被害がいわゆる動植物も含めて影響があるわけでありますので、そういう対応をしっかりと市民こぞってですね、おっしゃるように私も「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指しておりますので、そして「誰一人取り残さない」、そういう考えで取組をしまいたいというふうに考えております。

**○10番（小辻一海君）** 今後は、地道に根気強く駆除活動に取り組んでいくことが重要と考えますので、そのところは強くお願いして、次に入ります。

本市においては、市民協力の下、ごみ資源化に取り組まれまして23年が経過し、市民のリサイクル意識の向上もすごいものがあると感じております。近年、高齢者、子育て世代、志布志市に立地してこられた企業、市外から異動されてきた方々等々から、27品目のごみ分別と搬出の在り方について分別の簡素化や焼却施設の整備などの多くの意見をお聞きしますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 市民の皆様には、「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本に、ごみの分別に取り組んでいただいております。多くの市民の皆様の御理解と御協力をいただいていることは感謝申し上げます。

分別種類の簡素化については、中間処理業者と協議の場をもったところではありますが、再資源化される内容により分別をする必要があるため、基本的には現状の分別をお願いしたいというふうに考えております。そのためには、出しやすい環境をつくっていくことも必要だと考えており

ますので、いつでも資源を出せるような常設のごみステーション、仮称ではありますが、循環センターの整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。そのことは今ある資源を長く使うことになり、SDGsにもあります「持続可能な社会」につながっていくと考えております。この「持続可能な社会」をつくっていくためには、ごみの再資源化を図ることが必要でありますので、さらなるごみの減量のために、私は、最初「4R」でしたが、今は「5R」ということで、まずは、「リフューズ」、ごみになるものは断る、「リデュース」、ごみを削減する、「リユース」、何回も利用できるもの、「リペア」、修理して長く使う、そして最後に「リサイクル」なんです、再資源化のこの「5R」に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

新しい技術開発ができるような施設が開発されれば、施設等の調査・研究をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、今のところは循環センターを設置していきたいというふうに考えております。

**○10番（小辻一海君）** 不法投棄の件で以前質問したことがあります、依然後を絶ちません。また、安楽川沿いの新若浜護岸の近くでは、ごみ不法投棄と不法焼却した形跡も確認しております。課長も確認しておりますね。

[市民環境課長（留中政文君） 何言か呼ぶ]

していない。このような状況からして市民の皆さんからは、ごみ分別の簡素化や焼却施設の整備等の意見・要望について、市長や担当課、市職員に届いてはいないでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** 先ほどの不法焼却の海岸での焼却は、何か所か過去にあったのは確認しております。この要望につきましては、振興計画を作る中でも、その他の意見というようなところで、そういった声もあることは存じ上げておりますし、市民の声ということで、メール等でそういった要望もあることは承知しております。

**○市長（下平晴行君）** 私のほうには、こういう考え方を持っていますから、直接言う人は議員の皆さんだけです。それで、できれば議員の皆さん方も、こういう取組体制はやはり一緒になってやっていかないといけないわけですので、そういう面では、考え方を一緒になって市の取組として御協力をしていただければ大変ありがたいというふうに思います。

**○10番（小辻一海君）** 高齢者などのごみ分別困難者に対して、ごみ出し困難者対策事業があるとお聞きしました。この事業は平成18年から始められ、令和4年度は現時点で利用者が58人とのことですが、高齢化が進む中、市全体として数字的に利用者が少ないような気がして、周知の仕方を疑問に思うところですが、対象者の方たちが少ない理由の分析をどのように把握されているのか。併せてこの事業は市民の方々を含み、高齢者等にどのように周知されているのかお示しいただけないでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** お答えします。

このごみ出し困難者対策事業につきましては、先ほど議員がおっしゃいました、平成18年から始めているところでございます。地域によりまして、多いところ少ないところもちろんございますが、私は今年、環境パトロールの方と一緒に現場も行かせていただきました。一部、その状

況も見させてもらったところです。この条件というのが要介護の認定を受けている方と障害の程度が1級または2級に該当する方等々、一人暮らしの方とか他者から協力が得られない方、そういうような条件もございまして、そういった条件に合致する方ということで申請のほうはいただいております、今も「こういった方々がありますよ」ということで、ヘルパーというかそういった方から情報提供をいただいて、申請していただいているような状況でございます。周知が足りていないというところもあろうかと思っておりますので、今後はまた周知のほうに努めていきたいというふうに思います。

**○市長（下平晴行君）** 高齢者のごみ出しについては、現在でも先ほど説明がありましたように、困難者の対応は行っているところでありますが、高齢者などごみの分別ができなくなってきた方への対応も行っていかなければいけないというふうに考えております。以前、同僚議員の質問にもお答えしましたが、生ごみ以外のいわゆる資源ごみ、これを一括して収集できないのかということで、その仕組みづくりについても進めているところでございます。

**○10番（小辻一海君）** このごみ出し困難者対策事業については、今後さらに高齢化が進み、対象者の増加、介護者や認知症の方々の救済などの検討も必要になってくると思います。先ほど市民環境課長の答弁にもありましたが、この事業の要項を見てみますと、第3条に、対象者になり得る条項が示してありますが、この条項に該当しない高齢者の皆さんは、本市に多数いると考えますが、対象者外の高齢者の方々はこの事業を受けられず、27品目のごみ分別と搬出に大変苦労されています。

そのことで、先ほど市長のほうからいろいろ御提案がありましたけれども、そのことについては早急に進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほども言いましたように、全体的なごみ対策のための循環センターと併せて、高齢者の方のごみ、基本的に一般廃棄物は市が収集しなければならないとなっているわけですので、そのことを含めてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

**○10番（小辻一海君）** SDGsにあります「持続可能な社会」を作っていくためには、ごみの再資源化が必要であることは、市長も申されたとおり私も理解しています。そのためには、先ほど申されました「5R」の推進を市民の皆さんにお願いしているわけですが、市民の皆さんは、依頼、お願いだけでは納得されませんので、市のほうもこのことについては早急に取り組んでいただくことをお願いしておきます。

では、前回の同僚議員の質問に、「一般廃棄物処理事業実態調査の結果、焼却施設を持っていない、委託をしていない自治体は、九州では志布志市と大崎町の2自治体、本州・四国にはなく、北海道に数か所ある」と所管課長が答弁されておりますので、当然、志布志市と大崎町が最終処分場で埋め立て処理となりますが、いくら「5R」を推進されても、ある程度は減少しますが、最終的にはごみが発生すると考えます。今の埋立て処分場もやがてはいっぱいになると考えますが、今の埋立て処分場がいっぱいになると、処分場の確保が必然であり、新しい最終処分場の建

設には候補地の選定で市民の理解を得るのは難しいのではないかと考えます。2050年までのいわゆる脱炭素ということも含め、最近「カーボンニュートラル」という言葉が使われる中、他の自治体は多数焼却処分を実施しているとのことですが、今の厳しい環境基準に合った焼却炉はダイオキシンなどの公害物質を出すようなものはないと考えます。分別を簡素化し、環境基準に従って燃やせるものなどは焼却するような出し方を検討すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 私は、焼却炉は造っていかないという考え方であります。将来的に私は、ごみはゼロにしていきたいという考え方なんです。例えば今埋立てをしておりますけれども、あそこにあるごみ、ゴム、木、鉄、いろんなものが入っているわけですけど、これもいずれリサイクルできるような取組をしていきたいというふうに考えておりますので、私のいる間は焼却炉の建設は考えていないということであります。

しかし、先ほども言いましたけど、新しい技術開発で再資源化できる施設等が開発された場合には、このことについては調査・研究してまいらなければいけないというふうに考えております。

**○10番（小辻一海君）** 日本はもともと資源が少なく、輸入に頼っている国でもあり、大量生産・大量消費の使い捨ての時代から今ある資源を生かしていくことは、SDGsの持続可能な開発目標につながっていくことも重々理解しています。近年ごみ処理に対しての簡素化や焼却施設、整備の意見をよく聞きます。子育て世代は、「早朝より忙しく、ごみ出しに手間がかかる」、高齢者の意見としては、「体が思うように動かなくなり、知り合いに頼んでいるが、毎回は遠慮がちで市外に住んでいる子供、孫たちに持って行ってもらう」、企業においては、「都市部のようなリサイクル・可燃ごみ・不燃ごみの出し方にしてほしい」、また市外から転勤してきた社員の中には、大変だからということで、近隣から何人か通勤しているといういろいろな意見があります。本市がごみゼロを目指して、さらなるごみの削減を図るには、市民の協力が不可欠であります。また、今後は総菜などの容器も環境に優しいものが多く利用されてくると考えますので、市民の声をしっかり反映され、令和7年度を目標年度とする一般廃棄物処理基本計画の最終年度までには、リサイクル簡素化や施設の整備を前向きに検討していただくことをお願いして、最後に市長のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど言いましたように、循環センターをしっかりと対応していくということで、先進地では毎日出せるよう、例えば月曜日から土曜日まで、それも午前中出すとかですね、そんなふうにして出しやすい環境づくりをしっかりとしていくことでポイ捨て等も減っていくということと、それから若い人たちがこういうところに住みたくないではなくて、やはり持続可能なSDGsを言っているわけですので、しっかりと自分たちも大人になるときには子供がいるわけでありまして、そういうことの情報提供をしっかりとしながら、その若い人たちの自分たちもいつかは年を取るんだと、そして持続可能な社会づくりと一緒にやっていこうという、我々がそのことをしっかりと伝えていく責務があるというふうに思いますので、議員の皆さん方の御協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（小辻一海君） 分かりました。終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————  
午後2時16分 休憩

午後2時25分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、国会が開かれております。岸田政権はなかなか政権運営に苦勞されているようで、支持率がどんどん下がっております。さらにびっくりしたことがありました。新聞報道で政府与党が敵基地攻撃能力の保有を合意したと、本当にびっくりしました。政治がやることは、国民の命と暮らし、生活を守る平和的な外交、それによって戦争の準備をするのではなくて、戦争を回避する、戦争にもっていかない、そういったことが本来政治が果たすべき役割だと日本共産党は考えます。そういった立場からしたときに、私たち地方自治体の議員をさせていただいておりますと、国がいろんな施策をやります。法令遵守でするので地方自治体はそれに基づいているんな政策を具体化していくわけですけど、国が国民にとって私たち、ここで言うと住民にとってあまり良くないと、そういった政策があったときには、自治体が防波堤になってそのことからしっかりと住民を守っていく、そういう立場が必要だろうというふうに思います。そういった意味で、国に声を上げたり、県に声を上げたり、そういうことでしっかりとここ志布志市の住民の命と暮らしを守っていく、それが当局に課せられている課題でもありますし、私たち議会の議員としても果たすべき役割だというふうに考えます。そういった立場から、今回4点ほどお願いをしましたが、通告書に基づいて質問をしたいと思います。

まず、学校給食についてということをお願いをいたしました。この学校給食はこれまでも私も議会で取り上げて、第3子から無償にする、そういった政策が当局の判断で始まりました。市長が公約で全額無償化を掲げて当選をされて、今年度から半額補助で推移をしております。今後、全額無償化に向けての取組を市長にはお伺いをしたいと思います。また教育長におかれては、教育委員会として給食費無償化の今日的意義とその必要性について、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

学校給食につきましては、令和3年度から学校給食費の半額助成を実施するとともに、本年度はコロナ禍において食材費等が高騰する中であって、高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施に努めているところでございます。

学校給食費の無償化につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、その必



要性を感じ、1期目のマニフェストに掲げ、これまで取り組んできたところがございますが、新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化に伴い、その実現には至っていないところがあります。コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰など、市民生活に大きな影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続くことが予想されることから、市民の皆様が真に必要なとする支援策を総合的に検討し、その実情を踏まえた生活支援を行う必要があると考えているところがございます。このようなことから、子育て世帯の経済的負担の軽減につきましても、学校給食費の無償化に限らず、国や県の支援策を勘案しつつ、子育て世帯が真に必要なとする効果的な支援策を総合的に検討し、子育て世帯への支援の充実を図ってまいりたいというふうにご考えているところがございます。

**○教育長（福田裕生君）** 学校給食費の全額無償化につきましては、これまで実施するために必要となる予算や半額又は定額補助とした場合に必要な予算額の試算などを行い、市長部局と協議を重ねた結果、現在、児童・生徒の学校給食費の半額を補助し、支援するという形を取っているところがございます。保護者からは、子育て支援策として「大変ありがたい」との声が届いております。また経済的に困窮されている世帯に対しましては、就学援助費により残りの半額分の支援を行っており、経済的負担の軽減が図られていると認識しております。

教育委員会といたしましては、全額無償化につきまして新たな子育て支援策の一つになるとは考えております。しかしながら、恒久的な財源確保が大きな課題と認識しており、市長部局において総合的に検討されている、真に効果的な子育て支援策との兼ね合いにおいて考えていくことが重要であるというふうな認識しております。

**○19番（小園義行君）** 今、市長のほうから子育て世帯の支援の充実ということで、1期目当選されたときの公約ですのでね、1年目でやれとかそういうことではなくて、やっと市長も2期目に入られて、半額補助に至ったわけですね。財源として、令和4年度当初予算でいくと、ふるさと志基金を使われて6,221万5,000円、全額補助となるとこれは1億2,000万円ぐらいかかるわけですね。そういった中で財源を安定的にどうするのかと、それも当然考えなければいけないことでしょう。でも実際に、今国が臨時交付金で物価高騰のそこで給食費の高騰、そういったものに対してはちゃんと支援してねということで、きちんとされていますよね。実際に今後この6,200万円、現在ですよ、これから先、子供は教育委員会から頂いた資料ですとどんどん減っていくんですね。それも、教育長も当然お持ちでしょう、市長もそうですよね。どんどん子供は減っていく、そういう状況があります。その中でやはり選挙でお約束をしたことは、公約、公の約束事ですので、それについては当選のための約束ではないわけですよ。「当選したら私はこれをやる」、そのことを掲げて当選された以上、やはりこの完全無償化に向けてのタイムスケジュール、市長、あとまだ3年ほどあるわけですけど、そういったものについては、住民の皆さん方に、せっかく投票していただいたその方たちに対して、きちんとしたタイムスケジュールといいますか、そういったものをお示しをする必要があると思うんです。そうでない限り、それは公約に掲げてはまずいわけですよ。だからそこについて、公の約束、そのことに対する首長としての責任として、

どうあるのかということをお伺いしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** そのことについては、おっしゃるとおりです。公約を掲げて私も当選させていただいた、これはしっかりと守らなければいけないというふうに思っております。しかし、先ほど答弁しましたように、今の社会情勢の中で、こういう状況であるから予算のいわゆる投資の仕方については、十分考えていかなければいけないということでもあります。この公約をできないときは、しっかりと公約はできませんということをお知らせしていかなければいけないだろうというふうに思いますが、そのことでは今おっしゃったとおりでありますので、そのことはしっかりと頭に入れているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 本来は、こういうのは国がどんどんやればいいんですよ、本当にね、何なんだろうと思いますね。こういうのは実際に国の責任において、それぞれの地方自治体が頑張るわけですね、住民のことを考えてね。そういった意味で、今市長がおっしゃったように、この公約についてはきちんと考えていると、そしてタイムスケジュールとしては、いつまでにやるということはおっしゃらなかったんですけど、2期目、残りまだ3年ほどありますのでね、でも極力これは早い時期に実現をさせていく、それが一つの投票していただいた方々に対する責任だというふうに思います。そういった意味で、ここについては財源の問題はいろいろあるでしょう。ふるさと志基金50億円を超えてね、今回補正も提案されていますけど、そういった意味で、やはりこの任期中には何とかしたいと、教育委員会もこれは必要だという今日的意義からしてもですよ。教育長も答弁されております、財源のことを教育長がちょっと心配されておりましたけど、教育委員会はお金を持っていないわけですので、ぜひね、当局として、首長として、そのことについては責任持ってやるという、そこについて再度お願いします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど説明したとおりでありますので、その公約の重みというのはしっかりと頭に入れておりますので、そのことをもって、今後の子育て支援の在り方については取組をしてみたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 給食費の無償化についてはそういうことで、教育委員会としての必要性そして当局としてはきちんとそのことを公に約束したことで、「きちんとやる」という市長のその答弁で理解をいたしました。ぜひ努力していただきたい。

次に、この学校給食調理及び配送業務の民間委託についてということで、令和4年10月11日の全員協議会で、私の印象としてはいきなりでした。この民間委託についてということで民間委託の必要性といったものが出されて、私たちはここにあるこの資料でしかそのことに考えが及ばないわけで、「えっ」とびっくりしたようなことでしたけど、少しこの学校給食調理及び配送業務の民間委託についてということで質問させてください。今言いましたように、10月11日に全員協議会で説明がありました。現在の給食センターの現状について、どういう御認識をお持ちなのかお伺いをします。

**○市長（下平晴行君）** 本市では、合併以降、旧町のセンターでそれぞれ給食を提供しておりましたが、施設の老朽化に伴い、現在の共同調理場を新設し、平成20年9月から志布志・有明地域

の小・中学校に給食の提供を開始し、その後、平成28年度から松山給食センターを統合し、市内の全小・中学校21校へ約3,000食を提供しているところでもあります。

学校給食調理場及び配送業務の民間委託につきましては、子供たちの安全・安心な学校給食を継続的かつ安定的に供給するために、ここ数年の懸案事項であり、これまで教育委員会での検討及び行財政改革推進本部会議での協議を踏まえ、学校給食の調理業務等に関して、専門的な知識と技術を有している民間業者に業務を委託することとしたところでございます。

**○19番（小園義行君）** 少し具体的なことで、ここにこれしか分かりませんので、これに基づいてちょっと質問をさせていただきます。

まずですね、これを全体の感想は後で申しますけど、具体的に栄養教諭ですね、ここにこういうふうに書いてありますよ。民間委託をすること、そして「安心・安全な給食の提供とさらなる食育指導の充実」ということで、「栄養教諭は調理員不足による調理業務を手伝うことがなくなり、学校での食育指導や献立の研究に集中して取り組むことができる」というふうに、こういう現状の認識ですね。これは、給食センターの管理規則第4条第5項で「栄養衛生管理業務に従事する」というふうに、栄養教諭はうたっています。大体そういう現状をつくり出しているそのことについて、問題意識を持って改善をするという努力をすべきだったのではないかというふうに、私は思うわけですね。ここの学校給食センター管理規則第4条第5項で「栄養士は、上司の命を受け、栄養衛生管理業務に従事する」、それができないで調理をたまには手伝うでしょう、一緒にね。でもそういう状態になっているということ自体をここで当局のほうで出されているわけです。そういう「調理業務を手伝うことなく」という、この規則との関係では、その現状を改善する努力をすべきだったのではないですか。それについてはどうなのですか。

**○教育長（福田裕生君）** 栄養教諭の業務につきましては、規則等でも明記されております。しかしながら、調理員の定数に見合った調理員の確保が、これまでもなかなか達成されていないという状況が続いておりました。そういった中であって、調理員確保の努力もしたり、調理業務の効率化等のことも考えながら、ずっとやってまいりましたけれども、このことが常態化する中にありましては、本来栄養教諭が担うべき食育指導について、各学校に出向いて指導する時間等々が十分でない状況が常態化しておりましたので、ここに至りましては、こういった形で新たな方向性を見いだすことが、これからの本市の安心・安全な学校給食を提供する上で最善であろうというようなことで、このような考えを示したところでございます。

**○19番（小園義行君）** いわゆるそういう調理員の不足というか、それは何が原因かというのはそれぞれあるでしょう。それが足りなかったからそういう状況だったという現状認識ですよ。本来はやはりそこに、きちんと改善の努力をすべきだったというふうに思うんです。そこであなた方が出されたものですからね、調理員の調理技術等の向上ということで、「民間業者の専門的な知識及び技術を有した業務責任者と副責任者が配置されることにより、調理員の調理技術の向上や危機意識などの資質向上も図られる」と、こういうことですね。学校給食センター運営規程の第15条にこういうふうに入っています。第15条で、「調理は、栄養士の計画指導により次に

掲げる事項について遺漏のないようにしなければならない」と、いわゆる調理に関して全て書いてあります。そこでお伺いしますけど、仮にこの民間委託という状況になった際に、栄養教諭と委託先のこの業務責任者、副責任者、ここの関係はどういう状況になるのですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

委託業者から業務責任者と副責任者が常駐で配置されるというふうに捉えておまして、調理員等への指示などは、これまでも配置されております、いわゆる栄養教諭とこの責任者とか、十分にその指示内容等を毎朝確認し、責任者を通じて実際調理人に指導・調整を行うことになっております。

○19番（小園義行君） 調理と配送は、もうその委託先の法人に委託するわけですよね。その法人が別法人なのに、栄養教諭が指導とかそういったものができるんですか。そこについては明確に答弁ください。

○教育長（福田裕生君） それはできます。これまで既に民間委託をされている市町村並びにこういった業者からの聞き取り等をする中においては、全てにおいてそのような形を取っておられるということでございます。ですので、本市が今回こういった形で民間委託をした場合も、その仕様書等の中に栄養教諭と業者との連携・調整、それから場合によっては、指導に関することも明記してお願いすることになります。

○19番（小園義行君） それは請負契約とかいろんなことがあるんですけど、今おっしゃったそれが委託先との契約が発生しますよね。法的根拠を教えてください。今の教育長がおっしゃったその大丈夫だという法的根拠を教えてください。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 文部科学省の学校給食業務の運営の合理化通知が昭和61年1月21日に発出されておりますけれども、この文書の内容でいきますと、学校給食業務を民間に委託できるということでございますが、民間委託の実施につきましては、献立の作成、設置者が直接責任を持ってすべきものであるから、これについては委託の対象にしないということが書いてございます。そしてまた物資の購入、調理業務等における衛生安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるよう管理体制を設けるといふこと。それから設置者が必要と認めた場合、委託者に対して資料の提出を求めたり、立ち入り検査をするなど、運営改善のための措置が取れるよう契約書に明記することということが書いてございますので、こういったことを契約書に明記をして、委託することができるというふうに解しております。

○19番（小園義行君） それは、今教育長が答弁されたような形での関係性になりますね、それについては何ら問題ないという理解で話を進めますからね、それでいいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

はい。そういう形で委託先との関係性で別法人に対して、「委託しているから私たちのほうが上だからね」と、「あなたたちは委託を受けている側でしょう」と、こういう関係になると変なことになりますよね、それね。全て委託しているわけでしょう。だからそれをこっちが指導ができるとかになったら、変になりませんかね。そこがだから私は、法的根拠として今課長がおっし

やったそれが大丈夫だという理解で進めますと、そういうことなんです。分かりました、じゃあそういう関係で、その栄養教諭の先生と委託先のその法人の責任者、副責任者の関係性というのは、きちんとした対等の関係であるということだと思います。

[何言か呼ぶ者あり]

分かりました。

では次に、労務管理の軽減ということで、調理員や配送員全ての諸問題の対応は解消できると、ここに調理員の関係の1の(4)ですね、あなた方が出されたこの1の(4)ですよ。労務管理の軽減ということで、「調理員の確保や雇用手続きのほか、サービスを含め調理に関する全ての諸問題の対応が解消される。また、シルバー人材センターから派遣される配送員等についての指示や業務指導を行うなどの対応が解消される」、ここに関しては、今答弁があったこととしたときに、募集、面接、社会保険、こういったサービスを含め調理に関する全ての諸問題の対応が解消されるんだとおっしゃっているわけですよ。これは、一切口出ししませんよということではないですか、違いますか。本来は、これが今回のいわゆる学校給食調理及び配送業務の民間委託というその大きな目的だったのではないのかなという、僕はこれを読む限りではそういうふう感じたものですから、そこについては、まさかそういうことではないですよ。市長にもお願いします。

**○教育長(福田裕生君)** この意図は、当初申し上げましたとおり、学校給食の質をよりよいものに上げていくということが一番の目的でございます。

**○市長(下平晴行君)** そこも含めてなのですが、やはり民間委託する必要性が一番上に書いてあるとおり、こういうことでの業務を委託するというので、民間委託ということで今取組をしていきたいということでございます。

**○19番(小園義行君)** 私はこれを見る限り、何かそういう感じをちょっと持ってしまったもので、ごめんなさいね。もう一つ、ここに、調理員について会計年度任用職員であることが民間委託の理由の一つになっていますけど、市長はこれをお持ちですよ。持っていますよね。それは一つになっているのですが、市長にちょっとお伺いします。

「現状では、調理員は会計年度任用職員であり、一年契約の雇用が不安定であるが、民間委託をすることで調理員は正社員となる道が開かれ、そのことにより給料等処遇改善が図られ雇用の安定につながる」と、こういうことです。会計年度任用職員制度というのは、言葉が悪いんですけど、これについての当局の認識、市長の認識をちょっとお伺いしたいと思います。

**○市長(下平晴行君)** 会計年度任用職員については、ここにありますが非正規職員ということで、従来臨時職員あるいはパート職員という名称であったわけがありますが、事務の補助をお願いしているという立場であるというふうに理解をしているところであります。

**○19番(小園義行君)** これだと市長、私がこれをそのまま読めば、会計年度任用職員は国の法律でそうはなっているからしょうがないけれども、その制度そのものが何か問題だよというふうに取り受けませんか。これは書き方があったと思うんですけど、これは法令遵守だからですよ。でもこれだと会計年度任用職員でいるからまずいんだという、これはね、ちょっと私は違うよう

な気がします。ここについては、やはりそれに対してはそれなりのものをきちんとやらないといけないということに、会計年度任用職員だから雇用の安定じゃないんだというふうにおっしゃっているわけで、その制度を変えるように本来だとやはりどうかすべきでしょう。でもそのことについては、市長が会計年度任用職員制度を簡単になくせないわけで、そこについては理解をするんですけど、こういう書き方だと、例えば私たち議員ですよ、4年間任期がありますけど、会計年度任用議員、同じ仕事をしますよ、同じ仕事をする人に会計年度任用議員なんていうのはないでしょう。職員だって同じ仕事をするにもかかわらず、ある部分だけ会計年度任用職員としている。そんなのおかしいですよ。私は一議員として20人おられるこの議員が、会計年度任用議員とかそういう差別があるようなものだったらおかしいという、職員の方たちだって同じだと私は思うんですよ。だからそういった意味から、こういった表現の仕方がどうなんだろうかと、ここはやはり今会計年度任用職員の方たちがいなかったら行政は回りませんよ。これはそれに対する大変侮辱ですよ。こういう書き方で、「あなたたちはそういう職員だから仕方ないでしょう」と言われてもしょうがないでしょう。やはりそこまで心を砕いて、こういう公の文書を出すときにはしないとまずいなという思いが私はあります。市長いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、現状では調理員は民間委託にすることで調理員を正社員となる道が開けると、そんな形での対応の仕方でないと、やはり会計年度任用職員だからということで取られやすいなというふうには感じたところでありますので、この名称の在り方については現状の調理員と、そして調理員が正社員になることという民間の社員となることで、しっかりと生活が担保されるということになるかというふうに思いますので、そのことについては、文章の在り方がちょっと問題かなというふうな気がしてきたところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今後こういう提案の仕方もそうですけど、やはり人間というのは、「えっ」と思うようなことがあると、「もういいや」となってしまうこともあるんですよ。ここに私はこれを読んだときに、本当に会計年度任用職員の皆さんに対して、愕然としますよね。やはりね、きちんとこのことについては当局としても配慮していただきたい。

ではそこで、これまでの調査・検討の経緯がここに全て平成28年7月6日から示されておりますが、市長は2期目の公約ですね、市長が出されたこれ、この公約の中に、敬老祝金の全員支給とかそういうのをうたっています。今回、この民間委託の給食センターの調理とかそういったのがここには全く入っていませんね。入れていないですよ。この提案される民間委託をいつから市長は考えておられたんですか。

**○市長（下平晴行君）** いつからと言われると、ちょっと期日、年度は記憶にないのですが、私も教育委員会の給食の在り方等々を話を聞いて、やはり現状では民間委託することで、例えばアレルギーの問題等々もよく出ておりましたので、そういうことも含めて、やはり安定して安全で安心な給食の提供はできるのかなということを自分なりに思っていましたので、これはやはり民間委託にすべきだという考え方を持ったところであります。

**○19番（小園義行君）** 百歩譲って良い方向に考えて民間委託をするんですよという、そういっ

た思いが市長の中にあったのかなど、これは少し思いますけど、基本は民間になると何が起きるかということはここでいちいち申しませんが、やはり私は公の責任としてきちんとやっていくべきだという思いがあるものですから、そこでですね、志布志市立学校給食センター条例があります。ここで研修のこれをずっと見て、ちょっと質問します。学校給食センター条例の第4条で、「給食センターに所長その他必要な職員を置く」と、そして第5条で、「給食センターに志布志市立学校給食センター運営審議会を置く」、第2項で、「運営審議会は、給食センターの運営について審議する」ということであります。そこで、今度は管理規則ですが、第8条で「運営審議会の会議は、年に2回定例会議を開くほか、必要に応じて臨時会議を開くものとする」と、そして「会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」ということで、条例で、運営審議会は給食センターの運営について審議する。これは、いつ運営審議会が開かれて、民間委託についてどのような意見が出されて可決されたのか、そのことについて少し答弁を求めます。

**○教育長（福田裕生君）** 運営審議会の審議に至るまでのことも含めて、少し説明させていただきます。

令和3年度の外部評価委員会において、「民間委託については検討し始める必要がある」との意見がございました。また11月11日に開催いたしましたのが、学校給食センター運営審議会でございます。各小学校の校長、PTA会長等が出席の対象となります。その場におきまして民間委託のことについて、「市として民間委託をする方向性を決めている」というような考えについて説明申し上げたところ、異論はなく、賛同いただいたところでございます。そしてその中におきましては、「今後、保護者等への丁寧な説明をしていただきたい」という声もいただきましたので、今後は保護者説明の在り方等についてもまた関係の方々の御意見も伺いながら、丁寧に進めてまいりたいということを考えております。

**○19番（小園義行君）** もう一回聞きます。ちょっと教育長、大変申し訳ないですけど、耳が聞こえづらくなっておりますので、ちょっと大きな声で市長もお願いします。もう一回お願いします。この運営審議会が令和3年の何月に開かれたのですか。その中でどういうことがあったのか、もう一回答弁してください。

**○教育長（福田裕生君）** 運営審議会は、令和4年11月11日に開催いたしました。各学校の校長、PTA会長など関係者にお集まりいただいて、民間委託の方向性を市として決めたといったことの内容について説明をいたしました。特に異論はなく、決されたところでございます。そして今後の在り方につきましては、保護者等への丁寧な説明を求めるということもございました。

以上です。

**○19番（小園義行君）** それだと順序が逆というような気がしますね。これは条例・要項・規則があって、令和4年11月11日、この前ですよ。令和3年7月5日に、外部評価委員会が民間委託の検討が必要だねという意見が出されて、関係課で令和3年12月17日に協議して、行政改革推進本部会議で令和4年5月23日に民間委託について協議されて、第5回定例教育委員会で民間委

託を報告、了承されたと。そして、8月18日に民間委託を行政改革推進本部で決定した。決定していますよね、決定した後に運営審議会に諮ったと。普通はこの条例第5条で運営審議会を、そして運営というのは何なのかということがここにいろいろ書かれていますけど、中身のその形が変わる、それも運営だというふうに考えるわけですけど、給食費が幾らするとかそういうことだけではなくて、そこが変わるときには、しっかりここで議論をするというふうに、定例会議をね、運営審議会を年2回開くほか、必要に応じて臨時議会を開くものとするこの順序からしたら、まず運営審議会に民間に委託をする、そうすると給食費が上がるかもしれない、調理の仕方がどうなるのか、これはもろもろ申すと時間が足りないから言いませんけど、非常にこの運営審議会の役割というのは僕は大事な問題だと思うんです。全てそこに委託するんでしょう、民間に、調理とかいろいろね。それについて、一つ一つこの規則でいくと、大変なことですよ。「調理は、栄養士の計画指導により次に掲げる事項について遺漏のないようにしなければならない」これも学校給食センターの運営規定ですよ。だからそれがどうなっていくんだらうと。それから、学校給食センターは、給食物資の納入希望者から指定願を提出させなければならないとかいろいろ書いてありますね。運営をどうするのかというのを運営審議会が一番後で、つい最近開いて、先に民間委託をどんどんやるんだということを当局がして、現場の審議を預かっている運営審議会が一番最後で果たしていいんですか。その中で、私は保護者の意見も事前にやはりお知らせして、聞くべきだというふうに思うんです、やり方としてですよ。そこについては非常に乱暴なやり方ではないんですかということをお前は伝えている。運営審議会はまだ決定した後に開かれて了承したと、それでいいんですかね。

**○教育長（福田裕生君）** 運営審議会におきましては、これまでの調査・検討の経緯も含めて説明をさせていただき、そして令和3年度の外部評価委員会からの経緯等についても説明をさせていただいた上で、市の方向性としてはこういうことをお願いしたいと考えているということの説明をさせていただいたところでございます。

順番としてというようなお話等もございましたけれども、その令和3年度、令和2年度、その前において、この件について十分周知、お知らせをするような内容がなかったということについては、これはまた、今後に向けてはやはり丁寧な説明の仕方等も配慮していく必要があるかというふうに考えておりますので、特にまた保護者とのやり取りについては、十分に検討してまいりたいと考えております。

**○議長（平野栄作君）** 福重議員早退です。

**○19番（小園義行君）** 我がまちは、条例・要項・規則それに基づいて運営されているというふうに思うものですから、これが令和3年11月11日だったら私は何も言わないわけですよ。本来は、給食センターの条例があり、管理規則があり、運営規程があり、それに基づいていったときに、これは決めてからでしょう。一番下に来るんですよ、令和4年11月11日ですから、逆じゃないですか、これ。やはりね、いろんな学校の運営委員の方々のこの方たちを入れましょうと、そういうふうにここに書いてありますよね。学校長とかこういう形で、学校医の代表者、PTAの代表



者、学校薬剤師の代表者、県の地域振興局、こういったところ。この方たちが入っていたらまた違う意見が、当然PTAの代表者も入っておられるわけで、基本はそこが先じゃないですか。そこをすっ飛ばして、「市の方針で決めたからね、聞いてよ」と、条例・規則・規程というのは、何なんだろうと僕は正直思います。このやり方は乱暴ではありませんか。市長も答弁をください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、条例・規則・規程というようなことでの対応をしていかなければいけないということではありますが、この流れを見ますと、外部評価委員会に対応したということで、そういうまとめた中で審議会にかけたということの流れになるようではありますが、そこが審議会の在り方が、審議会とは何かという部分でのちょっと私も中身を分かっていませんので、答弁することはできませんけれども、その審議会の役割、そこをもうちょっと調べてみたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） わざわざこの規則・規程で臨時会議も開くことができるとなっている、年2回というようにうたっていますけど、こういった大事なもののときはそういう先生方に対して、委員の方々に対して大変失礼ですよ。決まったことを「はい、決まりましたので」って、追認機関じゃないわけだから、やはりそこは志布志市の行政の在り方としてきちんと条例・規則・規程、そういったものを守るよという姿勢がないといけないというふうに私は思うんですね。だから、そこについてはやはり非常にちょっと乱暴なやり方で、この委員になっている人から見たら不愉快ですよ、これね。この条例・規則・規程はどうでもいいんですか、そういうことじゃないでしょう。だから、いつも住民に寄り添った形での行政の在り方が問われているのは、やはりこういうところに出てくるわけですよ。ぜひね、それは大事にしていきたいと思います。もう一回、市長、これは行財政改革推進本部会議で決定しているわけですから、今後この条例・規則・規程全て、この教育行政だけではないですよ、全てについてそういったものを大事にするという考え方についてをちょっとお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、条例・規則・規程、いわゆる法令遵守をしっかりとしていかなければいけないというふうには理解をしております。総合教育会議で民間委託内容についても協議をしたということでもありますので、その法令遵守の必要性というのも、やはりちょっと欠けていたのかなという気がするところでもあります。

○19番（小園義行君） ぜひですね、やはりその委員の方々は、せっかくお願いしてなっているんでしょう、「何のために私はお願いされたんだろう」と考えたときに、もう決まったことをね、「はい」と追認するだけだったら、そんな運営審議会は要らないじゃないですか。そういうふうに僕は思います。このことについては今後どうなっていくか、お父さん、お母さん方の声も出てくるでしょうから、それはいいです。

そこで、このことと併せてですけど、1997年9月22日に、国の保健体育審議会から「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」ということで答申が出されています。これはとても大事な答申だなと私も思いながら見たのですが、打合せのときはちょうどこのことも通告しましたのでね、そのことについての受け止め

をちょっとお願いします。

**○市長（下平晴行君）** 1997年文部科学省の審議会答申では、「学校給食を活用した食に関する指導を一層充実する観点から、学校栄養職員が個々の給食実施校に配置され、これにより児童・生徒の実態や地域の実情に応じて、豊かできめ細やかな食事の提供や食に関する指導が行われることが望ましい。したがって、このような食に関する指導等が可能となるような単独校調理場方式への移行について、運営の合理化に配慮しつつ、児童・生徒の減少等に伴う共同調理場方式の経済性や合理性と比較考量しながら、検討していくことが望ましい」とされているところであります。

本市の学校給食センターは、平成20年に新設され14年経過しておりますが、現在、市内21校の全小・中学校へ約3,000食を提供しているところでございます。今後におきましても少子化が進展し、児童が減少することが予測されておりますが、現状においては、今の学校給食センターを活用していく考えであります。

**○教育長（福田裕生君）** 1997年文部科学省の審議会答申では、「食に関する指導体制については、学校における食に関する指導の充実を図るためにも、教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、食に関する専門家である学校栄養職員の積極的な協力を得て、関連教科において発達段階に沿った指導を行うとともに、学校給食の今日的意義を踏まえて、適切な指導に取り組む必要がある」とされており、教科等の特性に応じて学校栄養職員、現在では栄養教諭という配置になっておりますが、それと「チームを組んだ教育活動を推進するとともに、学校栄養職員が学級担任等の行う給食指導に計画的に協力するなど、学校栄養職員の健康教育への一層の参画を図ることが必要である」とされております。

本市におきましては、学校給食センターに栄養教諭を3人配置しており、学校に出向き児童・生徒や保護者に対して正しい食生活など、食育指導や栄養指導のほか、より食に関する知識を深められるよう、地元特産品や四季の食材の活用など、献立研究などに積極的に取り組んでおり、今後もさらに、食育指導等が充実されるように努めてまいらなければならないと考えております。

**○19番（小園義行君）** そういうことですね。教育委員会から頂いたこの資料で、小学校全体とすると5年後、6年後だと424人も少なくなっていくという状況、そうしたときに、今それぞれ市長や教育長がおっしゃいました、その答申に沿っていくと、これに出された1番目の栄養教諭の方々の在り方は、全くその答申が求めているとおりのことだというふうに僕は思うんですね。だからぜひ今後、そういった現在のところから子供たちが少ない学校に運んでいく、その経済性、そういったものとかいろいろ考えたときに、この答申が出している単独校調理場方式というもの、今すぐということではないけど、今後少し検討する必要があるのではないかと。それはこの「安心・安全な給食の提供とさらなる食育指導の充実」というここにぴったり合致しますよ。そういったことも含めて、これから先のことも含めて、今3,000食可能ですけれども、これが児童が1,000人以下になったりしたときに、どうなんだろうねということ、そこについてはやはり検討も必要ではないですか。そこについての考え方を少しお示してください。

○市長（下平晴行君） 平成30年度の学校給食実施状況調査では、公立学校における調理業務の外部委託状況は50.6%で、鹿児島県においても1,000食以上の学校給食センターのうち、既に6割以上が調理業務等を民間委託しているところで、近隣では、垂水市、肝付町、大隅町、大崎町は1,000食、東串良町は660食で民間委託をしている状況であります。このようなことから現段階では、受託してくれる民間業者があるというふうに考えておりますが、将来、人口減少も伴いますので、そのことがどうなるのか、委託業者の関係も含めて今の施設の在り方も含めて、検討していかなければいけないだろうというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 栄養教諭等の配置について御説明いたします。

栄養教諭等の配置については、国の基準では自校調理方式において児童・生徒数が550人以上の場合に、その学校に1人配置され、それ以下であれば4校に1人の配置基準となっております。仮に単独校調理場方式になったとしても、各学校に1人配置されることにはならないということでございます。

○19番（小園義行君） あなた方が示されているこの食育指導の充実という視点から、こういうことで民間に委託をしたほうが良いという、これと比較して考えたとき、やはり私たちが小さい頃、給食調理場が学校にありましたよ。そこでおばちゃんたちが頑張っているのを見て、「ああ、今日はこういう給食か」と、そういうのもあったりして、この答申が示しているのはそういうことだと思うんですね。そこについては、市長もちょっと先々のことも踏まえてということできき答弁がありました。よく分かりました。

では、次にいきます。国民健康保険についてということをお願いをします。

平成30年から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となって5年目を迎えておりますが、この11月に国から県に示される係数を基に、一人当たり医療費等による仮算定が行われて、各市町村の一人当たり保険税の必要額や国民健康保険事業費納付金額が示されます。市町村はこの仮算定を受けて、令和5年度に向けた国民健康保険の特別会計の予算編成にかかるということになります。令和3年度の決算を見ると、収支で約1億8,000万円、税収入で約6億9,500万円、その中で不納欠損942万9,000円、収入未済が1億6,700万円あるというそれが実情です。

そこで、こういった国民健康保険税が高いという状況の中で、来年度の予算編成をされるにあたって、県から納付金額の提示がされたんですか。

○市長（下平晴行君） 平成30年度から県が国民健康保険財政の運営主体となり、5年目を迎え、令和5年度の納付金の算定につきましては11月18日に仮算定の結果が示され、本市では10億5,270万1,384円となっております。

今後のスケジュールといたしましては、12月下旬に国から公費の交付額等の確定計数が提示されることから、改めて県から1月中旬に本算定の納付金額が示される予定となっているところでございます。

○19番（小園義行君） 今の市長の答弁は、仮で十億五千幾らというのを示されたという理解でいいのですか。この金額だと令和4年度とあまり変わらないですね。令和3年度の納付金が10億

5,354万9,940円、これは決算書から出ています。そこで、あまり変わらないという理解で質問を続けますけど、約10億5,700万円でしたかね。

○市長（下平晴行君） 10億5,270万1,384円でございます。

○19番（小園義行君） そういうことですね。そんなに変わらないという状況です。ここで、県のそれは私たちはよく申入れをしていろいろやるわけですけど、今年度納付金の上昇抑制のために県国保財政安定化基金の活用が可能になったというふうに県の条例が改正されました。今私が言った県の国保財政安定化基金は、令和3年度末で幾らになるのですか。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

県の国保財政安定化基金残高が令和3年度末で72億1,999万7,802円で、このうち、このような財政調整事業分として積み立てた額で、活用可能な基金額が38億7,577万9,000円となっております。

○19番（小園義行君） 県の基金のうち約38億円、これが納付金の上昇を抑えるための基金としてあるということですね、今課長のほうからありました。この基金を今年度運用する方針というのが、10月に開かれた国保運営会議財政部会で協議されたと聞きましたが、どのような方針になったのですか。

○保健課長（川上桂一郎君） まず財政部会のほうで、この基金の活用が今申し上げました38億7,577万9,000円というのが、この財政調整の事業分としての活用の額なのですが、これがまた二つに分かれておまして、20億円という基金の額というのは、今後県内の保険料の統一等の際の取組においての激変緩和に活用するという予定が20億円、残りの18億7,000万円程度が、この事業費納付金の対前年度に対してまして、その上昇分が10%というのが県の財政部会のほうで協議がなされておまして、まだ決まったわけではないのですが、今財政部会の継続協議ということで、その上昇分を10%ということで、その10%を超えたときにこの財政安定化基金の財政調整事業分という18億7,000万円程度を活用するというような議論がなされております。

○19番（小園義行君） 今、課長のほうから答弁がありました。ここに私もう通告しておきましたけど、やはり10%超過したときにしか使えないよということですね、今の答弁はね。そういうことですよ。

○保健課長（川上桂一郎君） まだ決定したわけではなくて、今、継続で協議をしているというふうに伺っております。

○19番（小園義行君） その10%を超えたときにこうだという考え方は、去年はそうですね。そこで、これは10%を超えたことがあるんですか。平成30年度から始まっているから、令和元年度、2年度、3年度、4年度とって、どれぐらいの伸びになっていますか。なければ僕が言いますよ、ありますか。

○保健課長（川上桂一郎君） これまで10%を超えた実績はございません。

○19番（小園義行君） 今おっしゃったように、令和元年度が7.3%増、令和2年度が9.8%、令和3年度が9.6%減ですけどね、令和4年度が3.196%の増ということで、この基金がここにある

けれども使えないわけですよ。一人当たりの伸び率が10%超えたときにということで、市長、これですよ、これは伸びていないわけで、10%超えていないから使えないわけですよ。私たちはこれに対してよく調べてみたら、この10%を引き下げてくれと、そうすると納付金の上昇の抑制ができるというふうに思うんです。これは、県に基準を引き下げるように要求すべきではないですか。市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 10%を超えた場合とする県の方針が示されたということでありますが、市町村から様々な意見が出されたということでありますので、現在は、継続協議ということでありますので、どういう形で声を出していけるのか、ここは十分内部で検討してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） やはり市長、鹿児島市、指宿市、出水市、薩摩川内市、霧島市、伊佐市、鹿屋市、西之表市、奄美市、東串良町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、ここが今決定できる財政のメンバーなんですよ。この方たちがね。だからぜひね、そこに働きかけて、お金はあるのに使えないと、伸びが10%超えない限りは使えないといたら、せっかくそこにお金があるんだったら、それが5%になったらしてくださいとかいろんなことをしたら、過去使えたんですよ、そのお金をね。せっかく条例改正までしているんだから、それは声を上げるべきだというふうに私は思うんです。もう一つ併せて言います。これは県が、住民税非課税世帯の高校卒業までの世帯に、医療費制度の現物給付を拡充しましたね、住民税非課税世帯ですよ。このことによって市町村国保は、国からの減額調整措置、ペナルティを受けるんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） それにつきましては、ちょっと内容把握はしていないところでございます。

○19番（小園義行君） 私が調べたところでは、やはりこれまでもペナルティを受けていました。法定外繰入れをやったところには、「あなたのところにはお金があるから、ちょっと国から来るお金を少なくしますよ」というね、こういうペナルティをかけられて、これは実際県の政策でそうしたわけですよ、住民税非課税世帯、18歳までね。ここにあれば影響額が多分うちもそれなりにあると思うんですけど、これは後で課長のほうで調べていただければ分かると思います。やはり県の事業で市町村の財政負担を負うのではなくて、国民健康保険の運営責任主体は県なんですよ。国からの交付金の減額、こういったものについては基金を活用して県が財政負担をすべきだというふうに思うんです。そういう現物給付にしたことによってペナルティを国からかけられる、そういうことになればですね。だからさっきも言いました、市長会を通じたりしてこの10%をちょっと引き下げてくれと、現物給付でのこのペナルティによる各市町村、県内43の市町村に対して、全てそういうのがいくようであれば困るというふうに、僕は思うわけです。県の政策によってそうなっているわけですから。そこについては、やはりこの基準のところの10%を引き下げてくれと、そして、この県の政策でペナルティがかけられて、市町村国保にそういう影響があるというのは、「これは県の責任で何とかしてくださいよ」ということを、市長、県に声を上げるべきだと思いますがいかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、当然10%という基準を設けているところで、市町村にとっては大変取組がなされていないところではありますが、先ほども言いましたように、県で継続協議になっているわけではありますが、市がどういう形で声を出せるか、これは内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、仮にそういう10%が変わらないような状況であれば、このお金として使えないから、そのことが一つと、この現物給付したことによってのペナルティ、これについてもやはりきちんとこのお金を使って、市町村に負担をさせないようにしてくれと、ここについては市長会等を通じて声を上げるべきだと思うんです。ぜひね、我がまちの国保担当課は本当に運営含めて頑張っておられますよ。収支も1億8,000万円から出していますので、その努力を無にしないためには、そのトップとしての責任として「県の事業でそういうことがあるんだったら、ちゃんと県でやってくれよ」ということはやはりね、声を市長会等を通じて上げないといけないと思うんです。このことについては、その10%の基準を引き下げてくれというのと、県の現物給付によるその住民税非課税世帯のそこについては、県の政策で起きていることですから、市町村にそのペナルティがくるようなことがないようにですね、きちんとしてくれというその二つ、市長、しっかりと県に声を上げるということはどうですか。

○市長（下平晴行君） この10%の基準の引下げと現物給付ということについては、市としてそういうやり方でいいのかどうかですね、これは当然県の責任というか、県が権限を持っておりますので、どういう機会でお願いができるか十分協議してまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、我がまちの国保担当課は本当に努力して、税務課も含めてですけど、頑張っておられます。その中でこういう外的なものでそういうことにならないようにですね、今市長から答弁があったように、ぜひそのことについては対応をお願いするということでしたので、よく分かりました。ぜひこれについては、国民健康保険税は本当に私も納めていますけど、皆さん大変高いですねという、これがありますのでね、そこについてはぜひお願いをしたいと思います。そういうことだということでしたので、分かりました。

次に、インボイス制度についてということをお願いをします。これまでインボイス制度について何回か質問してきました。水道事業をはじめ、全ての分野に影響が及ぶということで、一番分かりやすいというところで、シルバー人材センターの運営の影響をどういうふうに捉えているかということで、答弁として「まだ全国、県、そしてそれぞれの地域のシルバー人材センターでの結論が出ていない」というのが、これまでインボイス制度が導入されることによって、1,400万円ぐらいのそういうものが、ごめんなさい、金額はちょっと若干違いましたかね、それぐらいのものが負担としてあるということで、まだ全国シルバー人材センター事業協会とか、そこが決定していないということでしたが、そこについてその後どういう対応がされたのですか。

○市長（下平晴行君） インボイス制度に対するシルバー人材センターの対応につきましては、消費税について「シルバー人材センターが負担する」、「配分金の中から充当する」、「受注料金を値上げする」が考えられ、鹿児島県シルバー人材センター連合会を中心に協議がなされた結果、

鹿児島県内統一で「受注料金を値上げする」と決定されたことから、本市シルバー人材センターの理事会において、事務費規定の改正が決定されたと聞いております。ただし、経過措置を活用して発注者の負担が最小限になるようにされているようであります。なお、11月26日の南日本新聞で、シルバー人材センターと会員が契約を結ぶ現行の形態を、発注者と会員が結ぶ形態に変更することで、新たな税負担が発生しなくなるような方向での検討が行われているとの報道がございましたが、本市シルバー人材センターにも詳細が示されておらず、今後の対応につきましては、鹿児島県シルバー人材センター連合会を中心に検討を行っていくことになるというふうにお聞きをしているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、市長からありましたように、11月26日の南日本新聞が「シルバー人材センター契約見直し」ということで出しています。ちょうど先ほど運営協議会が開かれた11月11日に、インボイス制度導入ということで、登録鈍く、県内38%にとどまっていますよという、これが新聞報道に出ました。これを見て私もよく考えました。これは、11月26日の南日本新聞をよく読むと、シルバー人材センターの契約形態を見直すことでシルバー人材センターは救えるということですよ、これでね。そこでなぜそうなったんだろう、これを読みますよ。「政府与党が全国に約1,300か所あるシルバー人材センターを介して働く人の契約形態を見直す方向で検討していることが分かった」。この図を見ると、いわゆるシルバー人材センターは負担をしなくていいけど、発注者いわゆる住民ですよ、そこが負担をすると、雇用契約をそことやるということで、正直言って発注者は住民ですので、もちろん自治体もありますよ、いろいろされている。これだと住民は負担が増えるわけですよ。そういう理解でいいですか。

**○市長（下平晴行君）** そのとおりでございます。

**○19番（小園義行君）** だからこのように当局も大変困っている、全ての職種がいろんなところで困っているわけですよ。ぜひですね、この政府与党も困っているわけですよ、困っているという声が出ているということで、与党からもそういうものが出ている。ちゃんと「これは何とかせないかね」というのが、ここの新聞に書いてあるとおりです。やはりこのインボイス制度というのは消費税の課税対象を広げる増税なんですよ、簡単に言うとね、税率をいじらなくてやれるという。これですよ、よく考えてください。消費税が今まで何十年とやっていますけど、消費税は社会保障や福祉のためと政府は繰り返し言ってきたわけですね。よく考えてください、今回のインボイス制度、所得のない人からない人へその税金を回すと、これが税の在り方ですかねと私は思います。所得のない人からない人へ回す、そんなの税だとは思いませんよね。税をまた納めたら仕事ができないと、この会員さんですよ。仮にこういうのがなくて住民が負担をするわけですよ、インボイス制度が導入されたときに、会員さんが40万円としたときに約3万6,000円ぐらい消費税を納めなければいけない。これはやはりもう税を納めたら仕事ができなとか、生きていけないとか、こういった制度というのは本末転倒ではないですか。この消費税のこのインボイス制度というのは。また政府や財務省は、「インボイス制度導入の根拠として、複数税率の下で適切な課税を行うために必要なもの」と何度も国会で答弁をしております。でも、これは

解決策としては、消費税を一律減税すれば、長引くこのコロナ禍で物価高騰などで疲弊している国民生活を守るばかりか、複数税率もなくなって、インボイス制度導入の根拠もなくなるんです。これはぜひこういう形で、政府与党はこの新聞に書いてあるとおりに、契約の仕方を見直すということでの解決をしようとしていますけど、全ての職種、フリーランス含めてですね、うちの息子たちもそうです、免税事業者ですよ。そういう人たち全てにこれがいつ課税事業者になれという圧力がかかる。実際そのことでならなければ、単価が下がったりいろんなことがあるでしょう。そうしたときにまちの経済はどうなりますか。これはぜひ市長、このインボイス制度の在り方というのは、今私が言いましたように、所得のない人から納めてもらって、そしてその方に回すという、これは変でしょう。このシルバー人材センターの契約の見直しを見て、これをするとシルバー人材センターはいいけれども、住民の負担が増える、そういうことになるわけですね。ぜひ、このインボイスについては、政府与党もきちんとそのことを何とかしなくていけないねということで、声に出しているわけですよ。だから、そこについてはぜひね、市長もあれしてください。全国商工新聞の11月28日付に書いています。フリーランスやアニメーターなど幅広い業界で、インボイス反対の声が広がる中、自民党税調副会長そして公明党の税調会長も小規模事業者の税負担を軽減する措置を検討するというのが、これまで新聞に載ったりいろいろしています。その結果がこれだと思うんです、このシルバー人材センターにとって、政府与党の中からもそういうインボイスによる影響は大きいと、だからどうにかしようよというのを国民のことを考えて政府与党もこういうふう発信してくれています。ぜひね、市長もこれまでもずっと言ってきましたけど、市長会等を通じてこのインボイスの導入というのはやめてくださいと、そういった声をやはり上げるべきだと思うんです。ぜひね、本当にこのインボイス制度というのは、国民にとって、本当にまちから免税事業者の方たちがいなくなると、経済が回らなくなるという心配をして、私たちはこういうことで勉強会も今やっていますけど、ぜひですね、政府与党のそういうところからも声が出ているように、市長もこれについては声を出してほしいと思います。市長会等を通じてね、前の答弁だと業者さんの意見を集約したいということでしたけど、そこは簡単にかないですよ。だからぜひこれは頑張って、与党からもそういう声が出ているということですので、声を市長会等を通じて上げて、来年10月から始まりますので9月まではいいわけで、ぜひ市長、そういう考えに至りませんか。

**○市長（下平晴行君）** インボイス制度につきましては、国会で議論されているところで、市としてそういう意見を述べていけるのかどうか、県の市長会等では話はできると思いますが、そのことも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、そういう立場で努力をしていただきたいというふうに思います。

あと最後です。道路行政についてということで、市道の維持管理について、市道の拡幅や歩道のないところのラインですね、そういった維持、雑草等の伐採等など、いろんなことでメンテナンスについて緊急性等いろいろあるでしょうけど、市道の維持管理としての基本的な考え方をど



ういうふうにお持ちなのかお願いします。

○市長（下平晴行君） 市道の維持管理につきましては、定期的にパトロールを行い、危険箇所の把握や対応を行っているところであります。また、伐採におきましては、市の道路作業員による直営と自治会にお願いしています道路愛護作業、建設業者への業務委託により行っているところであります。今年度は、市民からの要望に早急に対応するために、道路維持作業用のトラクターを2台購入し、作業の効率化に取り組んでおり、市民から要望がなくても対応ができるような、そういう市道の維持管理の在り方に努めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 我がまちに住んでいる私たちでさえも、市道・県道・国道、この区別はなかなか分かりにくいですよ。外から入られてきた人たちはなお分かりにくいと思う。そういった中で連携をちゃんとして、国道についてはずっと草が生えっぱなしのところがありますね、そういったものの連携をどうやっているんだろうと、それが一つです。市長は、公約で通学路等の確立というのをうたっていますね。併せて、街路樹に関しての市としての基本的な考え方、駅通りを見てください。ずっとイヌマキが枯れたままでずっと立っている。それは自分たちのところではないのかもしれないけど、そして一方ではこっちにビロウの木が植えられている。市として基本的なその考え方を持ってもらわないと、田舎の農村部に行っても、県道に木が植えてありますよ、そんな緑はいっぱいあるのに要らないと思うけど、その市・県・国との連携というのは、維持管理についてはどんなふうにされているのですか。

○市長（下平晴行君） 道路の管理については、以前から市民から見れば、国道でも県道でも、林道でも農道でも市道だという受け取り方をしているということで、今度の組織再編の中でも建設課のほうに、道路を扱うグループ的なものを取り入れていきたいというふうに考えております。

それから街路樹については、やはりこれは虫との関連、この景観だけじゃなくて、虫がその樹木によって生育できる、そういうことも含めた環境の在り方も含めた街路樹の剪定の仕方も考えていかなくてはいけないというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひね、外から来られてバスで降りました、今は運休していますけど、駅からのメインのところね、あそこがずっと枝葉が落ちた樹木のままになっているというのは、どうなんだろうとずっと僕は思っていました。ずっと枯れたままで立っていますよね。あそこの維持管理というのは県なのか国なのかよく分からないけど、市の管理だったらきちんと対応すべきだと思うんですよ。玄関口ですよ。分かりますよね、市長ね、あそこ枯れていますよね。だからね、ああいったものを国や県と市で連携して、対応できるものだったらさっさとやるというのが大事じゃないですか。そうしないと、このまちは何とだらしのないまちだろうというふうに、外から来られた人は思うわけですよ。そこについては、いや、それは県のものだから、国のものだからじゃなくて、対応をちゃんとやるというのが基本的な考え方だと思うんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） あそこの樹木についてはおっしゃるとおりではありますが、今回イルミネーションを設置するということでの対応で残していたというふうにお聞きしていますので、今後

は早急な対応をしていきます。よろしくお願いいたします。

○19番（小園義行君） イルミネーションを、ああそうですか。でも基本的に、このまちに街路樹に対する基本的な考え方を持っていないと、桜が植えてあったり、ビロウが植えてあったり、何があったりと、それはそれでいいかもしれないけれど、首長が替わるたびに樹木が変わるといふのはどうなんだろうと、一回も花を見ていない県道の低木のそういうのがあります。なぜかという、ちょうど今の時期に草を取って伐採をするからですね。それは木の専門家がないんだと僕は思いながら見えています。正直言って、今の時期に切ったら、春に花は咲きませんよ、ツツジなんかね。そういうことも踏まえて、ぜひ今回いろいろ申しましたけど、行政は法令遵守、そして我がまちの憲法・条例・要項・規則、そういったものはきちんと守ってやはり行政運営をしていただくということは大事だろうと。併せて、国のそういったいろんな問題については、防波堤になって住民を守ると、そのことをお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時56分 延会

## 令和4年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和4年12月7日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

栢 山 晋 司

出席議員氏名（19名）

2番 栢山晋司	3番 稲付洋平
4番 隈元香穂子	5番 南利尋
6番 市ヶ谷孝	7番 青山浩二
8番 野村広志	9番 八代誠
10番 小辻一海	11番 持留忠義
12番 平野栄作	13番 西江園明
14番 丸山一	15番 玉垣大二郎
16番 鶴迫京子	17番 小野広嗣
18番 東宏二	19番 小園義行
20番 福重彰史	

欠席議員氏名（1名）

1番 永田梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長 折田孝幸	企画政策課長 西洋一
情報管理課長 岡崎康治	港湾商工課長 假屋眞治
税務課長 濱田茂	市民環境課長 留中政文
福祉課長 木村勝志	保健課長 川上桂一郎
農政畜産課長 大迫秀治	耕地林務水産課長 河野穂積
建設課長 鮎川勝彦	松山支所長 上原健太郎
有明支所長 北野保	水道課長 新崎昭彦
会計管理者 和佐浩教	農業委員会事務局長 中水忍
教育総務課長 萩迫和彦	学校教育課長 上木勝憲
生涯学習課長 江川一正	危機管理監 萩原政彦

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	次長 松永憲一
調査管理係長 大田和隆	議事係長 末原和幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、16番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○16番（鶴迫京子さん） 改めまして、鶴迫京子です。こんにちは。

去る、11月14日から16日にかけて、総務常任委員会の所管事務調査で、福島県いわき市の小名浜まちづくり市民会議と宮城県登米市のビジネスチャンス支援事業並びに宮城県石巻市の震災遺構のある門脇小学校に行政視察してまいりました。その視察の中で案内をいただいたのですが、少しそのことをお知らせいたしますが、「2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生しました。門脇小学校にいた児童、教職員らは、日頃の訓練どおりに日和山へと全員無事に避難しました。地震から約1時間後、大津波が襲来しました。津波火災が発生し、校舎は炎に包まれました。南浜・門脇地区では、500人を超える方が犠牲になりました。石巻市は、震災の事象と教訓を伝え続けるために、被災した校舎の一部を残しました。門脇小学校は、津波火災の痕跡を残す唯一の震災遺構であり、避難を考えると、垂直避難だけでは難しい一面があることを伝えています」と、このパンフレットの案内にあります。今回の一般質問は、石巻市の南浜一帯の門脇地区にある、門脇小学校の震災遺構の視察調査を踏まえまして、防災・減災についての1項目だけ一般質問いたします。1番から7番まで重複する点多々出てくるかもしれませんが、御了承ください。通告しておりましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず1番目、地震・津波・台風などの自然災害から大切な命を守るために、防災・減災対策についてどのように取り組んでいるのか、本市の状況をお伺いいたします。まず1番目に、海岸線一帯の津波対策等についてであります。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

まず、津波対策としましては、これまで津波避難訓練の実施、防災行政無線の設置、防災マップの作成、標高表示板の設置、津波緊急退避ビルの指定を行ってきたところであります。今年度におきましては、津波避難施設を通山・押切西地区に整備しているところでございます。また、台風の場合につきましては、気象情報などから事前に強さや進路を把握することができますので、早めに避難所を開設し、できるだけ明るいうちの避難を呼びかけているところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） ただいま市長より、地震・津波・台風などの自然災害に対する本市の

状況を簡単に説明していただきました。

それでは、ここは簡単に通りたと思います、2番目の津波避難困難区域解消に向けての取組についてであります。この中でも先ほどの1番目の質問のところでありました、海岸線一帯の津波・台風対策、特に津波対策について、いろいろ議論したいと思いますが、よろしくお願いたします。津波避難困難区域解消に向けての取組についてであります。まず、津波避難困難区域とは、本市の場合どこが指定されているのでしょうか。その区域をお示してください。また、解消に向けてどのような取組がなされているのかをお伺いたします。

**○市長（下平晴行君）** 区域を申しますと、市内では若浜地区に1か所、新若浜地区に1か所、押切西地区に1か所の計3か所の避難困難区域を定めているところであります。現在、その区域の解消に向け、港湾地域に管理者である県により若浜地区に、市により押切西地区に、連携を図りながら津波避難施設の整備を進めているところであります。

**○16番（鶴迫京子さん）** 本市で津波避難困難区域とは、3か所あるということで、若浜地区、新若浜地区、押切西地区ということであります。後期基本計画の中に、この避難困難区域には現在100人ぐらいの方々がいらっしゃるといようなことが載っていたと思いますが、そこは間違いないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** この目標につきましては、押切西地区の避難困難者数を示したものであり、今年度津波避難施設を整備いたしますので、避難困難区域の解消ができるというふうを考えているところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 押切西地区の100人ほどの方々が避難困難者という意味で載せてあるということでありましたが、3か所指定されているうちの若浜地区、新若浜地区の人数とかは把握されているのでしょうか、把握ができるのでしょうか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** お答えします。

県が整備を予定しております新若浜地区、若浜地区につきましては、新若浜地区であります、就業者、主に港湾の区域内に従事される就業者数、若浜地区でいきますと、同じく港湾区域にある就業者数プラス、フェリーターミナルの利用者、最大700人程度が利用を見込んでいるところの数字から、避難者数を割り出し、整備を進めているところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 細かいことをつくようですが、今答弁がありましたとおり、割り出しているということではありますが、しっかり割り出している数が分かりますか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** お答えします。

フェリーターミナルがある若浜地区におきましては、700人のフェリーの利用客が滞留することを見込んでおりまして、1,000人見込んでいるところです。新若浜地区につきましては、就業者数で推計数から23人という数字が出ておりますが、ここにつきましては、県のほうの滞在する数値というのがプラスされておりますので、申し訳ございません、私どもで資料の数字は細かくは把握できていないところです。

**○16番（鶴迫京子さん）** 今の答弁によりまして、津波避難困難区域が3か所ある場所において、

大体合計して1,123人ということになります、そういう細かい数字がびしゃっと出るわけではないと思っておりますので、大体1,200人ぐらいということであり、市の考え方としましてお聞きしたいのですが、この3か所だけが避難困難区域とはならないと、専門家ではありませんので思うのですが、そこらあたりの考え方として、危機管理監なり市長なり、津波避難困難区域ということをどのように捉えて考えていらっしゃるのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 志布志市津波防災地域づくり推進計画を平成31年3月に、志布志市国土強靱化地域計画を令和2年3月に策定し、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの大規模な自然災害から得られた教訓を踏まえて、様々な対策を講じておりますが、災害は考えや方針を決めつけることはできないものと考えおります。災害のフェーズごとの対応、気象情報を受け、早めの避難開始への取組など、しっかりと情報発信に努めながら、個別避難対策についても検討を進めているということでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 危機管理監の考え方もお聞きしたいと思えます。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 今、市長からお答えさせていただきましたとおり、私のほうも避難困難といえますのは施設整備の部分ではなくて、個人個人がそれぞれ災害を受ける局面は違いがあると思っております。日頃から困難になるということを認識していただくということが、まず前提にあるのではないかなというふうに思っているところです。

**○16番（鶴迫京子さん）** まさしく市長と危機管理監のおっしゃったとおり、私もそのように思います。津波避難困難区域を3か所指定はされていますが、考え方によっては本市全体が津波避難困難区域に、全体ではないですけど、中山間部のほうは、川がなかったら遡上高がありませんのでそういうことにはならないかと思えますが、そのような考え方を持っています。そこで市長も災害に対してどういうことが起きるか分からないというような答弁はなかったかと思えますが、震災遺構を視察調査いたしまして、そこでボランティア協会の方の説明によりまして、その状況がよく分かったのでありますが、本当にこの南浜地区にきた東北地方太平洋沖地震はその住民の方々でさえ、想像だにしていなかったことになった、その一番のことと言ったら火災だったということでありました。日頃から「津波が来るぞ」というようなことで、何回も経験してまいりましたし、当時2日ぐらい前ですかね、三陸沖の地震による津波が来て、そしてそのときの津波の高さの想定がすごく低かったんですね、それで住民の方が安心されたのか、「ああ、これぐらいのことか」ということで、反対にそのことによって、また本震のときに逃げ遅れたということになったということでありました。火災、予期してもいけないことが起きる、それが災害だと思いますが、例を申しますと、ここの門脇小学校というところは、南浜海岸線一帯に比べたら少し標高が高いところにありまして、5mぐらい高いところにありまして、校舎がたしか2mだったですかね、浸水はそれほどなかったということでありまして、その津波による火災によって、校舎も1階、2階、3階、校舎の中は火災によって、全て木造といえますか、そういう材質のものは全て焼失していました。それでその痕跡を見まして本当にびっくりいたしました。以前、所管事務調査で陸前高田市にも被災後に視察に行ったわけでありまして、そのときの陸前高田市の三陸地

方の震災直後の様子、そして11年、12年弱経つこの南浜の海岸線一帯の様子と比較しまして、本当に愕然としたのですね。なぜかといいますと、震災直後の三陸地方のそのときに受けた印象というのと、今度11年、12年経とうとしているところの印象、それは人の手が入って、一応建造物とかそういうところが建ってしまっていて、道路も整備されて震災があったのかなという思いでした。しかしながら、やはりそこに住まわれていた、生活されていた方々の500人近くが亡くなっているらしいしますので、その生活感というか住宅がないわけですね。ですので、そういうことで大変なことになるのだなというのを本当に実感いたしました。そして南浜地区のところ立ちますと、海岸、志布志湾のそばに育った自分といたしましては、そっくりそのまま志布志湾にいるような感じに受けたんですね、志布志の浜に立っているような気がいたしました。志布志に、もしあのような津波、地震、火災、そういうのが発生したら、「ああ、もうあの志布志の一帯は全て無くなるのだ」というのが、連想されたんですね。ですので、本当に災害というのは怖いということをもつて思いました。そしてそのときに、ボランティア協会の方が説明されたのですが、津波火災のときに校舎のところ住民の方々が避難してこられたと、そして津波ですので、3階までみんな上へ上へと避難されましたが、今度はその3階の火災によって、もうそこが焼失するという危険性がありましたので、どういうことになったのかといいますと、子供たちを日和山に避難誘導された先生方以外の先生が残っていらなかったということで、その先生たちが3階にいる住民の方々を、学校ですので教壇がありますので、その3階から日和山へ向かう西側の土手に教壇を渡して、そしてそこを歩いて日和山へ避難誘導して助かったということをおっしゃいました。津波避難困難区域というので3か所は指定してありますが、どこということにはならないという考え方が、まさしくここにも出てきたのではないかなと思います。そのとき、そのときに応じて津波避難困難というのができてきます。そのときのとっさの機転、そういう勇気で住民の方々の命が助かったと、本当にここに尽きると思います。そこには、先生たちがそのリーダーになって避難誘導をされて命が助かったということでもあります。

後でまたこのリーダーには触れますが、そういうことで垂直避難が正しい、垂直避難だけではない、垂直避難が二次被害になるやもしれないという危険性をはらんでいるということをお伺いしました。市長、今の例をお聞きして、どのような感想をお持ちですか。

**○市長（下平晴行君）** 今の話では、子供は先に山に、いわゆる「てんでんこ」ということになるのでしょうか。そして先生たちの指導、誘導で、その住民の皆さんも山のほうに移動させたという、いわゆるそういう避難誘導をさせるためのかねてからの取組ですね、そういうのを本市でも先ほどありましたように、やはり志布志湾、港があるわけでありまして、今おっしゃったようなことを含めて避難の在り方、これをしっかり検証していくべきだろうというふうに考えたところでもあります。

**○16番（鶴迫京子さん）** 市長も立場上、いろいろなところを行政視察されていると思いますが、こういう志布志市に似たような志布志湾岸一帯、志布志市だけではないですね、大崎町、串間市、志布志湾岸一帯に津波が押し寄せてきた場合ということで、まさしく南海トラフ地震が想定され



ていますよね。30年間の間に起きる予測といたしますか、70%の確率でやってくるのではないかと専門家の方々が言われています。そして津波が到達した場合、35分という時間でやってくるということで、考え方によっては35分もある、35分しかないという35分であります。魔の35分になるかもしれませんが、そういうことも併せ持って、市長は、そういう志布志湾岸一帯に似たようなところを行政視察されましたか。

○市長（下平晴行君） 私も場所はちょっと忘れましたが、研修いたしました。

○16番（鶴迫京子さん） 視察されたということでありますので、思いは一緒に共感していただけたと思いますが、その震災遺構の伝承館を見ますと、そこで2回ラジオ放送が流れたんですね。皆さんももう何回となくお聞きになったとは思いますが、女性の役所の職員の方が、「避難をしてください」ということを訴えて、ずっと放送され続けて亡くなった、尊い命が亡くなったというのがそのままそっくりその当時の声で、流れたんですね。もうびっくりしました。そのところに入った途端流れるんですね。だから外の景色は違うのですが、本当に自分がそのときにいたような感覚に陥って、本当に自然と涙が出ますよね。この声の主はいないんだと思うと、本当にそういうことだと、命をもって、呈して住民の皆様を守ったということで、もう何回もお聞きしましたが、またあえてそういう12年前のことをよみがえらせてくださいました。ですので、本当に市役所の職員の方々もそういう思いで日夜、いざ災害が起きたらということで、本当に命を捨てるかもしれません、そういう命題をもって職を担っていらっしゃるんだということをおもいました。公僕ということはそういうことだということのすごく感じた研修になりました。そこで、本当にこのことはやはり経験していないので分かりませんが、その伝承館なりそういうところに行きますと、トラウマになるぐらいああいうところを一日ずっと研修していたら、何かPTSDになるぐらい体にしみ込んで、そのことが分かるのではないかなと大変強く思いました。先日、同僚の野村議員の一般質問で戦争遺産、そういうのを伝承していくということの大切さということをおっしゃいました。全てに言えることではないかなと思いましたが、自分たちはそうやって行けますね、未来ある子供たちはそういうことを体験はしたらいけないと思いますが、そういうことがあったんだということを感じることができるような機会があればいいのではないかなと、特に修学旅行とかそういうことであればいいのかなとすごく強く思いました。それで、津波避難困難区域ということは、全ての方が頭に入れておかないといけないことではないかなと思います。そして、災害から身を守るために重要なことは、知る努力ですね、そういういろんなことをこの災害に対して知る努力、そして日頃の備え、そして早めの避難と三つのことが大切だと新聞記事にも載っていました。

それで3番目に移りますが、志布志市総合防災マップを周知し、活用することで市民の自主的な防災意識の向上を図るための一助になると考えます。そこで、周知・活用についてこれまでの取組に加えまして、今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 志布志市総合防災マップにつきましては、令和3年1月に完成し、各世帯に配布、またWEB版をホームページに掲載しており、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域

や避難所などを表示し、併せて防災情報や避難に関する情報を掲載しております。この総合防災マップにつきましては、問い合わせや入手方法などの連絡があり、住民の皆さんや事業者の方々にも御確認をいただいているものと思っております。

○16番（鶴迫京子さん） 志布志市総合防災マップということで、令和3年1月発行ですね。このマップであります、中をいろいろ見てみました。その中で大変「自助・共助・公助」ということで、そして冊子が大きいので、結構高齢者や視力弱者の方も割と見やすいのではないかなということで、内容もきめ細やかで総合的にすばらしいものできていますね。しかし、一点だけなんです、「残念だなあ」と感じました。地図上に津波浸水想定区域というのは示してあるんですね。そしてここまで浸水するというので、分布して区域があるのですが、標高が示していないんですね、ありません。一生懸命探したんですけど、ここが何mですよという標高が示してありません。まず災害、特に津波から命を守る上では、自分の住まいの標高がどれくらいの高さにあるのか知ること、とてもそのことは大事なことです。また一方では、地震・津波発生時に、果たして自分がどこにいるのか、朝なのか昼なのか夜なのか、誰にも何一つ想定外のことなので分かりません。災害時の最中、自分の居場所が標高何mぐらいの場所にあるのかが分からなければ、その先の避難行動が遅れてしまいます。よって、標高を知るという事前の学習が、個人個人で必要になってきます。その大事な標高がこの志布志市総合防災マップには記載されていないということで、この冊子の中に防災ということで全部まとめるということは大変なことではないかなと思います。手に取りやすい形ですので、大変便利だとは思いますが、津波対策ということで以前頂いたこの津波に特化した防災マップは大変すばらしい、やはりこんなに大きいので表現できるのではないかなと思いますが、これにはもちろん標高が書いてあるんですね。そしてここにもありますので、しっかりまず自分の場所を見ますよね、自分の家のところは標高何mかなという、もちろん御存じの方はいっぱいいらっしゃると思いますが、こういうマップを手にしたことのない方々は、これはすごく便利で、どこがどれくらいあるというのが全部表記してあるんですね。そして避難行動を取る、この紫の矢印ですね、すばらしいかなと思いますね。大体このとおりに逃げられるかどうかはとっさの災害時なので分かりませんが、指示的にもう一目で分かりますね。ここに書いてあるとおりに、津波から自分の命を守るには、この紫の指示どおり高台へ逃げろということですね。東北地方に伝わっている「てんでんこ」ですね、東日本大震災によってもですが、「てんでんこ」とかそういうばらばらに逃げなさい、自分だけでもいいから逃げなさいということが、この紫の地図で分かりますよね。これってすごく大事なPRの仕方というか、ぱっと見て、英語も分からない、日本語も分からない、誰でもこの地図を見たら、「あっ、自分はここだからこっちに行けばいい」とかですね、北のほうに行けばいいとかですね、西に行けばいい、東に行けばいいというのが分かります。だから、欲張りですが、この総合防災マップにそういう標高が載っていたらなということをすごく強く感じました。なぜかと申しますと、こんな大きいのを家に保管していたら、今ごみの分別とかすごく神経質になっていますので、どこか大事なもののだけど、大事なもののゆえにどこか大事なところに保管してあって、いざというとき

には見つからないということが、多々皆さんのおうちであるのではないかと思います。忙しい日常の中で、こういう大きいものを広げてやってあるところというのはなかなかないのではないかと思いますので、この手に取りやすい志布志市総合防災マップ、これはちょっとそこに置いていたら、誰でも子供でも開いて見られるということでもありますので、もう今からでは遅いですが、そう思いました。いかがでしょうか市長、考え方を教えてください。

**○市長（下平晴行君）** それはもう今おっしゃるとおりで、やはり自分たちが住んでいる位置は標高何mなのかというのは、大変大事だというふうに思っておりますので、その表示がされていないということについては、ちょっとそういう配慮が足りなかったのかなというふうに思っておりますので、今おっしゃったように、かねてから自分の住んでいる位置は標高何mかということは、それぞれの市民の皆さんも把握していただければ有り難いし、また次の時点でマップ等を作成する場合は、標高値をしっかりと入れて表示をしてまいりたいというふうに考えております。

**○16番（鶴迫京子さん）** 総合防災マップのほうにも、災害はいつ起こるか分からないということではありますが、屋内にいた場合と屋外にいた場合で記載はしてあるんですね。ですが、ただ屋内にいた場合、屋外にいた場合だけのことでありますので、自分でしっかりそこを把握できるように標高の分布図が書いてあるといいなと思いました。そして、ここにある津波浸水想定区域ということで、専門でないのでお聞きしたいのですが、津波浸水想定区域ということではありますが、津波は川を上って遡上していきます。そして遡上高というのがあって、今度は東西のほうに流れていきますね、それによる、「うちは標高50mだから」とか「15mだから大丈夫」と思われがちですが、それではないということが一番防災といたしまして、危機管理監などもいろいろ防災教室とかそういうので周知されていると思いますが、そういうことも踏まえまして、この津波浸水想定区域の津波浸水ということは、ただ言葉から受ける感じといたしましては、津波が来たときに浸水する、よく気象情報で発表されますが、10cmとか3cmだった、津波の心配はありませんとかテレビの報道に出ますが、そして、どこどこは5cmですよ、2cmですよと出ます。あれがこの浸水ということは動かない状況の浸水なんですかね。どういうふうに捉えたらいいのか、教えてくださいなと思います。

**○危機管理監（萩原政彦君）** まず今の御質問につきましては、私のほうからお答えしますが、津波が発生した場合は、まずは逃げる態勢を考えるということが前提かと思えます。浸水の深さで気象庁の発表がよくテレビで出ますけれども、その深さに依存することなく、異常気象の発表の変化というのはすぐ切り替わることもありますので、そういったことも含めまして、本市におきましても津波注意報が出た場合には、もう避難指示をかけるというところまで準備をしておりますので、まずは高台へ向かって移動していただくということは前提にあると思います。以前私が消防団活動の中で、海外で起きました津波の影響で避難活動をした際に、本市では1m10cmの津波の高さが気象庁から発表されましたけれども、実際のところ住民の方々はあまり避難をする様子にはなかったと感じたことがあります。しっかりとこれから避難を呼びかけていくところはやっていきたいと、考えていきたいと思っているところです。

○16番（鶴迫京子さん）　そういう中で、質問をするにあたりまして、全然分からないことが多々あるのでありますが、そういうところでこの志布志市総合防災マップの活用ということで、今後どのように取り組まれていかれるのか、また現在このマップをどのように活用されているのか事例がありましたらお知らせください。

○危機管理監（萩原政彦君）　私も以前議会の場で、この総合防災マップが出来上がった後、「素晴らしいものができました」というふうに答弁させていただいております。中身といたしまして、全体的に情報を発信するマップになっているというふうに思います。ただ、気になるのは、実際このマップをどこかにそのままなおしたままで、見ることがない方々がほとんどではないかなと、実際志布志市の経済圏で沿岸部に行くことはあるわけですので、その場所その場所でどういったことが起こるだろうということを考えておかなければいけないというところでは、こちらから行くのが一番いいことなんですけれども、そのタイミングもありますので、地域の方々から御相談等がありましたら、このマップの説明等含めて防災についてお話ができればと、そういう機会があればとは思っております。

○16番（鶴迫京子さん）　安心しました。危機管理監も思いが一緒だと思います。その災害から身を守るためということで、待っている姿勢ではなくて、市民の皆様も出前講座などで頼んでいただいて、そこに出向いて行って今度は説明をする。その地形地形に応じた災害、防災・減災ということの対策をいたしまして、その対策する前に個人個人が事前に学習をしないと、知る努力をしないと、全然避難とかそういう命を守る行動にはつながらないと思いますので、大変大事なこのマップ活用になるとと思いますが、本当にこれは一世帯に1冊ずつ自治会に加入されている方だけ配られているのでしょうか。そこも細かいことですがお聞きいたします。

○危機管理監（萩原政彦君）　自治会加入者の方々に、当時、作成後配布しておりますが、実際志布志市に移ってこられたりとか、異動されてこられたりという方々から相談を受けて連絡があったりとか、「防災マップはないんですか」という連絡をされて、配布させていただいたこともあります。連絡をいただければ配布いたします。あとそれと、ホームページでWEB版の防災マップが見られるようにもなっていますので、そちらのほうもぜひ御覧いただければなというふうに思います。

○市長（下平晴行君）　そのようなことであるとすれば、窓口のほうに置いて転入された方については、しっかりと配布をしていくという取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん）　周知という意味で、そういうふうにホームページとか窓口とかいう答弁をいただきましたが、やはりこのことはいろんなほかのことと併せ持って周知・PRが大事だと思います。ですので、これを申出あれば行きますよということでもありますが、やはりたくさん人が集まるようなところ、公民館とかコミュニティ協議会もできましたのでそういうところとか、サロンとか高齢者大学とか、そしてまた志布志市の公式LINEもありますね、そういうLINEでもこういうのを載せるとかあると思います。ありとあらゆる手段といいますか、そういうことは複数にわたって、多岐にわたってしないと絶対漏れるんですね。そうやっても完全

かというところではない。どれだけ知らせることができるかということになりますので、多岐にわたっていろいろPRしていただきたいと思います。そしてそのためには防災ということでありまして、やはり何か堅いですね、だから志布志市総合防災マップ、そのとおりであります。そのとおりであります、そのとおりだとちょっとアナログ的な本になっていますが、こういうところに手が伸びないんですね。若い方々はデジタルを使って、先ほどおっしゃいましたフェイスブックなりホームページなりLINEなり、そういう手段がありますが、そこは限界があると思うんですね。やはりこういうデジタル弱者といいますかそういう方々も、そして活字を見ないとしっかり自分の腑に落ちないというようなこともありますね。いくらITが進歩しているからといって、見てそのときだけでありますね、そしてまた復習もできます。しかし、字が小さかったりとかいろいろありますので、この総合防災マップというのは大変すばらしいと思いますので、この名称を「志布志市総合防災マップ」、ししまる君がいますけど、そういうふうに「ししまるマップ」とかですね、何かこう名前を付けてあつたら、みんなの会話の中でも「志布志市総合防災マップを見た」とか言うのではなくて、何とかししまるマップ、何かみんなに公募してもいいじゃないですか、小学生、幼稚園生でもいいし公募して、何か名前を付けて、そしてこれが家庭の中で、そこら辺に今度は本棚にぴしゃっとあるのではなくてもいいじゃないですか、ダイニングテーブルの上にあるとか、どこかその家庭家庭によって身近に手に取られるところにあるところまで落とし込まないといけないものではないかなと思います。そうやって、個人個人の意識を高めるという、災害ということに対する意識を高めるということでの一助にするという考え方が、市長はないでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは一つの例としてであります、やはり防災という名称はしっかりと付けていかないといけないのかなというふうには思います。そういうことも含めて、市民の皆さんに、あらゆる形で情報提供してまいりたいというふう考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 名称は「志布志市総合防災マップ」であります。変えることはできません。ただ、ネーミングですね、愛称ですね、志布志市子育て支援センターは支援センターです。子育て支援するところでもあります。「はぐくみランド」という名称がありますね、そういう名称を付けるということは、小さい子供から高齢者まで親しみがわくということでもあります。やはり、この防災という堅いハード面に対して、ソフト面で迫っていくということを申し上げております。市長、もう少し前向きな答弁が欲しいのですが。

○市長（下平晴行君） 前向きに答えているつもりであります、ただ名称というのもですね、内部で十分協議をしないと、今ここで「はい、それならこうしますよ」ということは言えませんので、そこは御理解していただきたいと思います。

○16番（鶴迫京子さん） そこらあたりは十分承知の上で質問しております。災害文化ということではありますが、私たち昭和世代は自分もそういう行動を取ります。夜中に寝ているときに「地震だ」といったときにはすぐ起きて、私個人のことですが、ぱっと起きて地震だと、それが震度1だろうが震度2だろうが、揺れを感じたらすぐ火の元に行くんですね。ガス栓を閉めに行きま

す。そしてその後頭を守るという、この新聞にも書いてあったんですね、「約100年前の関東大震災の教訓から、地震が起きたらまず火を消そう。命を守って机の下に隠れよう」まさしくこのとおりです。これを小さいときからこの教訓で訓練されてきていますので、このことをいまだもってそういう行動を取ります。そういうことも踏まえまして、そういう語り継ぐということ、災害にとってはとても大変なことだよということで、ここの新聞に「災害文化を育む」ということがあります。伝承していくということで、「地震や津波、豪雨にどのように備えていくのか、そのときが来たらどう行動するのか。被害を避けるためのこれまで学び語り継いできた伝承や知識、対応策は災害文化と呼ばれる」、災害文化です。市長、災害文化という言葉は何回かお聞きになったことはありますか。

○市長（下平晴行君） 初めて聞きました。しかし、そのとおりだというふうには思います。

○16番（鶴迫京子さん） 「災害から命を守るために大切なこと、防災や減災を進めるために必要なこと、これらを子供ら、次の世代に分かりやすく伝え、身に付けてもらうためだ」ということであります。これは阪神大震災を契機に整備された「人と防災未来センター」、ここにも議員として研修視察に行きました。そこが絵本づくりに乗り出したということでもあります。絵本のストーリーは来年1月17日まで募集している。この後、応募の中から作品を選んで絵本にして出版、WEB上にも公開する。英訳もして世界に発信していく。ここですね、世界に発信していく、このサイクルを繰り返すことで、災害文化を育てていく。100年先です、5年先でもないです、10年先でもないです、100年先の未来まで防災の知恵を届けることを目指しているので「防災100年えほんプロジェクト」と名付けたとあります。市長、100年先の防災を考えて絵本プロジェクトというのを立ち上げて、そういうことをもう取り組んでいます。100年後のためにです、子供たちのためにです。市長はいつも「誰一人取り残さない」という言葉で全てをされますが、やはり未来ある子供、それも100年先までこの美しい志布志市、そして災害に強い志布志市、そして誰一人として命も失われない志布志市ということを目指して、こういう絵本プロジェクトを立ち上げた。この新聞記事の話は、災害文化も「今聞きました」ということでありますが、志布志市はこういう阪神大震災とか東日本大震災とかそういう大きな地震を自分の中で経験していませんので、ちょっとそこに差があるのかもしれませんが、災害文化についていかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃるように、「防災100年えほんプロジェクト」という100年先を見据えた取組という面では、災害文化というのをしっかり確立していくんだなというふうには感じたところであります。私も、いわゆる子供たちから市民の安全・安心というのは、先ほども言いましたように、本当に一番、市の義務であり責務であるわけでありますので、そのことを踏まえてそういうことも頭に入れながら、市民の安全・安心を守っていきたいというふう考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 市民の安心・安全を守るために考えていこうということでありました。志布志市総合防災マップを十分に活用して、そしてうまく活用して、ただの防災マップに終わるのではなくて、市民がいつも手に取りやすい形の防災マップにしていただけたらなと思います。

次に移ります。4番目、災害対策本部機能の充実、機能強化、各種災害等に迅速に対応できる体制整備をどのように図っていくのか。また、市役所内の庁内体制はどうなっているのかについてであります。

**○市長（下平晴行君）** 市の災害対策本部につきましては、地域防災計画に基づきまして、気象情報の収集を行うとともに、災害の程度を想定し、配備体制を定めているところであります。また、災害発生時の中心となる災害対策本部の運営につきましては、例年行っている津波避難訓練に合わせて運用訓練を実施し、職員の防災に関する資質や意識の向上を図っているところであります。

**○16番（鶴迫京子さん）** ついせんだって、11月5日、本市で県の津波総合避難訓練が実施されました。私も地域女性連絡協議会員の赤十字社活動としまして、自衛隊員の方々が調理したカレーを訓練参加者に提供いたしました。県知事も見えられましたが、有明体育館内では避難所が設置され、避難所運営の模擬訓練が実施されていました。ボランティア協会や社会福祉協議会、赤十字社の方とかいろいろな関係団体の方が見えられまして、あの有明体育館内でブースを作られまして、避難所の運営というか施設運営で、模擬訓練が行われていました。そのちょっとした休憩時間に私も一応模擬の避難者になって、いろいろ問診されて調査されたんですね。「何に困っていますか」ということで、模擬ですので、「はい、薬を忘れてきました」とか言って模擬体験をいたしました。そういうことで、大変本市といたしましては、相当大がかりな訓練だったと思いますが、野球場ではヘリコプターとかですね、港でもあったと聞いております。実際、総合訓練で見えてきた課題などは、もう検証はされたのでしょうか。終わっているのでしょうか。それともまだでしょうか。お伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 今ありましたとおり、県の総合防災訓練が実施されて、志布志市、大崎町、東串良町、1市2町のまちをどう守るかということで、陸・海ですね、いろんな形での災害を想定した訓練であったというふうに記憶しております。私も、今月のコラムにもこれを掲載しております。本当にいろんな形での協力体制があって、初めてこの災害を防ぐ、あるいは通常の生活に戻ることができるんだなというふうに考えたところであります。

県での主催であったわけでありまして、その後の対応をどうしたのかということではありますが、私も課長会等では話をして、今後どうしていくかということまでは詰めてはいないところであります。

**○16番（鶴迫京子さん）** 大変大がかりな津波避難訓練でありました。それで、ただ感想といたしましては、あの大がかりな訓練のために、「どうぞ御覧になってください」という市民に声かけはされていまして、チラシも使送便で入りましたが、その割には市民の方がお見えになっていない。ですが、中学生、高校生ですかね、いろいろなたくさんの学校の子供たちがいっぱい来ていまして、あと保育園の方もいらっしゃったですかね、いろんなそういう意味では協力されていました。やはりああいう訓練を見るということも、この総合防災マップは一つのこういうものであります。体験する訓練の状況を、県なので毎年行われてはいないですが、前に経験したとき

と比べまして、すごく進んでいくというような感じを受けたのですが、情報管理ということで情報通信会社のNTTとか楽天とかいろんなところも来ていまして、密にいろいろやっていました。災害のときに情報手段が途絶えたときどうするかというようなことではないかなと思いますが、全部一緒に回りたかったのですが、回り切れないとは思いますが、どこか1か所でもいいので、港でもいいですね、港は水難救助とかあったのではないかと思います、そういうところにクローズアップして、市報なり今後そういうところで特集を組んで、こういうことがあったということも載せていただければ、また市民が防災に対して、すごくいいのではないかと思います、まず、先ほど庁内体制のことをお聞きしましたが、細かいことですが、職員緊急時の災害マニュアルが、各課でとなりますと細かいですが、作成されているのか。何年前にどこか研修に行ったときに、全ての職員がこういう赤い手帳を持って、災害時にはこう動くんだ、全体的な組織とかいろんなことが網羅された一つの手帳を、職員の方が全員持っていらっしゃったんですね、赤い手帳でした。そういうような内部のことは、災害に対してのマニュアルなりどのようになっているのでしょうか。お示してください。

**○市長（下平晴行君）** 本市においても危機管理防災ハンドブックを作成し、毎年見直しを行いながら、災害発生時の対応や役割分担、防災情報などを掲載し、職員の資質向上や防災意識の啓発を図るとともに、実際の災害時の対応等についても掲載しており、総合的なハンドブックになっているところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 職員のハンドブックがあるということで安心しました。それで、やはりただあるだけではなくて、職員の方々が時々目を通して、そういうことを把握するということが大事ではなからうかと思いますが、今度は作業的なこととなります。実務的なこととなりますが、庁内体制ということで、災害の発生を前提に災害時の対策を時系列で整理したタイムラインがある自治体があるというふうにお聞きしたのですが、これは大変難しいことだとは思いますが、このタイムラインはまず作成されているのか、作成されていなかったら、それに向けてどういう考え方をお持ちかお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 本年10月に、志布志市受援計画を作成したところであります。災害が発生した場合、外部からの応援を迅速に、的確に受け入れて対応することが必要不可欠であり、ほかからの応援職員等を受け入れ、情報共有や各種調整を行うための体制づくりと受援対象業務を明らかにしたタイムラインになります。主な業務は災害マネジメント、それから避難所運営、支援物資に係る業務、災害廃棄物の処理、住居の被害認定調査及び罹災証明の交付、被災者支援業務になるところであります。

**○16番（鶴迫京子さん）** 今、市長のほうから答弁がありました、そのほかに具体的に災害が起きたときに、事前にとということで、発生する前の行動的なものですね。例えば災害が朝6時に発生したときの、その動きですね、その前の動きからずっと時系列に何時にどうするとか、そういう細かなことのタイムラインなのですが。

**○市長（下平晴行君）** 大規模災害を経験した自治体職員の講演など、それから研修会に参加す



る機会を継続的に設け、日頃からの備えとして受援計画をはじめ、各種災害時マニュアルを見直すなど、災害時初動態勢や災害時応急対策業務が適正に進むように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 市長をトップに、危機管理監を中心に、そのように進めていただきたいと思います。

それでは、時間も迫っていますので次に移ります。5番目、備蓄対策についてであります。第一避難所、第二避難所等全ての避難所に備蓄品は整備されているのか、単純な質問であります、まず本市の備蓄状況をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 現在、市の備蓄状況につきましては、平成27年に策定した志布志市災害時備蓄計画に基づいて、年次的に整備をしているところであります。主な備蓄品は、アルファ米などの食料品、マスクやタオルなどの日用品、投光器や簡易ベッドなどの避難所で使用するもの、またプライベート空間の確保や新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、パーティションや換気用の大型扇風機なども整備をしております。また、スーパーや量販店などと物資の供給協定の締結による流通備蓄の確保や、国からのプッシュ型の物資提供も考えられるところであります。併せて家庭での備蓄についても、引き続き周知や広報を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 災害避難の防災・減災という意味では、いろいろな手だて、対策、工夫なりを協議・検討されているとは思いますが、この備蓄に対しては、やはり何となく整備は進んでいないのではないかと思います。大変難しい問題、消費期限、賞味期限とか管理体制の難しさもあると思いますので、そういうことがあろうかと思いますが、まず備蓄倉庫としてしっかり機能するだけの広さ、面積とか確保はされているのか、そういうような全体的な把握はされているのでしょうか。第一避難所そして指定された第二避難所など、そういう広さや面積、その倉庫に備蓄をするにあたって機能的に置ける場所とかは、ちゃんと確保できるようなところなのでしょうか、そこまで確認がされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、有明庁舎の4階倉庫を中心に、各庁舎の空きスペースの活用や一部備蓄品につきましては、各避難所で保管をしているという状況であります。

○16番（鶴迫京子さん） 有明庁舎4階に集中的にたくさん置いてあるということで、あとは避難所のところで各地区の場所に保管されているという答弁でありましたが、この防災マップにも避難場所が掲載されていて、津波のときには駄目ですよと、香月校区とか津波が来るようなところは避難所にはなっていないですが、そういう避難所の中で、ありますよね、ここにちゃんと網羅されていますが、これですね。この避難所の中でその倉庫がない、備蓄するだけのものを置く場所がないということはないのかどうか。そういう声は上がっていないのか。そういうところまではまだ備蓄ですので、把握はされていないですよ、細かい点ですのでね。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

それぞれの避難場所におきまして、避難スペースがどうしても通常利用の関係からちょっと増

やせないというところは、管理者の方々からの意見を確認しているところです。そのために有明庁舎で一括管理をしているところもあるところがございます。

○16番（鶴迫京子さん） よく現状は分かりました。例えば香月地区公民館の例を言いますが、香月地区公民館倉庫があるのですが、運動会とかそういういろいろな通常の行事のための品を備品として置いておくといえますか、そういうところはあるのですが、倉庫としてすごく狭いんですね。あそこは台風などの災害時に避難をされている方がいらっしゃいます。そのときの備蓄品、毛布とか、そのための倉庫が狭いということではありますが、そういう声は聞かれたことはありませんでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） 香月地区公民館の例を挙げられましたけれども、香月地区公民館につきましても、浸水区域のエリアの中でもございますので、やはり慎重に判断すべきかなと。台風とか大雨に対する避難ということでは、非常に重要なこと、必要なこととは考えているところですが、津波のことも併せますと、やはり場所を慎重に検討すべきかなということも考えているところです。

○16番（鶴迫京子さん） ただいま答弁いただきました。本当に津波のことがありますので、あそこにまた倉庫なりを整備してということにはならないかと思いますが、そこらあたりも事例として香月地区公民館を出しましたが、ほかの安楽地区とかいろんな公民館、避難所になっているところの場所について、やはりそういうきめ細やかに今ほどの危機管理監の答弁にありましたように、ぜひその避難場所に応じた備蓄倉庫の在り方とか、そういうことを協議・検討していただきたい、そしてその声を聞いていただきたいと併せ持ってお願いをしておきます。

それでは次に移ります。6番目、令和4年から令和8年までを計画期間とした第2次志布志市総合振興計画後期基本計画が、3月に策定されました。その中の88ページの施策3、届出避難所の設置数、令和2年度はゼロというところを、令和8年度は10か所に持っていきたいという目標値が設定されております。計画ですので、まず届出避難所というこの避難所の内容と令和4年度届出避難所があるのかないのか、この現状をお知らせください。そしてまた今後の届出避難所の活用についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 届出避難所につきましては、自主防災組織、校区公民館、自治会等が、自治公民館、集会所等を含めて活用し、市の指定避難所以外に身近で避難しやすい避難所を確保することで、住民の迅速かつ安全・安心な避難行動を促すことを目的に今年度要綱を定めまして、5月の市報でも周知をさせていただいたところでもあります。

しかしながら、問い合わせを数件いただいているところではありますが、現在のところ、登録に至ってはいないということでもあります。今後におきましても、身近な避難所を確保することで、避難行動を促し、またコロナ禍で分散し、密を避ける意味でも有効な制度と考えますので、登録に向けて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 届出避難所ということで「身近な避難所を届けてください」、「うちを避難所にしてもいいですよ」ということではなかろうかと思いますが、この届出避難所の設置に

ついて、今もゼロということでありました。令和2年度もゼロ、2年経ちましたが現状もゼロということで、この避難所の設置についてどういう課題があると認識されているのでしょうか。市長の認識を伺います。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 県内におきましても、届出避難所の制度を先に取り入れている自治体も幾つかあるようです。情報をいろいろお聞きしますと、やはりその災害時の対応をされる方のいわゆる安全性の確保とか、あとその建物の構造、建物がある場所、自治会が保有する建物のある場所、危険区域、土砂災害警戒区域とかそういった場所以外のところを選定していく、あとその建物の構造ですね、地震時にどうかとか、いろんなところを点検していく上で、おそらくそれぞれの所有者も自治会の代表者の方々も、なかなか手を上げられない部分もあるのかなというふうには受け止めているところです。

**○16番（鶴迫京子さん）** いろいろこの災害に対しましては、変わらないものと変わってきたものとありますね。まず気象情報の出し方とか、避難指示の出し方とか、いろんなことが変わってきています。2年前の志布志市における台風災害に、あの頃私も文化センターに避難したのですが、あの頃からだと思いますが、以前は避難所だけに、ここが避難所ですよということで徹底してそこに避難するようにならなくなってきていました、それが普通でしたが、最近ではホテルに避難するということが増えてきて、本当にありましたよね、ホテルに避難する、ホテルのほうが安心・安全だということで、本当に2年ぐらい前からだと思いますが、そしてまたマスク的にももう安全だと、どこが安全か、安全じゃないかというのが最初の質問でもありましたが、個々によって違うので、やはり自分のところはどうかということを考えるということで、自分の家は第一避難所に行かないほうが安全だということもあります。隣にとてもしっかりとした建物のところがあるのでそこに避難したらいいとか、築山高台があるのでそこに避難したらいいとか、本当に条件が変わってきますので、そういう意味でもこの届出避難所というのはすごく大事なことになるかと思いますが、先ほどの危機管理監の課題にありましたとおり、本当にずっとゼロが続くのかなという予感もしますが、誰が見ても「あそこは届出避難所になるよね」というようなところには、市といたしましても、そういう方向性でゼロが1でも2でもなるような方向性になると、また市民の安心・安全にもつながるのかなと思いますので、鋭意努力していただきたいなと思います。

それでは最後になりますが、7番目の質問に移ります。「災害の未然防止や災害発生時の迅速な避難、避難行動要支援者の救助活動などの初期活動により、被害を最小限に抑えるため、防災リーダーの育成や市民による自主防災組織の育成・充実に努めます」と、後期基本計画で地域防災力の向上のための施策の方向性としてうたわれております。これまでの取組状況と今後の取組の方向性をお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 防災に係る地域のリーダー育成は課題であるというふうに考えております。県の認定する地域防災推進員が市内に25人、日本防災士機構による防災士の資格取得者が37人ほどいらっしゃいますが、コロナ禍で研修会などへの参加が難しくなり、活動の活性化が図れ

ない状況のようであります。また、自主防災組織につきましては、自治会単位での活動が多いと思われませんが、現在、運営が困難となってきている自治会もあり、活動の低下が懸念されるところであります。

今後、少子高齢化がますます進んでいくことが考えられますので、自治会単位での活動が困難となっていくことが予想されるところであります。コミュニティ協議会や校区公民館単位などの、もう少し広い範囲での育成・充実を図る必要があるのではないかというふうに思うところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** ただいま市長のほうで防災士の数を教えていただきましたが、この後期基本計画の中にも書いてあります。令和2年度37人です。令和4年度でも37人ということで、その中で「37人いるが、実際活動されている方々は何名でしょうか」という、細やかな質問でありますので、これはちょっと把握されていないのではないかと思います。まずそのことをお聞きいたします。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 私のほうでは、防災士の数と地域防災推進員の数は把握しているところですけど、それぞれの資格研修を受けられて資格を取られた方々は、団体、個人、ボランティア活動でありますので、中身についてまでは、どういった活動をされているかというところまでは、調査を行っていないところです。

**○16番（鶴迫京子さん）** そのようなことではないかなと推測しておりました。防災士の存在というのは、今回1番目から6番目までいろいろと防災・減災について質問してまいりましたが、やはり防災リーダーの育成、何かそういうリーダーがいなければ事は進まないといえますか、門脇小学校でも先生たちがリーダーの資格とかそういうのはありませんが、いろんな意味でリーダーですよ。その方々が市民の命を救ったということでもありますので、防災士の存在は、安心・安全を守る地域の宝だと思います。「眠っていませんか、眠らせていませんか」と、また「災害時にはリーダーの存在が欠かせません」と声を大にして言いたいのです。せっかく37名という防災士の方々がいらっしゃいます。その方々が個人で活動されていたりとか団体に活動されていたりとかすると思います。ましてそういう志の高い方々であると思いますので、そういうことを自慢するとかいうことも一切ないとは思いますが、活動が目に見えないかも分かりませんが、その防災士の存在というのがすごく大事で、またその方々に活躍してもらって、先ほどのこの総合防災マップの市民への周知とかそういうことに対してもですが、いろんなことでこの方々が中心になって防災・減災、市の職員の方はそこまでできませんので、ぜひそのことに力を入れていただきたいという思いで、令和8年度までは計画の中で防災士を57人と目標値が20人ほど増えているんですね、その目標が20人増えている防災士を増やすための資格養成のために、今少しあるとは聞いていますが、研修費用などに追加して助成金を出すことは考えられないか。そしてまた現在の助成状況もお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 今後、地域防災力をいかに高めていくかが課題となっているところであります。そのために中心となる地域防災リーダーの育成は重要と考えますので、本年7月から防

災士の資格取得の助成制度を開始したところでもあります。ぜひ制度を御活用していただき、平常時には意識啓発活動、災害発生時には避難所運営や応急復旧活動などの中心になっていただけるよう、周知・育成を図ってまいりたいというふう考えております。

○危機管理監（萩原政彦君） 助成している内容につきまして、現在の助成内容では、防災士になる講習を受けるための教本代、受験料、登録料を合わせて1万1,500円を助成するように決めているところです。

○16番（鶴迫京子さん） 令和4年7月から助成制度を設けているということで、本市はすごい進んでいるのではないかなと思います。近隣市町を調べていませんので、そこはちょっと分かりませんが、私的には「すごい助成制度があるんだ、いいなあ」と思いましたが、今お聞きしましたところ、本代、研修費用、受験料ということで限定されていますね。やはりこの防災士の資格を取るための研修が始まったときに、何か研修ということで3日間とか、何日間という期間が決められて、それを取りに行くために仕事とかを休んだり、いろんなことが出てきますね。これはボランティアとかそういう志があって受けるわけですので、じゃあ助成しなくてもいいのではないかなということでは決していないと思いますので、1万1,500円ということでもありますので、そのほか仕事を休んだりとかいろんなこともあります。いろんな意味でこれを何とか上乘せして、もう少し助成していただいて、防災士を目指してみようかなという思いを持っていらっしゃる方を後押しするような、背中を押すような助成にしていだけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、取組を始めたばかりでありますので、その額がどうなのかですね、少ないのか多いのかそこ辺を検証しながら、もし少ないのであれば、しっかりと上積みをして対応してまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 防災士を受験するための研修の助成制度があるということも初めて知った方も大半ではないかなと思いますので、そういう助成制度があるということを市民にも周知されまして、そうなりますと、手を上げられる方がいっぱい増えるのではないかと思いますし、この防災士のPRというか、そういう周知、やはり周知をもっともっといろんなところでしていただきたいなと思います。

最後になりますが、この防災士の活用ということで、個人個人、団体に属していらっしゃる方もありますが、本市のその防災士の方が、先ほども述べられました防災士という肩書ではないけれど同じくそういう方々の集まり、会議なりを連携していろんなこの志布志市のことを防災・減災、総合的に考えられる会議とかを立ち上げるとか、そういうことにはならないのでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） これは、私の防災士としての思いとして答弁させていただきます。

地域にいらっしゃる方が防災士同士でどういった話し合いができるかというのは必要であると思います。特に、私も危機管理監という立場では、やはり私が自ら動いて、いろんな意見を聞く必要があると思っています。団体の代表の方も分かっておりますので、また御相談させていただいて、そういう機会をつくっていききたいというふうに個人的に思っています。

○16番（鶴迫京子さん） 危機管理監も防災士ということでもあります。そういう意味で、本市の

防災士の方々、リーダーとなられる方々が一斉に集まって、協議会の中でいろんな本市の課題、そういう現状を把握して、一緒になって、それこそオンリーワンで、市長が大好きな「全課」とおっしゃいますけど、全防災士の方々が協議会をもって、その中で話し合われていくということが理想ではないかなとすごく思っていますので、そうすることがまずリーダー育成ということで、この本市の安心・安全が守られるのではないかと思いますので、もう一回声を大にして言います。「眠っていませんか、防災士の方。眠らせていませんか、防災士の方を」ということで、声を大にして言いたいと思います。

今回は、防災・減災について質問いたしました。市民の生命と財産を守るために、昼夜を問わず、市長はじめ職員の皆様方は、市民を「誰一人取り残さない」という信念の下に職責を担っていらっしゃいます。地震・津波・台風・水害・土砂災害等、災いは待ったなしに、また忘れた頃にやってくると言われております。しかし、「備えあれば憂いなし」です。市長が昨日、「基本は市民の安心・安全です」と強く答弁されました。市民の命を守るために、最良の施策の実施を期待いたします。最後に、防災・減災についての市長の意気込みをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、私どもの役割というのは、市民の安全・安心、そして市民の生命・身体・財産を守る義務があるわけでありますので、そのことをしっかり頭に入れて、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

—————○—————  
午前11時27分 休憩  
午前11時40分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、2番、栢山晋司君の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司君） 改めまして、皆様こんにちは。会派、志みらい、栢山晋司でございます。私の髪も大分伸びてまいりました。志布志市のSDGsブックにも御紹介させていただいておりますが、これまで続けてきましたヘアドネーションの長さまで、まだまだちょっと足りないところでございます。これからも断髪式の日まで御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。それでは、質問に入らせていただきます。今回、学校と保護者の負担軽減について、ヒアリングフレイルについて、創業支援についての3項目の質問をさせていただきます。通告書に基づきまして、順次質問をさせていただきます。

まず1番目、学校と保護者の負担軽減についてどのような取組のお考えがあるのかお尋ねしたいと思います。統合型校務支援システムを使った保護者との連絡手段のデジタル化についてお伺いしたいと思います。

文部科学省の「全国の学校における働き方改革事例集」にもありますように、学校職員の方々と保護者の双方向の負担軽減を図る取組を行う必要があると考えます。負担軽減の一つとして、学校と保護者の連絡方法で、デジタル化されているものはどのようなものがあるのか。本市での取組をお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えいたします。

統合型校務支援システムとは、多忙な教員の業務負担を軽減し、効率的な校務処理を行うために活用されているツールであります。統合型校務支援システムの活用により、校務が効率的に遂行できるようになり、教育の質の向上、教職員のゆとり確保につながっております。本市においては、令和2年度より市内全ての小・中学校に統合型校務支援システムを導入し、令和3年度より本格的に運用をはじめ、教員の負担軽減、働き方改革につながっていると報告を受けております。

各学校における詳しい活用状況については、教育長が答弁をします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本市に導入しております統合型校務支援システムは、学籍管理、出席管理、成績処理、指導要録、健康診断票作成等、広く校務と呼ばれる業務に対応した機能を備えております。学校では、統合型支援ソフトを出欠状況の確認やテスト結果の集計、教育活動の記録などに毎日活用しております。日々の記録が一元的に管理されておりますので学期末や学年度末の出席簿や通知表、指導要録に関わる業務の効率化が十分に図られ、働き方改革につながっております。

しかし、個人情報保護の観点から、本市の校務支援システムでは、保護者との連絡手段や出欠連絡には使うことができないようになっております。保護者との連絡手段や出欠連絡のデジタル化へ取り組んでいる学校もありますが、他のアプリやソフトを活用しているのが現状であります。保護者との連絡手段や出欠連絡に本システムを活用していくことにつきましては、今後他のアプリやソフトの活用も含めて、調査・研究をまいります。

○2番（栢山晋司君） 市長、教育長に御説明いただきました。教育長の御説明は、私が2番に用意しておりました出欠連絡だけでなく、アンケートにも活用できるアプリを導入の部分にも、ちょっと触れたような気がしますけれども、今、お話を伺いました出欠の連絡は可能だと、使えるけど可能だということは使えないんですかね。使えないということではよろしいですか。

[教育長（福田裕生君）「はい」と呼ぶ]

使えないということですね。

ではですね、2番に移らせていただきます。出欠連絡だけではなく、アンケートにも活用できるアプリというのがございます。そういったものの導入の考えはないかということをお尋ねしたいと思います。統合型校務支援システムと連携するものは様々なものがあるようですけれども、少し調べたところ、先ほどありました出欠の連絡もしくは休みの理由ですね、そういったものも記入してお知らせすることができる。また配布物やアンケート調査まで、アプリで学校のほうから保護者のほうに送ることができるものもあるようです。しかも、その情報がアプリから保護者

側から学校側に送信すると、統合型校務支援システムにそのまま反映されると、そうすると先生方の手間がかなり省けるようなシステムもあるようですが、今のお話ですと、本市における統合型校務支援システムだと、そういったものはちょっと難しいというようなことになるのでしょうか。お願いいたします。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、保護者へのアンケートでデジタル化を図っている学校は14校ほどございます。14校とも無料で活用できるWEBシステムを活用しております。保護者の端末からQRコードを読み込んでもらったり、指定されたURLを入力してもらい、アンケートに回答していただくことで自動集計がなされ、学校職員の負担軽減につながっているところでございます。

今後につきましては、保護者が実施するアンケートについても、学校と連携しながらデジタル化を図るなどの取組も大切であると考えております。校務のデジタル化は日々進歩しておりますので、今後もより良い効果的な在り方について、調査・研究してまいりたいと考えております。

**○2番（栞山晋司君）** 多分今のお話ですと、これは文部科学省ですよ、明日からできるグループワークウェアのグーグルワークスペースの部分なのかなと思います。教職員、児童・生徒、保護者にアンケートを行うといったところに、こういうのを使ってできますよという指導があるようですので、こういったことを使われているのかなと。今ありましたURLとかQRコードの部分でございます。URLということはメールで送られてくることがあるのかなと。例えばそれが「安心・安全メール」で送られてきたり、学校に登録のメールだったりとかしますけれども、なかなかこのメールは最近では不安になるようなメールもスマートフォンのほうにはどんどん入ってきますので、非常にこのURLをクリックしていいのかどうかという不安もないわけではないというふうに感じております。ただ、アプリであれば、もう決まった方しかきつと送られてこないもので、そういったところではアプリの便利さ、安全性というのも一つあるのかなというふうに考えております。このアプリを使ったということになると、情報がうまく伝わると何が良いのかという部分で、やはり情報の食い違いというのがかなり減るかと思えます。一番最初に話しました出欠の部分になります。少し御想像していただきたいのですけれども、出欠の連絡をするというタイミングでございます。つまり学校に行きますよという連絡ではなくて、「今日お休みします」というお話になってくるかと思えます。子供が事情があって休むとなると、学校側も保護者も朝のお忙しい時間でございますが、どうしても連絡をする必要が出てきます。時間にして7時30分から学校が始まる8時10分までの間といった時間でしょうかね。その際ですね、もしかしたら子供の体調が悪いと病院に連れていきたいということで、運転している時間かもしれないですね。病院に向かっているかもしれない、場合によっては待合室で順番待ちをしているかもしれない。そのような状況で学校にも連絡をしないといけないと。やはり親としては、学校との約束事でございますので、なるべくそれを守ったほうがいいのではないかというような気持ちですね、余計に慌ただしく、忙しくなってしまうこともあるかと思えます。

そして今度は学校側でございます。学校側も朝のその時間ですね、事務方も朝から労力を割か



れてしまいます。先生も朝礼があったり授業前にバタバタと動くことになってしまったり、場合によっては、例えば電話連絡だと連絡ミスが発生してしまうかもしれないという部分になります。

今こういった学生さんを頭の中に思い浮かべたでしょうか。これは小学生でしょうか、中学生でしょうか。ここはせっかくなので、弟、妹、5歳児もしくは未就学児の2歳児、これをイメージしてください。どうでしょうか、かなりお忙しそうじゃないですか。病院の対応をしながら、学校の連絡もしながら、下の子供たちの面倒も見ないといけない、かなり忙しいですね。これですね、重要なことは何かと考えますと、連絡ができるかできないか、ただそれだけですね。連絡ができるというのが、アプリのボタン一つでできるのであれば、そういった部分の労力も非常に割くこともできて、かつ安全に不安もなく子供の対応もできるのかなというふうに思っておりますが、この詳しい状況の電話連絡は、後から学校側から保護者のほうに連絡が入ればいいですね。状況を確認するとかできますよね。これはいかがでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 児童・生徒の欠席の連絡につきましては、今議員からお話がありましたように、それぞれの家庭において様々な状況がございますので、時間帯も含めて、いろんな方法を駆使しながらされているというのが現実だというふうに捉えております。実際のところ、私も子育てをしているときには、そういう状況がございました。

本市におきましては、そういった児童の欠席・遅刻等の連絡について、いわゆるデジタル化を図っている学校は5校ございまして、この5校は無料で利用できるWEBサービスを活用している現状がございます。今話がありましたような利点も多々ありますので、現在活用しているこの5校から様々な情報を得ながら、さらに他の学校で活用していけないかどうかについては、調査・研究しながら、その波及に向けて検討もしていく必要があろうかと思っております。

**○2番（栢山晋司君）** ここでまた少し、この出欠の部分になってしまうんですけれども、例えば、不登校が続いている御家庭の出欠の連絡、これはどのような方法になっていきますでしょうか。電話連絡とかでしょうか、お伺いいたします。

**○教育長（福田裕生君）** 現在は電話連絡となっております。

**○2番（栢山晋司君）** この電話連絡なんですけれども、これは毎日「今日も休みます」という連絡を行う必要があるのか、お伺いします。

**○教育長（福田裕生君）** 毎日連絡する必要があるかという問いでございますが、そのことにつきまして申しますと、毎日連絡をいただいたほうが、学校としては大変ありがたいというふうに考えております。

**○2番（栢山晋司君）** この不登校につきましては、もう様々な状況での不登校があると思いますので、毎日連絡を取ると、安否確認も含めてですね、体調の状態も含めてそういったこともしっかりと聞いていくということは大切なことかと私も思います。ただ、この不登校に悩む保護者でございます。毎日学校に電話をすると、先ほどのお忙しい時間の部分もあります。また、今日も自分の子供が学校を休んでいるという状況を、毎日伝えないといけないというこの精神的負担、お考えになったことがありますでしょうか。もしそういったことを感じて、「毎日連絡しないと

いけないんですか」というような相談があったというようなことは、今まではなかったかお伺いいたします。

**○教育長（福田裕生君）** いわゆる不登校、そういった傾向のある児童・生徒さん、その保護者から今議員からお話があったようなことで、私自身も相談を受けたことはございました。不登校の児童・生徒の保護者の心情を考えますと、毎日の連絡が大変なことは、重々理解しているところではございまして、そういった方の心理的負担の軽減から、新たな欠席連絡の方法、つまりデジタル化による方法というのはですね、考えていく必要はあろうかと思えます。

しかし一方で、先ほど議員からも話がありましたが、保護者と学校側が直接電話で話をすることによって、子供の体調とか家庭での状況とかいうことをしっかりと聞き取ることができて、それを学校ではない場での家庭での学びに生かすアドバイスをしたりとか、一緒になって考えていくということも非常に大事なことだと考えております。ですので、今後におきましては、それぞれのいろんな状況がございまして、状況に応じて使い方を選択できるように、連絡の方法の選択の幅を広げていくという観点は大事にしていきたいと考えております。

**○2番（栢山晋司君）** 状況に応じて対応いただけるように手配いただけたら、ありがたい方々が増えるのかなというふうに思います。

ではもう1点、今度は教師、保護者ともに、配布プリントというのがございます。配布プリントが、場合によってはなかなかランドセルから出てこない、カバンを開けたら大量のプリントがランドセルの中に詰まっているという、子育てをされている方々なら多々見受けられて、「期限が過ぎていて、どうしよう」と、「先生、すみません」という電話を学校にしたりすることもあるかもしれませんけれども、先ほども何度か出てきておりますアプリで、そういった連絡もできるものがあるということで、ここに関しては調査・研究、情報収集というふうにお伺いしましたので、そういった方面でのアプリがあるのか、デジタル化に対するものがあるのかというのも、併せて研究をしていただけたらと思います。では、教育委員会の方々に、このアプリを使われていらっしゃる方がいる方というの、いらっしゃるのではないかなというふうに思いますけれども、実はその方々がいらっしゃってお話を伺ったということは、教育長ありますでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 教育委員会の職員の中にも、かつて勤務していた学校等で、そういうアプリを活用していた者もいるのは事実でございます。ですので、本市において今後こういった在り方を提案していくかということも、課内においては検討もしております。

ちなみに本市において、例えば学校のホームページ上に連絡事項を掲載して、保護者にそのホームページ上から配布したプリントを再確認していただくとか、子供が持ち帰りを忘れた際もそのホームページを見ると、その日のうちに配布されたものを確認できるような状況をつくらせている学校も複数ございます。学校によっては、パスワードを入力しないと閲覧できないなどのセキュリティの工夫をしているところもございます。本市の全ての学校において、緊急の連絡時には無料のWEBサービスを活用して情報を発信している体制も整っております。今後も学校の負担軽減や、可能な限りペーパーレス化といったようなことを図ることも重要であろうと思っております。

ますので、様々なツールを駆使しながら、より良い情報伝達の在り方というのは研究してまいりたいと思っております。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○  
午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開  
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○2番（栞山晋司君） 午後からもよろしく願いいたします。

先ほど教育長の答弁にありました、パスワードを入力してホームページ等々で情報を見ることができると、そういった学校もあるということでお話をお伺いしました。このパスワードについてですが、ちょっとお伺いしましたところ、実際ホームページの中にそういった情報がある、パスワードを入力して見ると。「このパスワードを忘れることがあるんだよね」ということを、実際そういう運用をされていらっしゃる場所の保護者の方からお伺いしまして、その方はアプリのタイプのものでパスワードのタイプのもの、両方経験されたことがあるそうです。「アプリはありますか」と言うと、「一番最初に登録をして、アプリを消したりとかしない限りはパスワードを入力する必要もないので、非常に便利です」というふうなお話は伺ったところでした。なので、パスワードは確かにセキュリティはしっかりとしていますが、セキュリティがしっかりとしているがゆえに、今だとスマートフォンもSNS等もいろんなパスワードを自分の中で作ってしまうと、どれがどれのパスワードだったか忘れてしまうと、そういったこともあるかと思えます。またパスワードを忘れてしまうと、学校のほうに「パスワードって、何だったのでしょうか」というようなお伺いをするようなことも出てくるのかなというふうに思いますので、いわゆるこの統合型校務支援システムと連動したアプリの利便性というのは、やはり高いのかなというふうに私個人としては考えておりますし、非常に便利であるというお話も伺っておりますので、今後しっかりとこういったところも調査いただいて、検討いただけたらなと思うのですが、現在のこの統合型校務支援システム、これは志布志市だけがそのシステムを導入していらっしゃるわけではないですね、いろんなところが導入していらっしゃいますよね。こちらの資料になります。令和2年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果ということ、令和3年3月現在確定値ということで、令和3年10月に文部科学省から出ている鹿児島県版になります。これの一番最後のページになるんですけども、統合型校務支援システム整備率、何と志布志市100%。これすごいですよね、県内でも100%のところは4か所しかありません。非常に先進的な取組をされていらっしゃるということで、さすがだなというふうに私自身は思っております。なので、これは1校ではないということは、この業者さんがいらっしゃるのであれば、今後そういった発展性はないのか、アプリの開発をする予定はないのかなどのそういったところもお伺いしながら、な

るべく無駄のない柔軟性のある取組になっていけば、よろしいのかなというふうに思っております。市長、教育長いかがでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 本市の取組につきましては、これまで議会の皆様の御理解もいただきながら、市民の皆さんの御理解もいただきながら、県内でも非常に先進的な導入の経緯もございましたし、活用状況にあるところでございます。お礼を申し上げたいところです。

それから、今議員のほうから御指摘のあった、例えばパスワード入力がかえって不便な場合も生じているといったような保護者からの声があるということでございますが、それぞれの学校で、それぞれの学校の状況に応じた使い方が今なされているわけです。セキュリティをどうするかといったような非常に重要な問題もあります。情報モラルとの兼ね合いもございます。便利などころには必ずそこに影の部分もあるわけですので、メリット、デメリットというものをですね、使いながらそこをしっかりと見極めて、それぞれの学校とか団体が、より良く活用していけるものを業者さんのお力も借りながら、相談しながら見極めていく、選んでいくということが今後は非常に重要かと思っております。ですので、教育委員会においても、またそれぞれの学校においても、今申し上げたような視点で、より良いものを使っていくという姿勢を大事にしていきたいと思っております。

**○2番（栞山晋司君）** ありがとうございます。学校と保護者のこの負担軽減についてお伺いしました。今後も児童・生徒、先生方、保護者で楽しく過ごせる学校を支えていく方法として、様々な方法を模索、取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、2項目目に移らせていただきたいと思います。2項目目はヒアリングフレイルについてになります。若年層におけるヒアリングフレイルについてのお考えをお伺いしたいと思っております。前回9月議会では、主に高齢者を中心としたヒアリングフレイルについて、難聴の部分について御質問させていただきました。ここについては、ある程度御理解はいただけたのかなというふうに思っております。今回は若年層、特に年齢層の低い児童・生徒の現状についてお伺いさせていただきたいと思っております。人数まではお伺いしませんが、難聴を抱える児童の対応は、どのような対応となっておりますでしょうか。教室の編成も合わせてお伺いさせてください。お願いします。

**○市長（下平晴行君）** ヒアリングフレイルとは、聴力機能の衰えがあることでコミュニケーションが取りづらくなることと認識をしております。乳幼児期において、新生児は医療機関で、3歳児は集団健診の際に聴覚検査を行っており、早期発見や適切な支援が受けられるよう取り組んでいるところであります。無料で検査が受けられるところではありますが、精密検査についても、1回目は本人の負担はなく、検査が受けられるということでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 聴覚障害とは、聴覚機能の永続低下と環境との相互作用で生じる様々な課題点の総称であります。障害の程度には、かすかな音や言葉を聞き取るには不自由さを感じますが、日常の生活にはほとんど支障のないものから、身近にある様々な音や言葉が全く聞こえないものまで、進行性を含む様々な原因で難聴を来す子供もおります。

本市におきましては、現在2校に難聴特別支援学級を開設しております。週1時間程度行う自立活動の時間におきましては、個別の発音訓練や語彙を増やすための取組、それから聞き取りが困難な場合の対処方法の指導などを行っております。また、静かな環境をつくり出すために、教室の配置を工夫したり、授業者が透明マスクを着用し、口の動きや表情を読みやすくすることで、意思の疎通が図られるような工夫もしております。子供一人ひとりの障害の特性に合わせ、その子供の教育的ニーズに応じた支援・指導を行うことを心がけております。また障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場所で学ぶなど、合理的配慮が充実できるよう対応しているところです。

○2番(栞山晋司君) 現在2校で対応されていて、かつ非常に環境も良い形で言語のトレーニングをしながら、また対応していただける先生も、そういったところにもちゃんと考えて透明マスク、すばらしいと思います。そういったものを取り組んでいただけているということをお伺いしました。このヒアリングフレイルの対策の機器、スピーカーでございますけれども、中にはその機器を使って通常教室で対応されている事例というのが、全国で幾つかございます。これについて聞き取りの段階で少しお話をさせていただいたと思いますが、御確認のほうはいかがでしょうか。

○教育長(福田裕生君) 市内の難聴特別支援学級において、補聴援助システムですね、本市の場合ですと「ロジャーマイク」といったものを使用しております。

○2番(栞山晋司君) ロジャーのほうをお使いいただいているということで、ロジャーということは補聴器の電波を利用して、通話者がマイクを使って電波でつながっている機器ですよね。今回、若年層の主に児童・生徒のヒアリングフレイルについて御質問させていただきたく意図でございます。聴覚障害を抱える方にとって、先ほどもありました雑音とか教室の反射する音というのが、聞こえの障害となるということがあります。聞き取ることに負担をかけてしまっているという報告が上がっているようです。この御認識をいただきたいというのが、まずありました。また、会話でございます。会話というのは、互いの意思疎通で成り立つものです。聴覚に障害を抱える方にとって補聴器など、この補聴器は経済的負担も大きいですね、かつ聞く労力がございます。その補聴器をかけている方が一生懸命聞かなければならないというような労力、肉体的な負担ですね、精神的な負担、これも多々あるかと思っております。このときに声をかける側でございます、話をする側、この声をかける側の努力というのは、一体どういうのがあるのかというところを御理解いただきたいというふうに思っております。このしゃべりの部分です。ヒアリングフレイル、前回もありました難聴の部分、聞こえの部分、クリアに音が聞こえる周波数と、9月議会でお話をさせていただきました。確認をしましたところ、補聴器に対してそこもクリアな音で入っていくというふうなことを確認させていただいております。ですので、クリアな音をしっかり届けるということが非常に大切、聞き取る側の労力を減らすためのしゃべる側の努力ということにつながっていくかと思っております。また、聞く側も場合によって相手に伝わりやすい聞こえ、相手に「こういうふうにしてもらったら聞きやすいんだよね」というような対応、そういったものを

用意しておく、こちら側がしっかりと準備をして相手に選んでもらう、そういったことも多様性の部分としても必要な部分なのかなというふうに思っております。特に、今回特別支援クラスの対応ということになっておりますけれども、場合によっては通常教室で対応されていらっしゃる学校のパターンのお話をさせていただきますと、現在、グループ学習というのがかなり増えていらっしゃるかと思っております。このグループ学習ということは、いろんなところでいろんな皆さんの声が飛び交うわけでございます。そうすると、なかなか補聴器とロジャーでは聞き取りづらいということも起こってしまうのかなというふうに思っております。だからこそクリアな音質で補聴器を利用している方に声を届ける、そういうふうになればグループ学習でも使えていますよという学校があるようでございます。そこについては、後ほど私のほうも資料の提出をさせていただいて、御確認のほうをいただきたいと思っております。現在、御使用されております機器、ロジャーというふうになりますが、この機器のみで学習環境が十分だというふうに思われておりますでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、本市の子供が使っているロジャーにつきましては、現時点においては、その子の学びを十分フォローする意味では機能しているというふうに捉えております。今、議員のほうからお話もありましたように、他の方法等もあるやに聞いておりますので、重要なことはその子供の特性に応じた補助用の機種をどのような形で、どのタイミングで、どういった使い方があるかというのは、これは私どもも研究していく必要があろうかと思っております。

**○2番（栞山晋司君）** 現在でも、ある程度対応ができていうふうな認識でよろしいのかなというふうに思っております。この部分ですね、「なぜ十分な環境だと思われませんか」という、ちょっと答えづらい質問をさせていただいた部分なんですけれども、APDという言葉を知ったことがありますでしょうか。「Auditory Processing Disorder」と、聴覚情報処理障害というものになります。これについて、このヒアリングフレイルについて関わることなのでお話をさせていただきます。聴覚情報処理障害とは、聴力は正常でございます。聴力検査で問題ないと言われていたということですね。にもかかわらず、学校や職場などの日常生活面で聞き取りにくさが生じるという症状、これが聴覚情報処理障害というふうになります。この言葉を聞き取るという部分でございます。言葉を聞き取るというために、ワーキングメモリーという脳の機能が重要になります。またちょっと難しい横文字が出てきたなと思われるかもしれませんが、このワーキングメモリーというのが一体何なのかと申しますと、大阪大学名誉教授という方がいらっしゃるしまして、日本ワーキングメモリー学会理事というのに就任されていらっしゃるそうです。このワーキングメモリーというのは、いわゆる脳のメモ帳でございます。一時的に情報を蓄えておくことができるメモ帳がこのワーキングメモリーだと。この記憶ですけれども、聞いたことあるかと思っておりますが、短期記憶というのと長期記憶というふうに、その二つがあると知られているかと思っておりますが、学習には、音声やイメージを一時的に記憶にとどめながら考えることが大切とされているというふうに伺っています。このような記憶の能力をワーキングメモリーという保存機能というところで結んでいるようですね。それでは、ワーキングメモリーの働き

が弱かったらどうかということになります。働きが弱いと、これは聞き取りが困難というケースが多いようです。その背景には、発達障害や認知機能の偏りが影響している可能性もあるようです。先日、小野議員のほうからもありました質問、これも少し関わってくる部分なのかなというふうに思います。要はですね、これは記憶の部分でございます。記憶、一体何かと。例えば、学校の授業でいいますと暗記のものも多いかと思えます。公式を覚えていたりとか、いろんな漢字を覚えたりもいろいろあるかと思えます。難聴者の御家族の方にお伺いしました。短期記憶は非常に強く残っていると、ところが長期記憶になると残りづらいと。あれだけ勉強して、すぐに行ったテストは点数は良かったのに、何日か経つとその記憶が薄れている。ここがワーキングメモリーのポイントになる明瞭度です。音の明瞭度です。音の明瞭度がクリアであれば、映像がクリアに入る。これはちょっと脳の機能の部分になるんですけども、側頭葉から入って前頭葉に入って後頭葉に流れるという動きがあります。きれいに音が入るときれいな映像を見ることができる、だからこそしゃべる側が聞きやすい言葉でしっかりと届けるということが、記憶に残っていくという重要な部分になります。そういう意味ではヒアリングフレイルに対する機器というのは、このAPDのところでも有効なのではないかというふうに言われているところでございます。特に難聴児童の保護者の方ですと、将来のことですが、これは関係者に聞いた話でございます。本人としては、「何で後でテストの点数が良くないんだろう、勉強しているのにな」という悩みもあるようで、だからこそ、このヒアリングフレイル対策の機器というのを高齢者だけではなく、若年層、学生さんにも必要ではないかというところを説明させていただいております。ちょっと説明が長くなりましたけれども、この若年層、児童・生徒にとってもヒアリングフレイルの観点をもって、より良い学校運営につなげていただけたらというふうに思っております。教育長いかがでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 今、APDの話をしていただいたところでございました。先般の小野議員からのディスレクシアという障害との兼ね合いも十分あるのかなと思ひながら、聞かせていただいたところでございました。障害のある子供たちには、一つの障害が、他の記憶へ影響を与えたりとか、様々な状況が見られるというのも、子供によっては特性の一つとして挙げられているということは十分認識しているところでございますので、今後も、それぞれの学校の全ての子供たちの日常の授業の様子だとか、活動の様子を担任を含め、特別支援教育支援員などもつぶさに観察しながら、その表情なり、行動なり、学習の在り方から、できるだけ早い時期にその障害のある無し、またはその程度について把握して、より適切な方向付けをしていくことが重要かと思っております。それに関しましては、教育委員会だけで十分ということではございませんので、福祉課であったり、保健課であったり、療育施設であったりとか、医療関係者であったりとか、様々な関係課又は機関との連携もこれまで以上に密接にしながら、より良い方向性をしっかりと見つけていきたいと思っております。

**○2番（栞山晋司君）** ぜひですね、課を超えていろんなところと協力しながら、前向きに取り組んでいただけたらと思います。ここで、NPO法人日本ユニバーサル・サウンドデザイン協会

のほうから、ちょっと資料をお借りしました。人工内耳も授業中の騒音下では聞き取り能力が低下するというような資料をお借りしております。授業中に教師の声がいつも聞こえにくいと感じている子が10%、周囲がうるさいときに聞こえにくいと感じている子が52%という資料を今こちらにありますので、これもまた後ほどお渡しいたしますので見ていただけたらなというふうに思っております。ヒアリングフレイルについては、本当に話をする側という優しさ、ホスピタリティ、ここも大いに関わってくるのかなというふうに思っておりますので、どうぞ今度とも取組のほうを、調査のほうをよろしく願いいたします。

それでは、3番目、創業支援についてになります。最後の質問項目に移りたいと思います。2022年一般質問の大トリとなりました。結びの一番でございます。どうぞよろしく願いいたします。商店街や地元企業の活性化のみならず、人の流れを生み出す新たなプロジェクトや、市外に進学した若年者等の将来的な地元回帰への後押しとなる観点から、創業支援施策の現状をお伺いいたします。併せて、今回の質問はかなり重要な部分となりますので、ここも併せて確認をさせていただきたいと思います。こちらの創業支援の中でいう創業、このタイミングでございます。この創業のタイミングは具体的にいつかお願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 市内で新たに事業を開始する個人及び法人を支援するために、創業者等応援支援事業を実施しているところであります。創業のために必要となる店舗の改修費、設備の導入費、広報に係る経費などに対して、3分の2を補助するものであります。今年度も4個人と1法人がこの事業を活用し創業されており、業種としましては、飲食サービス業が3件、食品製造業が1件、生活関連サービス業が1件となっております。創業リスクを伴うものであります。志布志市商工会が実施する創業相談を受け、適切な事業計画を有していることを条件としております。多くの方に市内で創業していただき、新たな商品の販売やサービスの提供が増えることで、本市の産業並びに地域活性化につながっていくものだと考えております。今後も商工会、特産品協会、鹿児島県よろず支援拠点並びに金融機関等と連携・協力しながら、創業者の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** 創業の日ということでございますけれども、これにつきましては、新たに事業を開始する日ということでございます。

**○2番（栞山晋司君）** 市長のほうからも条件等をお伺いしました。また港湾商工課長のほうから、新たに事業を開始した日でよろしいですね。新たに事業を開始した日、これはどういったことでしょうか。勝手に私が「事業を始めます」と言った日なのか、開業届を提出した日なのか、これがどちらになるのかお伺いします。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** 個人の場合につきましては、所得税法で提出が定められている開業届において、開業のあった日の記載が必要ということで、その日です。それから法人につきましては、新たに法人を設立するというので、法人設立の登記申請をされた日、これをもって事業を開始する日というふうに考えております。

**○2番（栞山晋司君）** 今年度の施策でございますので、今年度で構いません。事業者が創業と



呼べる形であったものの、この創業支援の条件に当てはまらなかったケースというのがありますでしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 本年度につきましては、1件ということでございます。

○2番（栢山晋司君） 1件あるということですね。このタイミングの部分をお伺いしたところになります。この創業のタイミングは、非常に私個人としては重要なポイントになると思っております。例えば、開業のためにこの創業支援を受けるとなれば、会社に勤めながら開業というのは、これは当てはまらないですね。当てはまりますか。

○市長（下平晴行君） 創業というのは新たに事業を展開をする、開業というのは新たに展開するのですが、事業を實際行って、また事業を起こすというのが開業というのではないかなというふうに思います。

○2番（栢山晋司君） ちょっと整理させてください。今回開業と創業は別でよろしいのですか、一緒ですか。

[市長（下平晴行君） 何言か呼ぶ]

分かりました。例えばこれは開業のため、会社をお辞めになられて、開業のために会社を辞めると失業保険は適用外というふうになっていくことも多いかと思えます。失業保険がもらえない状態で、いわゆる収入がない状態でございます。開業届前に自らの蓄えもしくは借入金の借り入れ、事務所の用意、事業計画の用意、申請、そして許可を得て、初めて開業届を出さないと、この創業支援に当てはまらないようになってしまうのではないかなと思うのですが、これは僕の認識が間違っているのか、いかがでしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） これは市の事業ということであるんですけども、これをするにあたって、創業ですので今のところ創業というのが初めて事業をするということで、非常に慎重なことでもございます。ということで、それについては、タイミングの問題とか今言われるとおりいろいろあると思えます。ということで条件として、個人事業者が市内に住んでいることとか、そして創業に関してはほかの補助金を受けていないとかございます。その中で、まずは商工会のほうに実施する創業相談等を受けて、事業計画書を立ててもらいます。そういうことで、これで行きましょうという伴走を受けた上で、いついつぐらいにしますということを相談しながら、当然今回は補助金に関わってくるので、当然創業をする前に補助金申請をしていただくと、そして事業計画等ということでいきますので、そこ辺で相談をしていくと、そのような今いろいろイレギュラーなケースがございますので、そこが相談をちゃんとやっていけば、クリアになってくるのかなというふうには思うところでございます。

○2番（栢山晋司君） 様々なパターンを考えられる、想定されるお答えをいただきまして、非常に分かりやすかったのかなというふうに思っております。私の中で今お話を伺って、簡単にちょっと自分の頭の中で整理をすると、本市の創業支援としては、開業届直前までに全ての審査を終え、許可をいただけないと、やはりその対象者にならないというふうになっていくのかなと、そういうふうを考えております。これについては、担当課ともこれまで何度となく、もうか

なり長い時間をかけて市民の方とともに、担当の方ともお話をさせていただきましたので、変わらない御返答で食い違いがなくてよかったなというふうに思います。この創業支援という部分、時間的な緩和、これができないかというのを市長にお伺いしたいと思います。例えば、創業1年以内とか、2年以内とか、なぜこういうことを申しますかといいますと、所管事務調査で宮城県登米市というところに行ってきました。そこでビジネスチャンス支援事業という中に、登米市の創業支援策というのがございました。新たに創業する者ということで、6月1日からということになるんですけれども、6月1日以降に個人開業又は会社、会社法における株式会社、合同会社等を会社というふうにしますと、企業組合または協業組合の設立を行った者となっております。これはだから、「6月1日以降に」ということになっているので、例えば6月2日もしくは9月1日、翌年3月末までの設立ですよ、この間でも創業とみなすというふうな取組になっているようです。また、近隣でいえば曾於市ですね、商工業新規就業者、これは創業支援かというところとちょっと創業支援とは違うのかもしれないんですが、ここでも個人事業を開業して2年以内の者、個人事業を引き継いで2年以内の者とかですね、法人を2年以内に設立した代表者というふうによね、開業届を出す前じゃないんですよ。法人を設立する前じゃないんです。設立した後、この施策はこの期間やっていますので、創業とみなしますよというような取組をされていらっしゃるようなところがあるようですけれども、市長、この創業という部分、時間的な緩和のほういかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 私もこの創業あるいは開業というこの言葉、今質問がありましたとおり、私はこれを創業の定義の中に「事業を営んでいない個人」と、これはやはりそうではなくて、開業という考え方で、実際事業をしている人、商売をしている人、そういう人たちも対象となるようにしてくべきではないのかなというふうには考えております。そのためには、この制度の見直しをしていかなければいけないと思いますので、年度途中ではできませんが、新年度に向けて内部で十分検討して、そのような方向に向けて取組をしてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（栞山晋司君）** この創業支援の制度、自ら事業に取り組みたいという者にとっては、非常に人気のある魅力的な制度だと思っております。この志布志市で創業をしたい、そういうふうに思う事業者が本市の創業支援でいきますと、開業届前で無職の方、こういったことになってしまうのではないかとこのように心配をしているところです。創業という熱い気持ちを持ち、創業をしたい、事業を起こしたい、地元で貢献をしたい、そのようにやる気のある方がいらっしゃるわけですよ、そういった方が使われる。その方々がいるのにもかかわらず、今の段階だと、地元に戻ってきた、開業届を出して取り組んだ、創業支援に当てはまらなかった。これはですね、そのすばらしい熱意ある動きを鈍らせてしまう、加速させてあげることができるはずなのに、鈍らせてしまうような動きになってしまうのではないかとこのように、この施策ができてこれまで担当課の方と話をしながら、非常に私自身も悩んできた問題でございます。大変申し上げにくいことですが、この制度、先ほど市長からも答弁いただきましたが、不十分な施策であったのではないかなというふうに、私個人としては感じております。またこれについては、市長も今後また

年度内は変更できないが、新年度でということでお話を伺いました。当初、3月議会でしたね、これについて多くの方が意見を述べられたというふうに私の記憶の中にあります。それだけ市民のためになるのではないかと注目と期待が集まる施策だったというふうに私は感じております。だからこそ、多くの議員からもこの施策に対して、いろんな活発な意見が出てきたんだというふうに認識しております。ただ、だからこそ期待を持ってこの施策に対して賛成の意向を私も示しました。その一人として責任を強く感じております。議員という立場は施策に対して、チェック機構の一つだとしてあるものだというふうに認識をしております。なので、これは議員私個人、賛成した者としての責務も十分にあるのかなというふうに思います。だからこそ、この場でこれに対してもう少し柔軟性を持った取組をしていただきたいというふうに考えて、そして発言をさせていただいております。創業者に十分なチャンスを提供できる施策であることを望みます。市長のお気持ちをお伺いしたいと思います。最後に、よろしく願いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、この創業にこだわらずに開業ということでも対応していけるような、いわゆる補助金交付要綱の中身を内部で十分検討して、新年度からそのような見直しをしていきたいというふうに考えております。

○2番（栢山晋司君） 2011年6月、市長が市議会議員だった頃、若い方々がまちで非常に難しいことにチャレンジしていることに対して、市長がその中で一般質問した。そういう若い方々の取組に対して、「熱いエールを送った」という発言があったということを私は記憶しております。創業、志布志市で頑張りたいという熱い思いを持っている方々に対して、変わらない熱い思いをもって今の立場で応援していただけるような施策であることを望みます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、栢山晋司君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から15日までは休会とします。

16日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時38分 散会

## 令和4年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期日：令和4年12月16日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第61号 志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第66号 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について
- 日程第6 議案第67号 志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第7 議案第68号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第69号 志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第9 議案第70号 志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第71号 志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第72号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 財産の取得について
- 日程第13 議案第75号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第76号 志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第77号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第78号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第79号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議案第82号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第80号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第81号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第83号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第84号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第23 陳情第1号 「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書
- 日程第24 閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

日程第25 閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 萩 原 政 彦

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。



**日程第2 議案第61号 志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第61号、志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第61号、志布志市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、管理監督職の職員が、役職定年により他の職に変わることで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、引き続き管理監督職のまま勤務させることができることとありますが、具体的な判断の基準や運用についてはどのように考えているかとただしたところ、本条例では、高度な知識、技能または経験を必要とするものなど、業務の遂行上、重大な障害になるような特別な事由がある場合において、市長の判断によって最大3年間の延長が可能だが、延長を打診された職員の上承も必要である。実際に制度を運用するにあたっては、明確な判断の基準の作成を検討したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第61号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第61号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

### 日程第3 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第62号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第62号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、役職定年制度等が導入されるにあたって、給料月額7割措置が条例により降給事由として位置づけられるが、対象職員に対する公式文書での通知はどのような流れで行われるかとただしたところ、事由の対象となる1年前に、当該職員への情報提供や説明を行わなければならない規定となっている。本条例が可決となった際には、速やかに課長会等も活用しながら今後の流れなど情報の公開を進めていきたい。また、併せて、公式な通知文書等についても、準備や確認には余念なく取り組んでまいりたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第62号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

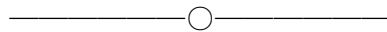
これから、採決します。

お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第65号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第65号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第65号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から総務課長、企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、昨今の情勢変化に迅速に対応することや、地域活動への支援体制の強化等を図るため、現行の企画政策課の体制を見直す必要があることは十分に理解するが、新たに設置するダイバーシティ推進係について、どのような業務を担う部署であるのか、名称から認識するには難しい面がある。名称の決定に至った議論の過程についてただしたところ、「ダイバーシティ」を直訳すると「多様性」という意味となるが、名称については、庁内の検討段階でも、市民に受け入れられないのではないかという意見があったところである。さらに議論を進めていく中において、様々な年齢・性別・国籍・人種、そして性的指向、性自認など、尊重されるべき多様な形を全て含めて「ダイバーシティ」と捉えるべきであり、さらに、今後はSDGsと同様に重要なキーワードになるものと考えられることから、市民の理解を深めていく意味においても、新設する係の名称に適しているという結論に至ったとの答弁でありました。

現在、順次移行が進められている地域コミュニティ協議会については、その役割の重要性から課題が山積しており、再編・新設される地域コミュニティ推進係の抱える事務量、負担はかなり大きなものになるのではないかと懸念している。コミュニティ推進課内には、今後役割の拡大が考えられるダイバーシティ推進係も設置されるが、本市が力を入れる地域コミュニティ協議会推進の機能に影響を及ぼすおそれはないかとただしたところ、地域との窓口を一本化した上で、地

域コミュニティ協議会の支援等をさらに強化する必要があるという趣旨で、地域コミュニティ係の設置を提案したところである。今後、地域コミュニティ協議会が主体となった施策を展開していく中で、事業の目的別に各所管課が対応、推進にあたる形で整理している。ダイバーシティ推進係についても同様のスタンス・考え方で、今後も取組を進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、コミュニティ推進課を設置することについては理解するが、令和5年度までに市内全域が地域コミュニティ協議会への移行を目指す中で、移行後の事業内容をさらに精査し、スピード感をもった推進と内容の充実を図るにあたり、コミュニティ推進課長がダイバーシティの推進まで兼務することは疑問である。地域コミュニティ協議会に特化した課の新設が必要であるとの考えから、反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第65号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、それぞれ課が新しくできて、12課が13課になるわけですね。そこで財政上の負担というのがどれぐらい変動があるのかという、そういったことについての議論は一切なかったのですか。

○総務常任委員長（青山浩二君） 財政上の云々ということに関しての質疑等は、なかったところであります。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第66号 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第66号、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第66号、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本条例によって男女共同参画の推進、多様な性を尊重する社会の実現といった基本理念が定められ、市、市民及び事業者の責務を明らかにする以上、市民に対して十分な趣旨の浸透を図らなければ、今後の施策展開に市民の理解が得られないことが考えられる。どのように周知徹底を進めていく考えかとただしたところ、今回の条例制定の大きな意義としては、基本理念に示した本市の強い意志を表明し、市内外に発信する機会であると捉えている。今回の条例制定にあたって、幅広い層からもヒアリングを行う必要性や、特に高齢化が進む地域における従来の価値観からの転換を促すことなど、様々な外部の組織、委員会からいただいた意見を踏まえながら、まずは身近なこととして興味を持ってもらうための周知徹底を第一目標としたいとの答弁でありました。

教育委員会との連携についても市の責務として本条例に明記されているが、具体的にはどのような形で基本理念に基づいた教育を推進していく考えかとただしたところ、男女共同参画を推進する中において、児童・生徒に対する教育は教育委員会の役割という位置づけがあることに伴い、今回の提案にあたって、市の責務として改めて明記したところである。特に、「自らの性の在り方について、幼少期に悩んだことがある」という声があることから、性の多様性を尊重しあう重要性をあらゆる機会、場面で学習することは、教育委員会と連携した形でこれまでと変わらず継続していくものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第66号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この条例の第2条で、それぞれの意味に対しての規定があります。市民、これは「市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内で活動する者をいう」ということで、市の責務もちゃんと明確になっています。市民と定義するのが、市内に勤務する者ということ、その中でそれぞれが市の責務そして市民の責務、事業者の責務ということ、これは市外から志布志市に勤めているその方に対しても、このことをきちんと求めているわけですね。そういったことで、市民としての責務、その勤務される方に対して事業者、どういう形で

それをきちんと勤務されている方にこの条例に基づいてきちんとやるという、そういったものがどういった形でやろうということでの議論、そして事業者としてしっかりとそのことをやるというふうにうたっているわけですけど、串間市、鹿屋市、都城市、曾於市、いろんなどころから勤務されています。そういった方たちにまできちんとしてやってもらおうと、その趣旨はとてもありがたいことだと思います。そこについて、事業者として勤めている方々に対する啓発の在り方とか、そういったことについての議論というのは一切なかったのですか。

○総務常任委員長（青山浩二君） 事業者に対して、具体的にどういった形でというところについての質疑等はなかったところでした。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

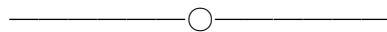
これから、採決します。

お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第6 議案第67号 志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第67号、志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第67号、志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本条例によって設置される中小企業・小規模企業推進会議については、関係団体の代表者など多種・多様な推進委員で組織され、振興施策推進のための活発な議論がなされるものとする。しかし、市内の各種団体に加入していない事業者は非常に多く、振興

施策の情報が行き届かない状況を懸念していることについてただしたところ、今回設置する中小企業・小規模企業推進会議は、商工会、観光特産品協会、県中小企業家同友会、港湾振興協議会、市内金融機関など、あらゆる組織に委員就任の打診を行い、幅広く意見を聴取できる機会とすることを意識している。同様に、情報の発信についても、LINEなど各種媒体を利用するなど、広く周知ができるよう考えていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第67号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

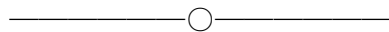
○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第67号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第7 議案第68号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第68号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第68号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和5年2月からコンビニに設置されている多機能端末機で、印鑑登録証明書の取得ができるようになるとの説明であるが、証明書発行手数料等は窓口交付と異な

るのか。また、行政手続においては、押印廃止が進められているが、これまで証明書に押印されている市長印は、どのような取扱いになるのかとただしたところ、コンビニで交付する証明書は、市役所窓口で交付する証明書と変わらない内容であり、偽造防止加工もされている。印鑑登録証明書の発行手数料は、市役所窓口、コンビニいずれの場合も200円である。また、証明書に押印される市長印は、今後も押印された形が継続されるとの答弁でありました。

マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書の交付を受けられるとの説明であるが、カードを有していない方は、どのような対応となるのかとただしたところ、マイナンバーカードは、証明書を発行するための媒体として活用ができるようになるが、これまで印鑑登録をされた方には、市民カードを発行しており、今後も市民カードが印鑑登録証である点は変わらないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

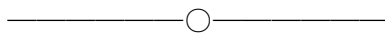
これから、採決します。

お諮りします。議案第68号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第69号 志布志市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について

日程第9 議案第70号 志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

日程第10 議案第71号 志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第69号から、日程第10、議案第71号まで、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第69号、志布志市特別会

計条例の一部を改正する等の条例の制定について、議案第70号、志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、議案第71号、志布志市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業集落排水事業に、地方公営企業法を適用する意義は何かとただしたところ、国は、公営企業会計の適用のさらなる推進として、令和6年度開始に向け、公営企業会計への移行を要請しているところであるが、本市においては、令和2年度から移行準備事業を実施し、1年前倒しで取り組んだところである。地方公営企業法を適用する意義としては、複式簿記により資産を含んだ形で、経営状況を的確に把握し、中長期的な視点で、経営方針を適切に決定できる点が挙げられるとの答弁でありました。

公営企業会計への移行により、今後の事務体制等はどのように変わるのかとただしたところ、今回の公営企業会計への移行は、財務規則のみの一部適用となり、会計事務も会計管理者へ委任する体制を執るために、事務量は大きく増減するものではないと考えている。今後は、複式簿記が導入されることになるが、移行作業の委託事業者のサポートを受けながら、引き続き職員のスキルアップに努めていきたいとの答弁でありました。

農業集落排水事業は、環境保全や河川浄化に大きく貢献しているが、毎年、一般会計から多額の繰入金が必要な状況となっている。地方公営企業法の適用により、各自治体の実態が見える化されることで、国は、何らかの対応を行う考えがあるのかとただしたところ、国においては、公営企業会計適用後の資本費平準化債について、発行可能額における激変緩和措置を、新たに計画しているところである。また、経営状況についても、健全化に向けて改善すべき点が見える化されれば、有効に活用していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号、議案第70号、議案第71号の以上3件については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第69号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第69号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議決されました議案第69号については、後で提案されました議案第73号が先に議決されておりますので、改正条文の改正前、改正後の字句等を整理する必要がございます。

そこでお諮りします。

議決の結果、生じた字句等の整理については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号については、議長において字句等の整理を行うことといたします。

これから、議案第70号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第70号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第71号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第71号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第72号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第11、議案第72号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。



本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第72号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から税務課長補佐ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、督促手数料の廃止は、金融機関の負担軽減や納税者の利便性向上を目的としているが、上位法における徴収規定などとの関係性に問題はないか。また、市で徴収する全ての督促手数料について、今回の廃止が適用されると考えてよいかとただしたところ、督促状については、地方税法により発しなければならない旨が規定されており、今後も送付は必要である。督促手数料は、条例の定めるところにより徴収できるものであり、廃止することについて上位法との関係に問題はないところである。また、市が督促状を発する全ての債権について、今回督促手数料を廃止するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第72号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第72号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

## 日程第12 議案第74号 財産の取得について

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第74号、財産の取得についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

て、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第74号、財産の取得について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回取得を予定している土地以外の箇所について、今後の取得見込みはどのようになっているかとただしたところ、当該土地については、現在、土地所有者との間で交渉を行っており、今後、周辺一帯としての整備計画を示すことができるよう、引き続き協議を進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第74号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回の買収の目的ということで、観光拠点用地ということになっていきます。これまで本市も、いろんな土地を取得したり、処分したりしております。今回買収をして観光拠点の用地とするということで、ここに対しての土地の生かし方、そして実現に向けてのタイムスケジュール、何を造り、何をするとタイムスケジュール、そういったものは一切質疑としてなかったのかというのが1点であります。これまでここに掲げてあるこの土地についても、取得後長い時間を経過して現在に至っている、そういったことに対しての質疑・検証はなかったのか、その2点についてお願いをします。

○総務常任委員長（青山浩二君） タイムスケジュールに対しての質疑はございませんでした。それから後段の質疑をもう一回お願いします。聞き逃してしまいました。

○19番（小園義行君） ここを買収し、施設を造るのか、それとも何か他のものを運用するための土地として取得するのか、その観光拠点用地という買収目的になっていきますが、そこについては質疑は一切なくて、可決をしたのかということであります。タイムスケジュールについてはなかったということです。何をここに施設を造るのか、そういったこと等含めてですね、観光拠点用地として買収するというのであれば、何かの計画がない限り土地を買うということについては非常に先々、また長いことこの土地が遊んでしまうという心配があるから、そのことの質疑はなかったのかということを知っています。

○総務常任委員長（青山浩二君） この土地につきましては、観光拠点用地として買収するものでありまして、可決となった際には平地にして民間活用をしていきたいというような答弁ございました。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第13 議案第75号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第75号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第75号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、指定の期間を20年としていることについて、趣旨や背景は十分に理解するところだが、これまでそのことに特化した議論を議会との間では行っていないという点で、拙速な判断ではないかという考えには至らなかったか。選定委員会による結果を受けての提案ではあるが、本委員会における説明で納得が得られなければ、簡単に賛成の意思を示すことはできない。当局の見解についてただしたところ、今回の提案については、いろいろな考え方があることや、一般会計からの繰出しが今後も続くのではないかという意見があることについては理解をしている。その上で、無償譲渡、有償譲渡、無償での賃借など、ありとあらゆる可能性について庁内でも議論を重ねる中で、譲渡という選択は、国民宿舎ボルベリアダグリが、本市における観光の拠点であるという位置づけを失うものであり、雇用の継続や、周辺一帯を巻き込んだ今後の整備計画にも影響を及ぼすものと考えている。施設の維持・管理は本市の責任としつつ、長期的な視点と計画で観光振興につなげ、少しでも歳出減につながるよう業務仕様書の見直しについても行っているとの答弁でありました。

指定管理者の運営状況によって、適時指定期間の見直しを図るような考え方を持っているかと

ただしたところ、今回新たに、評価・点検の項目として外部アンケートによる意見聴取を行うことや、市職員による定期的な現地調査などについても実施しながら、必要に応じて改善を勧告するものであるが、運営状況に改善が見られない場合は、地方自治法に基づき、指定の取消しができることとしているとの答弁でありました。

新型コロナウイルス感染症の影響に対しては、今後もこれまでと同様に不可抗力という形で捉えて、納付金の免除や、財政的な支援を継続する考えかとただしたところ、今後については、たとえコロナ禍であろうと、営業、宿泊、飲食などについて努力の手法や姿勢が示されなければ、一律に支援を行うようなものではないことについて、業務仕様書内のリスク分担表に明記している。さらには、現状でも新型コロナウイルス感染症の影響下にあることを理解した中で、指定管理者の候補として名乗りを上げたことに鑑みても、しっかりと両者間でそのような意識を持って運営にあたるとの答弁でありました。

物価変動や不可抗力によるリスク分担については、原因や状況に応じて市と指定管理者との間で協議の上、負担割合を決定することとしているが、現状において具体的な規定等があるかとただしたところ、物価変動等を起因とするリスク分担は、これまで指定管理者との間で協議の上、決定するような仕様ではなかった反省を踏まえて、今回新たに盛り込んだ対応となっている。状況に応じた具体的な負担割合などについては、今回の定例会において可決となった場合に締結する基本協定に明記していくなど、議論を尽くすよう努めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第75号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

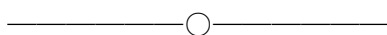
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。  
お諮りします。議案第75号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第75号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第14 議案第76号 志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第76号、志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指

定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第76号、志布志市多目的イベント広場の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者に行わせる業務の範囲に基づいた指定管理料についてはどのような考え方になっているかとただしたところ、指定管理者による自主事業の運営や、多目的イベント広場の除草作業、施設利用のための受付業務などを積算したところ、利用料が指定管理者の収入となることも加味した上で、指定管理料としては50万円と考えているとの答弁でありました。

維持管理という観点から、今後様々な修繕費の発生など予想されるが、市と指定管理者の間で費用負担割合についての協議はなされているかとただしたところ、規模の大きな建造物については市の責任において修繕すべきものと考えている。指定管理者は、備品の修繕、管理区域内の芝の整地などを行うものであるが、そういった修繕に係る市との間の具体的な基準は、原則として20万円未満の修繕費である場合を指定管理者の負担と想定しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第76号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第76号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第15 議案第77号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について**

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第77号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第77号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、社会福祉協議会から提出された事業計画書では、「組織再編による人員・運営体制の整備、経営見直しによる効率的な運営努力及び職員個々の資質向上を図る」とあるが、今回の指定にあたり、これまでの5年間でどのように評価しているかとただしたところ、社会福祉協議会の各支所については、市役所松山庁舎・有明庁舎内に移転し、市との連携体制が強化されたと考えている。また、運営体制については、令和2年度及び3年度は黒字経営に改善しており、会長を中心に職員一人ひとりが、業務見直しに取り組んだ結果であると評価しているとの答弁でありました。

指定管理期間の更新にあたり、実際に施設を管理している指定管理者の立場から、利用者増加等に向けた施設修繕や改修についての要望はないのかとただしたところ、健康ふれあいプラザは、建設後32年を経過し、指定管理者と協議しながら年次的に改修等を行っている。事業計画には示していないが、社会福祉協議会においては、各種相談業務が増加しているため、現在利用していない給食棟の利活用について協議しているところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第77号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第78号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第78号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第78号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員5名出席の下、審査に資するため、執行部から農政畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案並びに付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者に、引き続き志布志市農業公社を選定し提案されているが、それぞれの施設の現在の管理形態はどうなっているかとただしたところ、現在の管理形態は、松山農業管理センターについては、農業公社職員2名が配置されている農業公社松山事業所が同じところにあるため、センターの事務所及び農業機械等を修理・収納する格納庫を管理させている。松山農業研修生等滞在施設及び松山農業研修施設については、宿泊棟と作業棟であるが、施設を利用する農業研修生が、ここ数年全くいないため、施設利用の幅を広げる協議を国と行い、外国人技能実習生を雇用している市内農業者に貸し出すよう見直しを図ったところである。志布志市農業研修施設については、農業公社に譲渡したピーマンハウスの中にある倉庫と休憩棟であり、農業公社に管理させている状況である。

この志布志市農業管理センター及び農業研修施設は、農作業受託により生産者の労働力の確保、生産コスト低減の支援及び地域の担い手となる生産者の育成を目的に設置されており、指定管理候補者の志布志市農業公社も同様の目的で設立された法人であることから、同法人に管理させることが最も効果的かつ効率的と判断し、選定し提案したところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第78号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第78号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。



午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします



#### 日程第17 議案第79号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第79号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました議案第79号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第11号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月7日、委員18名出席の下、審査に資するため、林業用施設の被災箇所、井手間資源ごみ収集所の現地調査を実施した後、12月9日に、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、予算書並びに説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回、公共下水道事業特別会計の廃止に伴う事業債の繰上償還に係る繰上金が計上されているが、国が繰上償還を認めるような基準があるのかとただしたところ、公共下水道事業特別会計の廃止とともに、事業自体を完結し、事務をスリム化することも目的として繰上償還を行うものである。一般的な事業を展開する場合においても、繰上償還は認められているが、補償金が発生することや、地方債は負担の平準化を図ることを目的の一つとしていることから、無理に繰上償還を行うことなく、負担の平準化を図っていくという立場で、財政運営



を行う必要があると考えているとの答弁でありました。

次に、農業委員会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、農地台帳システムの改修の概要についてただしたところ、全国の農地情報の一元管理を目的とした農業委員会サポートシステムが運用開始されることに伴い、3庁舎で共有されている農地台帳システムのデータ移行が必要となったことから、システムを改修するものであるとの答弁でありました。

次に、保健課分については、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、公共下水道事業特別会計を廃止することに伴う地方債の繰上償還については、どのようなタイミングで行われるのか。また、公共下水道事業は、設置から20数年もの間、長く休止状態であったが、償還額は合計で幾らになるのかとただしたところ、現在、公共下水道事業の廃止手続きを行っており、今月中に県知事から廃止決定通知が出る予定である。それに合わせて、貸付けの相手方と繰上償還日の2か月前までに、繰上償還月と繰上償還額の決定を協議することになっているため、今定例会での補正予算計上となった。また、償還額については、元金・元金利子合わせて総額約8,100万円であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、マイナンバーカード推進事業について、市役所の担当窓口は混雑している状況であるが、アピア等の商業施設における出張申請窓口の実施体制及び申請実績はどのような状況かとただしたところ、マイナ推進事業の実施によりマイナンバーカード申請が増加し、令和4年11月末現在で、申請率が78%近くとなったところである。アピア等での出張申請窓口の開設は、年度当初は月一回程度の実施を計画していたが、9月からは毎週日曜日に開設し、職員体制についても、申請者の増加により年度当初の4人程度を、8人から10人程度に増員し、対応したところである。なお、10月から11月までの出張申請窓口での申請実績は1,385人であったとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、多面的機能支払交付金事業について、適用除外に伴う交付金の返還理由をただしたところ、多面的機能支払交付金事業の対象となっている農用地内に、病院建設が計画されているため、面積約2ha分の農用地を対象から除外するものである。現在、除外地に係る農地法の農地転用除外を申請しており、手続に係る農業委員会事務局や農政畜産課とは、連携・調整を終えているところであるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、全国和牛能力共進会鹿児島大会について、残念ながら本市和牛の出場はできなかったところであるが、出場に向けて強化に取り組んだ5年間をどのように総括しているのか。また、全共鹿児島大会の成績を利用して、牛肉の消費拡大をPRする牛肉PR事業はどうなっているのかとただしたところ、5年前から全共鹿児島大会の出場に向けて、随時、導入

事業等を繰り返しながら取組を強化してきたところであるが、最終的に機運の高まりに不足があったと感じている。ただ、県の最終予選会に出場した若い生産者の方々が、かなり刺激を受けた感想を持っており、5年後に向けた考え方としては、若い生産者を中心とした意識の啓発や牛自体をどのような形で強化していくか、技術者の育成や横の連携、最新情報を適時取り入れながら調査・研究し、段階的な強化に取り組みたい。

また、牛肉PR事業については、やっちく秋の陣まつりや志布志駅前イルミネーション点灯式、JAあおぞらクルマルシェのイベントにて各200食を振る舞っており、今後も、志布志駅前ポップマルシェで振る舞う予定である。なお観光特産品協会と連携したキャンペーンでも商品提供を行う予定であるとの答弁でありました。

次に、総務課分については、予算に直接関連する質疑はなかったところであります。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、燃油価格等の高騰により、市文化会館と志布志運動公園の運動施設に係る指定管理料を増額しているが、ほかの所管施設について影響はないのかとただしたところ、今回の補正予算計上にあたっては、所管施設の指定管理者に本年度の決算額を見込んでもらうなど、燃油価格等の高騰による影響を確認したところである。その結果、ほかの施設についても影響は生じているが、現時点においては、予算の範囲内で対応できる見込みであるとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、蓬の郷のふるさと交流センターの運営について、現在は、以前のような厳しい行動制限はなく、全国的な流れとして来客者が戻り始めている中で、約1,700万円の指定管理料とした根拠についてただしたところ、蓬の郷については、本年4月から9月までの間、時短要請協力金や雇用調整助成金なども活用しながら、赤字のない収支で運営を行っていたが、急激な物価・原油価格の高騰があったことや、規模の大きな宴会は現状においても予約が入っておらず、全国的には回復傾向が見られる中ではあるが、経営としては非常に厳しい状況となった。このことを受けて、基本協定、年度協定に明記されたリスク分担に基づき指定管理料を算定し、今回の計上に至ったところであるとの答弁でありました。

以上で全ての課・局を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第79号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第79号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第18 議案第82号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第82号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第82号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響から、施設運営の継続が厳しく、年度納付金の納付が困難になったことに伴う減額の提案である中で、現在の指定管理者は業務継続の意思がない旨の説明を受けているが、今後必要となる引継ぎのスケジュールはどのように考えているかとただしたところ、12月16日の最終本会議における議決結果次第ではあるが、仮に可決となった場合、市、新・旧指定管理者の3者による挨拶を皮切りに、令和5年2月には従業員雇用の通知、同年3月に備品関係の打合せを行う予定である。また、令和5年4月以降の宿泊予約受付に係る取扱いについても、市担当者同席の下、新・旧指定管理者間において遺漏のないような形で引継ぎを行う予定であるとの答弁でありました。

今回、2,000万円の納付金を減額するに至った根拠として、指定管理者の収支の状況にどのような支障があったと捉えているかとただしたところ、9月定例会において、指定管理者は固定経費の削減や様々な企業努力を実施しているが、コロナ禍の影響から経営状況の悪化が続いているため、必要な予算措置として約5,600万円の指定管理料を計上したところである。現在、同様の状況が続いていること、また、原油価格の高騰の影響も重なっていることを考慮した今回の納付金減額措置であるが、指定期間が満了する令和5年3月末までの間、指定管理料の抑制につながるよう、最後まで経営努力に取り組んでいただくことをお願いしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第82号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第82号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第82号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第19、議案第80号から、日程第22、議案第84号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号から議案第84号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第19 議案第80号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第80号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算につきまして、一般管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ241万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億417万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の財産収入は、農業集落排水事業積立基金利子を3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を241万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費は、一般管理費の給料を15万4,000円、需用費を226万9,000円、積立金を3,000円増額し、職員手当等を8,000円、共済費を5,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

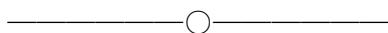
これから、採決します。

お諮りします。議案第80号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第20 議案第81号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第81号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算につきまして、公債費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,438万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,718万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1,438万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債償還金の元金を1,341万1,000円、利子を97万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第81号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） ここで市長より、市職員の不祥事に関して発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（下平晴行君） 職員の不祥事につきまして、御報告及びおわびを申し上げます。

消防団方面隊及び市が管理する備品を窃取した職員を、去る11月25日に懲戒免職処分といたしました。また、消防業務を担当する職員による消防備品の窃取という想定を超える事件ではありましたが、社会通念上、指導監督の立場にある所属長として、道義的な責任は免れないとして、当該職員の所属する課の課長を嚴重注意処分といたしました。

私の責任につきましては、議案の提案理由の中で説明させていただきます。

綱紀の保持及び法令遵守の徹底に向け、全庁を挙げて取り組んでいる中での今回の不祥事の発生につきましては、大変重く受け止めており、議員各位をはじめ、市民の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げます。

今後も、引き続き職員教育や研修を徹底し、法令遵守はもとより、常に全体の奉仕者として、強い自覚と緊張感を持って職務に専念するよう、職員の徹底した意識改革を図り、市政の信頼回復に全力で取り組んでまいりたい所存であります。

—————○—————

日程第21 議案第83号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第21、議案第83号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、職員の不祥事の発生について、市民の皆様に対し陳謝し、任用する市を代表する者の責任として、市長の給与の減額措置を講じるため、その期間及び比率を定めるものであります。

内容につきましては、私の令和5年1月に支給される給料の月額を、特例措置として10%減額することを規定するものであります。

附則第2項におきまして、本則第3条第1号に規定する市長の給料の額83万1,000円を、令和5年1月に支給する分に限り、同額に100分の10を乗じて得た額である8万3,100円を減じ、74万7,900円とする特例措置を規定するものであります。

なお、手当の額の算出の基礎となる給料月額につきましては、減額していない83万1,000円のままとなります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第83号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第84号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第12号）

○議長（平野栄作君） 日程第22、議案第84号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第12号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、出産・子育て応援交付金事

業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,293万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ313億4,426万2,000円とするものであります。

それでは、予算書の3ページ及び付議案件説明資料の2ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為の事項及び期間を定めるとともに、限度額を総額で6,888万3,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

11款、地方交付税は、普通交付税の追加交付に伴い8,988万2,000円増額しております。令和4年度の普通交付税の交付額は60億8,576万1,000円となり、前年度と比較して3億7,099万5,000円、5.7%の減となりました。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の衛生費国庫補助金は出産・子育て応援交付金事業を1,611万2,000円、予算書の8ページ、県支出金の県補助金は、同じく出産・子育て応援交付金事業を402万8,000円計上するものであります。

予算書は9ページになりますが、繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として9,234万4,000円減額、ふるさと志基金繰入金は、出産・子育て応援交付金事業に充当する経費として402万8,000円増額するものであります。

予算書の10ページをお開きください。

諸収入の弁償金は、窃取された備品の弁償分として123万3,000円計上しております。

予算書は11ページになりますが、歳出の総務費の総務管理費は、議案第83号の可決に伴う私の給料及び懲戒免職処分に伴う一般職の職員の給料等を、合わせて173万8,000円減額しております。

予算書の12ページ及び付議案件説明資料の3ページをお開きください。

衛生費の保健衛生費は、安心して出産・子育てができるよう寄り添い、出産・育児等の支援につなぐ、伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊産婦等に対し、経済的支援を一体的に実施するため出産・子育て応援交付金事業に係る経費を2,416万8,000円計上するものであります。

予算書は13ページになりますが、農林水産業費の農業費は、県内で発生している鳥インフルエンザに対応する経費を50万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（西江園 明君） 予算書の3ページの債務負担行為についてちょっとお伺いしますけれども、上のほうの消防資機材整備事業、弁償金と同額が債務負担行為として令和5年度として計上されているわけですけど、令和5年度に購入するということなのですけども、結局その事件があって、こういう緊急用の備品というのがない状態がずっと今まであって、今回相手との協議で



弁償がされるから歳入としては計上されますけれども、本当はこういう緊急用の備品というのは、あって当然の品であって、こういう形ではなくて、もう単独でも予算を組んで品物をまず揃えて、まして今回は歳入は計上してあるけど歳出は計上されず、令和5年度の債務負担ということは、極端に言えば、分団によっては1年間そういう備品がないという状況があり得るわけですね。果たしてこういう対応の仕方が、行政としていかなものかと思えますけど、その辺について何でこういう予算の組み方になったのかを説明をお願いします。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

窃取が分かった9月からですけれども、それぞれ各分団の発電機が主なものでございました。これにつきましては、現在各分団ごと予備の発電機、そして分隊におきましては分団の双方の詰所がございますので、そちらの運用を兼ねてということでの対応をさせていただくということで、各分団にはその旨の運用ということをお願いをしている中ではあります。確かに緊急用ということで、その資材について必要性を十分感じておりますが、発電機につきましては、現在消防車両にも投光器等の機能が付いている消防車両等もございますので、そういうものを併用しながら活用していきたいと思っております。

歳入につきましては、現在も計上してございますが、その中で備品を発注するというようなことで、12月補正予算でも対応したいと思っていたのですが、現状のこの3個の備品の発注についての納入時期が未確定というような状況もあった中では、このような予算の措置という形で来年に向けての備品の配置ということをお願いしたいということでございます。

○13番（西江園 明君） 併用ができるのがあるからそういうところでという、予算の組み方として例えば今回歳出を組んで、今課長が答弁したように、最近はよくいろんな部品が足りなにかいうことで納入が難しいという、それだったら繰越しという仕組みもあるわけですね。だから当然予算はやはり必要性があるものは目に見える形で組むべきで、こういう来年度に送るという形が果たして正しい組み方かなと疑問に思ったところです。そういう緊急時に必要な、市民に不安を与えないようなですね、分団の方たちにも団員の方たちにも、「いつくっとやろかい」というような不安を与えないような、予算の在り方というのを考えていただきたいと思って質疑をしたところですけれども、あくまでも今回は、そういう12月で予算を組んで3月までには困難だったからこういう形にしたということでもいいですか、確認です。

○総務課長（小山錠二君） はい、そのとおりでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第84号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

**日程第23 陳情第1号 「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書**

○議長（平野栄作君） 日程第23、陳情第1号、「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第1号、「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書」について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員全員出席の下、審査を行いました。

本陳情は、本年3月定例会で当委員会に付託され、これまで継続審査としておりましたが、委員間で協議した結果、結論を出すべきではないかという意見があり、討論を行いました。

反対討論として、次のような要旨の討論がありました。

これまで、当委員会では、調査・研究と慎重な議論を継続して行ってきたところである。川内原発の20年運転延長については、様々な課題が残されているという趣旨は十分に理解するが、本陳情では、志布志市議会として川内原発20年運転期間延長に伴う課題の調査・研究を早期に開始し、議会での議論内容を市民へ情報提供することを求めている。当市議会がそうした対応を行うためには、原発に対する高度で専門的な知識が必要なことや、近隣自治体においても多くが採択には至っていないことを踏まえると、市民への情報提供は非常に難しいと考える。また、現状において、原発の代替となりうるエネルギー供給の具体的な方策がない中であっては、運転期間の延長自体やむを得ないという考え方も理解できる。以上のことから反対するものである。

賛成討論はなく、以上で討論を終え、採決の結果、陳情第1号については、全会一致をもって、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 原案に賛成の立場で討論をいたします。

総務常任委員会においては、長い期間にわたってこれを委員会で審議されてきて、こういう不

採択という結論であるということでもあります。今、福島県の現状を見ても、原発がああいうことになって、10年経ってもいまだに福島県では汚染水が毎日のように出てくる。ひとたび原発が事起きたら、大変なことになるということはもう皆さん御承知であります。この陳情は、「原発20年延長に反対してください」と、そういったことではない陳情であります。その中で私は考えます、知らないところでは賛成も反対もできないという、そういうことだろうと思います。今、元総理大臣を務められておられた小泉純一郎氏が、その総理大臣の職を辞した後、いろいろ勉強をされ、研修をされて、外国のそういったものを見た上で、原発に対する調査をきちんとやった上で、「脱原発に向かうべきだ」ということを表明をされて、講演活動をされております。国に対してもそのことを求めておられます。自分が総理大臣のときには、この原発は「安全だ」と思っていたと、でもひとたび福島県のある現状を見たときに、「これでいいのか」と、「総理大臣が決意したらすぐ脱原発は可能だ」と、そういうこともお話をされておられます。知らないときは推進をしたけども、自分が調査・研究し、いろんな真実を、科学的判断を理解した上で、「やっぱり原発はまずい」ということを、総理大臣として国の政策として進めてこられた小泉元総理大臣が「脱原発に向かうべきだ」と、「日本は地震国であり、こういった惨事がまた起きる可能性も高い」ということでお話をされ、講演活動等々されております。この20年延長というのは、この趣旨にも書いてありますように、原子炉等規制法が改正されて、原発の寿命が40年と、これが国の法律で決められたところでもあります。それが一方で、原子力規制委員会が認可すれば1回に限り最長20年延長できると、こういうことになっております。現政権も突然ロシアによるウクライナへの軍事侵攻やそういった問題で、エネルギーの関係がいろいろあったのでしょうか。原発の再稼働、新增設そういったほうにかじを切るということ、岸田総理大臣が表明をされております。私は、平成3年に志布志町議会の議員に当選をして議員として活動をしてきました。その間、九州電力が串間市の都井岬のところに原発立地の計画が出ました。志布志町議会としていろいろな議員の方が、時の首長に対して、「この原発立地についてはどう考えるのか」ということで、何回も議会の中で一般質問がありました。そして、時の谷口芳郎町長が「串間市の原発立地については反対である」という答弁をこの議会でされました。志布志町として原発立地には反対であると、そのことで一般質問の答弁があったその次の日です。日経新聞の一面に「保守系町長、隣町の原発立地に反対を表明」と、これが一面に踊りました。国の政策に異を唱えたというふうに映ったんでしょう。でもそれは私は違って、志布志町の町民の命、健康、暮らしを守っていく、その立場であえてあの谷口芳郎町長の「立地に反対だ」という答弁がされたものだというふうに理解しております。

この陳情は、「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究を早急に開始し、議会での議論内容を市民へ情報提供してくださいという陳情であります。反対をしてくれとか賛成をしてくれ、そういったものではありません。議員の皆さんよく考えてください。私たち議員は議会として所管事務調査をし、いろんなところに行き、調査・研究をして、我がまちの行政に提供し、実現をしてくださいとそういう提案をされます。また、会派でもそれぞれ調査・研究と、そうい

うことでいろいろなところに行かれて、その調査・研究の結果を議会で行政に届けるということをしております。この陳情は、原発の20年延長に反対ということではありません。ひとたび問題が起きたらどういうことになるか、20年延長をすることで国が40年と定めたそのものに対して、課題として何があるのかと、ひとたび問題が起きたときに志布志市の市民の命、健康や暮らし、産業をどう守っていくのか、どういった課題があるのかという調査・研究をしてくださいということでもあります。私は、この陳情に対しては、もろ手を挙げて賛成であります。なぜなら、ひとたび川内原発に問題が発生したときに、私たちはここに果たしてこうやって議会で議論をしている、こういうことが難しい状況も想定されると、そういう思いがあります。それは福島県原発の事故を見て、故郷を離れなければならなかった方たちのことを考えたときに、調査・研究し、課題が何なんだろうと、それを市民とともに共有していく、そういうことをやってくださいという陳情であります。まさに私は、私たち議員には当然当局もそうですけど、市民の皆さんの命や暮らし、健康、産業を守っていく、それを負託されております。そういったリスクが考えられることに対しては、私たちはしっかりと向き合って何が課題なのか、そういったものを調査・研究をして、市民とともに共有し、それを川内原発の20年延長に反対してくださいと、そういうことではない陳情でありますので、ぜひこのことについては採択をしていただき、市民の皆さんとともにこの原発に対してもしっかりと共有していくということが必要だというふうに思います。

よって私は、この陳情には賛成ということで、議員の皆さん方の賛同を心からお願い申し上げて、私の討論とさせていただきます。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本陳情に対する所管委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

お諮りします。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立少数です。

したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第24 閉会中の継続審査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第24、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

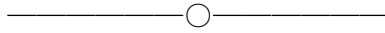
配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第25 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第25、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

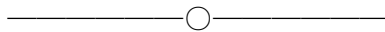
配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（平野栄作君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和4年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時05分 閉会